

新型コロナウイルス感染症対策 に関する記録

令和5年9月
高知県

【趣旨・目的】

新型コロナウイルス感染症対策については、令和2年2月に高知県初の感染者が確認されて以降、医療提供体制の整備や県民等への協力要請、事業者への支援など、これまで全庁で様々な取組を行ってきた。

こうした取組や評価（課題）・教訓について、今後次なる感染症が発生した際の対応に生かすため、記録として取りまとめた。

【目次】

| | | |
|------|-----------------------------|----|
| I | 高知県内の感染状況 | 1 |
| II | 新型コロナウイルス感染症対策の組織体制 | 4 |
| III | 感染者数、ステージ判断、主な取組の推移 | 6 |
| IV | 取組内容、評価（課題）・教訓等 | |
| 1 | 総括（まとめ） | 8 |
| 2 | 医療提供体制の確保等 | |
| (1) | 医療提供体制 | |
| ① | 検査体制 | 11 |
| ② | 無料検査 | 13 |
| ③ | 入院医療体制 | 15 |
| ④ | 医療従事者支援 | 17 |
| ⑤ | 宿泊療養体制 | 20 |
| ⑥ | 自宅待機者・療養者への対応 | 22 |
| ⑦ | 自宅療養者への投薬対応 | 24 |
| ⑧ | 発生届の取扱い変更に伴うフォローアップセンターの運用 | 25 |
| ⑨ | 患者の受け入れ調整・搬送調整 | 26 |
| ⑩ | 医療用物資の確保 | 28 |
| ⑪ | 一般医療への影響 | 29 |
| ⑫ | 県立病院の医療提供体制 | 31 |
| (2) | 医療調整本部・保健所体制 | 33 |
| (3) | 相談体制（健康相談窓口） | 37 |
| 3 | 感染防止対策 | |
| (1) | 感染状況に応じた感染防止対策の呼びかけ | 39 |
| (2) | 第1波における緊急事態宣言と県の対応 | 44 |
| (3) | 第2波における県の対応 | 48 |
| (4) | 第3波及び第4波における県の対応 | 49 |
| (5) | 第5波におけるまん延防止等重点措置と県の対応 | 56 |
| (6) | 第6波におけるまん延防止等重点措置と県の対応 | 63 |
| (7) | 第7波におけるB A . 5 対策強化宣言等と県の対応 | 68 |
| (8) | 第8波における県の対応 | 72 |
| (9) | ワクチン接種の促進（市町村への支援等） | 74 |
| (10) | 施設等のクラスター対策 | 76 |

| | |
|----------------------------|----|
| (11) 第三者認証制度（「あんしん会食推進の店」） | 82 |
| (12) その他 | 83 |

4 経済対策

| | |
|----------------------|-----|
| (1) 事業継続、雇用維持・確保への支援 | 85 |
| (2) 需要喚起・回復策 | 110 |
| (3) 事業者等に向けた相談等 | 125 |

5 県民生活・社会活動

| | |
|----------------------|-----|
| (1) 生活困窮者等への支援 | 126 |
| (2) 学校（専門学校・大学含む）・教育 | 130 |
| (3) 文化・スポーツ・イベント | 142 |
| (4) 県有施設の対応 | 146 |
| (5) 災害時の対応 | 153 |
| (6) 人権、心のケアに関すること | 154 |
| (7) 相談体制（問合せ窓口） | 156 |

6 広報・情報発信

| | |
|----------------|-----|
| (1) 県民に向けた情報発信 | 157 |
|----------------|-----|

<参考資料>

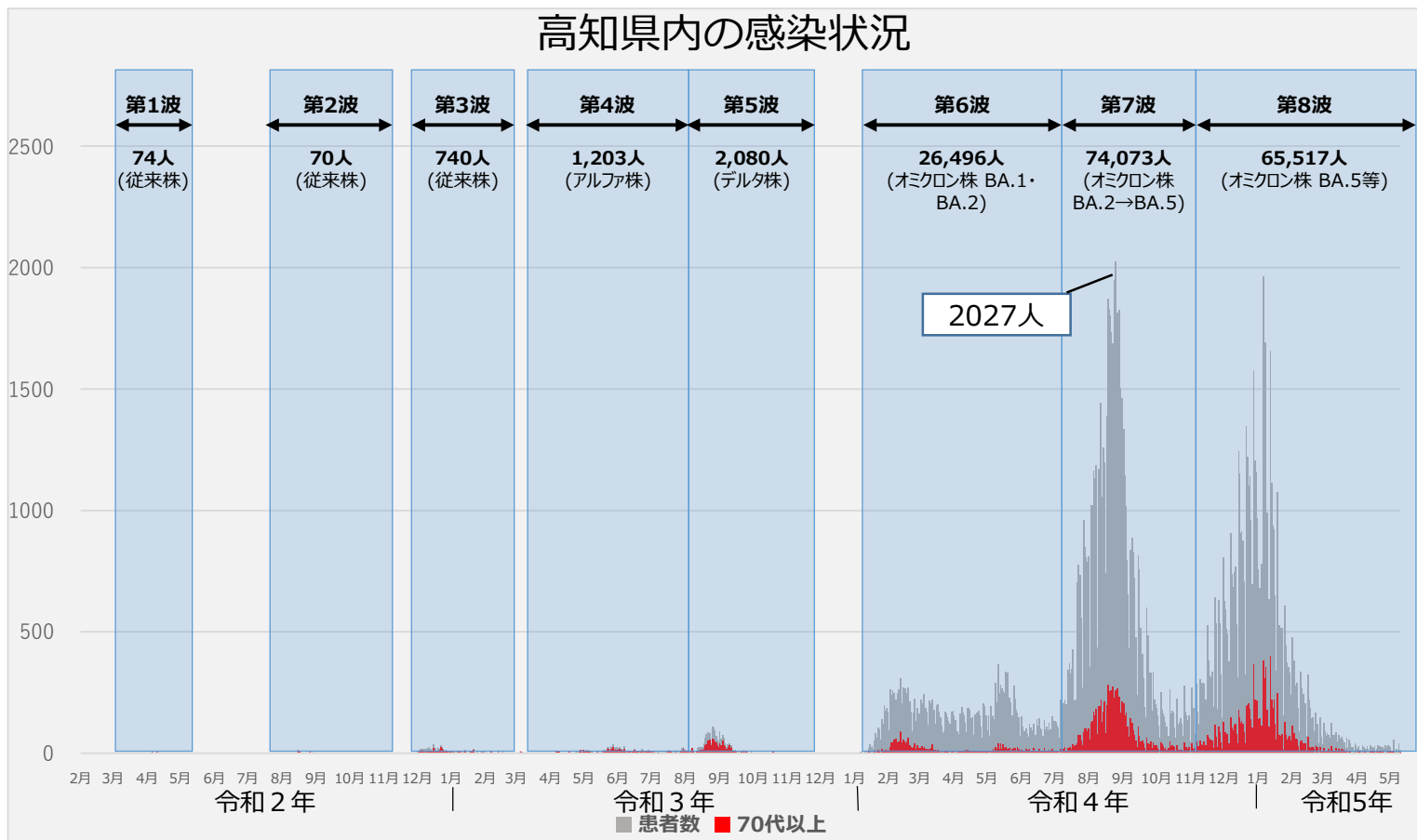
| | |
|------------------------------|-----|
| ① 高知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 開催概要 | 159 |
| ② 「感染症対応の目安」のステージの推移 | 164 |
| ③ 県職員の働き方に関する対応 | 167 |
| ④ 全国知事会での動き | 168 |
| ⑤ 新型コロナウイルス感染症対策に関する予算 | 172 |
| ⑥ 国への政策提言 | 175 |
| ⑦ 高知県議会の活動状況 | 176 |

I 高知県内の感染状況

○ 令和2年2月29日の第1例目の確認以降、令和5年5月8日までこのべ170,253人の患者が確認された。※ 70歳以上の高齢者：26,181人（15.4%）

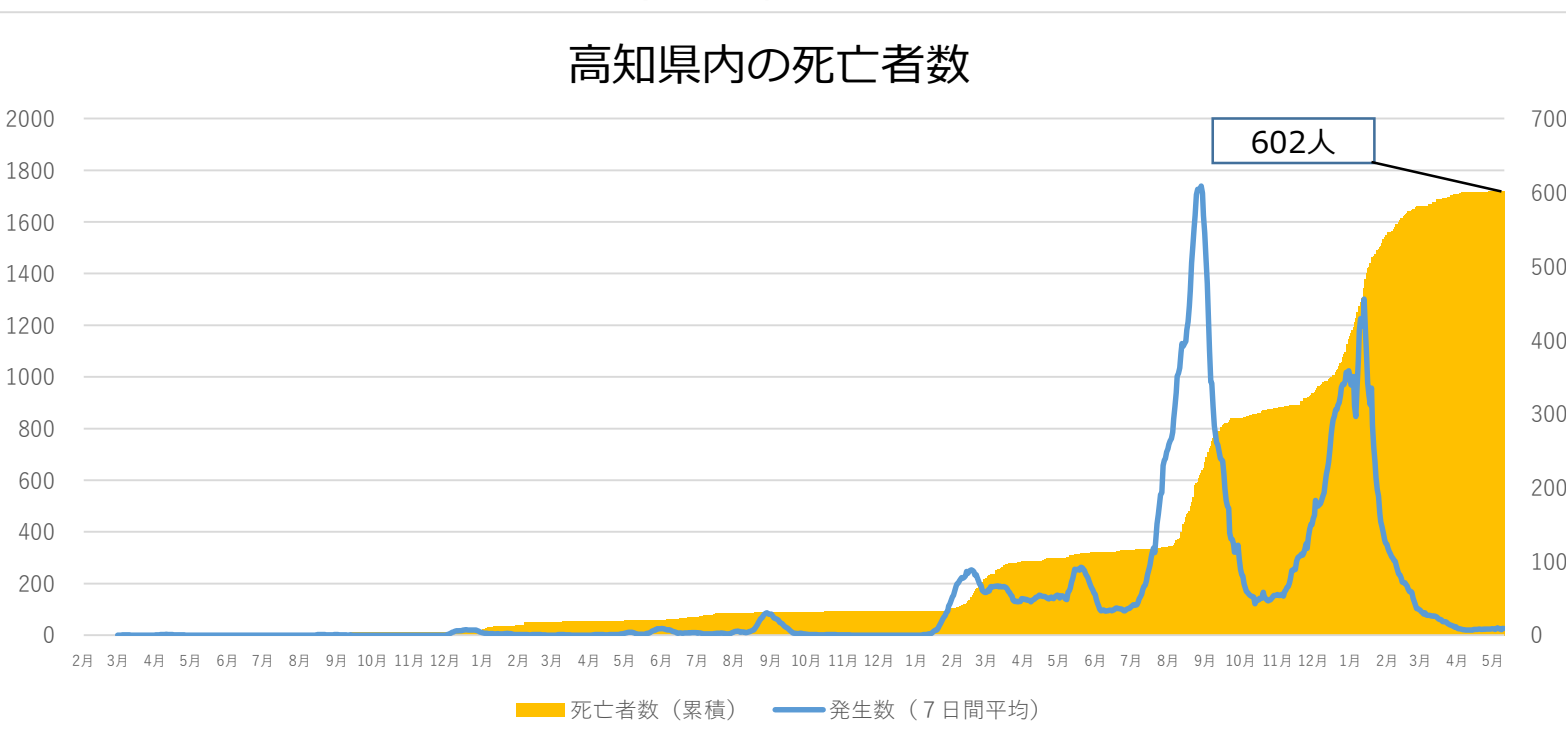
○ 1日あたりの最大感染者数は、2,027人（R4.8.24：公表日ベース）

※ 令和4年9月26日以降、全数届出の見直しに伴い自己検査で陽性となった64歳以下の者は、医療機関を受診することなく、陽性者フォローアップセンターへ登録することで感染者数を把握



○ 死亡者数は累計602人となり、1日あたりの最大は、13人（R5.1.11：公表日ベース）

○ 602人中70歳以上の高齢者は555人(92.2%)

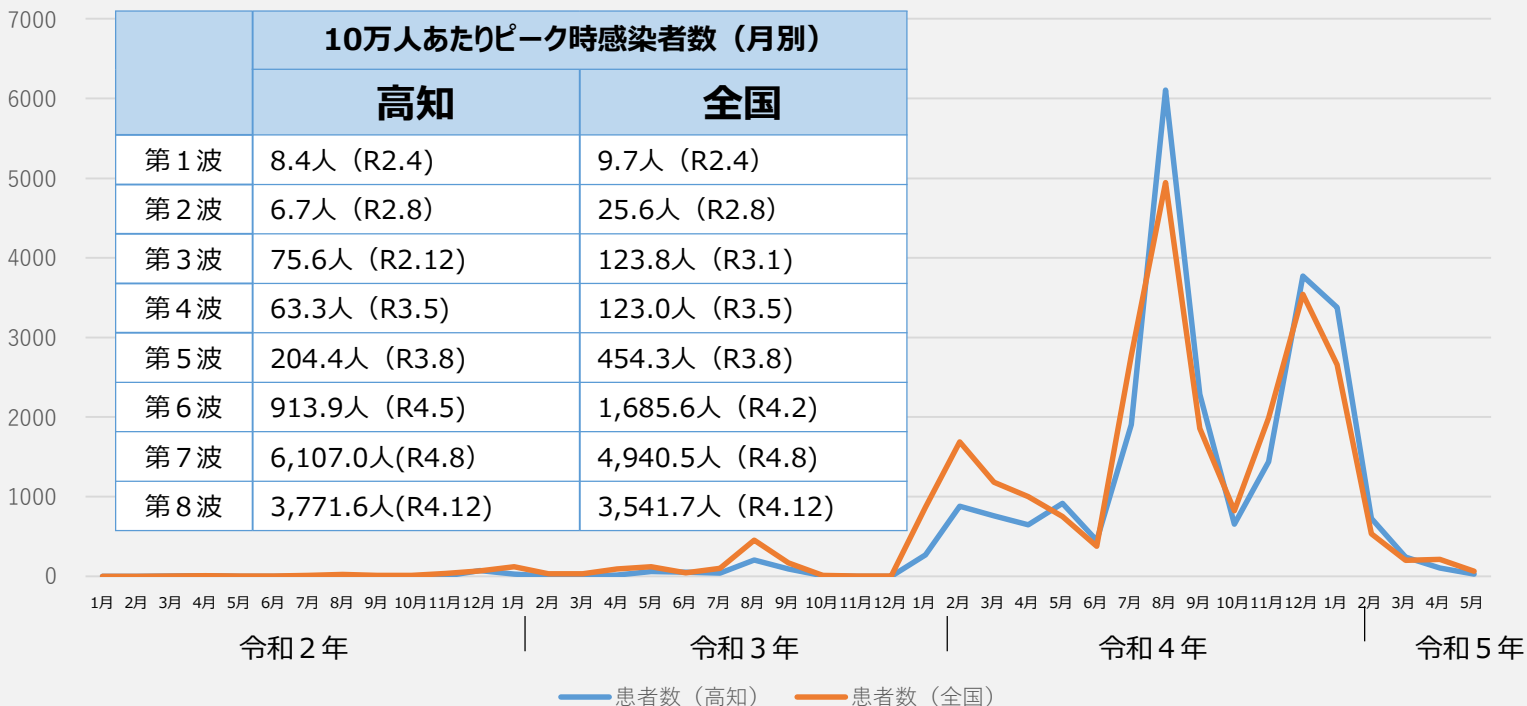


I 高知県内の感染状況

【全国との比較】

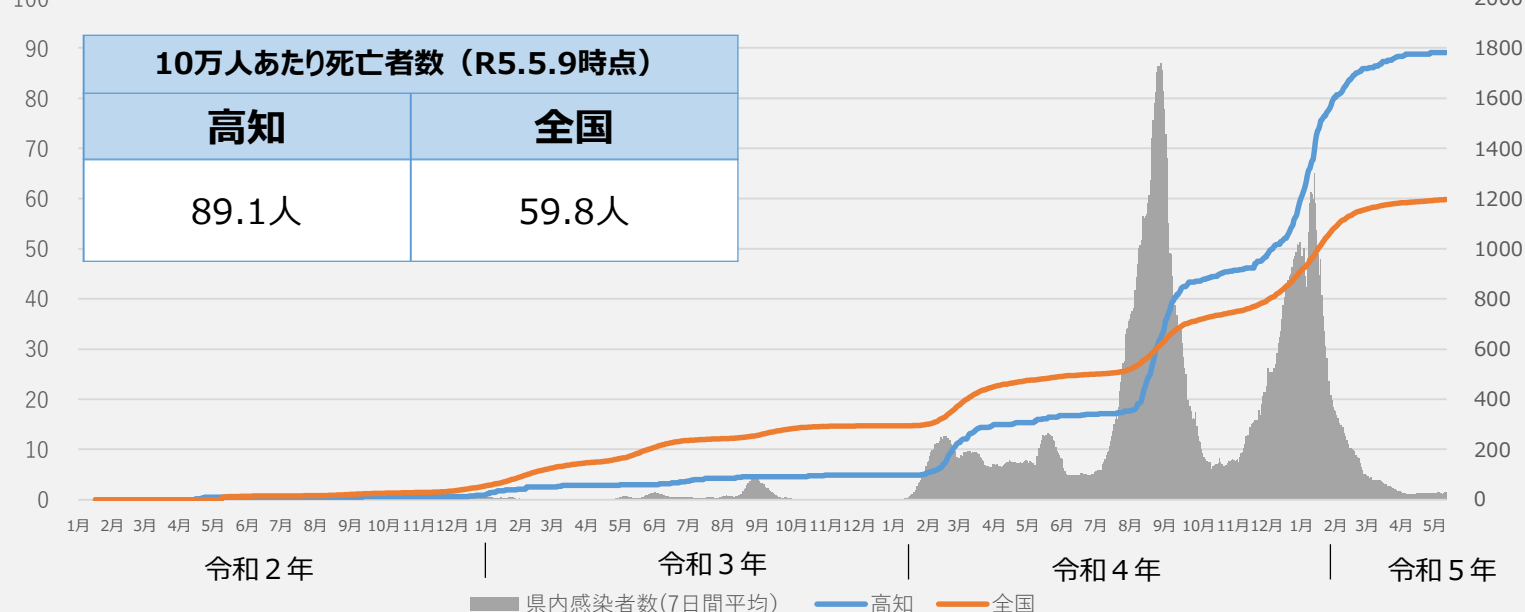
- 人口10万人あたりの感染者数は、第6波までは全国と比較して低水準であったが、第7波及び第8波のピーク時には、全国の感染者数を上回った。

人口10万人あたり感染者数（月別）



- 人口10万人あたりの累計死者数は、第6波までは全国と比較して低水準であったが、第7波以降は、全国の死者数を上回った。
- 全国を上回った要因として、高齢化率が全国に比べて高く、医療機関や高齢者施設で規模の大きいクラスターが多数発生したことが考えられる。

人口10万人あたり死者数（累計）



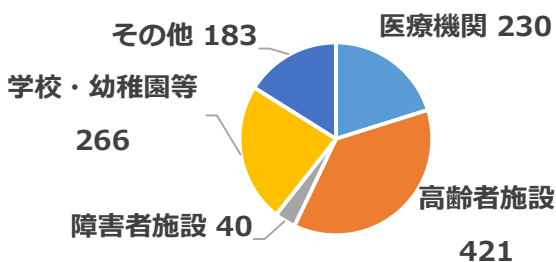
※ 全国の感染者数・死者数は厚生労働省オープンデータより作成
 ※ 人口は、令和4年10月1日現在

I 高知県内の感染状況

【クラスター発生状況】

- 「新型コロナウイルス感染症における患者クラスター（集団）対策について（依頼）」（令和2年2月26日付け厚生労働省対策推進本部事務連絡）に基づき、5名以上の集団発生を「クラスター」として位置づけ、集計を行った。
- 令和5年5月8日までに報告されたクラスターは、のべ1,140件であり、高齢者施設や学校、医療機関等での発生報告がその多くを占め、医療機関におけるクラスターは、病院221件、診療所9件であった。
- 令和4年8月の第7波は、以降は重症化リスクの高い施設（医療機関及び高齢者・障害者施設）での発生状況を確実に把握できるよう、積極的疫学調査の重点化を行った。

クラスター発生件数



| | 医療機関 | 高齢者施設 | 障害者施設 | 学校等 ※1 | その他 ※2 | 計 |
|-----|------|-------|-------|-----------|-----------|------|
| 第1波 | | | | | 2 | 2 |
| 第2波 | | | 1 | | 1 | 2 |
| 第3波 | 3 | 1 | | 2 | 6 | 12 |
| 第4波 | 2 | 5 | | 4 | 14 | 25 |
| 第5波 | | | | 4 | 16 | 20 |
| 第6波 | 45 | 54 | 8 | 174 | 91 | 372 |
| 第7波 | 79 | 158 | 12 | 82 | 45 | 376 |
| 第8波 | 101 | 203 | 19 | | 8 | 331 |
| 計 | 230 | 421 | 40 | 266 | 183 | 1140 |

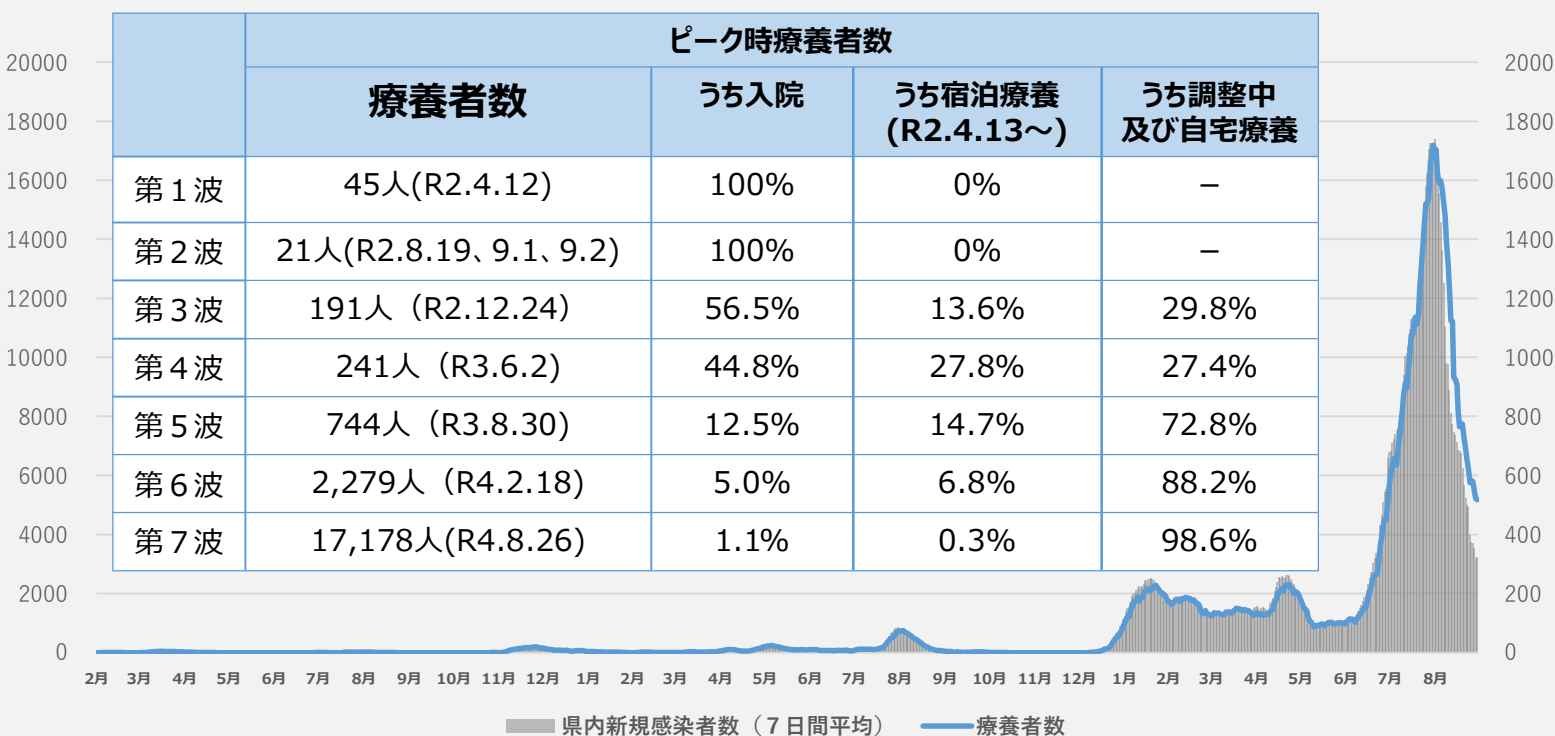
※1 学校等：大学・高校・中学校・小学校・幼稚園・保育園及び専門学校等

※2 その他：職場・会食・スポーツクラブ等

【療養状況】

- 県内の1日の療養者数は、第7波における17,178人（R4.8.26）が最大値であり、その内訳は入院192人（1.1%）、宿泊療養56人（0.3%）、自宅療養16,930人（98.6%）であった。
※ 療養解除の報告が遅れた自宅療養者が多く含まれており、実数はこれよりも少ない
- 全数届出の見直しが行われた令和4年9月26日以降は、健康観察を重症化リスクの高い患者に重点化したため、全療養者数の把握は行っていない。

県内の療養患者数



II 新型コロナウイルス感染症対策の組織体制

【高知県新型コロナウイルス感染症対策本部】

①「高知県新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置 【R2.2.13】

- ・ 国内外における新型コロナウイルス感染症の現状を踏まえ、全庁的に感染症対策に取り組むため、高知県危機管理本部設置要綱に基づき設置（R2.3.6まで、計4回の本部会議を開催）

| | |
|-----------|--|
| 組織体制（構成員） | 本部長：知事 副本部長：副知事 本部長：警察本部長、教育長、公営企業局長、各部局長 事務局長：危機管理部長 |
|-----------|--|

②新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部への移行 【R2.3.26】

- ・ 令和2年3月26日、政府において、新型インフルエンザ等対策特別措置法第15条第1項の規定に基づく「新型コロナウイルス感染症対策本部」が設置
- ・ これに伴い、同日付で、高知県危機管理本部設置要綱に基づき設置した「高知県新型コロナウイルス感染症対策本部」を廃止し、同法第22条第1項に基づき直ちに設置することとされている都道府県対策本部として、「高知県新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置
※構成員、名称等は従前と変更なし（R5.4.21まで、計56回の本部会議を開催）

③高知県新型コロナウイルス感染症対策本部の廃止 【R5.5.8】

- ・ 令和5年5月8日、新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとされ、5類感染症に位置づけられることに伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法第21条第1項の規定に基づき、政府の「新型コロナウイルス感染症対策本部」が廃止
- ・ これに伴い、同法第25条の規定に基づき、同日付で「高知県新型コロナウイルス感染症対策本部」を廃止

【参考】新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）

（政府対策本部の設置）

第15条 内閣総理大臣は、前条の報告があったときは、当該報告に係る新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度が、感染症法第6条第6項第1号に掲げるインフルエンザにかかった場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であると認められる場合を除き、内閣法第12条第4項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣に新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）を設置するものとする。

2 略

（政府対策本部の廃止）

第21条 政府対策本部は、第15条第1項に規定する新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度が、感染症法第6条第6項第1号に掲げるインフルエンザにかかった場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であることが明らかとなったとき、又は感染症法第44条の2第3項若しくは第44条の7第3項の規定による公表がされ、若しくは感染症法第6条第8項若しくは第53条第1項の政令が廃止されたときに、廃止されるものとする。

2 略

（都道府県対策本部の設置及び所掌事務）

第22条 第15条第1項の規定により政府対策本部が設置されたときは、都道府県知事は、都道府県行動計画で定めるところにより、直ちに、都道府県対策本部を設置しなければならない。

2 都道府県対策本部は、当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

（都道府県対策本部の廃止）

第25条 第21条第1項の規定により政府対策本部が廃止されたときは、都道府県知事は、遅滞なく、都道府県対策本部を廃止するものとする。

II 新型コロナウイルス感染症対策の組織体制

【新型コロナウイルス感染症特別経済対策の体制強化】

特別経済対策プロジェクトチーム及び特別経済対策室の設置【R2.5.15】

<特別経済対策プロジェクトチーム>

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することを見据え、経済対策を全庁を挙げて強力に推進するため、高知県産業振興推進本部に特別経済対策プロジェクトチームを設置（R5.7.26まで、計34回のプロジェクトチーム会を開催）
- 令和4年4月から原油・原材料価格高騰に係る経済対策を含めた検討を実施

| | |
|-----------|---|
| 組織体制（構成員） | <p>チーム長：産業振興推進部長 チーム員：関係9部の副部長 総務部、健康政策部、産業振興推進部、中山間振興・交通部、 商工労働部、観光振興部、農業振興部、林業振興・環境部、 水産振興部 ※R4.10.14から健康政策部を追加 事務局長：産業振興推進部参事（R2.5.15～R2.10.15） →産業振興推進部計画推進課長（R2.10.16～）</p> |
|-----------|---|

<特別経済対策室>

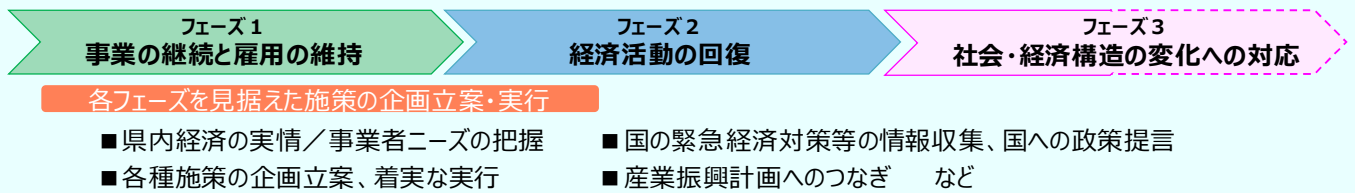
- 計画推進課内に「特別経済対策室」を新たに設置し、プロジェクトチーム会の運営や施策の取りまとめ、施策実行に向けての部局間調整等を実施
- 令和2年10月15日をもって「特別経済対策室」を廃止し、以降は計画推進課の成長戦略ラインで対応

新型コロナウイルス感染症特別経済対策に係る体制強化について

新型コロナウイルス感染症特別経済対策の考え方

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することを見据え、経済対策を強力に推し進めることが不可欠。
- 対策にあたっては、①事業の継続と雇用の維持、②経済活動の回復、③社会・経済構造の変化への対応という局面に応じた取り組みが必要。

～対策のイメージ～



- 産業振興推進本部内に「特別経済対策プロジェクトチーム」を設置し、部局を横断して取り組む。
- 担当室として産業振興推進部計画推進課内に「特別経済対策室」を新たに設置する。

R2.5.15～

産業振興推進本部

特別経済対策プロジェクトチーム

【役割】

- ・関係部の副部長をチーム員とするプロジェクトチームを設置
- ・大規模または部局横断的施策の企画立案

体制

チーム長：産業振興推進部長
 チーム員：関係9部の副部長
 ※R4.10.14から健康政策部を追加
 事務局長：産業振興推進部参事（R2.5.15～R2.10.15）
 →産業振興推進部計画推進課長（R2.10.16～）

産業振興推進部 計画推進課

特別経済対策室（～R2.10.15）

※R2.10.16からは計画推進課の成長戦略ラインで対応

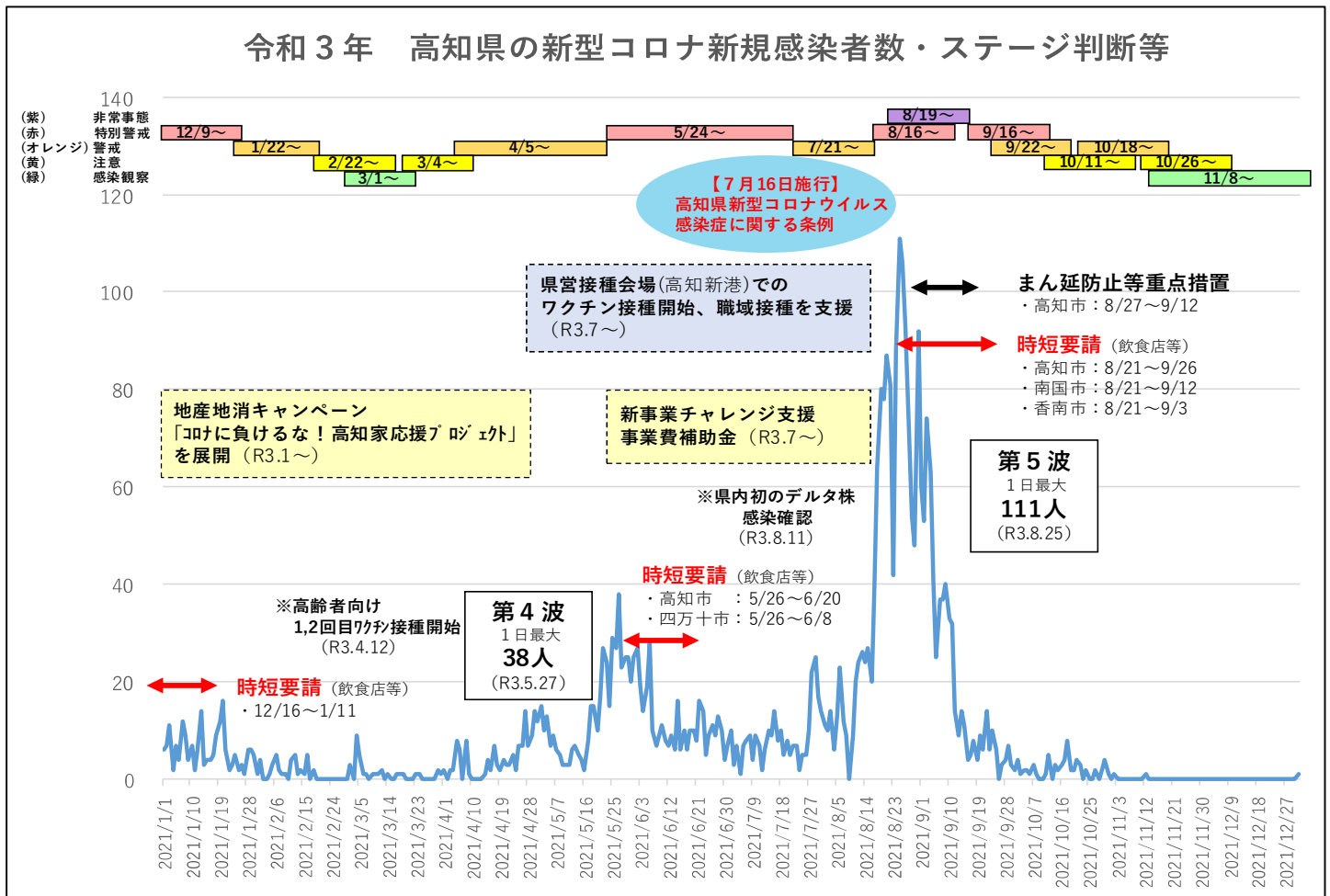
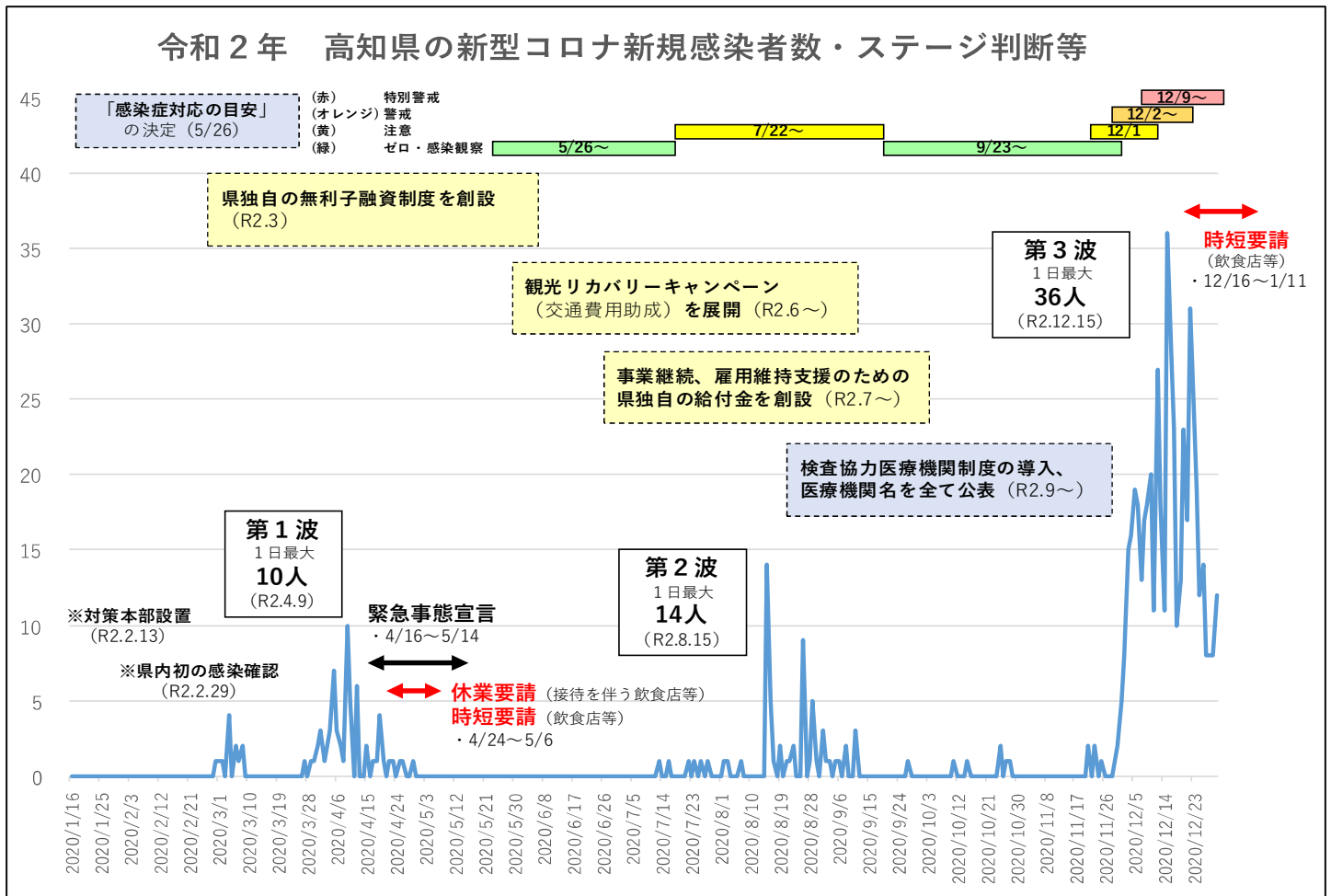
【役割】

- ・プロジェクトチームの運営や施策のとりまとめ
- ・施策実行に向けての部局間調整

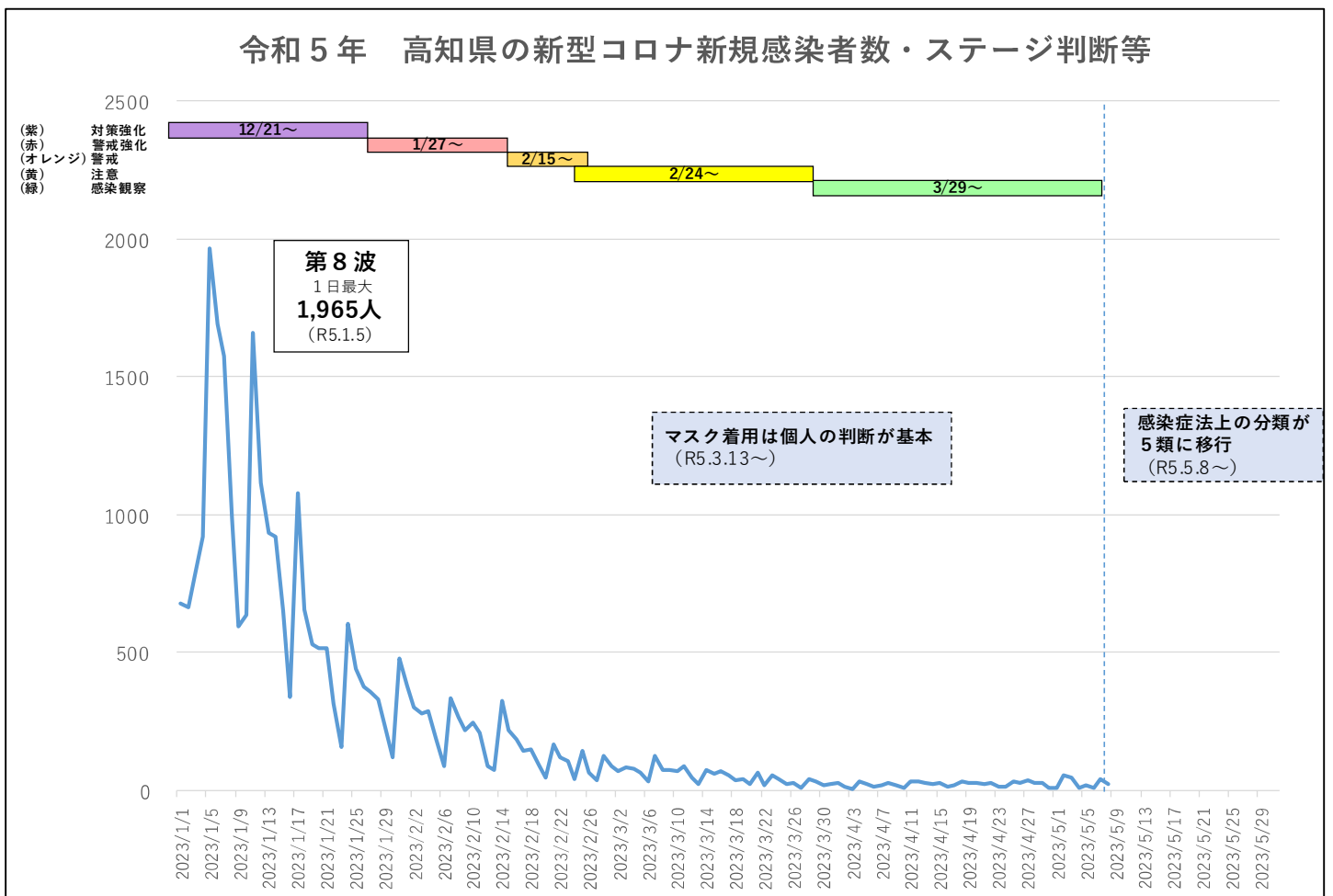
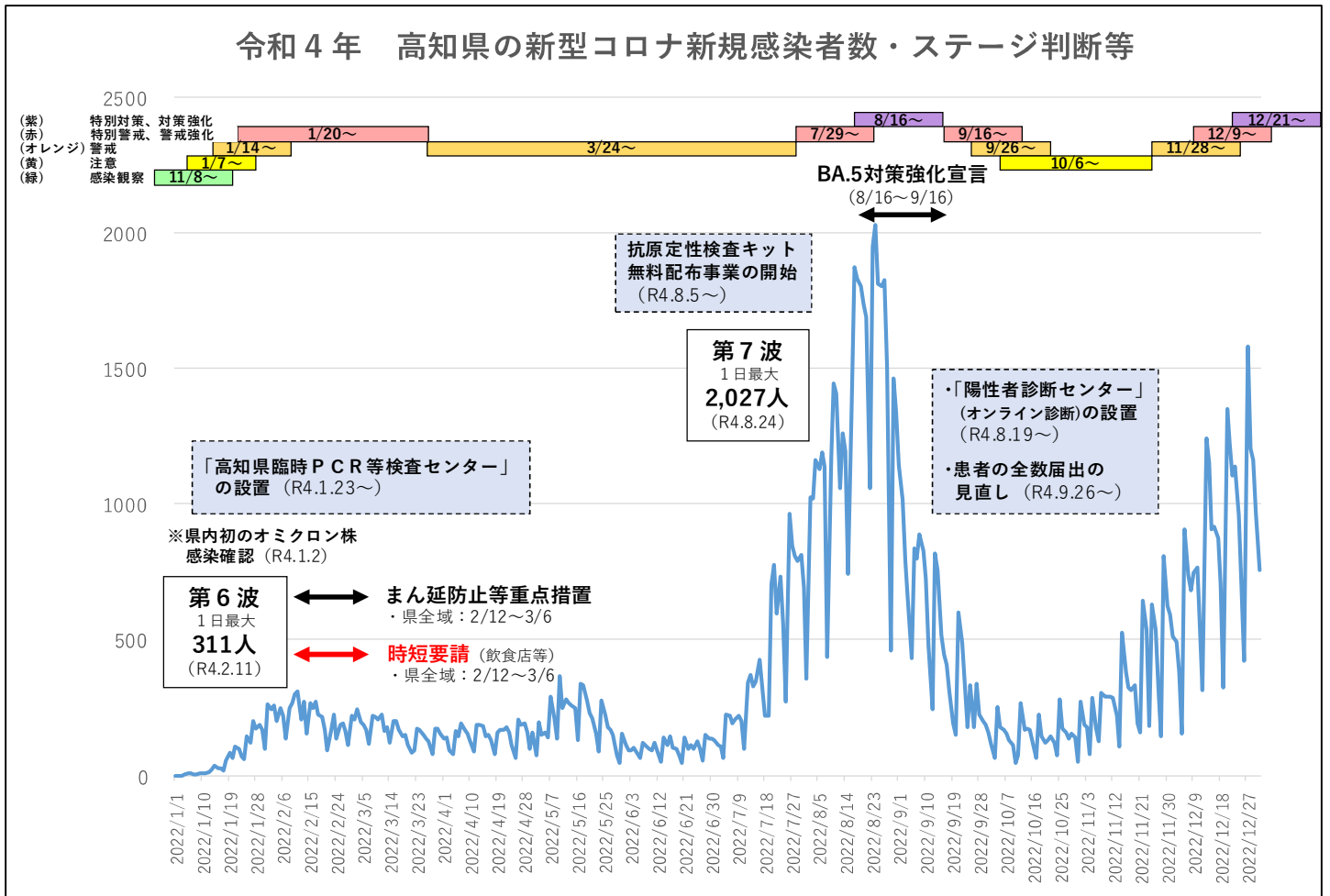
体制

企画監（特別経済対策担当）
 兼特別経済対策室長
 チーフ、担当2
 （その他、関係課の担当者5名を兼務）

Ⅲ 感染者数、ステージ判断、主な取組の推移



Ⅲ 感染者数、ステージ判断、主な取組の推移



IV 取組内容、評価（課題）・教訓等

1 総括（まとめ）

- 新型コロナウイルス感染症対策については、令和2年2月29日に高知県初の感染者が確認されて以降、約3年半の間、感染拡大防止と社会経済活動の両立という大変難しい課題に対して、全庁を挙げて、全力で取り組んできた。
- まずは県民の皆様の安全、安心を最優先に考え、適切な検査、診療、療養ができるよう、検査協力医療機関の拡充をはじめ、必要となる入院病床や宿泊療養施設の確保、医療資機材の整備などを進め、全県的な医療提供体制を確立することができた。
- また、感染拡大防止に向けては、感染状況等に応じた「対応の目安」に基づき、感染防止対策を呼びかけるとともに、感染の急拡大時には、県民や事業者の皆様に対して不要不急の外出やイベントの自粛などの要請を行った。その結果、繰り返し訪れる感染の拡大や医療のひっ迫の回避につながった。
- あわせて、感染防止の切り札となるワクチンの接種に全力で取り組み、感染予防や重症化予防に大きく寄与した。このほか、感染拡大時には無症状者を対象とする無料検査を全県的に実施し、感染拡大の防止と県民の不安感の解消に貢献した。
- 他方で、経済の回復については、「事業の継続と雇用の維持」、「経済活動の回復」、「社会・経済構造の変化への対応」の3つの観点で取り組みを展開し、県内経済の実情に合わせて、迅速かつ柔軟に適切な対策を実施した。
- 県民生活・社会活動については、県民や各種団体に対して様々な相談窓口を設けるとともに、助成や補助、学校施設・環境の整備などの支援を実施した。
- 次なる感染症への対処に向けては、科学的な根拠に基づいた感染防止対策をしっかりと講じた上で、できるだけ社会経済活動は止めないよう、時宜にかなった政策をタイムリーに講じていくことが重要と考える。
- また、これまでのコロナ禍への一連の対応について、記録を整理し引き継いでいくとともに、これまでの対応や課題、教訓を踏まえ、感染症予防計画を改定することなどにより、次なる感染拡大に備えた体制をより強固なものにする必要がある。

医療提供体制の確保等

- 第5波までの前半期は陽性者は入院または宿泊療養を基本とし、病床や宿泊療養施設の必要数を確保するとともに、検査協力医療機関の拡充、濃厚接触者への積極的な行政検査などに取り組んだ。
医療提供体制の確保に当たっては、医療機関等との連携が不可欠であるため、早め早めに協力依頼や情報共有を行うなど、迅速に対応していくことが重要となる。
- 第6波以降の後半期は、重症化リスクの高い高齢者等が多く感染する状況となったため、高齢者など重症化リスクの高い方に重点的に入院病床や外来など医療資源を投入する体制の整備を進めた。高齢者施設の感染対策や医療的介入の支援が迅速に対応できない事例が生じたため、第8波では、各福祉保健所における高齢者施設等への支援体制を強化した。
しかしながら、感染者数の急増により、福祉保健所の事務処理等に支障が生じたため、他部局からの職員動員や人材派遣などにより、応援体制を強化し、福祉保健所の本来業務も含めた体制の維持を図った。
- 感染拡大による保健医療のリスクや需要、業務量について、高いレベルで想定し、感染症の特性に応じた対応を平時から確保しておくことが重要となる。

1 総括（まとめ）

感染防止対策

- 第5波までの前半期は、未知のウイルスということもあり、感染拡大の兆候が見られた場合は、新たな感染を封じ込める対策を中心に取り組んだ。
また、令和3年2月からは、ワクチンの接種促進が図られ、感染予防や重症化予防などに大きく貢献した。
一方で、コロナ禍初期の緊急事態宣言や2度にわたるまん延防止等重点措置などにより、感染拡大の抑制や医療のひっ迫回避につなげることができたが、県内の社会経済活動に多大な負担をかけることになった。
社会経済活動に過度な負担をかけないためにも、感染症の特徴に応じて、科学的な根拠に基づいた対策を実施していくことが必要となる。
- ウイルスの特徴がわかってきた後半期には、できるだけ行動制限をかけずに対応した。また、高齢者施設等で集中的検査を実施し、早期発見などクラスター対策に努めた。
今後の次なる感染症対策にあたっては、感染症の特性に応じて、できるだけ社会経済活動を止めないよう、時宜にかなった政策を臨機応変に実施していくことが重要となる。

経済対策

- 令和2年5月に、全庁を挙げて経済対策を推進するため、高知県産業振興推進本部に新たに特別経済対策プロジェクトチームを設置。県経済の状況や事業者の実情を把握した上で、「事業の継続と雇用の維持」、「経済活動の回復」、「社会・経済構造の変化への対応」の3つの観点で取り組みを展開した。
「事業の継続と雇用の維持」では、県経済への影響を最小限にとどめるため、県独自の融資制度を創設し、事業者の資金繰りを強力かつ迅速に支援した。また、事業活動に影響を受けた幅広い事業者に対する給付金制度を創設するなど、感染状況に応じてきめ細かな支援を行った。その結果、コロナ禍にあっても、県内事業者の倒産件数を他県と比べても低位に抑えることができた。
「経済活動の回復」では、県内の消費喚起に向けて、飲食店の利用促進キャンペーンや県内量販店等と連携した地産地消キャンペーンなど様々な施策を実施し、飲食店や生産者をはじめ、関連する事業者に対して幅広い支援を行った。また、観光需要の早期回復を図るためのキャンペーンを展開するなど、本県観光の一刻も早い回復を目指して取り組んだ。
「社会・経済構造の変化への対応」では、農林水産事業者、中小企業等のデジタル化をはじめ、新製品の開発や新サービスの提供といった新たな事業展開に挑戦する事業者への支援など、国の様々な政策と併せて、アフターコロナを見据えた新たな取り組みを手厚く支援してきた。
感染拡大の影響が県内の社会経済活動全体に影響を及ぼす中、事業者等の実情を的確に把握し、それに応じた対策を迅速かつ柔軟に講じていくことが重要となる。

1 総括（まとめ）

県民生活・社会活動

- 生活困窮者等への支援では、生活福祉資金貸付事業などにより、厳しい状況にある方々の生活や暮らしの支援を行ってきた。
生活への支援については、迅速な対応が必要であり、生活再建、自立に向けた伴走型の支援を行っていくことも重要となる。
- 県立学校では、感染症対策と教育活動との両立に苦慮しながらも、各学校での感染対策の徹底や家庭の協力もあり、校内の感染拡大防止につなげることができた。加えて、オンライン授業をはじめとしたICTの活用などにより、学習機会を最大限に保障することができた。また、各種行事等を可能な限り実施した。
なお、感染症流行初期の段階では、臨時休校に伴い学校名を公表したことにより、風評被害が発生。感染症が発生した学校名等をどこまで公表するのか、一定ルール化しておくことが必要となる。
- 一方、保育所等では、密接・密集の防ぎようのない乳幼児特有の事情もあり、対策及びそれに対する県の支援が限定的にならざるを得なかった。
感染症発生時には、その機能維持を念頭に、速やかに現場や市町村のニーズを把握し、支援策を検討するとともに、適宜国へ働きかける姿勢の徹底が必要となる。
- 感染拡大の影響により、文化・スポーツ・イベントでは、各種イベント等が中止を余儀なくされた。
各種団体等への助成や補助により、感染対策の支援を行うとともに、後半期以降は、大規模イベント等の実施に当たっての計画化によって、感染防止対策を図りながら実施を図った。
社会経済活動をできるだけ止めないよう、その都度対応方針に沿った感染対策を講じた上で工夫しながら開催することが重要となる。
- 人権や心のケアに対しては、感染拡大当初から窓口を設け、一定数の相談があった。
今後の感染症においてもこうした対策について、機を失することなく早期に対応することが重要となる。

広報・情報発信

- 新型コロナウイルス感染症に関する日々の感染情報や県の支援施策については、記者会見の開催、ホームページやSNS等の広報媒体により、情報発信を行ってきた。
また、対策本部会議や臨時の記者会見などにおいて、県の対応方針や県民へのメッセージを知事自らがマスメディア、SNSなどを通じて発信し、タイムリーな広報にも努めてきた。
県民に対して感染対策の要請などを行う際には、県民に我が事として捉えてもらえるよう、その対策の根拠について、データやグラフ、イラストなどを用いながら、正確で分かりやすい情報発信を行うことが重要となる。

2 医療提供体制の確保等

(1) 医療提供体制 – ①検査体制 (1/2)

健康政策部 健康対策課

◆ 取組内容

- **当初、新型コロナ疑い患者の診療体制を確保するため、保健所管内で帰国者接触者外来を1か所設置**
【帰国者・接触者外来の数】R2.3.31までに19施設、R2.12.17までに26施設設置
- **R2.2～ 保健所が有症状者や濃厚接触者など対象者を選定し、帰国者・接触者外来での検査を促す。**
採取された検体を保健所職員が県衛生環境研究所まで搬送し、PCR検査を実施

○ 衛生環境研究所の検査体制

- R2.2.1 PCR検査体制が整う
- R2.2.17 行政依頼検査の検体搬入が始まる
- R2.2.28 高知県最初の陽性検体を確認
- R3.8.5 ゲノム解析を開始

| | 検査可能数上限 | PCR検査機器台数 | |
|---------|---------|-----------|---|
| | | 県 | 市 |
| R2.2.1 | 48検体/日 | 2 | - |
| R2.3.5 | 72検体/日 | 3 | - |
| R2.3.11 | 108検体/日 | 3 | - |
| R2.4.29 | 120検体/日 | 3 | - |
| R3.2 | 216検体/日 | 4 | 1 |
| R3.8.19 | 312検体/日 | 5 | 1 |
| R4.1.27 | 312検体/日 | 5 | 1 |

| 県衛生環境研究所における検査数 | PCR | 変異株PCR (R3.2～) | ゲノム解析 (R3.8～) |
|-----------------|--------|----------------|---------------|
| R元 | 24 | - | - |
| R2 | 7,428 | 5 | - |
| R3 | 23,468 | 1,862 | 1,165 |
| R4 | 8,843 | - | 815 |

【PCR検査機器台数】

- ・県衛生環境研究所において当初2台所有しており、令和4年度までの間に新たに3台導入 計5台
- ・令和2年度補助事業により高知市にPCR検査機器1台導入

○ ドライブスルー方式のPCR検査の実施【R2.4.6～R2.6.29】

- ・かかりつけ医などからPCR検査が必要と判断された軽症者に限り、医師を通じた予約制で実施
- ・対象者を車に乗せたまま検体採取するドライブスルー方式で、週3回（月・水・金）の午後（2～3時間）開設。1日最大24人分の検体を採取し、衛生環境研究所にてPCR検査を実施（検体採取数実績：218）

○ 検査協力医療機関

- ・ R2.3.4 保険診療によるPCR検査が可能となり、帰国者・接触者外来から診療・検査を行う医療機関を検査協力医療機関に切り替えるとの国の方針が示された。
- ・ R2.7.28 検査協力医療機関の募集開始
- ・ 郡市医師会単位で説明会を実施（R2.7月末～R2.8中旬、7回）
- ・ R2.8.1付けで県医師会及び高知市と集合契約を締結（当初113医療機関）
検査協力が少ない地域の医療機関に対し個別に拡充を要請
医師会に所属しない一部医療機関についても個別に契約締結
- ・ R2.9 安心して検査・診療が受けられるよう、検査協力医療機関を全国に先駆けてホームページで公表
- ・ R3.5.13 抗原定性検査が保険診療となり、検査協力医療機関が増加
- ・ 第6波以降、小児の感染者も増加する中、小児に対応する医療機関の体制強化が求められたため、小児を標榜する医療機関に対して呼びかけを行った。（R4.7.28付け高知県医師会長及び新型コロナウイルス感染症医療調整本部長連名通知）
【検査協力医療機関数】 R2.9月末時点 114医療機関 → R5.5.7時点 275医療機関

2 医療提供体制の確保等

(1) 医療提供体制 – ①検査体制 (2 / 2)

◆ 取組内容

- ゴールデンウィークや年末年始の医療提供体制を確保するため、診療・検査を行う検査協力医療機関へ協力金を給付、県ホームページ上に掲載し、県民のアクセスにつなげた。

ゴールデンウィーク、年末年始における開設医療機関数

| 期間 | ゴールデンウィーク | | | | 年末年始 | | | | | |
|----|-----------|-----|-----|-----|-------|-------|-------|-----|-----|-----|
| | 5/2 | 5/3 | 5/4 | 5/5 | 12/29 | 12/30 | 12/31 | 1/1 | 1/2 | 1/3 |
| R2 | | | | | 71 | 52 | 28 | 27 | 27 | 23 |
| R3 | 28 | 37 | 31 | 31 | | 73 | 40 | 32 | 35 | 37 |
| R4 | | 31 | 34 | 34 | | | 37 | 27 | 35 | 36 |

- 第7波以降は、オミクロン株による感染拡大で検査協力医療機関がひっ迫したため、有症状者への抗原定性検査キット無料配布を実施

- ・ 外部委託により配送体制とコールセンターを整備し、発熱等症状があり、かつ重症化リスクが低い県民の自宅へ申込当日又は翌日に検査キットが届くようにしたことで、発熱外来のひっ迫を緩和した。

| | 期間 | 配布数 | 備考 |
|----------|------------------|---------|---|
| 第1回(第7波) | R4.8.5~R4.10.14 | 60,980個 | 県の電子申請サービスを活用し、24時間体制の受付を行ったことで大量かつ迅速な配布を可能とした。 |
| 第2回(第8波) | R4.12.26~R5.1.31 | 55,244個 | |

- 陽性者診断センターの整備【R4.8.19~R4.10.31】

- ・ 抗原定性検査キットの無料配布の開始に伴い、自己検査陽性者を対象として確定診断することにより、検査協力医療機関への患者の集中を防いだ。

※ 診療実績：3,269件（うち、オンライン診療2,300件、画像診断のみ969件）

医薬品の調剤を行った件数：1,387件

◆ 評価（課題）・教訓等

【課題・教訓】

- 感染拡大時には医療機関がひっ迫し、受診を希望する患者が受診先を見つけられないなど、感染者数が急増する中で医療機関の診療体制だけでの対応は困難だった。

抗原定性検査キットの配布や陽性者診断センターの設置等によってひっ迫状況の緩和を図ったが、迅速に対応ができるよう早めの検討を行う必要がある。

- 小児科など診療が可能な医療機関が限られている診療科目は、十分な体制の確保が特に難しく、平時から協力体制を整備する必要がある。

2 医療提供体制の確保等

(1) 医療提供体制 – ②無料検査 (1 / 2)

健康政策部 健康対策課

◆ 取組内容

感染の急拡大時（県独自）や経済対策（国事業）として無症状の方を対象に無料検査を実施
※ 有症状者は医療機関を受診

○ 感染の急拡大に伴う臨時PCR検査センター（高知市中央公園県営会場）

感染拡大に伴う営業時間短縮要請の対象となる飲食店の従業員の方、感染拡大地域の在住者でワクチン未接種の方を対象に検査を実施することにより、感染の状況を確認し、感染拡大を防止するために設置

(1) 設置期間：R3.6.3～6.6

対象者：飲食店の従業員のうち無症状の方（検査実績1,003件）（陽性2件）

(2) 設置期間：R3.8.26～8.28

対象者：感染拡大地域（高知市、南国市、香南市）の在住者で2回目のワクチン接種を終えていない12歳以上の無症状の方（検査実績2,131件）（陽性33件）

○ 県営、薬局、民間検査場でのPCR等検査

無症状の方を対象に、飲食や旅行等の活動に際して陰性を確認するための検査及び感染拡大時に感染不安を感じる住民が受検する検査を無料とする国の事業

検査は、県営会場、薬局、民間検査場等で実施（運営は民間事業者、高知県薬剤師会に委託）

(1) 県営PCR等検査センター

設置期間及び場所：R4.1.4～1.16 高知新港、R4.1.23～4.3オーテピア西敷地、
R4.1.26～2.28 安芸市、R4.1.28～2.28四万十市、
R4.4～8.31 高知市本町、R4.9.1～R5.5.7はりまや橋

※ R4.4.29～5.8、8.1～9.30、12.24～R5.1.12

高知駅前に臨時会場設置

検査件数：PCR検査 32,616件（うち経済対策 225件、感染不安 32,391件）

抗原検査 36,126件（うち経済対策 5,685件、感染不安 30,441件）

(2) 薬局

実施期間及び実施薬局数：R3.12.25～R5.5.7 171薬局

検査件数：PCR検査 25,699件（うち経済対策 2,133件、感染不安 23,566件）

抗原検査 102,789件（うち経済対策 14,751件、感染不安 88,038件）

(3) 民間検査場等

実施期間及び実施事業者数：R4.1.29～R5.5.7 16事業者

検査件数：PCR検査 9,009件（うち経済対策 358件、感染不安 8,651件）

抗原検査 8,406件（うち経済対策 2,757件、感染不安 5,649件）

2 医療提供体制の確保等

(1) 医療提供体制 – ②無料検査 (2 / 2)

◆ 評価 (課題) ・教訓等

【課題・教訓】

○ 感染の急拡大に伴う臨時PCR検査センター (高知市中央公園県営会場)

- ・ 感染の急拡大に合わせて設置する必要があるため、スピード感が重要
- ・ 感染急拡大の兆候が見られた時から事前協議を始め、委託業者の選定や土地所有者との協議など、1週間程度を要した。(設置の決定から検査開始までは4日)

○ 県営、薬局、民間検査場でのPCR等検査

- ・ 国の制度導入の事前案内 (非公式) がR3.10月末～11月上旬にあり、12月補正への予算計上や、年内の事業開始を求められたため、非常に短期間での準備が必要であった。(事前案内からは概ね2ヶ月、職員の配置からは3週間程度)
また県営会場については、県内でのオミクロン株の市中感染を受け、数日以内に立ち上げる必要があったことから受託事業者の人員手配が間に合わず、県職員がスタッフとして携わった。
- ・ 県内の感染状況に応じて、向こう1ヶ月～2ヶ月ごとに国との延長協議が必要だったため、契約の変更手続きが何度も必要であった。
- ・ 国の制度設計が複雑であり、弾力的な運用ができないことから現場が混乱した面があった。

2 医療提供体制の確保等

(1) 医療提供体制 – ③入院医療体制 (1 / 2)

健康政策部 医療政策課

◆ 取組内容

入院のための確保病床は、最大時28医療機関444床を確保

○ 発生初期から第1期病床確保計画策定までの対応【R2.2月～7月】

感染症指定医療機関2病院11床での受入体制で対応を開始。国より「病床確保計画」策定の指示があり、各種支援（空床補償等）が開始されたことを受け、感染者数が大幅に増えたときに備えて各保健所管内に1か所以上の感染症病床以外の病床確保を行った。

⇒ 第1波の終了時には166床を確保し、R2年7月末の病床確保計画作成時には192床を確保

○ 保健・医療体制確保計画策定までの対応【R2.8月～R3.12月】

R3年11月末日には、病床確保計画を保健所体制や検査体制等も含めた「保健・医療体制確保計画」に再編した。さらに病床ひっ迫時に医療機関外で抗ウイルス薬治療ができるよう、臨時医療施設を開設するための準備も行った。

⇒ R3年11月末に最大で301床を確保

○ 第7波までの対応【R4.1月～11月】

オミクロン株が流行の主流となった第6波以降では、医療機関や高齢者施設でのクラスターが多発し、救急医療体制にも影響が生じたため、第7波時に、初期治療が終了した入院勧告解除前の患者を受け入れる「後方支援病院」の病床を確保するなど、入院医療体制を強化。また、確保病床への入院は中等症Ⅱ以上となる危険のある患者に重点化し、クラスターの起こった医療機関等には軽症の場合はそのまま診てもらった。

⇒ 確保病床は最大で444床まで確保

○ 第8波に向けた体制の変更【R4.12月～R5.5.7】

これまでの確保病床数の公表は、対応初期の軽症者を対応する場合の最大数となっていたことから、現状の中等症以上対応の場合を再確認し、R4年12月19日に保健・医療体制確保計画の見直しを行った。

⇒ 確保病床は最大で391床を確保（休床数を含めた確保総数には特段の変更はない）

○ 5類以降後の病床確保

R5年5月8日に感染症法上の位置づけが5類感染症となり一般の疾病扱いとなったが、激変緩和のためにR5年9月30日までは中等症以上の患者に対応する病床を確保することとし最大で178床を確保した。

医療機関種別、計画時期別の最大フェーズ時病床確保状況

| 医療機関種別 | R2.7.31計画時 | R3.11.30計画時 | R4.9.8最大確保時 | R4.12.19計画時 | 5類以降後計画時 |
|-----------|------------|-------------|-------------|-------------|----------|
| 感染症指定医療機関 | 67 | 115 | 123 | 109 | 31 |
| 重点医療機関 | 84 | 127 | 195 | 162 | 78 |
| 入院協力医療機関 | 41 | 59 | 126 | 120 | 69 |
| 計 | 192 | 301 | 444 | 391 | 178 |

2 医療提供体制の確保等

(1) 医療提供体制 – ③入院医療体制 (2 / 2)

◆ 評価（課題）・教訓等

【課題・教訓】

○ 病床確保

- ・当初、新型インフルエンザ等対策行動計画で入院協力の承諾を得ていた医療機関から病床確保の相談をしたが、相談開始が国が方向性を示した通知の1ヶ月程度後からだったため、医療機関の準備が第1波のピークには間に合っていなかった。
- ・当初の準備時には、行動計画にある最大想定を意識して早めに医療機関に協力依頼するべきである。

○ 情報共有

- ・新しい感染症が発生した場合、当然ながら患者対応は手探りになるが、今回対応した医療機関でも日々情報収集して対応方法を変更していくなど工夫を凝らしており、県としてはWEBでの意見交換会や症例検討会を開催した。
- ・しかし、医師からはSNSを使って日々情報共有が出来る体制を作ってほしいとの要望があり、R3年10月からLINEによる情報共有を開始した。
- ・次の感染症対応時には、当初から迅速な情報共有方法を構築することが重要と思われる。

○ 人材育成

- ・県内には感染症を専門とする医師が少なく、サポートするICN（感染管理看護師）も少ない。R5年度から県内でのICN養成ができるようになっているが、人材育成・確保を継続的に行うことが必要と思われる。

2 医療提供体制の確保等

(1) 医療提供体制 – ④医療従事者支援 (1/2)

健康政策部 医療政策課

◆ 取組内容

医療提供体制を確保するために、医療機関において外来・入院患者の対応を行う従事者を対象として様々な支援を行った。

○ 発生初期における医療資材等の支援【R2.2月～】

対応初期には、個人防護具が全国的に不足し社会問題となったため、防護服の代わりとするための資材（ビニールカップなど）や、外国製品（韓国マスクなど）の寄贈があり医療機関において活用した。

また、宿泊療養施設等で活用するための酸素濃縮器（台湾製）の寄贈、保健所での患者移送に活用するための車両貸与などがあり活用した。

○ 民間機関からの応援物資提供【R2.5月～】

企業や個人から新型コロナ対応を行う医療従事者を応援するための支援物資提供（マスク、野菜ジュース、メロン、弁当、ドライブインシアター招待など）が度々あった。

⇒ 当初は対応する医療機関名を公表していない時期もあったことから、県を通じて入院協力医療機関等に配布した。

○ 従事者の処遇改善のための支援【R2年度】

R2年に新型コロナ患者対応を行う国家公務員の危険手当が増額されたが、医療機関で患者対応する従事者にはそういった手当等のための財源支援が無かったため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、「新型コロナウイルス感染症対応医療従事者処遇改善交付金」を創設した。

⇒ 処遇改善交付金は142医療機関が使用し、延べ51,340日分の支給に活用され、検査協力医療機関や入院協力医療機関の増加に寄与した。

なお、R2年途中より診療報酬でも職員手当相当分を評価するために加算額の増額がされたためR2年度限りの支援とした。

○ 従事者への慰労金の給付【R2年度】

新型コロナ患者対応を行う医療従事者個人に、国が一律の慰労金給付を行うための「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」を実施

○ 療養に人手のかかる患者の受入促進のための支援【R3年度】

新型コロナの医療対応では、職員の感染防止のため患者への接触時間を制限するため、通常医療でも人手のいる要介護者や精神患者等への対応はさらに困難になっていた。

そのため、職員の加配をしてそういった患者を受け入れることを支援するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し「新型コロナウイルス感染症患者受入促進交付金」(R3)を創設した。

⇒ 受入促進交付金は9医療機関が利用し、延べ3,264日分の対応に活用された。

なお、R3年途中より診療報酬でも患者対応を評価するために加算額の増額がされたためR3年度限りの支援とした。

2 医療提供体制の確保等

(1) 医療提供体制 – ④医療従事者支援 (2 / 2)

◆ 評価 (課題) ・ 教訓等

【課題・教訓】

○ 処遇改善等

- ・ 新規の感染症対応では、感染経路や感染力などが定かでない中で対応しなければならず、危険が伴い医療従事者も過度の緊張を強いられる。
しかし、通常の診療報酬では、職員への危険手当を捻出できる額とはなっていない。
- ・ 国において診療報酬の加算を行うことで改善されたが、当初、まだ加算がされていない時期に幾つかの交付金で医療機関を支援したことにより外来や入院対応の協力が得やすくなった。
- ・ 今後、新たな感染症の発生があり体制構築をする際も、従事者への支援を行うことで協力が得やすくなると考えられる。

○ 応援物資提供等

- ・ H21の新型インフルエンザ対応時も同様であったが、新規の感染症対応初期には、マスク等の個人防護具が不足する事態が発生しやすい。
- ・ 新型インフルエンザ等対策行動計画により備蓄配備はしていたが、想定以上の消費と協力医療機関の増加などで全く足りていなかった。
- ・ 次期計画では備蓄量及び運用方法の見直しが必要である。

2 医療提供体制の確保等

(1) 医療提供体制 — ④医療従事者支援

子ども・福祉政策部 地域福祉政策課、長寿社会課、障害福祉課

◆ 取組内容

○ 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労交付金の支給【R2.4.1～R3.3.31】

- ・ 介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員へ慰労金を支給
(実績：2,004件 1,052,575千円)
- ・ 障害福祉サービス事業所等に勤務し、利用者へ接する職員へ慰労金を支給
(実績：271件 210,547千円)
- ・ あったかふれあいセンターに勤務し、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じながら、サービスを提供している職員に対して慰労金の支給を実施
(実績：48事業所 285人 総額14,250千円)

○ 抗原定性検査キットの配送の実施【R4.11.16～R5.3.24】

燃油等物価高騰の影響を受けながらもサービス等の安定的な提供を継続している社会福祉施設に対して、新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時においても必要なサービス提供体制が確保されるよう、重症化リスクや集団感染のリスクが高い高齢者施設等について集中的検査実施計画による検査を実施するための無料の抗原定性検査キットの配送等を実施
(検査実施施設数：607施設(高齢者施設466、障害者施設132、児童福祉施設9))

◆ 評価(課題)・教訓等

【評価】

- 重症化リスクの高い利用者等に、接触を伴い心身に負担のかかる業務を使命感を持って従事している方を支援した。
- 無料検査キットの配布により、従業者等の感染状況確認の予防対策を事業者の負担なく実施したことで、利用者への安定的なサービス提供に寄与した。

【教訓】

- 特に入所など多くの職員を抱える施設では検査実施に係る金銭的な負担が大きいため、検査キットの配布は感染予防に有効。
一方で、配布期間や検査対象者について施設から要件緩和の声があったことから、用途等を限定しない形での実施が求められる。
- 法制度に基づきサービスを提供する介護事業所等では、感染者が発生または濃厚接触者に対応した事業所に勤務し利用者へ接する職員に対しては20万円を支給する場合もあり、職員が同じリスクを負う場合であっても、あったかふれあいセンターのような県独自の取組では一律一人5万円の支給にとどまらざるを得ず、法制度に基づくサービスであるか否かによって、享受する支援内容に差が生じた。
- 将来的に同様の制度が必要となった場合、制度設計等に工夫が必要。

2 医療提供体制の確保等

(1) 医療提供体制 – ⑤ 宿泊療養体制 (1 / 2)

健康政策部 薬務衛生課

◆ 取組内容

入院病床のひっ迫を回避するため、入院治療を要しない感染者の隔離療養を目的に最大時7施設（434室）を確保

○ 施設確保

- ・ R2.4月、急増する新型コロナ感染者により入院病床数が緊迫したため、初期対応として「やまもも」を借り上げた。
- ・ 並行して、県内全域の宿泊施設を対象に宿泊療養施設の公募（個室40室以上、1棟借上）を行い、5月には応募施設の設備等を確認した。
- ・ 感染防止の観点からフロア単位等の施設の一部借り上げではなく1棟全室を借り上げ、客室や宴会場・会議室（事務局、配膳場、倉庫）は県が使用したが、消防、電気設備等インフラ設備は宿泊施設側が管理した。
- ・ やまもも以外は、宿泊施設周辺住民への事前説明会を実施。幡多地区では複数回実施した施設もあった。

○ 施設運営

- ・ 運営体制：R2.4.13～R3.8.3は県職員による直営運営のため全庁動員、民間ホテル利用開始（R2.12.13）後には高知市職員も運営担当者として参加（R2.12.24～）した。
基本体制は、昼間は総括責任者1名、運営担当者3名、夜間は総括責任者が待機の2交代24時間体制、宿泊療養者増加時は運営担当者を増員した。
食事の配達弁当と医療廃棄物処理は当初から委託した。
- ・ 健康管理体制：看護師1名以上（県雇用）が2交代24時間体制、朝夕に電話で全入所者の健康状態を聞き取り、県雇用医師による1日一回の健康状態確認、投薬・入院の判断のためのオンコール体制確保
高知市医師会や近隣医療機関にオンライン診療や外来での画像診断の実施を依頼した。
- ・ 民間ホテル駐車場狭隘対策として、国有地（裁判所北側、R3.6月～R5.5月無償貸付）を利用し、患者を搬送した。
- ・ 入院、宿泊療養施設への患者搬送等のため、R3.1月、トヨタ販売店5社から車両5台（県3、高知市2）の無償貸与があった。

- **運営体制の見直し**：R3.5月 運営体制の民間委託への検討を開始
R3.6.11～ 看護師配置を派遣会社委託（幡多地区は幡多医師会）
R3.8.4～ 看護師派遣を除く施設運営を民間委託
（随意契約、R4年度・R5年度はプロポーザル実施）

○ 要介護高齢者対応【R4.2月～R5.3月、第6波～】

- ・ 施設確保：高齢者の感染者が増加し、入院病床を圧迫したため、入院治療の必要がない要介護高齢者の宿泊療養施設として「やまもも」をR4.2.21開設
- ・ 運営体制：基本は、昼間は総括責任者1名、運営担当者2名、看護師1名、介護士6名（早遅出含）、夜間は運営担当者1名、看護師1名、介護士2名が待機する2交代24時間体制

| 感染波 | 第1、2波 | | 第3波 | 第4波 | 第5波 | 第6波 | | | 第7、8波～ | | | | |
|-------------|-------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------|-----|-----|----|----|
| | やまもも | | | | | | | | | | | | |
| 民間ホテル1（高知市） | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 |
| 民間ホテル2（高知市） | | | 81 | 81 | 81 | 81 | 81 | 81 | 81 | | | | |
| 民間ホテル3（高知市） | | | | 147 | 147 | 147 | 147 | 147 | | | | | |
| 民間ホテル4（高知市） | | | | | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 | |
| 民間ホテル5（幡多） | | | | | | 117 | 117 | 117 | 117 | 117 | 117 | | |
| 旧病院施設（幡多） | | | | | | | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 | |
| 旧病院施設（幡多） | | | | | | | | 10 | 10 | 10 | | | |
| 合計 | 16 | 16 | 97 | 244 | 284 | 401 | 424 | 434 | 287 | 206 | 196 | 79 | 56 |

2 医療提供体制の確保等

(1) 医療提供体制 – ⑤ 宿泊療養体制 (2 / 2)

◆ 評価 (課題) ・ 教訓等

【課題・教訓】

○ 人材確保

- ・ 看護師確保が非常に厳しく、看護協会、看護系大学、訪問看護ステーションの協力を得たが、ローテーションの穴は本庁保健師が担うなど、業務に一層厳しい状況が発生
- ・ 人材派遣会社の看護師、介護職の確保でも3～4週間を要し、特に看護師は全国的不足から県外在住者の派遣もあった。
- ・ 医療従事者等の専門職種は、平時から人材バンク等による潜在的有資格者確保が必要

○ 運営体制

- ・ 直営時は、短期間の職員交代制のため細かな引き継ぎが出来なかったり、誤った内容で引き継ぎがされた事例があり、熟練した運営要員の固定化のためにも早期の委託が必要

○ 物品調達

- ・ 直営での運営時は、会計管理局の協力、理解を得たものの、県会計事務処理に基づく物資調達では時間を要したり、金額に制限がある。
迅速かつ機動的な調達のため、運営の早期委託等の検討が必要

○ 施設確保

- ・ やまももは若干の不足品の購入のみで短期間で開設が可能
- ・ 民間ホテルは宿泊客の振替え、仮設物設置に10日から2週間を要したが、客室での管理や宴会場の活用等運営管理が容易であった。

○ 医療体制

- ・ 医療機関の病床ひっ迫の状況下では患者急変時（特に夜間）の受入医療機関の確保が課題である。

2 医療提供体制の確保等

(1) 医療提供体制 – ⑥自宅待機者・療養者への対応 (1 / 2)

健康政策部健康対策課

◆ 取組内容

- 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の一部改正 (R3.2.13) により、宿泊療養・自宅療養が法的に位置付けられた。
- 第4波 (R3.3月～7月)
原則医療機関入院・宿泊療養所入所としていたが、入院、入所も定まらない「調整中」の患者が増加
- 第5波 (R3.8月～11月)
患者数の増大により自宅療養を要請 (8.21)
- 第7波 (R4.7月～10月)
 - ・ 県内の最大自宅待機・療養患者数 16,796人 (8.27)
 - ・ 患者の発生届出の対象が65歳以上の方、入院を要する方、重症化リスクがあり、かつ、新型コロナウイルス治療薬や酸素投与が必要な方、妊婦の4類型に限定となったため、軽症の自宅療養者についてはフォローアップセンターへ登録となる。(9.26～)

○ 健康観察【保健所】

- ・ 保健師等が電話、My-HER-SYSにより (R2.5月～順次利用開始) 健康状態を確認
- ・ パルスオキシメーターの貸し出し (R3.1月～)

○ 生活支援

- ・ 生活支援物資を配送【本庁】 (R3.8月～R5.5月 実績: 2,794個)
単身者やインターネットでの買い物が困難な希望者に対して食料など生活支援物資を配送
- ・ 「自宅療養のしおり」配布【保健所】
各保健所において療養中の注意事項、緊急連絡先等を記載したパンフレットを作成、自宅療養者に配布
- ・ 市町村との連携【保健所】
 - ※ 地域ケア会議での協力要請や同意のあった高齢者など自宅療養者について、市町村へ情報提供を行い生活支援や見守り等の支援を実施
 - ※ 災害時の避難先整備のため市町村と協議を実施し、自宅療養者へのチラシを配布

○ 医療支援

- ・ 外来受診/入院の相談、調整、患者搬送【保健所】
- ・ 宿泊療養所への入所調整、患者搬送【保健所】
- ・ 自宅療養者への夜間・休日の専用電話の開設 (24時間対応可となる)
 - ※ 県・市合同により看護師・保健師を確保し急変時の相談、医療機関の受診や救急要請の調整などを実施【保健所】 相談実績: 60件
 - ※ 県・市合同による直営 (R3.8月～9月) から民間事業者へ委託 (R3.12月～) 【本庁】
民間事業者相談実績 R3年度～4年度 1,904件

○ 新型コロナ陽性者フォローアップセンターの設置 (R4.9.26～) 【本庁】

- ・ 全国一律の全数把握見直しの方針が示されたことを受け、発生届対象外の方の登録・相談・支援を実施 (受診先紹介)

2 医療提供体制の確保等

(1) 医療提供体制 – ⑥自宅待機者・療養者への対応 (2 / 2)

◆ 評価（課題）・教訓等

【課題・教訓】

○ 人材の育成

- ・コロナ対応は長期にわたり様々な業務をこなす必要があった。
- ・健康危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材育成のための研修や訓練が必要

○ 健康観察

- ・自宅療養を要請した後、夜間の相談員確保が難しい状況であったが看護系大学等の協力が得られた。
- ・休日夜間の対応において、円滑に医療に繋がらないことなどによる職員の疲弊等があり、早期から外部人材の活用も含めた必要な人材確保、受入体制の整備を行うことが必要

○ 市町村との連携

- ・健康観察や食事の提供などの生活支援等について、市町村に協力を求めるなど県と市町村間で情報共有を行い協働していくことが必要

2 医療提供体制の確保等

(1) 医療提供体制 – ⑦自宅療養者への投薬対応

健康政策部 薬務衛生課

◆取組内容

自宅療養者、宿泊療養施設療養者、入院等調整中感染者の治療を目的に薬局からの処方箋応需、調剤、薬剤の配達（以下「薬剤交付等」という。）及び服薬指導のための体制を確保した。

○ 自宅療養者への医薬品提供体制整備

- ・ R3.4月から県薬剤師会の協力のもと、薬局へ意向調査を行い、「自宅療養者等への薬剤配達等対応可能薬局リスト」を作成し（R3.8月～）、医師会・保健所等と共有
- ・ R3.9月から日曜・祝日等の薬局閉局日においても自宅療養者等へ投薬できるよう、県薬剤師会と協議のうえ、保健所毎（薬剤師会支部単位）に薬局の輪番体制を構築
- ・ 高知県輪番制協力薬局協力金交付事業開始
 <実施期間> R4.1月～R5.2月
 <体制> 保健所単位、県薬剤師会各支部で協力薬局を募り輪番で対応
 日曜・祝日等の1日最大開局店舗計画数：21（実績数：20）
 <交付金> 輪番により開局した薬局に対して最大10,000円/日の協力交付金を支給

< 輪番参加薬局数 >

| 保健所 | 安芸 | 中央東 | 中央西 | 須崎 | 幡多 | 高知市 | 計 |
|------|----|-----|-----|----|----|-----|----|
| R3年度 | 9 | 16 | 19 | 8 | 19 | 2 | 72 |
| R4年度 | 11 | 26 | 19 | 7 | 20 | 2 | 85 |

※高知市は、県薬剤師会会営薬局が休日夜間対応（配達を含む）

- ・ 宿泊療養施設については、近隣の薬局に薬剤交付等及び服薬指導を個別要請（R2.12月～）
- オンライン診療受診患者への医薬品提供体制整備（対応薬局調整窓口の整備）（R4.8月～）
 - ・ 陽性者フォローアップセンターへ登録し、陽性者オンライン診療センターでのオンライン診療により解熱鎮痛剤等の薬剤が必要とされた方へ、速やかに薬剤交付等及び服薬指導を行うために対応可能な薬局を選定する「対応薬局調整窓口」を開設

< 対応薬局調整窓口における調剤等件数 >

| | 期 間 | 調剤件数 | 配達件数 |
|------|------------------|-------|-------|
| R4年度 | R4.8.19～10.31 | 1,387 | 963 |
| | R4.11.21～R5.2.19 | 1,942 | 1,288 |

◆評価（課題）・教訓等

【評価】

- 県薬剤師会の全面的な協力により、自宅療養者等への薬剤交付等及び服薬指導を行うことができた。

【教訓】

- 迅速かつ効率的な医薬品提供体制について、県薬剤師会等関係団体と協議検討する必要あり
 特に薬局数が少ない地域においては薬剤配送等に時間を要するため、運送業者の活用等、配送方法等について事前の検討が必要
- 重症化予防の点からも自宅療養者等への速やかな薬物治療は重要であり、薬局薬剤師の関与は必須
 このため、薬局に係るコロナ対応についても医療機関と同様に国による財源措置が必要

2 医療提供体制の確保等

(1) 医療提供体制 — ⑧発生届の取扱い変更に伴うフォローアップセンターの運用

健康政策部 健康対策課

◆ 取組内容

- 検査協力医療機関のひっ迫及び検査キットの市販が開始されたことに伴い、全数届出の見直しが行われ、発生届出の対象とならず行政で把握ができない患者のフォローを目的として、「高知県陽性者フォローアップセンター」を開設（R4.9.26～R5.5.7）

【業務内容】

- ・ 64歳以下かつ自己検査で陽性となった方、医療機関で診断を受けた方のうち重症化リスクの低い方が自宅で安心して療養できるよう、Web又は電話にて登録を行った。（自己検査で陽性となった方は、検査キットの画像により委託先の医師が診断）

※ のべ44,415人が登録（自己検査：17,770人、医療機関で診断：26,645人）

- ・ 上記患者の体調急変時への対応として、24時間体制で医療専門職（看護師及び医師）を配置して、必要に応じて医療機関へ受診調整等を行った。（夜間はオンライン診療を紹介）

※ のべ27,551人の相談に対応（うち、1,180人に対し医療機関を紹介・調整）

- ・ また、支援物資の配送や宿泊療養施設での療養を希望される方の調整を行った。

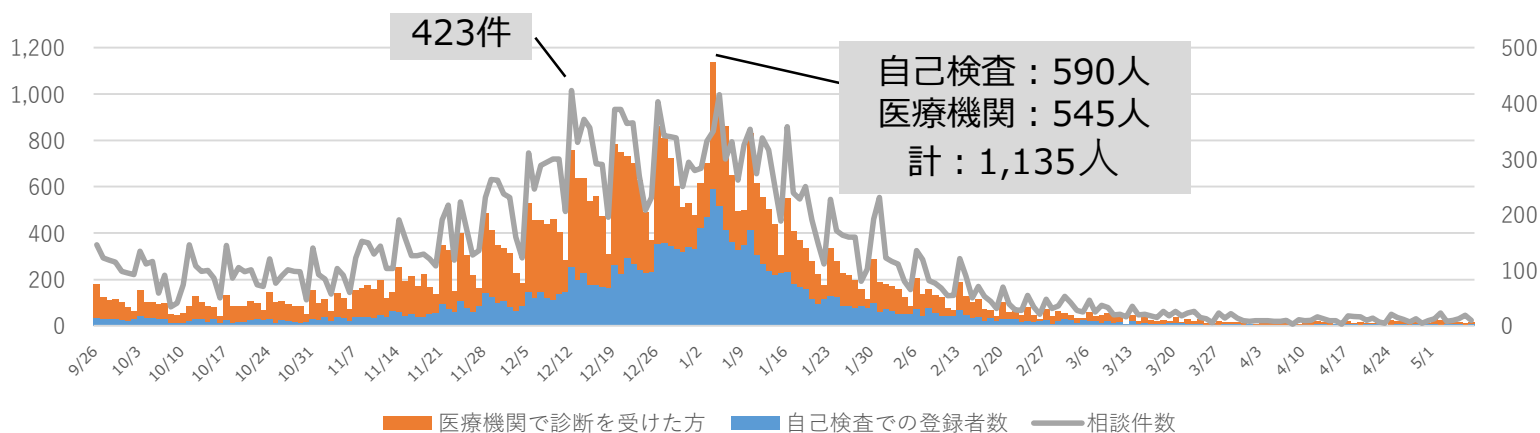
※ 生活支援物資：1,255人、療養調整：534人

（R4.11.21～R5.2.19 ※12/21より対象年齢を拡大）

- ・ 県内医療機関のひっ迫を回避するため、陽性者フォローアップセンターに登録した患者のうち、医薬品（解熱薬等）が必要な患者に対し、オンライン診療を受けられる体制を整備

※ 診療実績：2,416件（うち、医薬品の調剤を行った件数：1,942件）

フォローアップセンター登録者数・相談件数



◆ 評価（課題）・教訓等

【評価・教訓】

- 自己検査で陽性となった方について、県内の医療機関を受診せずとも新型コロナウイルス感染症の診断を受けられる体制を整備することにより、県内医療機関のひっ迫を回避することができた。
- 国からの事務連絡発出がR4.9.12にあったが、センターを同月26日に開設する必要があり、予算流用に係る事務手続き、仕様書の策定及び委託先の選定を至急進めなければならなかった。
- 開設までの間、保健所において健康相談及び受診・療養調整を担っていたところ、本センターにおいて軽症患者に対する相談対応や受診調整を行うことにより、重症化リスクの高い患者に注力することが可能になるとともに、保健所職員の負担を軽減することができた。
- 一方で、開設後も保健所職員が公用携帯を持ち帰り、夜間の受診調整を行う等、負担が軽減されない部分もあった。

2 医療提供体制の確保等

(1) 医療提供体制 – ⑨患者の受け入れ調整・搬送調整 (1/2)

健康政策部 医療政策課

◆ 取組内容

入院調整については、他県が活用していたDMATは自院での入院対応で手一杯で、他の協力も当初には得られなかったことから、基本的に健康政策部内の医療調整本部で一括して実施した。

○ 発生直後の入院調整

- ・ 当初は、衛生環境研究所での検査、結果判明後直ちに健康対策課から高知医療センターや幡多けんみん病院に一報を入れた上で、保健所が受け入れ時間や方法の調整を実施
- ・ R2.3.9以降、部内の職員を日替わりで配置して、患者番号の発番や入退院情報の管理を実施
- ・ R2.3.31に部内に医療調整本部を設置
また、検査結果をSNSで関係者（高知医療センター含む）が共有する体制をつくり、出来るだけ早く対応出来るようにした。
⇒ 情報共有の体制ができてから、患者が少ない間は各保健所から医療機関に入院調整を行うこととした。

○ 病床確保計画策定から第5波途中までの入院調整【R2.7.31～R3.8.20】

- ・ R2.7.31に病床確保計画を策定
患者増加時は高知市内の医療機関に各保健所からの入院調整が集中し優先度の判断が必要となることから、病床確保フェーズ2以降は、保健所が管内医療機関以外の医療機関に入院調整を行う必要が生じた場合に、医療調整本部において入院調整することとした。
⇒ 確保フェーズ2以上となった第2波途中のR2年8月から、医療機関への入院は医療政策課が中心に、宿泊療養施設への入所は健康長寿政策課が中心となって医療調整本部として全患者の調整を対応。その後、患者数の増加に合わせ業務衛生課職員も追加して対応した。
(この期間は主に受け入れ時間の調整)
⇒ 入院(入所)を振り分けるための判断としては、神奈川県が使用していたリスク評価を参考に判断することを基本として対応

○ 第5波以降の入院調整【R3.8.21～入院(入所)の振り分けの判断を「中等症Ⅱ以上」に適宜変更】

- ・ 第5波による患者数の増大によりR3.8.21に自宅療養を開始、それにより、医療機関に対しても患者の病状を正確に伝える必要が出たため、患者情報聞き取り表を作成し、必要な情報の抜けがないようにしつつ調整を実施
- ・ 患者のアセスメントに協力いただくために、県医師会より2名のアドバイザーの協力が得られるようにした
夜間の調整については、保健所及び調整本部の職員が公用携帯を自宅に持ち帰り対応した。
⇒ 患者情報聞き取り表の活用開始。患者数増により、入院要件を「リスク要件あり」から「中等症Ⅱ以上」に適宜変更するなどして医療崩壊とならないよう調整。休日夜間の対応では職員への負担が大きかった。

○ 患者搬送

- ・ 全対応期間を通じて、入院(入所)時は、まずは家族が患者搬送を行うことを依頼し、できない場合に保健所が搬送、座位保持が出来ないような救急を要する容態の場合は消防機関に協力をお願いした。
また、宿泊療養施設への搬送や医療機関の転院などには、民間救急業者やハイヤーなどに協力をいただいた。

2 医療提供体制の確保等

(1) 医療提供体制 – ⑨患者の受け入れ調整・搬送調整 (2/2)

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価・教訓】

○ 入院調整時に必要な情報の整理

- ・ 入院調整時に必要な患者情報は、保健所が聞き取り調整本部から医療機関に提供していたが、情報収集に漏れがないよう情報シートの活用など工夫を行った。
- ・ しかし、患者が増大し情報によるアセスメントとトリアージが必要となった際には、緊急度や重症度に応じた判断を行うために、より専門的な情報が必要とされた。
- ・ 今後は、行政側においても適切なアセスメントを行うために専門的な知識等を日々身につける必要がある。

○ 外部人材も活用した入院調整体制の検討

- ・ 上記内容からも、適切にアセスメントし入院調整を行うに当たっては、専門的な知識及び判断が必要なことや休日夜間の態勢を強化することからも、他県のようにDMAT医師の派遣や医師会への委託など外部機関の協力を得ることが必要
- ・ 今後作成する感染症予防計画では、病床確保とともに入院調整の当初からの外部委託の検討が必要

2 医療提供体制の確保等

(1) 医療提供体制 — ⑩医療用物資の確保

健康政策部 薬務衛生課

◆ 取組内容

- 当初は医療用物資の需要の高まりもあり、市場流通品が不足、入手困難な状況が続いた。
 (医療用物資：サージカルマスク、N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド等)
 (R2.2.12～ 県内卸売業者に在庫及び県内需要状況を、県内製造業者に製造状況を聞き取り(営業日毎日)
 3.2～ 感染症指定医療機関等の協力医療機関(21医療機関)に医療用物資の在庫状況を聞き取り(週1回))
- ⇒ R2.3月～5月 国から県への配布品を県下全医療機関等(病院、診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション、助産所)に配布
- 県内の医療提供体制を確保するため、医療用物資の県備蓄を進めるとともに、医療機関等へ必要な医療用物資を配布した。
 - ・ R2.4月 国による医療機関に対する医療用物資の緊急配布等の仕組み開始(国と県が連携して対応)
 7月～医療用物資の枯渇やクラスター発生等の緊急時に医療機関の要請に応じて、緊急配布を実施
 - ・ 大量の医療用物資を県有遊休施設(R2.5月～)や借り上げた民間倉庫(R2.9月～)で保管
 - ・ 特に入院協力医療機関、検査協力医療機関には重点的に医療用物資を配布
 - ・ 新型コロナウイルス感染者発生動向を踏まえ、使用量増加が予想された時には、県内入院協力医療機関、検査協力医療機関等へ事前に配布希望量調査を行い、医療機関へ配布を実施
 - ・ 宿泊療養施設(R2.4月～)、ワクチン接種会場(R3.4月～)の従事者に配布

○ 医療機関等への配布状況 (R5.3.31現在)

(単位：枚)

| | サージカルマスク | N95マスク | アイソレーションガウン | フェイスシールド | 非滅菌手袋 |
|-----------|-----------|---------|-------------|----------|------------|
| 国からの配布・寄付 | 1,569,400 | 104,300 | 127,356 | 45,950 | 390,500 |
| 県購入 | 3,689,000 | 80,100 | 791,450 | 179,700 | 14,584,700 |
| 総配布量 | 4,930,800 | 161,930 | 908,890 | 190,310 | 8,502,900 |
| 県備蓄量 | 327,600 | 22,470 | 9,916 | 35,340 | 6,472,300 |

※総配布数量：国が直接、医療機関へ配布した数量は含まない。

◆ 評価(課題)・教訓等

【評価】

- 医療物資を一定数県備蓄として確保するとともに、緊急時に医療機関等へ迅速に配布することができた。

【教訓等】

- 県における明確な備蓄数量の方針がない中、手探りの状態で備蓄を進めた。
 県備蓄分として必要な量の妥当性が課題、備蓄倉庫の確保も含めた備蓄体制について、国における医療用物資の供給体制の確保に向けた動向を注視しながら、検討・構築していく必要がある。
- これまでに経験したことのない梱包重量及び数量の医療物資の調達・配送を担うこととなり、全庁に協力を求め作業を行ったが、不慣れな作業に苦労した。
- 大量の備蓄品の期限管理を行いながら医療物資の配布をしていく必要があり、適宜新しいものと入れ替えてすぐに使用できる体制にしておく必要がある。
- 県会計事務処理に基づく物資調達では時間を要したり、金額に制限があるため、迅速な事務処理を行う仕組みの検討が必要

2 医療提供体制の確保等

(1) 医療提供体制 — ⑪一般医療への影響 (1/2)

健康政策部 医療政策課

◆ 影響の内容

3年超の新型コロナ対応において、救急体制や一般医療にも多大な影響があった。

○ 発熱患者への対応

R2.1月の中国での発生以降、各医療機関には院内感染対策の徹底を呼びかけていたが、R2.2月以降、全国で新型コロナ患者に対応した医療機関での院内感染事例が報告されてからは、更なる徹底を呼びかけた。

⇒ 各医療機関において一般患者来院時の発熱チェックや患者動線分離、発熱患者の診療時間帯変更などの対策が実施され、医療機関、患者ともに今までとの対応変更を追われた。

○ 患者の受診控えと再診時期の延長等による患者減

県内患者の発生以降は、患者側では軽微な症状の場合は医療機関受診を控え、医療機関側では慢性疾患等の再診時期の延長や計画入院の延期などの対応を行ったことで受診患者数が減少、全国的に医療機関の経営圧迫が問題となった。

⇒ R2年度に国が医療機関（病院、診療所、薬局、あはき）への支援金の給付と医療従事者個人への支援金給付による支援を実施

医療機関については、その後の予防接種や検査対応への費用支弁が制度化されたことなどで患者受診数は改善した。（歯科診療所は改善できていない）

⇒ 患者の受療行動は、流行の長期化、ウイルス毒性の変化に伴い、次第にコロナ前の状態に回復した。

○ 入院患者への面会制限

患者発生当初より、各医療機関では院内感染対策として面会規制を実施

⇒ オンライン面会を導入する医療機関が増えるなど面会機会増加の対策はされていたが、長期にわたり実施されてきたことにより家族からの不満が強くなった。

⇒ 基本的対処方針（令和3年11月19日（令和5年2月10日変更））において、「面会の重要性和院内感染対策の両者に留意しつつ、地域の感染状況や患者及び面会者の体調等を総合的に考慮したうえで、面会実施の方法について積極的に検討し、交流の機会を可能な限り確保することとされた。

○ 救急医療への影響

新型コロナ発生以降、発熱のある救急患者の搬送困難事例（4回以上搬送要請）が増加し、特に自宅療養開始後に従来の数倍に増えた。

主な原因としては、1フロアで対応する機会が多い救急外来では他の患者に対応中は受入できないこと、患者増加時は受入病床が満床となっていたこと、軽症の場合タクシーや公共交通に患者が乗車できないので帰宅のための交通手段が確保されるまで救急受入がストップするため一定のトリアージが行われたことなどがある。

⇒ R2年度から救急医療機関に疑い患者の待機室としての病床を確保して対応したが、休日夜間に対応できる医療機関が限られ第6波以降は大きな課題となった。

⇒ 帰宅のための交通手段として、第8波時にはタクシー会社1社に協力いただき体制を構築

⇒ R4.8月以降は#7119を開始し、救急要請の前に必要性の相談が出来る体制を構築した。

ただし、各種体制を構築したものの患者数の激増により搬送困難事例は増加の一途であった。

2 医療提供体制の確保等

(1) 医療提供体制 – ⑪一般医療への影響 (2/2)

◆ 影響の内容

○ オンライン診療(処方)及び電話診療

新型コロナ発生以降、国により電話診療等実施の条件緩和が行われ、対応医療機関が増加。
自宅療養開始以降は、解熱剤や抗ウイルス薬の処方を電話診療で行うなど患者対応に利用された。
⇒ 特に薬局が処方薬を自宅まで配達することは患者対応・感染防止対策として役立った。

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価（課題）・教訓】

○ 救急医療

- ・ 県内の休日夜間の救急医療体制が脆弱であることがあらためて確認された。
- ・ 今後、医師の働き方改革などで体制維持・向上がさらに難しくなるので、2次救急体制の見直しを行っていくことが必要

2 医療提供体制の確保等

(1) 医療提供体制 — ⑫ 県立病院の医療提供体制 (1 / 2)

公営企業局 県立病院課

◆ 取組内容

※ あき総合病院は「あき」、幡多けんみん病院は「幡多」と略記。両病院共通の場合は特に表記なし

○ 院内感染対策

- ・ 職員、外来患者、出入業者など来院者へのマスク着用を義務付け
- ・ 病院入口での検温、手指消毒を実施
- ・ 顔認証付き自動検温機による職員の検温を実施【あき】
- ・ テーブル、取っ手、手すり等のアルコールによる清拭を実施
- ・ 病院出入口を1箇所限定
- ・ 一般患者と感染患者・疑い患者の動線を区分け（ゾーニング）
- ・ 患者と接する場所に、アクリル板のパーテーションを設置
- ・ 感染した救急患者を受け入れできるように、救急室に陰圧装置を整備
- ・ 借り上げたプレハブを屋外に設置し、陰圧化して発熱外来診察室として整備【幡多】
- ・ 災害棟の1室を改修し、小児専用発熱外来として整備【幡多】
- ・ 発熱のある職員及び濃厚接触者となった職員の出勤を停止
- ・ 職員及び入院患者へのワクチン接種を実施（委託業者職員を含む、入院患者はあきのみ実施）

○ 感染患者及び感染疑い患者の受入れ

- ・ 結核・感染症病床に加え、一般病床をコロナ病床に転用し、感染患者を受入れ
- ・ 発熱外来を設置し、感染疑いのある患者を診察

○ 感染患者の受入れに必要な機器の整備

- ・ 補助金を活用して、人工呼吸器、移動型X線撮影装置、PCR検査装置、陰圧装置、HEPAフィルター付きパーテーション、空気清浄機、紫外線照射装置、サーマルカメラ、顔認証付き自動検温機等を整備

○ 医療資材の調達

- ・ 全国的にマスク、グローブ、防護衣、手指消毒薬等の医療資材が不足し、調達が困難となったため、様々な事業者当たって代替品を調達。病院間での融通や国からの配布、事業者等からの寄付も受け、在庫を確保

○ 情報共有

- ・ 電子カルテのトップページに新型コロナウイルス感染症への対応に関する情報を掲載するとともに、各部署、各診療科に文書も配布し、情報を遅滞なく共有できる体制を構築

○ 他県及び県内施設への職員派遣

- ・ 全国知事会等からの要請により、宮城県、愛媛県、沖縄県の病院に看護師を派遣
- ・ 県内の医療機関や介護施設、宿泊療養施設に医師、看護師を派遣
- ・ 県内のクラスター発生施設に、対応策の助言を行うため医師、看護師を派遣
- ・ 市町村が実施するワクチン集団接種に医師、看護師、薬剤師を派遣

2 医療提供体制の確保等

(1) 医療提供体制 – ⑫ 県立病院の医療提供体制 (2 / 2)

◆ 評価 (課題) ・教訓等

【評価】

- 保健所など関係機関と連携し、感染患者の受入れや感染疑い患者の診察のほか、県内外の医療施設等へ職員を派遣するなど、地域の医療を守る公立病院としての役割を果たした。
- 急速に感染が拡大する中、救急患者の受入れを継続し、地域の救急医療を破綻させることなく維持することに貢献
- 院内感染対策に徹底して取り組んだが、職員を通じてクラスターが発生した。著しく感染が拡大する中、発症 2 日前から感染性を有することもあって、院内感染やその拡大を完全に防ぐことは困難であった。

【教訓】

- 目に見えないウイルスを警戒しながらの病院勤務や、濃厚接触により自宅待機を強いられるなど、職員が受ける精神的ストレスが大きく、職員の精神的ケアも重要である。
- 個人防護具は、供給が途絶えても一定期間対応できるだけの在庫量を確保しておく必要がある。
- 病院の情報公開を円滑に行えるよう、情報発信ツールやひな形などを整備しておく必要がある。

2 医療提供体制の確保等

(2) 医療調整本部・保健所体制 (1 / 4)

健康政策部 保健政策課

◆ 取組内容

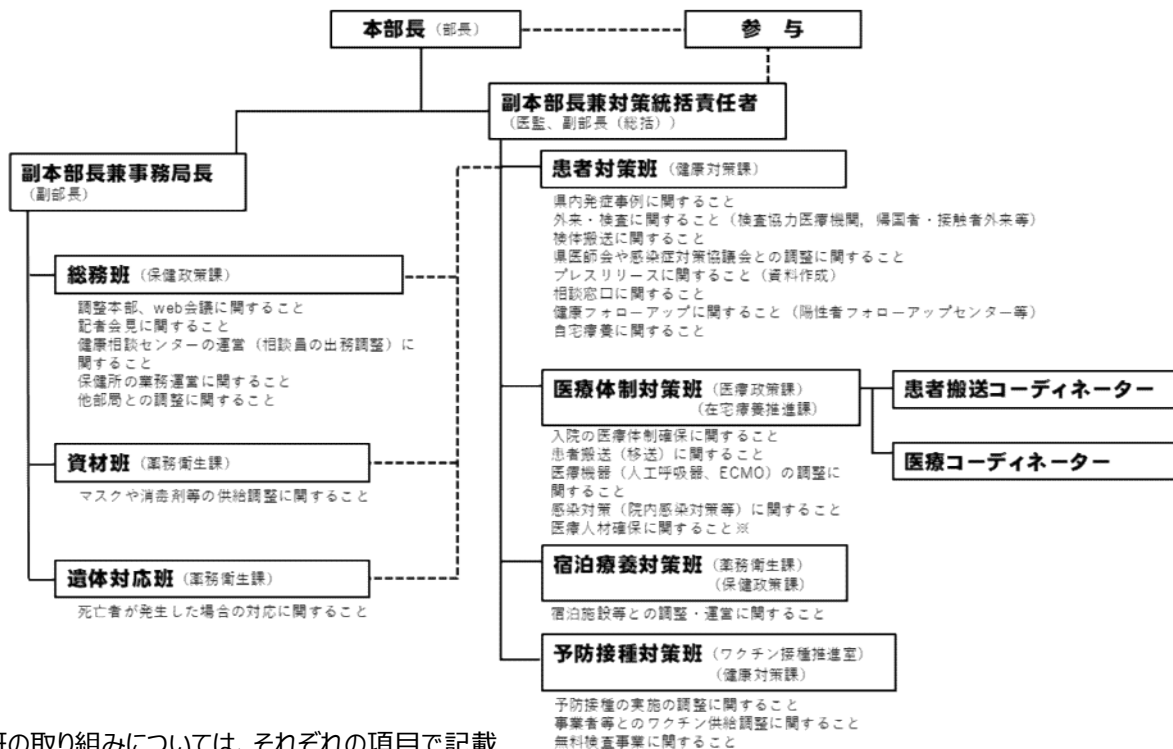
① 医療調整本部体制

○ R2.3.31「高知県新型コロナウイルス感染症医療調整本部」を設置

新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えた場合の入院に係る患者受入れ調整を行うため、部内各課で構成

体制図

新型コロナウイルス感染症医療調整本部体制図ver.5 (R4.11.1時点)



② 保健所体制

【人員体制強化】

○ 保健所職員の増

- 令和3年度地方財政対策において、保健所の感染症対応業務に従事する保健師の人員体制を、令和3年度からの2年間で、令和2年度の1.5倍にするための地方財政措置を講ずることが示された。
- この国の対応を踏まえ、本庁から保健所へ配置先を振り替えることなどにより、保健師の数を1.5倍に増員 (R2)8.5人→(R3)11.5人→(R4)13.5人

○ 市町村保健師・保健師OB等の活用に向けた体制整備

- 市町村保健師の派遣に係る協定を締結 (R2.11.30～順次) 23市町村 + 1広域連合
 <受援実績> 第5波: 計7人 (8月-9月 中央東)
 第7波: 計92人 (5月 中央東、7月 中央東・中央西、8月-9月 須崎・幡多)
- 本県で活動可能なIHEAT人材の名簿登録 41人
 <活用実績(のべ)> 第5波: 7人、第6波: 17人、第7波: 5人
- OB保健師の活用 (IHEAT重複含む)
 <実績(のべ)> 第6波: 中央東、中央西、須崎、幡多で受入れ
 第7波・第8波: 中央西、須崎で受入れ
- リエゾン保健師の派遣 (高知市)
 <実績(のべ)> 第4波: 11人、第5波: 5人、第6波: 26人

2 医療提供体制の確保等

(2) 医療調整本部・保健所体制 (2 / 4)

○ 職員動員（他部局含む）による健康観察の実施体制強化

- 新規感染者急増により保健所業務がひっ迫したため、全庁協力のもと職員を動員して対応

<保健師>

| | 第1波 | 第3波 | 第5波 | 第6波 | 第7波 | 計 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 中央東 | | 6 | 4 | 41 | 40 | 91 |
| 中央西 | | | | 5 | 10 | 15 |
| 幡多 | 9 | | | 5 | 2 | 16 |
| 計 | 9 | 6 | 4 | 51 | 52 | 122 |

<事務職>

第7波：26所属233人／1日あたり最大21人

○ 人材派遣（看護職、事務職）による体制強化

- 上記の職員動員による体制強化を図るなか、さらなる感染拡大が予想され、応援体制を継続・拡充することが困難となったため、人材派遣により外部人材を活用

<実績(のべ)> 第7波：安芸（看護職1人）、中央西（看護職1人、事務職1人）、
中央東（看護職3人、事務職3人）
第8波：中央東（看護職3人）

○ その他

(本庁)

- 部長通知により、通常業務を縮小し、優先的に新型コロナ対応に取り組む体制を構築

第1波：R2.4.3 部長通知（コロナ対応最優先）
第5波：R3.8.19 部長通知（コロナ対応最優先）
(R3.9.22 部長通知（ステージ引き下げに伴い、コロナ及び通常業務の推進）)
第6波：R4.1.19 保健所長会（コロナ対応最優先）

(保健所)

- 各対応チームを編成のうえ研修会を実施し、所内横断的に迅速に対応。技術職員だけでなく事務職員も参加した全職員体制を構築

【業務効率化】

(本庁)

- 入院・入所調整業務を県調整本部に一元化し、保健所の業務負担を軽減
- 患者専用の24時間の相談体制を構築（再掲）
- 生活支援物資の支給に係る業務を外部委託（再掲）

(保健所)

- My-HER-SYSを活用した健康観察を実施（再掲）
- 保健師が積極的疫学調査やクラスター対応のマネジメントが担えるよう、他職種との役割分担を所内横断的に実施
- 所内職員が適切な初動ができるよう、作業手順書の整備や机上訓練、感染防護策等についての研修を実施し、所内体制を構築
- アクションカード風のマニュアルを作成し、応援職員や他部署の職員が即対応できる体制づくり（患者調査等業務）
- 毎朝、所内全体で情報共有を行い、各職員が役割を認識して対応できる体制を構築

2 医療提供体制の確保等

(2) 医療調整本部・保健所体制 (3 / 4)

◆ 評価 (課題) ・教訓等

【課題・教訓】

① 医療調整本部体制

- ・ 総合調整において、他部局との調整事項が多岐に渡るなかで、適確な対応につながらない場面があった。本部内の連携体制や役割分担について都度整理し、迅速に対応できる体制づくりが必要

② 保健所体制

- ・ 他部局の応援の調整や人材派遣の契約に時間を要することから、感染者数の推移などから早め早めに検討していくことが必要
- ・ 疫学調査や健康観察などの業務について保健所ごとにルールが異なるなど、受援体制が不十分であった感染拡大前から受援マニュアル等の整備をしておくなど強化が必要
- ・ 統括保健師による所内調整が機能した一方で、指揮命令系統が確立されずタイムリーな指示ができていない場面もあった。
指揮命令系統と連絡体制を明確にしておくこと、また平時から危機管理対応時のマネジメント機能を中核的に担う人材育成・確保が必要
- ・ 通常業務との並行によりコロナに専念できる職員の確保が難しく、一部職員に負担が偏ったり、本来業務に支障をきたす状況となった。
BCPについて、今回の検証を健康危機対処計画に反映させるなどし、実効性を高めることが必要
また、保健所のBCPについて、本庁も連携して組織的に運用していくことが必要
- ・ 職員の知識とスキルの向上対策を患者対応をしながら並行して実施するしかなかったため、部門によっては十分なスキルが獲得できないままの対応となった。(特に院内感染対策)
異動後などは、チーム内で自己点検しながらスキルを確認し、いつ発生しても対応できるよう対応力の維持が必要
- ・ コロナ禍で仕事をしてきた保健師等専門職は、コロナ対応の経験は一定できたが、感染症担当部署の保健師等専門職ほどの対応はできない。感染症対応ができる保健師等専門職を増やしていくことが重要であり、そのためには、ジョブローテーションで感染症対応の経験を積むことも必要
- ・ 平時より、医療機関や郡医師会、社会福祉施設、地域包括支援センター等と、地域包括ケア推進協議体や血管病重症化防止対策、自殺予防ネットワーク等において業務上の連携があり、その関係づくりの素地の上で今回のコロナ対策を行えた点がある。
パンデミック時の地域対策において、平時からのソーシャルキャピタル (社会関係資本) との信頼関係の醸成が重要

2 医療提供体制の確保等

(2) 医療調整本部・保健所体制 (4 / 4)

◆ 参考

○ 感染の波ごとの保健所の人材体制強化の取り組み

(人数：のべ)

| | 第1波 | 第2波 | 第3波 | 第4波 | 第5波 | 第6波 | 第7波 | 第8波 |
|-----------------------------|----------------------|-----|-------------------|-------|-----------------------|-----------------------------------|---|-----------------------|
| 市町村保健師 受援 | | | | | ・ 7人 (中央東) | | ・ 92人 (中央東、 中央西、須崎、 幡多) | |
| IHEAT活用 | | | | | ・ 7人 (高知市) | ・ 17人 (高知市、 県) | ・ 5人 (高知市) | |
| OB保健師活用 | | | | | | ・ 155人 (中央東、 中央西、須崎、 幡多) | ・ 119人 (中央西、 須崎) | ・ 23人 (中央西、 須崎) |
| リエゾン保健師 派遣 (県→高知市) | | | | ・ 11人 | ・ 5人 | ・ 26人 | | |
| 職員動員 (他部局含む) | ・ 保健師 9 人 (幡多) | | ・ 保健師 6人 (中央東) | | ・ 保健師 4 人 (中央東) | ・ 保健師51人 (中央東、 中央西、幡 多) | ・ 保健師52人 (中央東、 中央西、幡多) ・ 事務職233人 | |
| 人材派遣 (看護職、事務職) | | | | | | | ・ 看護職 5人 ・ 事務職 5人 (安芸、中央東、 中央西) | ・ 看護職 3人 (中央東) |
| その他 (通常業務縮小等 による体制構築) | ・ R2.4.3 部長通知 | | | | ・ R3.8.19 部長通知 | ・ R4.1.19 保健所長会 | | |

2 医療提供体制の確保等

(3) 相談体制（健康相談窓口）（1 / 2）

健康政策部 健康対策課

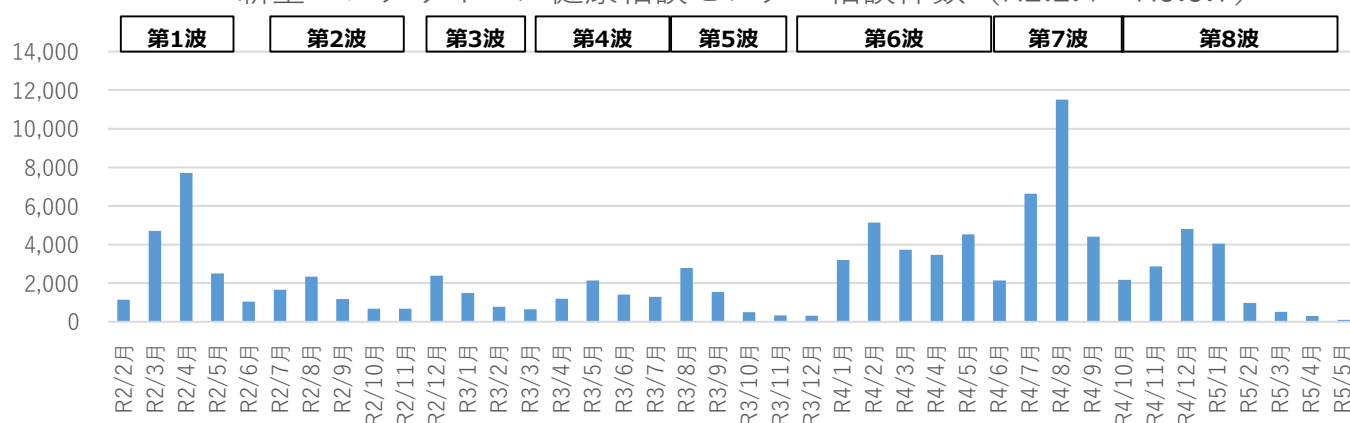
◆ 取組内容

- R2.2.4 高知県・高知市合同で「新型コロナウイルス相談センター」設置（県・高知市保健師・OB保健師等、2回線～繁忙期6回線）（R3.3.9 新型コロナウイルス健康相談センターに名称変更）
- R3.3.10 精神保健福祉センターが「心のケア 相談窓口」設置（開設時間 8:15～17:15）
- R3.3.15 「新型コロナウイルスワクチン専門相談電話」設置（県・高知市保健師・OB保健師等、当初2回線（R3.11月から1回線））
- R4.12.20 新型コロナウイルス健康相談センター及び新型コロナウイルスワクチン専門相談電話を民間業者へ委託（医療資格保持者、通常3～4名）

○ 新型コロナウイルス健康相談センター【R2.2.4～R5.5.7】

- ・ 開設時間 9:00～21:00
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する疑問や不安がある県民、医療機関等からの健康相談や問い合わせの対応を行った。（主な相談内容：症状等の健康相談、医療体制、予防・治療、療養期間に関すること等）
- ・ MERS疑い患者が発生した場合の対応フローの取り決めを生かし、県・高知市合同で開設した。
- ・ 帰国者・接触者相談センターを兼ね、開設当初から診療・検査体制が検査協力医療機関へと拡大するまでの期間は、感染の疑いがある患者を帰国者・接触者外来へ受診調整を行った。
- ・ 開設当初のR2.2.4～R2.2.9は高知県（保健所含む）と高知市の職員で対応し、R2.2.10～外部から相談員を雇用（高知県・高知市のOB保健師、看護協会からの紹介による看護師・保健師等）開設から1週間以内に外部から相談員を確保したことで、職員は業務に従事することも可能になった。
- ・ 県内初の感染者が確認された後から第1波の期間に医師1名を確保し、医療機関からの相談や判断に困る事例にも医師との確認や相談を行うことで、迅速に対応ができた。

新型コロナウイルス健康相談センター相談件数（R2.2.4～R5.5.7）



○ 新型コロナウイルスワクチン専門相談電話【R3.3.15～R5.5.7】

- ・ 開設時間 9:00～21:00
- ・ ワクチンを接種した後に副反応を疑う症状があった場合に関する県民からの問い合わせへ対応するため、健康相談センターに併設

2 医療提供体制の確保等

(3) 相談体制（健康相談窓口）（2 / 2）

◆ 評価（課題）・教訓等

【課題・教訓】

- 相談員の勤務シフトの調整や人材確保に係る業務負担が大きく、感染拡大等による相談件数の増加時には看護師等人材不足や外国語対応の必要性が見込まれるため、早期に外部委託の検討を進めた方がよい。
- 相談対応は、国の資料や作成したQ & Aをもとに対応したが、新たな相談員を確保する場合に口頭説明と現場の対応を見て学ぶことになったことから、マニュアル作成が必要
- ワクチン専門相談電話は接種後の副反応に関する相談窓口として設置していたが、市町村が設置するワクチン接種予約コールセンターと混同した問い合わせが多く、市町村と連携した窓口の案内が必要

3 感染防止対策

(1) 感染状況に応じた感染防止対策の呼びかけ (1/5)

危機管理部 危機管理・防災課

◆ 取組内容

- R2年5月26日、県の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、「高知県における新型コロナウイルス感染症対応の目安」を設定し、感染状況等に応じた感染防止対策等の呼びかけを開始

| 高知県における新型コロナウイルス感染症対応の目安 | | | | | | |
|--------------------------|---|--|----------------|------------------|--|--|
| 判断指標 | ステージ | ゼロ (緑) | 注意 (黄) | 警戒 (オレンジ) | 特別警戒 (赤) | |
| ※1 | 直近7日間新規感染者数 (直近7日間の人口10万人あたりの新規感染者数) | 0名 (0名) | 1名以上 (1名未満) | 7名以上 (2名未満) | 14名以上 (2名以上) | |
| ※1 | 病床稼働率 | 10%未満 | 10%以上 | 30%以上 | 50%以上 | |
| 対応方針 | 共通事項 | <ul style="list-style-type: none"> □ 「新しい生活様式」等の実践 (例) ・身体的距離 (1~2m) の確保 ・咳エチケット ・こまめに換気 ・食事は大皿は避けて料理は個々に ・テレワークやローテーション勤務 □ 各店舗における適切な感染対策の徹底 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・マスクの着用 ・手洗いや手指消毒 ・公共交通機関では会話は控えめに ・大声での会話や「献杯・返杯」は避けて ・オンライン会議の推奨 | |
| | 国の専門家会議の地域区分 | ③感染観察 | | ②感染拡大注意 | ①特定 (警戒) | |
| | 外出 | 「3密」の徹底回避 | | 夜間や休日の外出自粛の検討・実施 | 昼夜を問わず不要不急の外出自粛の検討・実施 | |
| | 休業等の要請 | — | — | — | 一定の業種 ※2 の休業、営業時間短縮の要請の検討・実施 | |
| | 会食 | (共通事項に留意) | | 小規模グループかつ短時間で | 家族以外での会食を控える | |
| | イベント等 ※3 | 国の基本的対処方針に基づき対応 | 100人超の開催・参加自粛 | 50人超の開催・参加自粛 | 開催・参加自粛 | |
| | 県立学校 | 各福祉保健所管内の感染状況等を踏まえて判断 ※4 | | | | |
| | 県立施設 | 開館 | | 屋内施設の休館を検討 | 休館 | |
| 他県との往来 | 国の基本的対処方針に基づき対応 ※5 | 全国の感染状況と感染拡大のリスク等を踏まえて判断 | | | | |

※1 判断指標とする直近7日間の新規感染者数に加えて、感染経路不明の新規感染者の状況を考慮し総合的にステージを判断する。また、局所的なクラスターや院内感染については、上記判断指標は適用せず、感染拡大のリスクを事例ごとに個別に判断するものとする。

※2 休業等を要請する「一定の業種」については、県内の感染事例や国の基本的対処方針を考慮して決定するものとする。

※3 イベント等については、大まかな目安であり、参加人数のほか、施設の収容定員に対する参加人数の比率、屋内外の別を考慮して総合的に判断するものとする。

※4 県立学校については、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき、福祉保健所管内の感染状況等を踏まえた県教育委員会独自の基準に基づき、休業等を判断するものとする。

※5 5/31までは「不要不急の他県との往来自粛」とする。6/1~6/18は北海道、首都圏の一部との往来自粛とする。6/19以降は往来自粛を段階的に解除する予定。

- 国の動きや、ウイルス特性の変化などに応じて、その都度、県の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、判断指標や感染防止対策の内容等を見直し

<R2.7.22 変更>

国のイベント開催制限の見直しを踏まえ変更

| 高知県における新型コロナウイルス感染症対応の目安 (令和2年7月22日変更) | | | | | | |
|--|---|--|----------------|------------------|--|--|
| 判断指標 | ステージ | ゼロ (緑) | 注意 (黄) | 警戒 (オレンジ) | 特別警戒 (赤) | |
| ※1 | 直近7日間新規感染者数 (直近7日間の人口10万人あたりの新規感染者数) | 0名 (0名) | 1名以上 (1名未満) | 7名以上 (2名未満) | 14名以上 (2名以上) | |
| ※1 | 病床稼働率 | 10%未満 | 10%以上 | 30%以上 | 50%以上 | |
| 対応方針 | 共通事項 | <ul style="list-style-type: none"> □ 「新しい生活様式」等の実践 (例) ・身体的距離 (1~2m) の確保 ・咳エチケット ・こまめに換気 ・食事は大皿は避けて料理は個々に ・テレワークやローテーション勤務 □ 各店舗における適切な感染対策の徹底 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・マスクの着用 ・手洗いや手指消毒 ・公共交通機関では会話は控えめに ・大声での会話や「献杯・返杯」は避けて ・オンライン会議の推奨 | |
| | 国の専門家会議の地域区分 | ③感染観察 | | ②感染拡大注意 | ①特定 (警戒) | |
| | 外出 | 「3密」の徹底回避 | | 夜間や休日の外出自粛の検討・実施 | 昼夜を問わず不要不急の外出自粛の検討・実施 | |
| | 休業等の要請 | — | — | — | 一定の業種 ※2 の休業、営業時間短縮の要請の検討・実施 | |
| | 会食 | (共通事項に留意) | | 小規模グループかつ短時間で | 家族以外での会食を控える | |
| | イベント等 | (国の基本的対処方針、業種ごとのガイドライン等に基づき対応) | | | 開催・参加自粛 | |
| | 県立学校 | 各福祉保健所管内の感染状況等を踏まえて判断 ※3 | | | | |
| | 県立施設 | 開館 | | 屋内施設の休館を検討 | 休館 | |
| 他県との往来 | 国の基本的対処方針に基づき対応 | 全国の感染状況と感染拡大のリスク等を踏まえて判断 | | | | |

※1 判断指標とする直近7日間の新規感染者数に加えて、感染経路不明の新規感染者の状況を考慮し総合的にステージを判断する。また、局所的なクラスターや院内感染については、上記判断指標は適用せず、感染拡大のリスクを事例ごとに個別に判断するものとする。

※2 休業等を要請する「一定の業種」については、県内の感染事例や国の基本的対処方針を考慮して決定するものとする。

※3 県立学校については、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき、福祉保健所管内の感染状況等を踏まえた県教育委員会独自の基準に基づき、休業等を判断するものとする。

3 感染防止対策

(1) 感染状況に応じた感染防止対策の呼びかけ (2/5)

◆ 取組内容

<R2.8.12 変更>

国コロナ対策分科会の提言を踏まえた変更

- ・「県の対応の目安」を4段階から5段階に変更し、ステージごとの判断指標を見直し

| 高知県における新型コロナウイルス感染症対応の目安 (令和2年8月12日変更) | | | | | | | |
|--|--------------------------|---|--------|---------------------------------------|------------------------------|------------------------|---------|
| 判断指標 | ステージ | ゼロ (緑) | 注意 (黄) | 警戒 (オレンジ) | 特別警戒 (赤) | 非常事態 (紫) | |
| ※1 | 直近7日間の新規感染者数 | 0人 | 1人以上 | 14人以上 | 105人以上 | 175人以上 | |
| | 最大確保病床の占有率 | 10%未満 | | 10%以上 | 20%以上 | 50%以上 | |
| 対応方針 | 共通事項 | <ul style="list-style-type: none"> □ 「新しい生活様式」等の実践 (例) ・身体的距離 (1~2m) の確保 ・咳エチケット ・こまめに換気 ・食事は大皿は避けて料理は個々に ・テレワークやローテーション勤務 □ 各店舗における適切な感染対策の徹底 ・マスクの着用 ・手洗いや手指消毒 ・公共交通機関では会話は控えめに ・大声での会話や「献杯・返杯」は避けて ・オンライン会議の推奨 | | | | | |
| | 国の分科会のステージ区分 | I 散発的発生 | | II 漸増 | III 急増 | IV 爆発的拡大 | |
| | 外出 | 「3密」の徹底回避 | | ガイドラインが遵守されていない酒類を提供する飲食店への外出自粛の検討・実施 | 夜間や酒類を提供する飲食店への外出自粛の検討・実施 | 昼夜を問わない不要不急の外出自粛の検討・実施 | |
| | 休業等の要請 | - | | - | 一定の業種 ※2 の休業、営業時間短縮の要請の検討・実施 | | |
| | 会食 | (共通事項に留意) | | 可能な範囲で規模縮小・時間短縮を | 小規模グループかつ短時間で | 家族以外での会食を控える | |
| | イベント等 | (国の基本的対処方針、ガイドライン等に基づき対応) | | | | 開催・参加の再検討 | 開催・参加自粛 |
| | 県立学校 | 各福祉保健所管内の感染状況等を踏まえて判断 ※3 | | | | | |
| | 県立施設 | 開館 | | 屋内施設の休館を検討 | | 休館 | |
| 他県との往来 | 全国の感染状況と感染拡大のリスク等を踏まえて判断 | | | | | | |

※1 判断指標については、①直近7日間の新規感染者数、②最大確保病床の占有率のほか、③全療養者数 (特別警戒: 105人以上)、④PCR陽性率 (特別警戒: 10%以上)、⑤直近1週間と先週1週間の新規感染者数の比較、⑥感染経路不明割合 (特別警戒: 50%) の6つの指標をもとにして、ステージを総合的に判断する。

※2 休業等を要請する「一定の業種」については、県内の感染事例や国の基本的対処方針等を考慮して決定するものとする。

※3 県立学校については、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき、福祉保健所管内の感染状況等を踏まえた県教育委員会独自の基準に基づき、休業等を判断するものとする。

<R2.10.23 変更>

病床確保計画との整合性を持たせるため変更

- ・直近7日間の新規感染者数及びステージ名称を変更

| 高知県における新型コロナウイルス感染症対応の目安 (令和2年10月23日変更) | | | | | | | |
|---|--------------------------|---|--------|---------------------------------------|------------------------------|------------------------|---------|
| 判断指標 | ステージ | 感染観察 (緑) | 注意 (黄) | 警戒 (オレンジ) | 特別警戒 (赤) | 非常事態 (紫) | |
| ※1 | 直近7日間の新規感染者数 | 0~3人 | 4人以上 | 14人以上 | 105人以上 | 175人以上 | |
| | 最大確保病床の占有率 | 10%未満 | | 10%以上 | 20%以上 | 50%以上 | |
| 対応方針 | 共通事項 | <ul style="list-style-type: none"> □ 「新しい生活様式」等の実践 (例) ・身体的距離 (1~2m) の確保 ・咳エチケット ・こまめに換気 ・食事は大皿は避けて料理は個々に ・テレワークやローテーション勤務 □ 各店舗における適切な感染対策の徹底 ・マスクの着用 ・手洗いや手指消毒 ・公共交通機関では会話は控えめに ・大声での会話や「献杯・返杯」は避けて ・オンライン会議の推奨 | | | | | |
| | 国の分科会のステージ区分 | I 散発的発生 | | II 漸増 | III 急増 | IV 爆発的拡大 | |
| | 外出 | 「3密」の徹底回避 | | ガイドラインが遵守されていない酒類を提供する飲食店への外出自粛の検討・実施 | 夜間や酒類を提供する飲食店への外出自粛の検討・実施 | 昼夜を問わない不要不急の外出自粛の検討・実施 | |
| | 休業等の要請 | - | | - | 一定の業種 ※2 の休業、営業時間短縮の要請の検討・実施 | | |
| | 会食 | (共通事項に留意) | | 可能な範囲で規模縮小・時間短縮を | 小規模グループかつ短時間で | 家族以外での会食を控える | |
| | イベント等 | (国の基本的対処方針、ガイドライン等に基づき対応) | | | | 開催・参加の再検討 | 開催・参加自粛 |
| | 県立学校 | 各福祉保健所管内の感染状況等を踏まえて判断 ※3 | | | | | |
| | 県立施設 | 開館 | | 屋内施設の休館を検討 | | 休館 | |
| 他県との往来 | 全国の感染状況と感染拡大のリスク等を踏まえて判断 | | | | | | |

※1 判断指標については、①全療養者数 (特別警戒: 105人以上)、②最大確保病床の占有率、③直近7日間の新規感染者数、④直近1週間と先週1週間の新規感染者数の比較、⑤感染経路不明割合 (特別警戒: 50%)、⑥PCR陽性率 (特別警戒: 10%以上) の6つの指標をもとにして、ステージを総合的に判断する。また、患者の発生が一部の地域に限定される場合は、当該地域のみを「注意」「警戒」とするなど、地域の実情に応じて柔軟に判断することがある。

※2 休業等を要請する「一定の業種」については、県内の感染事例や国の基本的対処方針等を考慮して決定するものとする。

※3 県立学校については、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき、福祉保健所管内の感染状況等を踏まえた県教育委員会独自の基準に基づき、休業等を判断するものとする。

3 感染防止対策

(1) 感染状況に応じた感染防止対策の呼びかけ (3/5)

◆ 取組内容

<R3.11.25 変更>

国コロナ対策分科会が示した新たなレベル分類などを踏まえ変更

- ・ 医療提供体制の評価を重視する判断指標に見直し
- ・ 新たに制度化されたワクチン・検査パッケージ制度の活用により、会食・イベント時の制限緩和が可能となるよう対応方針に追加

| 高知県における新型コロナウイルス感染症対応の目安 (暫定版) 令和3年11月25日変更 | | | | | | | |
|---|---------------------------------|--|--------------------|-----------------------|--|--|---------------------------------------|
| 判断指標 | ステージ | 感染観察 (緑) | 注意 (黄) | 警戒 (オレンジ) | 特別警戒 (赤) | 非常事態 (紫) | |
| ※1 | 最大確保病床の占有率 (直近7日間の新規感染者数の想定) | 3%未満 (7人未満) | 3%以上 (7人以上) | 10%以上 (35人以上) | 25%以上 (245人以上) | 40%以上 (即応病床の占有率: 50%以上) (420人以上) | |
| | 国の分科会のレベル分類 | レベル0 (感染者ゼロレベル) | レベル1 (維持すべきレベル) | レベル2 (警戒を強化すべきレベル) | レベル3 (対策を強化すべきレベル) | レベル4 (避けたいレベル) | |
| | | | | | まん延防止等重点措置相当 | 緊急事態措置相当 | |
| 対応方針 | 共通事項 | □ 「新しい生活様式」等の実践 (例) ・身体的距離 (1~2m) の確保 ・マスクの着用 ・手洗いや手指消毒 ・咳エチケット ・こまめに換気 ・公共交通機関では会話は控えめに ・会食の際に会話が主となる時間帯にはできる限りマスクの着用 ・食事は大皿は避けて料理は個々に ・大声での会話や「献杯・返杯」は避けて ・マスクを外してのカラオケは控えて ・テレワークやローテーション勤務 ・オンライン会議の推奨 □ 各店舗における適切な感染対策の徹底 | | | | | |
| | 外出 | | 「3密」の徹底回避 | | 混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出自粛を呼びかけ | | |
| | 休業等の要請 | | | | 一定の業種 ※3 の休業、 営業時間短縮の要請の検討 | 一定の業種 ※3 の休業、 営業時間短縮の要請 | |
| | 会食 | (共通事項に留意) | | 可能な範囲で 規模縮小・時間短縮 | 4人以下、2時間以内 ※4 (ワクチン・検査パッケージの活用により緩和) | | 4人以下、2時間以内 ※4 (ワクチン・検査パッケージの停止の検討) |
| | イベント等 | (国の基本的対処方針、業種別ガイドライン等に基づき対応) | | | 「人数」、「収容率」上限の設定を検討 (ワクチン・検査パッケージの活用により緩和) | | 「人数」、「収容率」上限の設定 (ワクチン・検査パッケージの停止の検討) |
| | 県立学校 | 市町村毎の感染状況等を踏まえて判断 ※5 | | | | | |
| | 県立施設 | | 開館 | | 使用制限の検討 | | |
| 他県との往来 | 全国の感染状況と感染拡大のリスク等を踏まえて判断 | | | | | | |

※1 判断指標については、「最大確保病床の占有率」や「入院中の重症者数等のほか、従来活用してきた各種指標 (直近7日間の新規感染者数、感染経路不明割合、PCR陽性率等) も考慮し、ステージを総合的に判断する。また、患者の発生が一部の地域に限定される場合は「注意」「警戒」とするなど、地域の実情に応じて柔軟に判断することがある。
 ※2 感染が急速に拡大し、医療提供体制の逼迫が見込まれる場合等においては、強い行動制限を要請する場合がある。
 ※3 休業等を要請する「一定の業種」については、県内の感染事例や国の基本的対処方針等を考慮して決定するものとする。第三者認証制度の適用店舗については、営業時間短縮の要請を行わない場合もある。
 ※4 同居の家族のみの会食は、人数制限の対象としない。
 ※5 県立学校については、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」や県教育委員会独自の基準に基づき、市町村毎の感染状況等を踏まえ、休業等を判断するものとする。

<R4.3.5 変更>

オミクロン株の特徴等を踏まえ変更

- ・ 感染力の強いオミクロン株の特徴を踏まえ、新規感染者数の判断指標を見直し

| 高知県における新型コロナウイルス感染症対応の目安 (暫定版) 令和4年3月5日変更 | | | | | | | |
|---|---------------------------------|--|--------------------|-----------------------|--|--|--|
| 判断指標 | ステージ | 感染観察 (緑) | 注意 (黄) | 警戒 (オレンジ) | 特別警戒 (赤) | 非常事態 (紫) | |
| ※1 | 最大確保病床の占有率 (直近7日間の新規感染者数の想定) | 3%未満 (140人未満) | 3%以上 (140人以上) | 10%以上 (420人以上) | 25%以上 (1,120人以上) | 40%以上 (即応病床の占有率: 50%以上) (1,960人以上) | |
| | 国の分科会のレベル分類 | レベル0 (感染者ゼロレベル) | レベル1 (維持すべきレベル) | レベル2 (警戒を強化すべきレベル) | レベル3 (対策を強化すべきレベル) | レベル4 (避けたいレベル) | |
| | | | | | まん延防止等重点措置相当 | 緊急事態措置相当 | |
| 対応方針 | 共通事項 | □ 「新しい生活様式」等の実践 (例) ・身体的距離 (1~2m) の確保 ・マスクの着用 ・手洗いや手指消毒 ・咳エチケット ・こまめに換気 ・公共交通機関では会話は控えめに ・会食の際に会話が主となる時間帯にはできる限りマスクの着用 ・食事は大皿は避けて料理は個々に ・大声での会話や「献杯・返杯」は避けて ・マスクを外してのカラオケは控えて ・テレワークやローテーション勤務 ・オンライン会議の推奨 □ 各店舗における適切な感染対策の徹底 | | | | | |
| | 外出 | | 「3密」の徹底回避 | | 混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出自粛を呼びかけ | | |
| | 休業等の要請 | | | | 一定の業種 ※3 の休業、 営業時間短縮の要請の検討 | 一定の業種 ※3 の休業、 営業時間短縮の要請 | |
| | 会食 | (共通事項に留意) | | 可能な範囲で 規模縮小・時間短縮 | 4人以下、2時間以内 ※4 (ワクチン・検査パッケージ等の活用により緩和 ※5) | | 4人以下、2時間以内 ※4 (ワクチン・検査パッケージ等の停止の検討) |
| | イベント等 | (国の基本的対処方針、業種別ガイドライン等に基づき対応) | | | 「人数」、「収容率」上限の設定を検討 (ワクチン・検査パッケージ等の活用により緩和 ※5) | | 「人数」、「収容率」上限の設定 (ワクチン・検査パッケージ等の停止の検討) |
| | 県立学校 | 市町村毎の感染状況等を踏まえて判断 ※6 | | | | | |
| | 県立施設 | | 開館 | | 使用制限の検討 | | |
| 他県との往来 | 全国の感染状況と感染拡大のリスク等を踏まえて判断 | | | | | | |

※1 判断指標については、「最大確保病床の占有率」や「入院中の重症者数等のほか、従来活用してきた各種指標 (直近7日間の新規感染者数、感染経路不明割合、PCR陽性率等) も考慮し、ステージを総合的に判断する。また、患者の発生が一部の地域に限定される場合は「注意」「警戒」とするなど、地域の実情に応じて柔軟に判断することがある。
 ※2 感染が急速に拡大し、医療提供体制の逼迫が見込まれる場合等においては、強い行動制限を要請する場合がある。
 ※3 休業等を要請する「一定の業種」については、県内の感染事例や国の基本的対処方針等を考慮して決定するものとする。第三者認証制度の適用店舗については、営業時間短縮の要請を行わない場合もある。
 ※4 同居の家族のみの会食は、人数制限の対象としない。
 ※5 「ワクチン・検査パッケージ制度」又は「対象者に対する全員検査」を活用することにより、制限を緩和するもの
 ※6 県立学校については、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」や県教育委員会独自の基準に基づき、市町村毎の感染状況等を踏まえ、休業等を判断するものとする。

3 感染防止対策

(1) 感染状況に応じた感染防止対策の呼びかけ (4/5)

◆ 取組内容

<R4.7.26 当面の運用変更>

「県の対応の目安」の当面の運用変更について
R4.7.26

「県の対応の目安」運用の考え方

- 感染力は強いが重症化率の低い第7波の感染状況を踏まえ、医療の逼迫状況を適切に判断する観点から、以下の判断指標を重視。
 - ・ 最大確保病床の占有率
 - ・ 直近7日間の70歳以上の新規感染者数
- ステージ移行の判断については、上記の判断指標に加え、県内医療関係者の意見や各都道府県等の状況を踏まえて、総合的に判断する。

「特別警戒」、「非常事態」ステージの判断基準

「最大確保病床の占有率40%~50%」 特別警戒（赤）
「最大確保病床の占有率50%以上」 非常事態（紫）

「特別警戒」、「非常事態」ステージの対応

- 「特別警戒」ステージにおいては、医療提供体制の逼迫緩和に直接的に効果がある対策や、比較的、社会経済活動への影響が限定的な対策を検討。
- 会食、旅行、イベント等に係る本格的な行動制限については、最大確保病床の占有率50%以上（「非常事態」ステージ相当）において検討。

<R4.7.29 変更>

「BA.5対策強化宣言」の新たな枠組みを踏まえ変更

- ・ 新たな行動制限を行わない国の方針を踏まえ、「非常事態」の名称を「特別対策」に変更
- ・ 「特別対策」のステージに、「BA.5対策強化宣言」を追加

| 高知県における新型コロナウイルス感染症対応の目安（暫定版） 令和4年7月29日変更 | | | | | | | |
|---|--------------------|---|------------------------------|----------|-----------------------|--|---------------------------|
| 判断指標 | ステージ | 感染観察（緑） | 注意（黄） | 警戒（オレンジ） | 特別警戒（赤） | 特別対策（紫） | |
| | 最大確保病床の占有率 | 3%未満 | 3%以上 | 20%以上 | 40%以上 | 50%以上 | |
| ※1 | 直近7日間の70歳以上の新規感染者数 | — | — | 175人以上 | 490人以上 | 630人以上 | |
| 国の分科会のレベル分類 | | レベル0 (感染ゼロレベル) | レベル1 (維持すべきレベル) | | レベル2 (警戒を強化すべきレベル) | レベル3 (対策を強化すべきレベル) → レベル4 (避けたらレベル) → まん延防止等 重点措置相当 → 緊急事態 措置相当 → BA.5対策強化宣言 → | |
| 対応方針 | 共通事項 | □ 「新しい生活様式」等の実践 (例) ・身体的距離 (1~2m) の確保 ・マスクの着用 ・手洗いや手指消毒 ・咳エチケット ・こまめに換気 ・公共交通機関では会話は控えめに ・会食の際に会話の主となる時間帯にはできる限りマスクの着用を ・食事は大皿は避けて料理は個々に ・大声での会話や「献杯・返杯」は避けて ・マスクを外してのカラオケは控えて ・テレワークやローテーション勤務 ・オンライン会議の推奨 □ 各店舗における適切な感染対策の徹底 | | | | | |
| | 外出 | | 「3密」の徹底回避 | | | | |
| | 休業等の要請 | — | — | — | | | |
| | 会食 | | (共通事項に留意) | | 可能な範囲で規模縮小・時間短縮 | 医療提供体制の逼迫緩和に直接的に効果がある対策や、比較的、社会経済活動への影響が限定的な対策を検討 | 会食、旅行、イベント等に係る本格的な行動制限の検討 |
| | イベント等 | | (国の基本的対処方針、業種別ガイドライン等に基づき対応) | | | | |
| | 県立施設 | | | 開館 | | | |
| | 他県との往来 | | 全国の感染状況と感染拡大のリスク等を踏まえて判断 | | | | |
| 県立学校 | | 市町村毎の感染状況等を踏まえて判断 ※2 | | | | | |

※1 判断指標については、「最大確保病床の占有率」や「直近7日間の70歳以上の新規感染者数」、入院中の重症者数等のほか、従来活用してきた各種指標（直近7日間の新規感染者数、感染経路不明割合、PCR陽性率等）も考慮し、**県内医療関係者の意見や各都道府県等の状況を踏まえ**、ステージを総合的に判断する。また、患者の発生が一部の地域に限定される場合は、当該地域のみを「注意」「警戒」とするなど、地域の実情に応じて柔軟に判断することがある。

※2 県立学校については、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」や県教育委員会独自の基準に基づき、市町村毎の感染状況等を踏まえ、休業等を判断するものとする。

3 感染防止対策

(1) 感染状況に応じた感染防止対策の呼びかけ (5/5)

◆ 取組内容

<R4.11.17 変更>

国コロナ対策分科会がレベル分類を見直したことを踏まえ変更

- ・「県の対応の目安」を5段階から6段階に変更し、病床占有率80%以上を「特別対策」として設定
- ・医療ひっ迫の状況を適切に評価するため、判断指標である病床の占有率を、「最大確保病床」から緊急的に確保する病床などを除いた「確保病床」に見直し

| 判断指標 | ステージ | 感染観察 (緑) | 注意 (黄) | 警戒 (オレンジ) | 警戒強化 (赤) | 対策強化 (紫) | | 特別対策 (濃紫) |
|-----------------------|--------|---|--|------------------------------|---|-----------------------------------|-------|----------------|
| 確保病床の占有率 | | 3%未満 | 3%以上 | 20%以上 | 30%以上 | 50%以上 | 65%以上 | 80%以上 |
| ※1 直近7日間の70歳以上の新規感染者数 | | — | — | 210人以上 | 420人以上 | 630人以上 | | — |
| 国の分科会のレベル分類 | | | レベル1 (感染小/康期) | | レベル2 (感染拡大初期) | レベル3 (医療負荷増大期) 対策強化宣言 医療非常事態宣言 | | レベル4 (医療機能不全期) |
| 対応方針 | 共通事項 | <ul style="list-style-type: none"> □ 県民の皆さまへの要請 <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染防止対策の徹底 (場面に応じた不織布マスクの正しい着用、3密回避、十分な換気対策、こまめな手指消毒) ・ワクチンの積極的な接種 ・陽性者の発生届の対象外となった方は、フォローアップセンターへの登録 ・「#7119」の活用 ・生活必需品の備蓄 ・発熱等の体調不良時に備え、抗原定性検査キットの購入を推奨 ・感染者等に対する誹謗中傷や差別的な行為は行わない □ 事業者の皆さまへの要請 <ul style="list-style-type: none"> ・業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底 ・体調不良時に休暇を取得できる環境確保 ・職場復帰に当たって医療機関等の証明書を求めない | | | | | | |
| | 医療提供体制 | — | オンライン診療センターの設置準備 入院協力医療機関等の拡充 発熱外来の体制強化 | オンライン診療センターの設置・運営 | 介護付き宿泊療養施設「やまもも」の開設 | | | |
| | 会食 | 認証店の利用促進 ・マスク会食の励行 「献杯・返杯」等感染リスクの高い行動を控える | 可能な範囲で規模縮小・時間短縮 | 大人数での会食への参加は見合わせることも含めて慎重に検討 | | | | |
| | 外出・移動 | 移動先の都道府県知事の要請に沿って行動 症状がある方などは、他県との往來を控える | 重症化リスクの高い方は混雑した場所など感染リスクが高い場所への外出は控える 高齢者施設での面会 (対面) は控える | 混雑した場所など感染リスクが高い場所への外出は控える | 外出等は必要不可欠なものに限る 出勤の大幅抑制 帰省・旅行を控える | さらに強い行動制限を検討 | | |
| | イベント等 | 国の基本的対処方針、業種別ガイドライン等に基づき対応 | 大規模イベントへの参加は見合わせることも含めて慎重に検討 | イベントの延期等の慎重な対応を要請 | | | | |

※1 判断指標については、「確保病床の占有率」や「直近7日間の70歳以上の新規感染者数」、入院中の重症者数等のほか、従来活用してきた各種指標 (直近7日間の新規感染者数、感染経路不明割合、PCR陽性率等) も考慮しつつ、県内医療関係者の意見や各都道府県等の状況を踏まえ、ステージを総合的に判断する。また、患者の発生が一部の地域に限定される場合は、当該地域のみを「注意」「警戒」とするなど、地域の実情に応じて柔軟に判断することがある。

※2 新型コロナウイルス感染症対策特別措置法に規定されている「まん延防止等重点措置」の実施、「緊急事態宣言」の発出については、新しいレベル分類における考え方が示されていないため、想定で記載。

◆ 評価 (課題) ・教訓等

【評価】
 ○ 客観的な指標に基づき、感染状況や医療のひっ迫度に応じた感染防止対策等を分かりやすく呼びかけたことで、より多くの県民・事業者の皆様にご協力いただき、一定の感染拡大防止につなげることができた。

【教訓】
 ○ 感染症に適正に対処するためには、「科学的根拠に基づいて行う」ことが重要であり、国による専門的知見の共有や経験の蓄積が必要
 ○ あわせて、感染防止対策と社会経済活動の両立を図るためには、判断指標や感染防止対策の内容について、ウイルスの特性や地域の実情等に応じて、柔軟に改善を図っていくことが重要

3 感染防止対策

(2) 第1波における緊急事態宣言と県の対応 (1/5)

危機管理部 危機管理・防災課

◆ 取組内容

- R2年4月7日、7都府県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県）で新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」が発出されたこと等を踏まえ、協力要請等を実施
 - ＜主な要請事項＞
 - ・ 緊急事態宣言の対象区域から県内に入られた方に、約2週間程度の不要不急の外出自粛
- 4月9日、県内で新たに10名の新型コロナウイルス感染症患者が確認されたこと等を踏まえ、協力要請等を実施
 - ＜主な要請事項＞【4.9～4.26】
 - ・ 昼夜を問わない不要不急の外出自粛
 - ・ 同居家族以外での会食の自粛
 - ・ 集会やイベント等について、主催者には開催の自粛、県民の皆さまには参加の自粛
 - ＜県の対策＞【4.10～】
 - ・ 県有施設の休館
- 4月10日、陸上自衛隊第14旅団長に対して、災害派遣要請を実施（4.12～16、公共宿泊施設（やまもも）において生活支援等を実施）
- 4月16日、国において、高知県を含む全都道府県を対象として、「**新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言**」を発出されたことを踏まえ、協力要請等を実施【対象期間：4.17～5.6】

県民の皆さまへのお願い①

これまでの取り組みを5月6日まで延長

- 昼夜を問わない不要不急の外出自粛
特に**夜間の繁華街への外出**、中でも**接客を伴う飲食店への出入りを強く自粛**
(※医療機関への通院、生活必需品の買い出し、職場への出勤、屋外での運動や散歩などは自粛対象外)
- 特に**GW期間中**（4/29～5/6）は**帰省や旅行などの他県との往来自粛**
- 集会やイベント等について 主催者：開催を自粛
県民の皆さま：参加を自粛
- 手洗い・咳エチケットなどの基本的な感染防止対策、「3密」（密閉、密集、密接）対策の徹底や家族以外での会食は控える

3 感染防止対策

(2) 第1波における緊急事態宣言と県の対応 (2/5)

◆ 取組内容

- 4月16日、国において、高知県を含む全都道府県を対象として、「**新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言**」を発出されたことを踏まえ、協力要請等を実施【対象期間：4.17～5.6】(つづき)

県民の皆さまへのお願い②
人との接触を最低7割、出来れば8割削減するため

- **事業所**においては、通勤時の移動や職場での**接触を可能な限り減らす取組**をお願いします。

例) 「時差出勤」、「自転車通勤」、「在宅勤務(テレワーク)」など

自分自身を守るため、大事な家族を守っていくため、
そしてふるさとの高知を守っていくために、
県民の皆さまのご協力をお願いいたします。

- 4月22日、本県の感染事例の特色や、県議会の特別委員会での議論等を踏まえ、休業及び営業時間短縮の協力要請等を実施

高知県 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等

4月17日の要請

1 これまでの取り組みを5月6日まで延長

- (1) 昼夜を問わない不要不急の外出自粛。特に夜間の繁華街への外出、中でも接客を伴う飲食店への出入りを強く自粛
- (2) GW期間中(4/29～5/6)は帰省や旅行などの他県との往来自粛
- (3) 集会やイベント等について、主催者には開催の自粛、県民の皆さまには参加の自粛
- (4) 手洗い・咳エチケットなどの基本的な感染防止対策、「3密」(密閉、密集、密接)対策の徹底や家族以外での会食は控える

2 人との接触を最低7割、できれば8割削減

- (1) 事業所における、通勤時の移動や職場での接触を可能な限り減らす取組

4月22日の要請 (要請期間：4月24日～5月6日 対象地域：県内全域)

1 休業要請 (特措法第24条第9項に基づく要請)

- ・対象施設 ① **接待を伴う飲食店** (※) 例) キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、パブなど
(※) 風営法第2条第1項第1号に該当するもの
- ② 施設内で大声を発するなど、飛沫感染の恐れが高い施設 **カラオケボックス、ライブハウス**

2 営業時間短縮の協力要請 (特措法によらない協力依頼)

- ・休業時間 **午後8時～翌午前5時は休業(併せて、午後7時以降の酒類の提供を休止)**
- ・対象施設 ① **飲食店** 例) 料理店、居酒屋など(宅配・テイクアウトを除く)
- ② **旅館、ホテル** (施設内の宴会場など、飲食提供の場に限る)

休業要請や協力要請については、県による要請のほか、
各市町村からも地域の実情に応じて行われる場合があります。

3 感染防止対策

(2) 第1波における緊急事態宣言と県の対応 (3/5)

◆ 取組内容

- 4月22日、本県の感染事例の特色や、県議会の特別委員会での議論等を踏まえ、休業及び営業時間短縮の協力要請等を実施（つづき）

県外にお住まいの皆さまへのお願い ～ゴールデンウィーク緊急要請～

高知県への旅行や帰省は自粛してください

- ・観光地などへの旅行をはじめ、県外からの移動は、新型コロナウイルスを拡散する危険性があるため、控えてください。
- ・大切な人の命を守るためにも、家族、親戚、友人に会うための帰省は自粛してください。

県立施設の休館等について

- ・県立施設については、原則、5月6日まで休館しています。
- ・レジャー等で利用される県管理の公園や海岸施設（駐車場を含む）についても、4月25日～5月6日までの間、利用を制限します。
(健康維持を目的に、地元の方が散歩やジョギングなど行うことを制限するものではありません。)

事態が収束した折には、皆さまのご来県を心からお待ちしておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

- 休業等の要請に応じた事業者に対して、市町村と連携して協力金を給付

<高知県休業等要請協力金>

- (1) 対象者
要請期間中【4.24～5.6】に、休業等に協力をいただいた中小企業、個人事業主等
- (2) 給付額
1事業者あたり30万円

- 5月4日、国において、高知県を含む全都道府県を対象とした「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の期間延長が決定【延長期間：5.7～5.31】

3 感染防止対策

(2) 第1波における緊急事態宣言と県の対応 (4/5)

◆ 取組内容

- 5月5日、県内の感染状況や社会経済活動への影響を踏まえ、5月6日をもって、外出自粛等の協力要請を解除した上で、引き続き一部の協力要請を継続

高知県 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等

5月6日に終了

- 1 昼夜を問わない不要不急の外出自粛
- 2 休業要請（接待を伴う飲食店、カラオケボックス、ライブハウス）
- 3 営業時間短縮の協力要請（飲食店、旅館・ホテルの飲食提供）

要請解除

5月7日～31日まで

- 1 不要不急の他県との往来自粛（観光などによる県外からの来高を含む）
- 2 「夜間の繁華街の接待を伴う飲食店」、「カラオケボックス」、「ライブハウス」への出入り自粛
- 3 一定規模のイベント等の開催・参加の自粛
10人以上のイベント等自粛：5月20日まで 50人以上のイベント等自粛：5月31日まで
- 4 「新しい生活様式」の実践

その他の取り組み

・在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等の推進

県立施設

・原則、5月11日から開館

県立学校

・原則、5月25日から再開の方針

県内店舗の皆さまへのお願い

- ◆ これまで感染防止対策にご協力いただき、深く感謝いたします。
- ◆ 県内の店舗において **営業を行う際は、以下の①～④全ての感染対策を講じていただくようお願いいたします。**（特に、①において来店者のマスク着用を必須とするのは、来店者と従業員の健康を守るためです。）

- ① 来店者全員（注1）と従業員全員が **マスクを着用** してください。（注2）
（布マスク等着用でも可）
- ② 来店者全員・従業員全員が **手洗い又は手指消毒** を行ってください。
（店舗入口に消毒液を設置すること等）
- ③ 従業員・来店者・客席間の **距離を1メートル以上** 保ってください。
（1メートル以上の距離を保てない場合は透明なビニール等で仕切るなどの工夫を行ってください。）
- ④ 可能な限りの **換気** と適時の **室内消毒** を行ってください。

（注1） 飲食時にマスクを外すことになる飲食店等については、以下の3要件を全て満たすようにしてください。

- （ア）店内にいる時間を短時間にすること
- （イ）家族又は小規模なグループでの会食に限定すること
- （ウ）大きな声での会話をしないこと

（注2） マスクを着用するにあたっては、耳の不自由な方が困らないよう、筆談などの配慮をお願いします。

- 5月14日、高知県を含む39県において、「**新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言**」が解除（5月5日の協力要請は、緊急事態宣言の解除後も継続）

3 感染防止対策

(2) 第1波における緊急事態宣言と県の対応 (5/5)

◆ 評価 (課題) ・教訓等

【評価】

- 県民への外出自粛要請等により、人流が大きく減少し、感染拡大が抑制された。

<患者発生状況の推移 (1週間毎)>

22名【4.8～4.14】 → **9名**【4.15～4.21】 → **4名**【4.22～4.28】 → **1名**【4.29～5.5】
→ **0名**【5.6～5.12】

- 行動自粛や休業要請等によって、県内の社会経済活動に多大な負担をかけることとなった。

【教訓】

- 社会経済活動に過度な負担をかけないためにも、感染症の特徴に応じて、科学的な根拠に基づいた対策を実施していくことが必要
- そのためにも、国において、今回の緊急事態宣言の効果をしっかりと検証することが必要

(3) 第2波における県の対応

◆ 取組内容

危機管理部 危機管理・防災課

- 県内の感染状況に応じて、県の対応の目安に沿った協力要請等を継続

<主な要請事項>

- ・新しい生活様式の実践 (身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いや手指消毒、咳エチケット 等)
- ・3密回避の徹底

◆ 評価 (課題) ・教訓等

【評価】

- 第2波においては、全国的に東京を中心とする首都圏や、大阪、愛知、福岡といった大都市、さらには沖縄などの地方において、連日、新たな感染者が過去最多を更新する状況にあったものの、本県の感染状況は落ち着いていた。

<患者発生状況の推移 (1週間毎)>

23名【8.15～8.21】 → **13名**【8.22～8.28】 → **11名**【8.29～9.4】 → **7名**【9.5～9.11】
→ **0名**【9.12～9.18】

【教訓】

- 感染拡大の状況に応じて、柔軟な対策を実施していくことが必要

3 感染防止対策

(4) 第3波及び第4波における県の対応 (1/7)

危機管理部 危機管理・防災課

◆ 取組内容

【第3波の対応】

- 令和2年12月9日、感染の急拡大を受け、県の対応ステージを「特別警戒（赤）」に引き上げ、協力要請等を実施

＜主な要請事項＞

- ・ 高齢者や基礎疾患のある方など、重症化のリスクの高い方は、「酒類を提供する飲食店」への外出を控えること
 - ・ 会食について、人数は「4人以下のグループ」で、時間は「2時間以内」とすること
 - ・ 基本的な感染防止策の徹底
- 12月14日、感染の急拡大を受け、飲食店等への営業時間短縮の協力要請を追加

県民・事業者の皆さまへのお願い

12月9日のお願い（12月30日まで延長）

○県民の皆さまへ

1 外出について

- (1) 飲食店を利用する際は、「新型コロナウイルス 対策の実施中」を示すポスターの掲示を目安に、ガイドラインを遵守しているお店を選んでください。
- (2) 「ガイドラインが遵守されていない」酒類を提供する飲食店の利用は、控えるようお願いします。
- (3) 特に、高齢者や基礎疾患のある方など、重症化のリスクの高い方は、「酒類を提供する飲食店」への外出を控えるようお願いします。

2 会食について

- (1) 人数は「4人以下のグループ」で、時間は「2時間以内」にしてくださいようお願いします。

3 基本的な感染防止策の徹底について

○事業者の皆さまへ

- (1) ガイドライン等に基づく感染防止対策がきちんと行われているか、改めて確認してください。
- (2) 特に、酒類を提供する飲食店の皆さまは、ガイドラインの遵守をお願いします。
- (3) 感染防止対策が不十分な場合には、対策の徹底をお願いします。

12月14日のお願い（期間：12月16日～30日（15日間） 対象地域：県内全域）

○営業時間短縮の協力要請

- ・休業時間 **午後8時～翌午前5時は休業**
- ・対象施設 ① **飲食店** 例) キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、パブ、料理店、喫茶店、居酒屋など（宅配・テイクアウトを除く）
- ② **旅館、ホテル**（施設内の宴会場など、**飲食提供の場**に限る）
- ③ **カラオケボックス、ライブハウス**

- 営業時間短縮の要請に応じた事業者に対して協力金を給付

＜高知県営業時間短縮要請協力金＞

(1) 対象者

- ・ 要請期間中【12.16～1.11（延長期間含む）】に、営業時間短縮に協力をいただいた事業者

(2) 給付額

- ・ 1事業者あたり4万円/日

3 感染防止対策

(4) 第3波及び第4波における県の対応 (2/7)

◆ 取組内容

【第3波の対応】

- 12月25日、感染状況や医療体制のひっ迫状況を踏まえ、協力要請等を延長するとともに、年末年始の帰省や移動について要請

県民・事業者の皆さまへのお願い ～高知家全員の力を結集し、新型コロナに打ち勝つ！～

12月25日のお願い (期間：12月30日まで→来年1月11日まで延長 対象地域：県内全域)

○ **営業時間短縮の協力要請 (要請内容については、期間延長前から変更なし)**

- ・休業時間 **午後8時～翌午前5時は休業**
- ・対象施設 ① **飲食店** 例) キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、パブ、料理店、喫茶店、居酒屋など (宅配・テイクアウトを除く)
② **旅館、ホテル** (施設内の宴会場など、**飲食提供の場**に限る)
③ **カラオケボックス、ライブハウス**

継続していただく取り組み (来年1月11日まで)

○ **県民の皆さまへ**

1 外出について

- (1) 飲食店を利用する際は、「新型コロナウイルス対策の実施中」を示すポスターの掲示を目安に、ガイドラインを遵守しているお店を選んでください。
- (2) 「ガイドラインが遵守されていない」酒類を提供する飲食店の利用は、控えるようお願いします。
- (3) **特に、高齢者や基礎疾患のある方など、重症化のリスクの高い方は、「酒類を提供する飲食店」への外出を控えるようお願いします。**

2 会食について

- (1) **人数は「4人以下のグループ」で、時間は「2時間以内」**にしてくださいようお願いします。

3 基本的な感染防止策の徹底等について

- (1) マスクの着用、3密の回避等を徹底してください。
- (2) **接触確認アプリ「COCOA」をインストール**しましょう。
- (3) **感染者やその家族、医療従事者等に対し、誹謗中傷や差別的な行為を行わない**ようにしてください。

○ **事業者の皆さまへ**

- (1) ガイドライン等に基づく感染防止対策がきちんと行われているか、改めて確認してください。
- (2) 特に、酒類を提供する飲食店の皆さまは、ガイドラインの遵守をお願いします。
- (3) 感染防止対策が不十分な場合には、対策の徹底をお願いします。

年末年始の帰省や移動についてのお願い

- 1 帰省先や旅行先でも、マスクの着用等の**感染防止対策を徹底**してください。
高齢者など、**重症化のリスクの高い方への感染につながらないよう、特に注意**してください。
- 2 会食については、県内だけでなく県外においても、**人数は「4人以下のグループ」**で、**時間は「2時間以内」**としてください。
- 3 **そうした対応が難しい場合には、帰省や旅行などでの移動は、慎重に検討**してください。
- 4 特に、**発熱などの症状がある方や体調の悪い方は、帰省や旅行を控えて**ください。

3 感染防止対策

(4) 第3波及び第4波における県の対応 (3/7)

◆ 取組内容

【第3波の対応】

- 令和3年1月8日、感染状況を踏まえ、1月11日をもって飲食店等への営業時間短縮要請を解除するとともに、医療体制のひっ迫状況を踏まえ、県の対応ステージを「特別警戒（赤）」に据え置き、協力要請等を実施

県民・事業者の皆さまへのお願い ～高知家全員の力を結集し、新型コロナに打ち勝つ！～

- 営業時間短縮の協力要請（飲食店、旅館・ホテルの飲食提供、カラオケボックス、ライブハウス） ➡ **1月11日で終了**

1月8日からのお願い（2月7日まで）

- 他県との往来について（緊急事態宣言の対象地域など、感染拡大地域への移動について）
 - 1 帰省や旅行など、**県をまたぐ移動は必要最小限**とし、その際はマスクの着用や3密回避等の**感染防止対策を徹底**してください。
 - 2 特に、**大人数の会食を控えて**ください。（人数は「**4人以下のグループ**」で、時間は「**2時間以内**」に）
 - 3 **そうした対応が難しい場合には、帰省や旅行などでの移動は、慎重に検討**してください。
 - 4 **発熱などの症状がある方や体調の悪い方は、帰省や旅行を控えて**ください。

継続していただく取り組み（1月25日まで）

○ 県民の皆さまへ

1 外出について

- (1) 飲食店を利用する際は、「新型コロナウイルス対策の実施中」を示すポスターの掲示を目安に、ガイドラインを遵守しているお店を選んでください。
- (2) 「ガイドラインが遵守されていない」酒類を提供する飲食店の利用は、控えるようお願いします。
- (3) 特に、**高齢者や基礎疾患のある方など、重症化のリスクの高い方は、「酒類を提供する飲食店」への外出を控えるようお願いします。**

2 会食について

- (1) **人数は「4人以下のグループ」で、時間は「2時間以内」**にしてくださいようお願いします。

3 基本的な感染防止策の徹底等について

- (1) マスクの着用、3密の回避等を徹底してください。
- (2) 接触確認アプリ「COCOA」をインストールしましょう。
- (3) 感染者やその家族、医療従事者等に対し、誹謗中傷や差別的な行為を行わないようにしてください。

○ 事業者の皆さまへ

- (1) ガイドライン等に基づく感染防止対策がきちんと行われているか、改めて確認してください。
- (2) 特に、酒類を提供する飲食店の皆さまは、ガイドラインの遵守をお願いします。
- (3) 感染防止対策が不十分な場合には、対策の徹底をお願いします。

- 1月22日、感染状況や医療体制のひっ迫状況を踏まえ、県の対応ステージを「警戒（オレンジ）」に引き下げ、一部の協力要請等を解除

<解除した主な要請事項>

- ・ 高齢者や基礎疾患のある方など、重症化のリスクの高い方は、「酒類を提供する飲食店」への外出を控えること

3 感染防止対策

(4) 第3波及び第4波における県の対応 (4/7)

◆ 取組内容

【第4波の対応】

- 令和3年5月24日、感染の急拡大を受け、県の対応ステージを「特別警戒（赤）」に引き上げ、協力要請等を実施
(特に感染拡大が著しい高知市及び四万十市には、飲食店等に対し、営業時間短縮の要請を実施)

県内の感染状況を踏まえた対応方針、県民・事業者の皆さまへのお願い 1/2

「感染症対応の目安」におけるステージ：特別警戒（赤）（令和3年5月24日時点）

○ 営業時間短縮の協力要請

実施期間：令和3年5月26日（水）～6月8日（火）（14日間）

休業時間：午後8時～翌午前5時は休業

対象地域：高知市、四万十市

- 対象施設：① 飲食店 例) キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、パブ、料理店、喫茶店、居酒屋など（宅配・テイクアウトを除く）
② 旅館、ホテル（施設内の宴会場など、飲食提供の場に限る）
③ カラオケボックス、ライブハウス

県内の感染状況を踏まえた対応方針、県民・事業者の皆さまへのお願い 2/2

「感染症対応の目安」におけるステージ：特別警戒（赤）（令和3年5月24日時点）

5月24日からのお願い（6月8日まで）

- 県内では、より感染力が強いとされる変異株が感染の主流となっています。これまで以上に基本的な感染防止策の徹底をお願いします。
 - (1) マスクの着用、3密の回避等を徹底してください。
 - (2) 特に屋内でのスポーツの場などにおいては、更衣室等を含めた十分な換気や手指消毒、共用部分の消毒などをこまめに行ってください。
 - (3) 接触確認アプリ「COCOA」をインストールしましょう。
 - (4) 感染者やその家族、医療従事者等に対し、誹謗中傷や差別的な行為を行わないようにしてください。
- 事業者の皆さまへ
 - (1) ガイドライン等に基づく感染防止対策（特に、従業員のマスク着用）を徹底していただくようお願いします。
 - (2) 特に、酒類を提供する飲食店やスポーツ施設の管理者の皆さまは、ガイドラインの遵守をお願いします。

- 1 外出について** 外出の際には、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。
5月26日から6月8日まで、高知市及び四万十市の飲食店等に午後8時までの営業時間短縮の要請を行います。
高知市及び四万十市の飲食店等においては、午後8時以降の利用を控えていただくようお願いいたします。

- 2 他県との往来について**
(1) 「緊急事態宣言の対象地域」及び「まん延防止等重点措置の対象地域」との往来は必要最小限とし、その際はマスクの着用や3密回避等の感染防止対策を徹底してください（6月20日まで）。
(2) 旅行の際は、感染状況が落ち着いている地域を選び、混雑しない時期に、普段から接している仲間と楽しむようにしてください。
(3) 他県へ移動する際は、会食時の対応を含め移動先の都道府県知事が出している要請やメッセージに沿って行動してください。
(4) そうした対応が難しい場合には、旅行などでの移動は、慎重に検討してください。
(5) 発熱などの症状がある方や体調の悪い方は、他県との往来を控えてください。

- 3 会食について** 以下の点に注意のうえでお楽しみください。
(1) 最近の県内の感染傾向を踏まえ、会食については、人数は「4人以下のグループ」で、時間は「2時間以内」にしてくださいようお願いします。
(2) 会話が主となる時間帯には、できる限りマスクの着用を励行するなど、飛沫感染の防止に努めてください。
(3) 特に、飲酒の場などでの「献杯・返杯」や「大声での会話」、「マスクを外してのカラオケ」など、感染リスクの高い行動は、控えるようお願いします。

- 4 イベント等について** 開催にあたっては、以下の点に注意したうえで、業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策を徹底してください。
(1) 人数の上限
・大声での歌声や声援等が想定されないイベント等（クラシック音楽コンサート、式典、展示会等）：収容率100%
・大声での歌声や声援等が想定されるイベント等（ロック・ポップコンサート、スポーツイベント等）：収容率50%
(5名以内の同一グループでは座席等の間隔を設けなくてもよい。その場合、収容率が50%を超えても可。)
(2) 全国的な移動を伴うイベントや、参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催については、事前に県に相談してください。

- 5 県立施設について** 業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策を徹底したうえで、通常どおり開館しています。

3 感染防止対策

(4) 第3波及び第4波における県の対応 (5/7)

◆ 取組内容

【第4波の対応】

○ 営業時間短縮の要請に応じた事業者に対して協力金を給付

＜高知県営業時間短縮要請協力金＞

(1) 対象者

- ・ 要請期間中【高知市：5.26～6.20（延長期間含む）、四万十市：5.26～6.8】に、営業時間短縮に協力をいただいた事業者

(2) 給付額

- ・ 1事業者あたり2.5万円～7.5万円/日
- ※ただし、大企業等の場合は、最大20万円/日まで可能

○ 6月4日、感染状況や医療体制のひっ迫状況を踏まえ、県の対応ステージを「特別警戒（赤）」に据え置き、協力要請等を実施 (特に感染拡大が著しい高知市には、営業時間短縮の要請を延長)

県内の感染状況を踏まえた対応方針、県民・事業者の皆さまへのお願い 1/2

「感染症対応の目安」におけるステージ：特別警戒（赤）（令和3年6月4日時点）

高知市の飲食店等への協力要請期間の延長（6月8日（火）まで ⇒ **6月20日（日）まで**）
四万十市の飲食店等への協力要請は、6月8日（火）で終了

○ 営業時間短縮の協力要請

実施期間：令和3年5月26日（水）～6月20日（日）（26日間）

※今後の感染状況が継続的に改善する場合には、終期の1週間程度の前倒しを検討

休業時間：**午後8時～翌午前5時は休業**

対象地域：**高知市**

対象施設：①**飲食店** 例) キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、パブ、料理店、喫茶店、居酒屋など（宅配・テイクアウトを除く）

②**旅館、ホテル**（施設内の宴会場など、**飲食提供の場**に限る）

③**カラオケボックス、ライブハウス**

3 感染防止対策

(4) 第3波及び第4波における県の対応 (6/7)

◆ 取組内容

【第4波の対応】

- 6月4日、感染状況や医療体制のひっ迫状況を踏まえ、県の対応ステージを「特別警戒（赤）」に据え置き、協力要請等を実施（つづき）
（特に感染拡大が著しい高知市には、営業時間短縮の要請を延長）

県内の感染状況を踏まえた対応方針、県民・事業者の皆さまへのお願い 2/2

「感染症対応の目安」におけるステージ：特別警戒（赤）（令和3年6月4日時点）

6月4日からのお願い（6月20日まで）

- 県内では、より感染力が強いとされる変異株が感染の主流となっています。

これまで以上に基本的な感染防止策の徹底をお願いします。

- (1) マスクの着用、3密の回避等を徹底してください。
- (2) 特に屋内でのスポーツの場などにおいては、更衣室等を含めた十分な換気や手指消毒、共用部分の消毒などをこまめに行ってください。
- (3) 接触確認アプリ「COCOA」をインストールしましょう。
- (4) 感染者やその家族、医療従事者等に対し、誹謗中傷や差別的な行為を行わないようにしてください。

○ 事業者の皆さまへ

- (1) ガイドライン等に基づく感染防止対策（特に、従業員のマスク着用）を徹底していただくようお願いします。
- (2) 特に、酒類を提供する飲食店やスポーツ施設の管理者の皆さまは、ガイドラインの遵守をお願いします。

1 外出について

外出の際には、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。
5月26日から6月8日まで四万十市の飲食店等に、5月26日から6月20日まで高知市の飲食店等に、午後8時までの営業時間短縮の要請を行っています。
上記のそれぞれの期間については、四万十市及び高知市の飲食店等において、午後8時以降の利用を控えていただくようお願いします。

2 他県との往来について

- (1) 「緊急事態宣言の対象地域」及び「まん延防止等重点措置の対象地域」との往来は必要最小限とし、その際はマスクの着用や3密回避等の感染防止対策を徹底してください。
- (2) 旅行の際は、感染状況が落ち着いた地域を選び、混雑しない時期に、普段から接している仲間と楽しむようにしてください。
- (3) 他県へ移動する際は、会食時の対応を含め移動先の都道府県知事が出している要請やメッセージに沿って行動してください。
- (4) そうした対応が難しい場合には、旅行などでの移動は、慎重に検討してください。
- (5) 発熱などの症状がある方や体調の悪い方は、他県との往来を控えてください。

3 会食について

以下の点に注意のうえでお楽しみください。

- (1) 最近の県内の感染傾向を踏まえ、会食については、人数は「4人以下のグループ」で、時間は「2時間以内」にしていただくようお願いします。
- (2) 会話が主となる時間帯には、できる限りマスクの着用を励行するなど、飛沫感染の防止に努めてください。
- (3) 特に、飲酒の場などでの「献杯・返杯」や「大声での会話」、「マスクを外してのカラオケ」など、感染リスクの高い行動は、控えるようお願いします。

4 イベント等について

開催にあたっては、以下の点に注意したうえで、業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策を徹底してください。

- (1) 人数の上限
・ 大声での歓声や声援等が想定されないイベント等（クラシック音楽コンサート、式典、展示会等）：収容率 100%
・ 大声での歓声や声援等が想定されるイベント等（ロック・ポップコンサート、スポーツイベント等）：収容率 50%
（5名以内の同一グループでは座席等の間隔を設けなくてもよい。その場合、収容率が50%を超えても可。）
- (2) 全国的な移動を伴うイベントや、参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催については、事前に県に相談してください。

5 県立施設について

業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策を徹底したうえで、通常どおり開館しています。

- 6月17日、感染状況を踏まえ、6月20日をもって飲食店等への営業時間短縮要請を解除するとともに、医療体制のひっ迫状況を踏まえ、県の対応ステージを「特別警戒（赤）」に据え置き、協力要請等を実施

県内の感染状況を踏まえた対応方針、県民・事業者の皆さまへのお願い

「感染症対応の目安」におけるステージ：特別警戒（赤）（令和3年6月17日時点）

○高知市の飲食店等への営業時間短縮の協力要請は6月20日（日）で終了

※ 6月20日までの期間は、高知市の飲食店等において、午後8時以降の利用を控えていただくようお願いします。

6月17日からのお願い（6月30日まで）

- 県内では、より感染力が強いとされる変異株が感染の主流となっています。

これまで以上に基本的な感染防止策の徹底をお願いします。

- (1) マスクの着用、3密の回避等を徹底してください。
- (2) 特に屋内でのスポーツの場などにおいては、更衣室等を含めた十分な換気や手指消毒、共用部分の消毒などをこまめに行ってください。
- (3) 接触確認アプリ「COCOA」をインストールしましょう。
- (4) 感染者やその家族、医療従事者等に対し、誹謗中傷や差別的な行為を行わないようにしてください。

○ 事業者の皆さまへ

- (1) ガイドライン等に基づく感染防止対策（特に、従業員のマスク着用）を徹底していただくようお願いします。
- (2) 特に、酒類を提供する飲食店やスポーツ施設の管理者の皆さまは、ガイドラインの遵守をお願いします。

1 会食について

以下の点に注意のうえでお楽しみください。

- (1) 最近の県内の感染傾向を踏まえ、会食については、人数は「4人以下のグループ」で、時間は「2時間以内」にしていただくようお願いします。
- (2) 会話が主となる時間帯には、できる限りマスクの着用を励行するなど、飛沫感染の防止に努めてください。
- (3) 特に、飲酒の場などでの「献杯・返杯」や「大声での会話」、「マスクを外してのカラオケ」など、感染リスクの高い行動は、控えるようお願いします。

2 外出について

外出の際には、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

3 他県との往来について

- (1) 「緊急事態宣言の対象地域」及び「まん延防止等重点措置の対象地域」との往来は必要最小限とし、その際はマスクの着用や3密回避等の感染防止対策を徹底してください。
- (2) 旅行の際は、感染状況が落ち着いた地域を選び、混雑しない時期に、普段から接している仲間と楽しむようにしてください。
- (3) 他県へ移動する際は、会食時の対応を含め移動先の都道府県知事が出している要請やメッセージに沿って行動してください。
- (4) そうした対応が難しい場合には、旅行などでの移動は、慎重に検討してください。
- (5) 発熱などの症状がある方や体調の悪い方は、他県との往来を控えてください。

4 イベント等について

開催にあたっては、以下の点に注意したうえで、業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策を徹底してください。

- (1) 人数の上限
・ 大声での歓声や声援等が想定されないイベント等（クラシック音楽コンサート、式典、展示会等）：収容率 100%
・ 大声での歓声や声援等が想定されるイベント等（ロック・ポップコンサート、スポーツイベント等）：収容率 50%
（5名以内の同一グループでは座席等の間隔を設けなくてもよい。その場合、収容率が50%を超えても可。）
- (2) 全国的な移動を伴うイベントや、参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催については、事前に県に相談してください。

5 県立施設について

業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策を徹底したうえで、通常どおり開館しています。

3 感染防止対策

(4) 第3波及び第4波における県の対応 (7/7)

◆ 取組内容

【第4波の対応】

- 7月21日、感染状況や医療体制のひつ迫状況を踏まえ、県の対応ステージを「警戒（オレンジ）」に引き下げ、一部の協力要請等を解除

県内の感染状況を踏まえた対応方針、県民・事業者の皆さまへのお願い

「感染症対応の目安」におけるステージ：警戒（オレンジ）（令和3年7月21日時点）

7月21日からのお願い（8月22日まで）

- 県内では、より感染力が強いとされる変異株が感染の主流となっています。これまで以上に基本的な感染防止策の徹底をお願いします。
 - (1) マスクの着用、3密の回避等を徹底してください。
 - (2) 特に屋内でのスポーツの場などにおいては、更衣室を含めた十分な換気や手指消毒、共用部分の消毒などをこまめに行ってください。
 - (3) 接触確認アプリ「COCOA」をインストールしましょう。
 - (4) 感染者やその家族、医療従事者等に対し、誹謗中傷や差別的な行為を行わないようにしてください。
- 事業者の皆さまへ
 - (1) ガイドライン等に基づく感染防止対策（特に、従業員のマスク着用）を徹底していただくをお願いします。
 - (2) 特に、酒類を提供する飲食店やスポーツ施設の管理者の皆さまは、ガイドラインの遵守をお願いします。
- 1 会食について 以下の点に注意のうえでお楽しみください。
 - (1) 7月25日までの会食については、引き続き、人数は「4人以下のグループ」で、時間は「2時間以内」にしてくださいようお願いいたします。7月26日以降の会食については、人数・時間について一律の制限は設けませんが、可能な範囲で規模を縮小し、可能な範囲で時間を短縮いただくようお願いいたします。
 - (2) 会話が主となる時間帯には、できる限りマスクの着用を励行するなど、飛沫感染の防止に努めてください。
 - (3) 特に、飲酒の場などでの「献杯・返杯」や「大声での会話」、「マスクを外してのカラオケ」など、感染リスクの高い行動は、控えるようお願いします。
- 2 外出について 外出の際には、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。
- 3 他県との往来について
 - (1) 「緊急事態宣言の対象地域（東京都、沖縄県）」及び「まん延防止等重点措置の対象地域（埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府）」との往来は必要最小限とし、その際はマスクの着用や3密回避等の感染防止対策を徹底してください。
 - (2) 旅行の際は、感染状況が落ち着いた地域を選び、混雑しない時期に、普段から接している仲間と楽しむようにしてください。
 - (3) 他県へ移動する際は、会食時の対応を含め移動先の都道府県知事が出している要請やメッセージに沿って行動してください。
 - (4) そうした対応が難しい場合には、旅行などでの移動は、慎重に検討してください。
 - (5) 発熱などの症状がある方や体調の悪い方は、他県との往来を控えてください。
- 4 イベント等について 開催にあたっては、以下の点に注意のうえ、業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策を徹底してください。
 - (1) 人数の上限
 - ・大声での歓声や声援等が想定されないイベント等（クラシック音楽コンサート、式典、展示会等）：収容率100%
 - ・大声での歓声や声援等が想定されるイベント等（ロック・ポップコンサート、スポーツイベント等）：収容率50%
 - （5名以内の同一グループでは座席等の間隔を設けなくてもよい。その場合、収容率が50%を超えても可。）
 - (2) 全国的な移動を伴うイベントや、参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催については、事前に県に相談してください。
- 5 県立施設について 業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策を徹底したうえで、通常どおり開館しています。

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価】

- 飲食店等への営業時間短縮の要請にたいして、多くの協力（協力率97.1%）をいただいたこともあり、感染拡大地域での人流が減少し、感染拡大が抑制された。

<第3波の患者発生状況の推移（1週間毎）>

144名【12.14～12.20】 → 125名【12.21～12.27】 → 61名【12.28～1.3】
→ 45名【1.4～1.10】 → 38名【1.11～1.17】 → 53名【1.18～1.24】

<第4波の患者発生状況の推移（1週間毎）>

182名【5.24～5.30】 → 152名【5.31～6.6】 → 61名【6.7～6.13】 → 64名【6.14～6.20】
→ 72名【6.21～6.27】 → 54名【6.28～7.4】 → 45名【7.5～7.11】 → 59名【7.12～7.18】

- 第4波では、飲食店等への営業時間短縮要請の対象を、感染拡大の著しい地域に限定したことで、県内全体に対する社会経済活動への影響を軽減することができた。

【教訓】

- 社会経済活動に過度な負担をかけないためにも、感染症の特徴や感染拡大の状況に応じて、柔軟な対策を実施していくことが必要

3 感染防止対策

(5) 第5波におけるまん延防止等重点措置と県の対応 (1/7)

危機管理部 危機管理・防災課

◆ 取組内容

- 令和3年8月19日、感染の急拡大を受け、県の対応ステージを「非常事態（紫）」に引き上げ、特に感染拡大が著しい、高知市、南国市、香南市について、協力要請等を実施

高知県新型コロナウイルス感染症対応の目安におけるステージ
「非常事態」 1/2

感染が急拡大している高知市、南国市、香南市の3市を対象とする追加の協力要請

高知市、南国市、香南市にお住まいの皆さまへ (8/20～9/3)

- 1 外出について
 - 昼夜を問わず**不要不急の外出を自粛**してください。
- 2 会食について
 - **同居家族以外との会食を控えて**ください。

高知市、南国市、香南市の事業者の皆さまへの協力要請

営業時間短縮の協力要請

- 実施期間：令和3年8月21日（土）～9月3日（金）
- 要請内容：営業は**午前5時～午後8時**まで、酒類提供は**午後7時**までとしてください。
- 対象施設：①**飲食店** 例）キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、パブ、料理店、喫茶店、居酒屋など（宅配・テイクアウトを除く）
②**旅館、ホテル**（施設内の宴会場など、**飲食提供の場**に限る）
③**カラオケボックス、ライブハウス**

高知県新型コロナウイルス感染症対応の目安におけるステージ
「非常事態」 2/2

県の主な対策 (8/20～9/3)

- 1 県主催イベントについて
 - 高知市、南国市、香南市で実施する**県主催の集客イベント**は、原則、**中止・延期**又は**開催方法を見直し**ます。
- 2 県立学校について ※高知市、南国市、香南市に所在する県立学校及び当該地域から通学する生徒が過半数の県立学校3校（山田、伊野商業、高知海洋）、全ての県立特別支援学校
 - 学校活動
 - ・**一斉休業は実施しません。**
 - ・**学校行事、対外的活動は、中止・延期又は内容を見直し**ます。
 - 部活動
 - ・**夏季休業中及び土日等の活動を中止**とします。
 - ・**平日は、校長の判断により1時間程度の活動を可能**とします。
- 3 県立施設等
 - **観光客など多数の集客が見込まれる、高知市、南国市、香南市の県立の屋内施設等**は、原則、**休館**とします。（別添）
 - 高知市、南国市、香南市の管理施設等にも同様の措置をとるよう要請します。

※その他の地域においては、これまでの「県内の感染状況を踏まえた対応方針、県民・事業者の皆さまへのお願い」に沿って9月3日（金）までの間、これまでの感染防止対策に一層取り組んでいただくとともに、高知市、南国市、香南市との往来は、必要最小限としていただくようお願いします。

3 感染防止対策

(5) 第5波におけるまん延防止等重点措置と県の対応 (2/7)

◆ 取組内容

- 営業時間短縮の要請に応じた事業者に対して協力金を給付

<高知県営業時間短縮要請協力金>

(1) 対象者

- ・ 要請期間中【高知市：8.21～9.26（延長期間含む）、南国市：8.21～9.12（延長期間含む）、香南市：8.21～9.3】に、営業時間短縮に協力をいただいた事業者

(2) 給付額

- ・ 1事業者あたり2.5万円～7.5万円/日
- ・ まん延防止等重点措置期間中（8.27～9.12）の高知市の事業者については、1事業者あたり3万円～10万円/日

※ただし、大企業等の場合は、最大20万円/日まで可能

- 8月25日、国において、高知県を「まん延防止等重点措置」の適用対象とすることが決定
【適用期間：8.27～9.12】

- 8月26日、感染状況を踏まえ、県として、高知市を「まん延防止等重点措置」による措置区域に設定するとともに、高知市及び県全域を対象に、追加の協力要請等を実施

まん延防止等重点措置

1 / 4

飲食店等の事業者の皆さまへの協力要請【高知市】

営業時間短縮の協力要請

- 実施期間：令和3年8月27日（金）～9月12日（日）
- 要請内容：営業は午前5時～午後8時までとしてください。
酒類の提供を行わないでください。
カラオケ設備の利用を自粛（カラオケボックスは除く）
してください。
- 対象施設：① **飲食店** 例）キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、
パブ、料理店、喫茶店、居酒屋など
（宅配・テイクアウトを除く）
② **旅館、ホテル**（施設内の宴会場など、**飲食提供の場**に限る）
③ **カラオケボックス、ライブハウス**

3 感染防止対策

(5) 第5波におけるまん延防止等重点措置と県の対応 (3/7)

◆ 取組内容

- 8月26日、感染状況を踏まえ、県として、高知市を「まん延防止等重点措置」による措置区域に設定するとともに、高知市及び県全域を対象に、追加の協力要請等を実施（つづき）

まん延防止等重点措置

2 / 4

大型商業施設※の管理者の皆さまへの協力要請【高知市】

- 混雑が生じるような場合には、入場者が密集しないよう整理・誘導を行ってください。
- 人と人との間隔を**2 m以上は確保**できるよう、入場者数の管理や人数制限等を行ってください。
※1,000mを超える百貨店（地下の食品売り場等）、スーパーマーケット等の物品販売業を営む店舗

イベントを開催する事業者の皆さまへの協力要請【県全域】

- イベント開催時の人数上限は、**5,000人**としてください。
※イベント開催時の施設の収容率は、大声での歓声等がないイベントは100%以内、大声での歓声等があるイベントは50%以内としてください。
- 〔（注）全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントについては、県に事前に相談してください。〕

まん延防止等重点措置

3 / 4

県民の皆さまへの協力要請【高知市】

- **同居家族以外との会食を控えて**ください。

県民の皆さまへの協力要請【県全域】

- 昼夜を問わず**不要不急の外出を自粛**してください。
- 特に、**高知市をまたぐ不要不急の往来は控えて**ください。
- 外出する場合は、家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動してください（混雑した場所等への外出機会を半減）。

事業者（全般）の皆さまへの協力要請【県全域】

- **出勤者数の7割削減を目指して**、テレワーク、時差出勤、休暇取得、ローテーション勤務をより一層推進してください。

3 感染防止対策

(5) 第5波におけるまん延防止等重点措置と県の対応 (4/7)

◆ 取組内容

- 8月26日、感染状況を踏まえ、県として、高知市を「まん延防止等重点措置」による措置区域に設定するとともに、高知市及び県全域を対象に、追加の協力要請等を実施（つづき）

まん延防止等重点措置

4 / 4

県の主な対策

- 1 県主催イベントについて【県全域】**
 - **県主催の集客イベント**は、原則、**中止・延期**又は**開催方法を見直**します。
- 2 県立学校について**

高知市に所在する県立学校、高知市からの通学生徒が過半数を超える県立学校4校（高知東工業、岡豊、伊野商業、高知海洋）（高等学校14校、中学校2校、特別支援学校7校(分校含む)）

 - 学校活動
 - ・ **一斉休業は実施しません。**
 - ・ **感染リスク低減のため、始業時間を1時間程度遅らせます。**
 - ・ **下校時間についても各校の状況に応じて設定します。**
 - ・ **※特別支援学校については各校の状況により判断**
 - 部活動
 - ・ **原則として活動を中止**します。
- 3 県立施設等**
 - **観光客など多数の集客が見込まれる、高知市の県立の屋内施設等**は、原則、**休館**とします（香南市の「のいち動物公園」は9/3まで休館）。（別添）
 - 高知市の管理施設等にも同様の措置をとるよう要請します。

- 9月1日、南国市の感染状況を踏まえ、協力要請等を延長
 - <南国市を対象とした主な要請事項>【9.12まで延長】
 - ・ 同居家族以外での会食の自粛
 - ・ 飲食店等への営業時間短縮
 - <県の対策>【9.12まで延長】
 - ・ 南国市に所在する県立学校の学校行事、対外的活動の中止・延期等、土日等の部活動の中止等

※香南市の営業時間短縮要請等は9.3をもって解除
- 9月8日、感染状況や医療提供体制の状況などを踏まえ、国に対して「まん延防止等重点措置」の解除を要請
- 9月9日、国において、9月12日をもって高知県を含む6県の「まん延防止等重点措置」を解除することが決定

3 感染防止対策

(5) 第5波におけるまん延防止等重点措置と県の対応 (5/7)

◆ 取組内容

- 県内の感染状況を踏まえ、「まん延防止等重点措置」解除後の9月13日からの県の対応ステージを「非常事態（紫）」に据え置くこととし、協力要請等を一部変更

**高知県新型コロナウイルス感染症対応の目安におけるステージ
「非常事態」に伴う措置 (9/13～9/26)** 1 / 4

※ 9月12日までは、「まん延防止等重点措置」に伴う高知市及び県全域への協力要請は継続

「高知市」の飲食店等への協力要請

- 営業時間短縮の協力要請
実施期間：令和3年9月13日（月）～9月26日（日）（14日間）
要請内容：営業は午前5時～午後8時まで、酒類提供は午後7時までとしてください。
カラオケ設備の利用を自粛（カラオケボックスは除く）してください。
対象施設：① **飲食店** 例）キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、パブ、料理店、喫茶店、居酒屋など（宅配・テイクアウトを除く）
② **旅館、ホテル**（施設内の宴会場など、**飲食提供の場**に限る）
③ **カラオケボックス、ライブハウス**
（注）「南国市」の飲食店等への営業時間短縮の協力要請は、9月12日（日）で終了

**高知県新型コロナウイルス感染症対応の目安におけるステージ
「非常事態」に伴う措置 (9/13～9/26)** 2 / 4

※ 9月12日までは、「まん延防止等重点措置」に伴う高知市及び県全域への協力要請は継続

高知市の飲食店等への協力要請の変更点

| 9月12日（日）まで （「まん延防止等重点措置」に伴う要請） | → | 9月13日（月）～9月26日（日） （県の「非常事態」ステージに伴う要請） |
|--|---|--|
| ■ 営業時間短縮の協力要請 <ul style="list-style-type: none">○ 実施期間 令和3年8月27日（金）～9月12日（日）○ 要請内容<ul style="list-style-type: none">・営業は午前5時～午後8時までとしてください。・酒類の提供を行わないでください。・カラオケ設備の利用を自粛してください。 （カラオケボックスは除く） | | ■ 営業時間短縮の協力要請 <ul style="list-style-type: none">○ 実施期間 令和3年9月13日（月）～9月26日（日）○ 要請内容<ul style="list-style-type: none">・営業は午前5時～午後8時まで、酒類提供は午後7時までとしてください。・カラオケ設備の利用を自粛してください。 （カラオケボックスは除く） |

3 感染防止対策

(5) 第5波におけるまん延防止等重点措置と県の対応 (6/7)

◆ 取組内容

- 県内の感染状況を踏まえ、「まん延防止等重点措置」解除後の9月13日からの県の対応ステージを「非常事態（紫）」に据え置くこととし、協力要請等を一部変更（つづき）

**高知県新型コロナウイルス感染症対応の目安におけるステージ
「非常事態」に伴う措置 (9/13～9/26)** 3 / 4

※9月12日までは、「まん延防止等重点措置」に伴う高知市及び県全域への協力要請は継続

県民の皆さまへのお願い

- 1 他県との往来について**
 - 「緊急事態宣言の対象地域」及び「まん延防止等重点措置の対象地域」など、感染拡大地域との往来は極力控えてください。
 - 特に、2回のワクチン接種を終えられていない方は、感染拡大地域との往来は自粛してください。
- 2 高知市にお住まいの皆さまへ**
 - 昼夜を問わず**不要不急の外出を自粛**してください。
 - **同居家族以外との会食を控えて**ください。
- 3 高知市以外にお住まいの皆さまへ**
 - **高知市との往来は、必要最小限**としてください。
 - 会食の際は、人数は「4人以下のグループ」で、時間は「2時間以内」としてください。

イベントを開催する事業者の皆さまへの協力要請（県全域）

- イベント開催時の人数上限は、**5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方**としてください。
（ただし、10,000人を上限）

※イベント開催時の施設の収容率は、大声での歓声等がないイベントは100%以内、大声での歓声等があるイベントは50%以内としてください。
※人数上限と収容率でどちらか小さい方が限度（両方の条件を満たす必要）となります。
※全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントについては、県に事前に相談してください。

**高知県新型コロナウイルス感染症対応の目安におけるステージ
「非常事態」に伴う措置 (9/13～9/26)** 4 / 4

※9月12日までは、「まん延防止等重点措置」に伴う高知市及び県全域への協力要請は継続

県の主な対策（9/13～9/26）

- 1 県主催イベントについて**
 - **高知市**で実施する**県主催の集客イベント**は、原則、**中止・延期**又は**開催方法を見直し**します。
- 2 県立学校について**
 - **学校活動**
 - ・**一斉休業は実施しません。**
 - ・**学校行事、対外的活動は、中止・延期**又は**内容を見直し**します。
 - **部活動**
 - ・**土日等の活動を原則中止**とします。
 - ・**平日は、校長の判断により1時間程度の活動を可能**とします。

※高知市に所在する県立学校、高知市からの通学生徒が過半数を超える県立学校4校（高知東工業、岡豊、伊野商業、高知海洋）、県内全ての県立特別支援学校（高等学校14校、中学校2校、特別支援学校13校（分校含む））
- 3 県立施設等**
 - **観光客など多数の集客が見込まれる、高知市の県立の屋内施設等**は、原則、**休館**とします。
(高知城、高知城歴史博物館、坂本能馬記念館、こうち旅広場、牧野植物園※)
※本館・展示館・土佐寒蘭センターは休止、レストラン・ショップは営業

※県全域への協力要請として、9月26日（日）までの間は、これまでの「県内の感染状況を踏まえた対応方針、県民・事業者の皆さまへのお願い」に沿って、感染防止対策に一層取り組んでいただくようお願いいたします。

3 感染防止対策

(5) 第5波におけるまん延防止等重点措置と県の対応 (7/7)

◆ 取組内容

- 9月16日、県内の感染状況を踏まえ、同日付けで、県の対応ステージを「特別警戒（赤）」に引き下げることとし、一部の協力要請等を解除
 - ＜解除した主な要請事項及び県の対策＞
 - ・ 高知市内の住民を対象とした同居家族以外での会食の自粛、昼夜を問わない不要不急の外出自粛
 - ・ 高知市をまたぐ往来を必要最小限とすること
 - ・ 高知市に所在する県立学校の学校行事、対外的活動の中止・延期等、土日等の部活動の中止等
- 9月22日、県内の感染状況を踏まえ、県の対応ステージを「警戒（オレンジ）」に引き下げることとし、9月26日をもって、一部の協力要請等を解除
 - ＜解除した主な要請事項及び県の対策＞
 - ・ 高知市内の飲食店等への営業時間短縮及びカラオケ設備利用の自粛
 - ・ 高知市で開催する県主催の集客イベントの中止・延期等
 - ・ 高知市に所在する県有施設の休館（屋外施設を除く）

◆ 評価（課題）・教訓等

- 【評価】
- 「まん延防止等重点措置」に伴う高知市内の住民への外出自粛や感染拡大地域の飲食店等への営業時間短縮の要請等により、感染拡大地域での人流が減少し、感染拡大が抑制された。
- ＜患者発生状況の推移（1週間毎）＞
- 567名**【8.19～8.25】 → **523名**【8.26～9.1】 → **330名**【9.2～9.8】 → **153名**【9.9～9.15】
→ **50名**【9.16～9.22】 → **36名**【9.23～9.29】
- 外出自粛や飲食店等への営業時間短縮要請の対象を、感染拡大の著しい地域に限定したことで、県内全体に対する社会経済活動への影響を軽減することができた。
- 【教訓】
- 飲食店等への営業時間短縮要請について、「まん延防止等重点措置」の措置区域である高知市では、協力状況の見回り調査により、多くの事業者の協力が得られたことが確認できた。（協力率99.4%）一方で、一部の非協力店に対しては、架電による個別の要請を行った。今後は、非協力店に対して特措法に基づく命令を検討するなど、要請の実効性を確保していくことが必要
 - 「まん延防止等重点措置」の適用期間中は、国が定めた「基本的対処方針」に基づき、出勤者数の7割削減など、全国一律の対策を行う必要があり、感染状況が改善しても柔軟に対策を講じるのが難しい側面があった。

3 感染防止対策

(6) 第6波におけるまん延防止等重点措置と県の対応 (1/5)

危機管理部 危機管理・防災課

◆ 取組内容

- 令和4年1月20日、オミクロン株の感染拡大によって感染者数が急増したことを受け、県の対応ステージを「特別警戒（赤）」に引き上げ、協力要請等を実施
 - ＜主な要請事項＞
 - ・ 同居家族以外との会食は、人数は4人以下、時間は2時間以内とすること
 - ・ まん延防止等重点措置の区域などの感染が拡大している地域との往来は、極力控えること
 - ・ 混雑した場所など、感染リスクが高い場所への外出は極力控えること
 - ＜県の対策＞
 - ・ 県の「トク割キャンペーン」、「リカバリーキャンペーン」の新規予約受付の停止
- 2月8日、県内の感染状況や医療提供体制のひっ迫度を踏まえ、国に対して、高知県を「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域として公示するよう要請
- 2月10日、国において、高知県を「まん延防止等重点措置」の適用対象とすることが決定
【適用期間：2.12～3.6】
- 高知県への「まん延防止等重点措置」の適用を受け、協力要請等を実施

1 飲食店等の事業者の皆さまへの協力要請

営業時間短縮の協力要請

- 実施期間：令和4年2月12日（土）～3月6日（日）（23日間）
- 対象施設：「食品衛生法」に基づく「飲食店（喫茶店を含む）」の営業許可を受けている以下の店舗
飲食店、旅館・ホテル、カラオケボックス、ライブハウス 等
(宅配・テイクアウトを除く)
- 要請内容：

| 対象店舗 | 高知家あんしん会食推進の店「 認証店 」 | | 「 非認証店 」 |
|------|-----------------------------------|-------------|-----------------|
| 営業時間 | 午前5時～午後9時まで | 午前5時～午後8時まで | 午前5時～午後8時まで |
| 酒類提供 | 午後8時まで可 | 行わない | 行わない |
| | 「 認証店 」は、上記のどちらかを選択することが可能 | | |

※協力いただいた店舗には協力金を支給

- 同一グループの同一テーブルでの会食は4人以下としてください。
 - ※1 同居の家族のみの会食であっても同一テーブルの会食は4人以下としてください。
 - ※2 認証店では、利用者に対する全員の陰性が確認された場合は、「5人以上の会食」も可能(注)とします。
(注) 全員の陰性確認により、制限の緩和を希望する認証店は、県への届出が必要です。

3 感染防止対策

(6) 第6波におけるまん延防止等重点措置と県の対応 (2/5)

◆ 取組内容

○ 高知県への「まん延防止等重点措置」の適用を受け、協力要請等を実施 (つづき)

2 集客施設等 (1,000㎡超) の管理者の皆さまへの協力要請

- 以下の取組を実施するようお願いします。
 - ・ 人と人との間隔を2m以上は確保できるよう、入場する者の整理等
 - ・ 入場をする者に対するマスクの着用の周知
 - ・ 感染防止措置を実施しない者の入場禁止
 - ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等)
- 対象施設

| 施設の種類 | 施設の例 |
|-----------|---|
| 劇場等 | 劇場、映画館 等 |
| 集会場等 | 集会場、展示場、貸会議室、多目的ホール 等 |
| 商業施設 | 大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター 等 |
| ホテル等 | ホテル、旅館 (集会の用に供する部分に限る) |
| 運動施設及び遊技場 | 体育館、水泳場、陸上競技場、野球場、ゴルフ場、ボウリング場、スポーツクラブ、パチンコ店 等 |
| 博物館等 | 博物館、美術館、記念館、水族館、動物園 等 |
| 遊興施設 | 勝馬投票券発売所、場外車券売場、ネットカフェ、マンガ喫茶 等 |
| サービス業 | スーパー銭湯、エステティック業、リラクゼーション業 等 |

3 イベントを開催する事業者の皆さまへの協力要請

- 開催にあたっては、以下の点に注意したうえで、業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策を徹底してください。
- ① 参加人数5,000人超のイベント開催については、県へイベント開催の2週間前までに「感染防止安全計画」を提出してください。
「感染防止安全計画」を策定し、県による確認を受けたイベントについては、人数上限は20,000人(注)、かつ収容率の上限を100%とします。 ※「大声なし」が前提
(注) 全員の陰性が確認された場合は、人数上限は収容定員までとします。
- ② ①以外のイベントの人数上限は、5,000人、かつ収容率の上限を「大声なし」は、100%、「大声あり(注)」は、50%とし、人数上限と収容率でどちらか小さいほうを限度とします。
感染防止策等を記載した「チェックリスト」を作成して、ホームページ等で公表し、イベント終了日から1年間保管してください (県への提出は不要です)。
(注) 大声を「観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当するものとします。

4 県民の皆さまへの協力要請

- 不要不急の都道府県間の移動は、極力控えてください。 ※検査で陰性が確認された場合は除く
- 飲食店等に、20時又は21時までの営業時間の短縮を要請しています。
この要請した時間以降、飲食店には出入りしないようお願いします。
- 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛してください。

3 感染防止対策

(6) 第6波におけるまん延防止等重点措置と県の対応 (3/5)

◆ 取組内容

○ 営業時間短縮の要請に応じた事業者に対して協力金を給付

<高知県営業時間短縮要請協力金>

(1) 対象者

- ・ 要請期間中【2.12～3.6】に、営業時間短縮に協力をいただいた事業者

(2) 給付額

- ・ 1事業者あたり2.5万円～10万円/日

※ ただし、大企業等の場合は、最大20万円/日まで可能

○ 3月3日、県内の感染状況を踏まえ、国に対して、高知県の「まん延防止等重点措置」を終了する旨の公示を行うよう要請

○ 3月4日、国において、3月6日をもって高知県の「まん延防止等重点措置」が解除されることが決定したことに伴い、一部の協力要請等を解除

<3月6日をもって解除した主な要請事項>

- ・ 飲食店、旅館・ホテル、カラオケボックス、ライブハウス等への営業時間短縮要請
- ・ 集客施設（1,000㎡超）への協力要請（人と人の距離を2m以上確保等）

○ 県内の感染状況を踏まえ、「まん延防止等重点措置」解除後の県の対応ステージを「特別警戒（赤）」に据え置くこととし、協力要請等を一部変更

県内の感染状況を踏まえた対応方針、県民・事業者の皆さまへのお願い（1/2）

「感染症対応の目安」におけるステージ：特別警戒（赤）（令和4年3月4日時点）

3月7日からのお願い（3月21日まで）

○ 県民の皆さまへ

- (1) 不織布マスクの正しい着用、3密の回避、十分な換気対策、こまめな手指消毒をはじめとした **基本的な感染防止対策を徹底して**ください（特に重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方、ワクチン未接種の方）。
- (2) 家庭内での感染事例が多く報告されています。部屋の換気、共有部分の消毒、タオルや食器の共用を避けるなど、**家庭での感染防止対策の徹底**をお願いします。特に重症化リスクの高い方々と同居している家庭では、**家庭内においても会話の際などには、マスクの着用**をお願いします。
- (3) 接触確認アプリ「COCOA」をインストールしましょう。
- (4) 感染者やその家族、医療従事者等に対し、誹謗中傷や差別的な行為を行わないようにしてください。
- (5) **症状のある方は、検査協力医療機関での受診**をお願いします（行政検査として無料）。
また、**無症状でもご不安のある方は、県が設置する検査会場や薬局等で無料検査**を受けることができます。
- (6) ワクチンの3回目接種により、発症や重症化を防ぐ効果が回復するとされています。メーカーにこだわることなく、できるだけ**早期に3回目のワクチン接種**をお願いします。

○ 事業者の皆さまへ

- (1) 業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策（特に、従業員のマスク着用）を徹底していただくようお願いします。
- (2) 室内の十分な換気、こまめな手指消毒、共有部分の消毒など、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。
- (3) 在宅勤務（テレワーク）や休暇取得の促進等により、出勤者数削減の取組を推進していただくようお願いします。
- (4) 時差出勤等、人との接触機会を低減する取組を推進していただくようお願いします。
- (5) 医療機関や高齢者施設においては、感染防止対策の徹底・レベルアップをお願いします。

1 会食について

- (1) 同一グループの同一テーブルでの会食は **4人以下**（※1、2）とし、時間は、**2時間以内**にしてください。また、**飲食店での会食**にあたっては、できる限り「**高知家あんしん会食推進の店**」の認証店を利用してください。
※1 **同居の家族のみの会食は、人数制限の対象としません。**
※2 **認証店では、利用者に対する全員の陰性が確認された場合は、「5人以上の会食」も可能(注)とします。**
- (2) 会話が主となる時間帯には、できる限りマスクの着用を励行するなど、飛沫感染の防止に努めてください。
- (3) 特に、飲酒の場などでの「献杯・返杯」や「大声での会話」、「マスクを外してのカラオケ」など、感染リスクの高い行動は、控えるようお願いします。（注）全員の陰性確認により、制限の緩和を希望する認証店は、県への届出が必要です。

3 感染防止対策

(6) 第6波におけるまん延防止等重点措置と県の対応 (4/5)

◆ 取組内容

- 県内の感染状況を踏まえ、「まん延防止等重点措置」解除後の県の対応ステージを「特別警戒（赤）」に据え置くこととし、協力要請等を一部変更（つづき）

県内の感染状況を踏まえた対応方針、県民・事業者の皆さまへのお願い (2/2)

「感染症対応の目安」におけるステージ：特別警戒（赤）（令和4年3月4日時点）

3月7日からのお願い（3月21日まで）

2 外出について

- (1) 外出の際には、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。
- (2) **混雑した場所、換気の悪い場所や感染対策が十分でない施設など感染リスクが高い場所への外出は極力控えてください。**

3 他県との往来について

- (1) **「まん延防止等重点措置の対象地域（東京都等18都道府県）」など、感染拡大地域との往来は極力控えてください。**
- (2) 発熱などの症状がある方や体調の悪い方は、他県との往来を控えてください。

4 イベント等について

- 開催にあたっては、以下の点に注意したうえで、業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策を徹底してください。
- (1) 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベント開催については、県へイベント開催の2週間前までに「感染防止安全計画」を提出してください。「感染防止安全計画」を策定し、県による確認を受けたイベントは、人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を100%とします。※「大声なし」が前提
 - (2) (1) 以外のイベントの人数上限は、5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方とします。
収容率は、「大声なし」のイベント等は100%、「大声あり（注）」のイベント等は50%とします。
※収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）
感染防止策等を記載した「チェックリスト」を作成して、ホームページ等で公表し、イベント終了日から1年間保管してください（県への提出は不要です）。

5 県立施設等について

6 県立学校について

- (1) ICTを活用した学習活動
濃厚接触者となり登校できない生徒等について、ICT端末を活用して学習活動の継続ができる取組を推進します。
（例：授業やホームルームへの参加、課題の送付など）
- (2) 部活動は、**土日等は原則禁止し、平日も週3日以内で1日あたり2時間までに制限**します。
また、県内外における練習試合等は禁止します。
＜※春休み中（県立高3/19から）の部活動の対応については、感染状況等を踏まえ3/16頃に決定＞
- (3) 補習は、**感染防止対策を徹底したうえで、人数制限やオンラインの活用など工夫して実施**します。

(注) 大声を「観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当するものとします。

- 3月24日、県内の感染状況を踏まえ、県の対応ステージを「警戒（オレンジ）」に引き下げることとし、一部の協力要請等を解除

＜解除した主な要請事項及び県の対策＞

- ・ 同居家族以外との会食は、人数は4人以下、時間は2時間以内とすること

3 感染防止対策

(6) 第6波におけるまん延防止等重点措置と県の対応 (5/5)

◆ 評価 (課題) ・教訓等

【評価】

- 「まん延防止等重点措置」に伴う飲食店等への営業時間短縮の要請等により、夜間の人流は一定減少
- 感染力が非常に高いオミクロン株の特性により、施設等でクラスターが頻発したため、感染者数の減少傾向は緩やかであった。

<患者発生状況の推移 (1週間毎) >

1,632名【2.12~2.18】 → **1,188名**【2.19~2.25】 → **1,325名**【2.26~3.4】
→ **1,332名**【3.5~3.11】 → **1,177名**【3.12~3.18】 → **921名**【3.19~3.25】

- 高齢者のワクチン接種が進んだことなどにより、感染の急拡大に歯止めがかかり、医療崩壊の恐れも大きく軽減できた。

【教訓】

- 飲食店等への営業時間短縮要請については、「まん延防止等重点措置」の措置区域を県全域としたことから、協力状況の見回り調査に時間を要したため、非協力店への個別の働きかけが期間内にできなかった。(協力率98.8%)
- 感染症の特性に応じて、できるだけ社会経済活動を止めないよう、時宜にかなった政策を臨機応変に講じていくことが重要

3 感染防止対策

(7) 第7波におけるBA.5対策強化宣言等と県の対応 (1/4)

危機管理部 危機管理・防災課

◆ 取組内容

- 令和4年7月29日、感染者数の状況や医療提供体制のひっ迫度を踏まえ、県の対応ステージを「特別警戒（赤）」に引き上げ、医療機関の負担軽減・高齢者施設等への支援体制の強化等を実施

特別警戒 ～ 医療崩壊を食い止め、県民の皆さんの安全・安心を守る！～ R4.7.29

医療機関の負担軽減・高齢者施設等への支援体制の強化

1 医療機関の負担軽減

- ① 検査協力医療機関（小児）の体制拡充
- ② 入院協力医療機関等の拡充
- ③ 有症状者に対する抗原定性検査キットの配布（調整中）

2 高齢者施設等のクラスター対策

- ① 希望する高齢者施設等の従事者に対する集中的検査を全県的に実施

県民の皆さまへのお願い

1 今一度、県民の皆さん一人ひとりが**基本的な感染防止対策の徹底**を!

2 重症化リスクの高い**高齢者等**を守るため、

- ① 高齢者等と同居している家庭では、**家庭内においても会話の際などには、マスクの着用**をお願いします。
- ② **施設に入所している高齢者への面会**は、**極力控えて**ください。
- ③ 帰省などで高齢者等と接する場合には、事前に「**ワクチンの3回目接種**」又は「**PCR検査又は抗原定性検査による陰性確認**」することを推奨します。

- 8月15日、感染拡大に伴い、本県の保健・医療体制への負荷が増大していることを踏まえ、「BA.5対策強化宣言」の発出に向けて、国と協議

- 8月16日、感染者数の状況や医療提供体制のひっ迫度を踏まえ、県の対応ステージを「特別対策（紫）」に引き上げるとともに、高知県として、「BA.5対策強化宣言」を発出

【適用期間：8.16～8.31】

3 感染防止対策

(7) 第7波におけるBA.5対策強化宣言等と県の対応 (2/4)

◆ 取組内容

- 「BA.5対策強化宣言」の発出に伴い、協力要請等を実施

「高知県BA.5対策強化宣言」の要請内容等①

1 県民の皆さまへのお願い

(1) 保健・医療体制のひっ迫回避に向けたお願い

<発熱外来がひっ迫しています。>

- 発熱等の症状がある方のうち、**重症化リスクが低く症状の軽い方**は、発熱外来の受診に代えて、県が行う**抗原定性検査キットの配布事業**と、自己検査後の**オンラインによる確定診断を積極的に活用**してください。

※オンラインの確定診断の運用開始時期は調整中

<救急外来もひっ迫しています。>

- 救急車や救急外来の利用は、**真に緊急を要する場合に限る**ようお願いします。
- 救急車を呼ぶか、病院を受診するか迷う場合には、**高知家の救急医療電話「#7119」を活用**してください。

「高知県BA.5対策強化宣言」の要請内容等②

(2) 感染拡大防止に向けたお願い

- ご自身の命と健康を守るため、**高齢者や基礎疾患のある方**は、**不要不急の外出を極力控える**ようお願いします。
- 普段会っていない**高齢者や基礎疾患のある方と接することは、極力控えていただく**、又は**事前に陰性確認を行ったうえで接する**など、重症化リスクの高い方を感染から守るため、**慎重な行動**をお願いします。
- 外出の際には、基本的な感染防止対策を徹底しつつ、**極力家族や普段行動を共にしている方と少人数で行動**してください。
- 「JR高知駅の臨時検査センター」の設置を**8月末まで延長**しますので、感染不安のある方、高齢者等と接する方や多人数での会食の際など、**感染防止の必要性が高い場合には、積極的に利用**してください。

2 事業者の皆さまへのお願い

- **在宅勤務（テレワーク）等を推進**するとともに、従業員の体調管理を徹底し、少しでも体調が悪い場合には**休暇を取得できる環境確保**に努めてください。
- 感染や濃厚接触者となった従業員の職場復帰に当たっては、**医療機関等の証明書を求めない**ようお願いします。

3 感染防止対策

(7) 第7波におけるBA.5対策強化宣言等と県の対応 (3/4)

◆ 取組内容

- 8月29日、医療機関のクラスターが頻発するなどにより、医療提供体制のひっ迫した状態が続いていることを踏まえ、高知県として、「BA.5対策強化宣言」を延長【延長期間：9.1～9.16】
- 「BA.5対策強化宣言」の延長に伴い、協力要請等を継続

「高知県BA.5対策強化宣言」の要請内容等①

1 県民の皆さまへのお願い

(1) 保健・医療体制のひっ迫回避に向けたお願い

<発熱外来がひっ迫しています。>

- 発熱等の症状がある方のうち、重症化リスクが低く症状の軽い方は、発熱外来の受診に代えて、県が行う抗原定性検査キットの配布事業と、自己検査後のオンラインによる確定診断（高知県陽性者診断センター）を積極的に活用してください。

➢ 高知県陽性者診断センターの拡充

- ・1日のオンライン診断枠を拡充（200人 → 400人）
- ・対象年齢の引き上げ（16歳以上50歳未満 → 16歳以上65歳未満）
- ・書類診断のみで陽性者の確定診断を行う体制の整備（近日中に開始予定）

<救急外来もひっ迫しています。>

- 救急車や救急外来の利用は、真に緊急を要する場合に限るようお願いします。
- 救急車を呼ぶか、病院を受診するか迷う場合には、高知家の救急医療電話「#7119」を活用してください。

「高知県BA.5対策強化宣言」の要請内容等②

(2) 感染拡大防止に向けたお願い

- ご自身の命と健康を守るため、高齢者や基礎疾患のある方は、不要不急の外出を極力控えるようお願いします。
- 普段会っていない高齢者や基礎疾患のある方と接することは、極力控えていただく、又は事前に陰性確認を行ったうえで接するなど、重症化リスクの高い方を感染から守るため、慎重な行動をお願いします。
- 外出の際には、基本的な感染防止対策を徹底しつつ、極力家族や普段行動を共にしている方と少人数で行動してください。
- 「JR高知駅の臨時検査センター」の設置を9月末まで延長しますので、感染不安のある方、高齢者等と接する方や多人数での会食の際など、感染防止の必要性が高い場合には、積極的に利用してください。

2 事業者の皆さまへのお願い

- 在宅勤務（テレワーク）等を推進するとともに、従業員の体調管理を徹底し、少しでも体調が悪い場合には休暇を取得できる環境確保に努めてください。
- 感染や濃厚接触者となった従業員の職場復帰に当たっては、医療機関等の証明書を求めないようお願いします。

3 感染防止対策

(7) 第7波におけるBA.5対策強化宣言等と県の対応 (4/4)

◆ 取組内容

- **9月16日、感染者数の状況や医療提供体制のひっ迫度を踏まえ、「BA.5対策強化宣言」を終了するとともに、県の対応ステージを「特別警戒（赤）」に引き下げ、一部の協力要請等を解除**

＜解除した主な要請事項＞

- ・ 高齢者や基礎疾患のある方は、不要不急の外出を極力控えること
- ・ 普段会っていない高齢者や基礎疾患のある方と接することは極力控えること。又は事前に陰性確認を行ったうえで接すること
- ・ 外出の際には、極力家族や普段行動を共にしている方と少人数で行動
- ・ 事業者においては、在宅勤務を推進するとともに、少しでも体調が悪い場合には休暇を取得できる環境確保に努めること

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価】

- 感染力が極めて強いオミクロン株により、新規感染者が爆発的に増加したことで、発熱外来はひっ迫し、入院調整が困難となったが、ハイリスク者への医療の確保による重症化予防を重視した取組を進めることで、医療提供体制のひっ迫回避につながった。

＜最大確保病床の占有率の推移＞

32.9%【7.26】 → **42.0%**【7.29】 → **46.6%**【8.15】 → **48.7%**【8.29】 → **23.2%**【9.16】

- 一方、社会経済活動においては、オミクロン株の特性を踏まえ、できるだけ制限をかけずに対応した結果、「よさこいまつり」、「インターハイ」といった大規模イベントなども感染対策を講じたうえで、工夫しながら開催することができた。

【教訓】

- 感染症の特性に応じて、できるだけ社会経済活動を止めないよう、時宜にかなった政策を臨機応変に講じていくことが重要

3 感染防止対策

(8) 第8波における県の対応 (1/2)

危機管理部 危機管理・防災課

◆ 取組内容

- 令和4年12月9日、感染者数の状況や医療提供体制のひっ迫度を踏まえ、県の対応ステージを「特別警戒（赤）」に引き上げ、医療機関の負担軽減・高齢者施設等への支援体制の強化等を実施

新型コロナ・季節性インフルエンザ同時流行に備えた対応策について

健康政策部
子ども・福祉政策部

県内では、今週に入り、1日700～800人台の感染を確認するなど、感染者がさらに増加。また、高齢者施設のクラスターが相次いで発生。

1週間単位で見ても前週比約1.2倍となっており、既に第8波に入ったと言える状況。

今後、第7波を上回る感染拡大が生じる可能性に加え、季節性インフルエンザとの同時流行も懸念される。

⇒感染拡大を最小限にとどめるため、医療提供体制のさらなる強化、高齢者施設等への支援に引き続き取り組む。

1. 医療提供体制の強化

○ 外来診療の拡充

・小児を含む発熱外来対応箇所数のさらなる拡充

・発熱外来ひっ迫回避のため、陽性者オンライン診療センター※の活用促進

※陽性者フォローアップセンター登録者を対象

○ 入院協力医療機関の拡充

患者急増時に備えて、小児・周産期に特化した病床の確保など、確保病床の拡充を予定

2. 高齢者施設等への支援

○ 高齢者施設等の従事者に対する集中的検査を全県的に実施

週2～3回の頻回検査を継続的に実施（12月7日～順次開始）

○ 医療機関との連携体制の確保を支援

感染者発生時に速やかに受診ができる医療機関との連絡体制整備をサポート

○ 希望する高齢者施設に専門家の指導を実施

感染拡大を防止するため、必要に応じて感染管理の専門家を派遣し助言

- 12月21日、感染者数の状況や医療提供体制のひっ迫度を踏まえ、県の対応ステージを「特別対策（紫）」に引き上げるとともに、医療機関の負担軽減のため、有症状者に対する抗原定性検査キットの無料配布を再開（期間を延長し、令和5年1月31日まで実施）

抗原定性検査キットの無料配布について

《R4.12.21 健康政策部》

配布期間

令和4年12月26日（月）～令和5年1月15日（日）

※12月26日は午前9時より受付開始

対象者

以下の①～③を全て満たす方

① 高知県内に在住又は長期滞在中で65歳未満の方

② 発熱等の症状がある方（軽症者に限る）

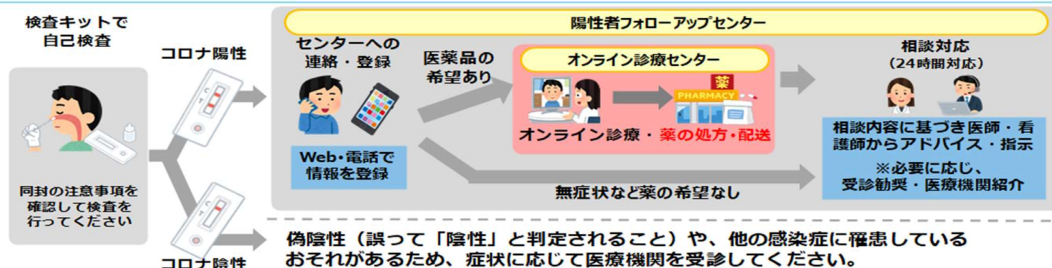
③ 基礎疾患（高血圧、糖尿病、COPD等）の無い方、妊娠していない方、BMI30未満の方

受付方法

○高知県電子申請サービスにより入力（24時間受付）

※電子申請の利用が難しい方は、コールセンターにおいて受付を行います。

判定後の流れ



お願い事項

配送に1日程度を要するため、あらかじめ薬局等で抗原定性検査キットや解熱鎮痛薬等を購入しておくことを推奨します

3 感染防止対策

(8) 第8波における県の対応 (2/2)

◆ 取組内容

- 令和5年1月27日、県内の感染状況を踏まえ、県の対応ステージを「特別警戒（赤）」に引き下げ、一部の協力要請等を解除

＜解除した主な要請事項＞

- ・ 多人数での会食や重症化リスクの高い高齢者等と接する機会など、感染防止の必要性が高い場合には、事前に「3回目のワクチン接種歴」又は「抗原定性検査による陰性」を確認した上で実施
- ・ 大規模イベントに参加する場合には、事前に「3回目のワクチン接種歴」又は「抗原定性検査による陰性」を確認

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価】

- 第7波と同様に、感染力が極めて強いオミクロン株により、新規感染者が爆発的に増加したことで、医療提供体制はひっ迫したが、抗原定性検査キットの無料配布などの取組により、ひっ迫を回避することができた。

＜最大確保病床の占有率の推移＞

32.4%【12.9】 → **51.1%**【12.21】 → **46.5%**【1.11】 → **35.0%**【1.27】

- 季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されたため、インフルエンザワクチンの接種や症状のある場合には、速やかに医療機関を受診するよう呼びかけを行った。

【教訓】

- 感染症の特性に応じて、できるだけ社会経済活動を止めないよう、時宜にかなった政策を臨機応変に講じていくことが重要
- 今後の未知の感染症に備え、これまでの経験を生かすため、県がこれまで実施してきたコロナ対策を整理することが重要

3 感染防止対策

(9) ワクチン接種の促進（市町村への支援等）（1/2）

健康政策部 健康対策課

◆ 取組内容

新型コロナウイルスワクチンの接種は、特例臨時接種として、国の指示のもと、都道府県の協力により市町村を実施主体として接種を実施

通常、市場流通で医療機関がワクチンを調達するところ、新型コロナウイルスワクチンは国の一元管理のもと、都道府県が市町村への配分調整を行い、市町村が医療機関への配送を担うなど行政による流通管理が前提とされるとともに、冷凍による厳密な温度管理も要求された。

このため、健康対策課内に「ワクチン接種推進室」を設置（R3.2.8～R5.3.31）して対応

○ 医療従事者向け接種体制の構築

- ・ 1・2回目接種では、県が接種体制を整備することとされたため、自院接種を行う医療機関に対し、近隣の薬局等を含めた接種対象リストを作成し、実施を要請

それでも多くの対象者を受けきれなかったため、高知市、南国市、四万十市に集団接種会場を設置（定員ベースで計5,240回の接種を実施）

○ ワクチンの配分調整

- ・ 初回接種（1・2回目接種）では、ワクチンの供給量が不足する中、市町村からの配分要望を踏まえたバイアル単位での配分調整を実施

○ 医療従事者等の派遣調整

- ・ 医療従事者が不足する市町村への従事者派遣調整や、集団接種会場の運営スタッフとして県職員（地域支援企画員、地域防災駐在）を派遣（医療従事者の派遣者数は延べ314名（R3.4月～R4.12月））

○ 高齢者接種の加速支援

- ・ 国が示したR3.7月までに高齢者への2回接種完了に向け、市町村の接種計画の前倒し等を支援

○ 広域での接種体制構築を支援

(1) 小児（5歳以上12歳未満）接種

- ・ 小児科が少ない若しくは無い市町村での接種が困難なため、複数の市町村が合同で設置する接種会場などに医療従事者を派遣するよう調整するなど、広域での接種体制の構築を支援

(2) 乳幼児（生後6カ月以上5歳未満）接種

- ・ 高知市に対して住所地での接種が困難な方について全県的に受け入れを要請（R5.1.26からは小児についても高知市で全県受け入れを開始）

○ 県営集団接種会場等の設置

(1) 1・2回目接種

- ・ 国が示したR3.11月までの接種完了に向けて接種スピードを加速させるため、高知新港に設置
- ・ 接種対象者は教職員、県職員、警察官、陸上自衛隊の職種に加え、理美容組合など職域団体の希望者に順次拡大（実施期間R3.7.17～10.24（28日間）。延べ19,665回の接種を実施）

(2) 3回目接種

- ・ 接種間隔の急激な短縮に伴い、医療機関で予約が取れない高齢者を主な対象として、高知市と合同で高知新港に設置（実施期間R4.2.19～4.17（20日間）。延べ14,107回の接種を実施）

(3) オミクロン株対応ワクチンの接種

- ・ 接種希望者（対象者は約50万人）の年内の接種完了に向け、高知市と合同で高知市南別館に設置（実施期間R4.10.29～12.18（18日間）。延べ10,530回の接種を実施）

※ (1)～(3)いずれも、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会の協力のもと実施

3 感染防止対策

(9) ワクチン接種の促進（市町村への支援等）（2/2）

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価・教訓】

- 医療従事者の接種医療機関調整やワクチンの配分調整、医療従事者等の派遣調整を実施したことで、本県の接種は全国より早いペースで進んだ。
- 一方、全国的に医療従事者が不足し確保が困難な場面や、ワクチンの接種間隔や接種対象者等について、国の方針が二転三転し、かつ、方針決定が直前となるため、準備が追いつかない市町村があった。
- 高知新港や高知市南別館での集団接種は、運営業務の委託契約（一般競争入札を実施）と会場設営に時間を要した。（会場の選定から接種開始まで、最短2ヶ月程度を要する）
- ワクチンの需要と供給のアンバランスや、温度・期限管理など取り扱いが不慣れであったこと等によりワクチン廃棄をせざるを得ない事例もあった。

3 感染防止対策

(10) 施設等のクラスター対策

健康政策部 健康対策課、医療政策課

◆ 取組内容

- 保健所による高齢者施設・乳幼児施設への感染防止対策に関する研修会実施及び現地指導、支援
- 医療機関や高齢者施設等に対し、早期に陽性者の濃厚接触者等の把握と同じフロアの患者・入所者、職員のPCR検査を行政検査として実施
- 抗原定性検査キットの確保を支援
キット購入に時間を要する等の理由による医療機関、高齢者施設等に対し、早期に受検できるよう支援を行った。
- 集中的検査実施計画に基づき、集中的検査を実施
 - ・ R3年度 対象地域の医療機関、高齢者施設、障害者施設に対するPCR検査を実施
6月：安芸福祉保健所管内 605件 高知市保健所管内 373件
7月：中央東福祉保健所管内 635件
3月：高知市保健所 2,160件 県全域（高知市保健所以外）：3,651件
 - ・ R4年度
 - ① クラスター発生の多い地域で希望する医療機関、高齢者施設、障害者施設などを対象にPCR検査を実施
6月：幡多福祉保健所管内 2,870件
7月：中央東・中央西福祉保健所管内 2,439件
8月：安芸・須崎・幡多福祉保健所管内 863件
 - ② 希望する医療機関、高齢者施設、障害者施設に対する抗原定性検査キットを配布
11月～3月：301,994件
- 専門家派遣
医療機関及び高齢者施設からの要請に応じて専門家（ICD又はICN）を派遣し、患者発生時のゾーニングなどの環境整備や従事者の個人防護の方法などを指導することでクラスターの発生予防若しくは規模拡大防止を行った。
特にオミクロンが主流となったR4.4月以降は高齢者施設への事前指導を集中的に実施した。

施設等への専門家派遣実績

| 種別 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 医療機関 | 4 | 7 | 15 | |
| 施設 | 12 | 4 | 15 | 1 |
| 計 | 16 | 11 | 30 | 1 |

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価・教訓】

- 早い段階で施設内の陽性患者を早期発見し、感染拡大リスクを減少させることが必要である。
- 専門家派遣
 - ・ 県内にはICD及びICNが少なく、専門家は勤務する医療機関においてコロナの入院対応をしている場合が多く、流行時には指導に出向ける専門家が更に少なくなり十分に対応出来たとは言えない状況だった。
 - ・ R5年度から県内でのICN養成ができるようになってきているが、人材育成・確保を継続的に行うことが必要

3 感染防止対策

(10) 施設等のクラスター対策

子ども・福祉政策部 長寿社会課

◆ 取組内容

<高齢者施設等での対応>

○ 高齢者施設等の従事者への集中的検査

感染拡大防止のため、施設等従事者への週2～3回の集中的検査を実施
(実績：R4.12.5～R5.2.28 165,253回(うち陽性者1,188名))

○ 感染拡大防止への支援

発生に備えた自己点検のためのチェックリストの配布や、施設内療養にあたってのゾーニング、ガウンの着脱方法等に関するスキルアップ研修会の実施
(実績：チェックリスト提出 165施設、研修参加 120施設)

○ 介護サービス提供体制確保への支援

感染症対策を徹底した上でサービスを提供するために必要な人材確保や衛生用品の購入、福祉施設での多床室の個室化、簡易陰圧装置の整備などの経費への補助
(実績：R2 1,253,361千円 R3 21,413千円 R4 239,713千円)

○ B C P 計画策定に向けた支援

感染者が発生した場合でも継続的にサービスが提供できるようB C P 計画の策定を支援
(実績：R5.2.21 入所系施設向け研修 参加103施設)

○ 衛生用品の備蓄・配布

感染症が発生した施設においてマスク、ガウンなどの物資が不足した場合に備え、衛生用品等を備蓄し、施設からの要請に応じて配布
(実績：マスク308,290枚、ガウン11,305枚、手袋787,600双 等)

◆ 評価(課題)・教訓等

【評価】

- 衛生用品の備蓄により、緊急的に必要となった施設への早期の物資提供が可能となった。

【教訓】

- 感染者が発生した場合に安定的なサービス提供ができるよう、各施設におけるB C P 計画の策定と連動し、施設内での役割分担や感染拡大防止に関する実践的な研修、訓練を継続的に実施していくことが必要
- 感染者が発生した場合の施設内療養に備え、往診体制の確保など、医療機関との連携の強化が必要

3 感染防止対策

(10) 施設等のクラスター対策

◆ 取組内容

子ども・福祉政策部 地域福祉政策課

<社会福祉施設での対応>

○ 福祉人材ネットワーク構築事業【R2.11.1～R5.5.7】

社会福祉施設で新型コロナウイルス感染者が発生した場合等においてもサービス提供が継続できるよう、県内の社会福祉施設による連携の下、応援職員の派遣や代替サービスを提供する相互支援ネットワークを構築（実施方法：委託）

【ネットワーク登録施設・事業所の実績】 R2：471、R3：279、R4：231

【応援職員の派遣実績】 R2 実績なし、R3：3件延べ7名、R4：2件延べ6名

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価】

- 応援職員の派遣によりサービス提供の継続を支援することができた。
- 第7波のように、県内施設でクラスターが多発すると、応援職員が確保できず、派遣要請に十分応えることができない場合があった。（R4年度 2件）
- 派遣要請に対して、ゾーニング等の施設の状況を詳細にヒアリングしたことや、要請受理後も応援可能施設を1件1件電話により調整したため、要請から応援まで時間を要する事例が多かった。

【教訓】

- クラスター多発時の対応策の検討が必要（OB・OGの活用 等）
- 速やかな応援調整のため、要請手続きの簡素化や、登録施設へのメール等による応援可否の一括照会など、作業体制の強化が必要

3 感染防止対策

(10) 施設等のクラスター対策

子ども・福祉政策部 障害福祉課

◆ 取組内容

<障害者施設等での対応>

- **障害福祉サービス等確保支援事業費補助金 【R2.4.1~R4.3.31】**
 - ・ 休業要請等による障害福祉サービスの代替対応に要した経費や利用者負担の増加に対する補助、感染拡大防止に必要な消毒費用等に対して補助（補助実績：8市町、795千円 6法人、97,640千円）
- **障害福祉サービス事業所等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金 【R2.4.1~R3.3.31】**
 - ・ 障害福祉サービス事業所等で感染症対策の徹底のために必要となるかかり増し費用を助成（補助実績：183件、270,103千円）
- **障害福祉サービス等確保支援事業費補助金 【R3.4.1~R4.3.31】**
 - ・ 施設等において感染者が発生した場合等、感染拡大の防止のために必要な消毒の実施に必要な費用について補助（補助実績：66法人、8,361千円）
- **障害福祉サービス等確保支援事業費補助金 【R4.4.1~R5.3.31】**
 - ・ 障害福祉サービス事業所等のサービスの継続に必要なかかり増し経費を補助（補助実績：14法人、19,610千円）
- **衛生用品の備蓄・配布 【R2.5月~R3.3月】**
 - ・ 新型コロナウイルス対策に必要なマスクや手指消毒用アルコール等の衛生用品を県が一括購入し、県内の障害福祉施設等に配布（購入実績：マスク 1,295,000枚、フェイスガード 18,000個、エプロン・ガウン 18,170枚、手袋37,000双、消毒液1,798L）
- **施設改修への支援**
 - ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための障害福祉施設等の多床室の個室化のための改修や家族等との面会機会を確保するための面会室を整備する改修を支援
障害児・者施設整備事業費補助金
（補助実績：R2 2施設 27,055千円、 R3 2施設 1,715千円）

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価】

- 感染症拡大防止に寄与するとともに、障害福祉施設等の事業継続に一定の効果があった。

【教訓】

- 新型コロナウイルス感染症の流行期には、衛生防護用品等の在庫不足や施設従事者の人員不足等が課題となるため、障害福祉施設等に対し、迅速な物品の供給や事業費の補助が必要
- 感染経路の遮断と、つながりや交流が心身の健康に与える影響という両方の観点を考慮した感染防止対策が必要

3 感染防止対策

(10) 施設等のクラスター対策

◆ 取組内容

子ども・福祉政策部 子育て支援課

<地域子育て支援拠点での対応>

○ 高知県地域子ども・子育て支援事業費補助金

(利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業への支援)

・ 新型コロナウイルス感染症対策への支援

(1) かかり増し経費・備品購入費等

研修受講、かかり増し経費、市町村による事業所等の消毒、感染症予防の広報・啓発などへの支援
(利用実績：R3 7市町 1,611千円、R4 6市町 1,690千円)

(2) 感染症対策のための改修 (R4)

新型コロナウイルス感染症対策のために必要となる改修や設備の整備等への支援
(利用実績：R4 2市 297千円)

・ ICT化推進事業

連絡帳の電子化、オンライン会議、オンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等の環境整備に係る経費及び、都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入等に係る経費への支援 (利用実績：R3 2市 613千円、R4 1市 45千円)

◆ 評価 (課題) ・ 教訓等

【評価】

- 地域子育て支援拠点における新型コロナウイルス感染症対策の推進が図られ、コロナ禍でも安心して拠点を利用できる環境を整備した。
また、ICTを導入することで、感染が心配な家庭が、オンラインで子育てに関する相談や子育てに関する講習会に参加できるよう工夫し、子育て家庭の孤立化を防ぐことができた。

◆ 取組内容

子ども・福祉政策部 子育て支援課

<ファミリー・サポート・センターでの対応>

○ 高知県ファミリー・サポート・センター運営費補助金

・ 新型コロナウイルス感染症対策への支援

(1) かかり増し経費・備品等購入費等

感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費 (研修受講、かかり増し経費等)、市町村による事業所等へ配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や、事業所等の消毒、感染症予防の広報・啓発など新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に必要な経費への支援 (利用実績：R3 3市 299千円 R4 3市 300千円)

◆ 評価 (課題) ・ 教訓等

【評価】

- ファミリー・サポート・センターの感染症対策のほか、提供会員へのマスクや消毒液の配布などを行い、コロナ禍においても、安全に活動できるよう工夫した。
その結果、活動件数 (送迎と預かりの合計) はコロナ禍前から増えている市町村もあった。

3 感染防止対策

(10) 施設等のクラスター対策

子ども・福祉政策部 子ども家庭課

◆ 取組内容

<児童福祉施設での対応>

- **児童養護施設等の感染防止対策のための相談・支援事業【R3】**
児童養護施設等における新型コロナウイルスの感染対策の確認及び指導を行うため、感染管理認定看護師が各施設を訪問し、支援を実施
【実施施設】 乳児院（1施設）、児童養護施設（8施設）、児童心理治療施設（1施設）
- **虐待防止のための情報共有システム構築事業【R3】**
要保護児童等が転居した際に自治体間での確に情報共有を行うとともに、児童相談所と市町村において夜間・休日も含め、日常的に迅速な情報共有を行うことができる仕組みを整備
- **児童相談所等におけるICT化推進事業【R3】**
児童養護施設や児童相談所等における「相談対応や状況確認を行う際のビデオ通話の活用」、「関係機関との連絡調整等を行う際のテレビ会議の活用」、「安全確認等を行う外出先でのタブレットの活用」、「通信環境の整備等」を推進（ICT化に資するタブレット等の購入に要する経費など）
- **児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業【R3】**
職員の負担が大きい書類作成等の業務等について、タブレット端末の活用による子どもの情報の共有化やペーパーレス化等を推進（ICT化に資するタブレット等の購入に要する経費など）
- **濃厚接触者児童の一時保護マニュアル作成（中央児相）【R2】**
一時保護所バージョン、希望が丘学園バージョン
（一時保護所での保護が困難な場合は、希望が丘学園のユニット（1寮）を借りて保護）
- **児童福祉施設感染拡大防止事業**
児童自立支援施設（希望が丘学園）及び児童相談所における感染拡大防止（換気が困難な施設への空気清浄機、体温計の設置）
- **児童養護施設等環境改善事業費補助金ほか**
児童養護施設や児童自立支援施設、児童相談所等の児童福祉施設における感染防止対策を実施（マスクや消毒液等の購入費のほか、個室化のための改修に要する経費など）
- **子ども食堂における感染拡大防止対策への支援（子ども食堂支援事業費補助金）**

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価】

- 感染症拡大防止に寄与するとともに、児童福祉施設の事業継続に一定の効果があつた。
- 子ども食堂は感染拡大の不安により、一時は活動を休止する食堂が多数を占めたが、感染防止対策を徹底したうえでの開催や弁当形式での食事の提供など、それぞれの食堂が工夫をしながら再開

3 感染防止対策

(11) 第三者認証制度（「あんしん会食推進の店」）

健康政策部 薬務衛生課

◆ 取組内容

- **新型コロナウイルス感染症の感染リスクが続く中、国からの要請を受け、山梨県で実績のある第三者認証制度を取り入れ、利用者が安心して飲食できるよう、飲食店が取り組む感染症対策を県が認証する「高知家あんしん会食推進の店認証制度」（応援金の支給を含む）を実施**
 - ・ 対象事業者：約4,500店舗（食品衛生法に基づく営業許可を受け客席を有する飲食店）
 - ・ 認証基準：国が重点として示した4項目（座席の間隔の確保、手指消毒の徹底、マスク着用の徹底、十分な換気）を含む53項目
 - ・ R3年度の取組
外部委託検討開始(6月)、運営体制を民間委託(7月)
認証申請期間(R3.8.4～R4.2.14)、認証店に応援金10万円支給
R4年度の感染対策を要件に追加応援金10万円支給(申請期間R4.2.4～R4.3.4)
 - ・ R4年度の取組
認証申請期間(R4.4.18～R5.2.6)、応援金10万円を支給
認証店の再調査：認証店約95%について、延べ3,872店舗の調査を実施し、感染対策の継続を確認
 - ・ 認証施設数：3,500店舗
- **認証店におけるワクチン・検査パッケージ制度登録及びステッカー交付**
 - ・ 感染拡大時（緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等）に飲食店等に要請される会食の人数制限を緩和する制度を実施
 - ・ R3年度の取組（申請期間：R4.1.24～R4.3.31）
 - ・ R4年度の取組（申請期間：R4.4.18～R5.2.6）
 - ・ 登録施設数：508店舗
- ※ 基本的対処方針の廃止に伴い、「高知家あんしん会食推進の店認証制度」及び「ワクチン・検査パッケージ制度」はR5.5.7をもって終了
- **（一社）高知県食品衛生協会に、飲食店への制度及び感染症対策の継続の周知を委託 指導員による飲食店の巡回指導に、国が重点項目として示した4項目を追加**
 - ・ 令和3年度の取組（R3.8月～R4.3月 2,633店舗※）
 - ・ 令和4年度の取組（R4.4月～R5.3月 2,837店舗※）
 - ・ 令和5年度の取組（R5.4月～R5.5.7 300店舗※） ※重複あり



◆ 評価（課題）・教訓等

- 【評価】
 - 「高知家あんしん会食推進の店認証制度」の実施により、事業者の感染症における認識及び防止対策が進んだ。
 - （一社）高知県食品衛生協会の指導員が、定期的に飲食店を訪問、感染症対策の確認や助言を行うことで、取組継続の一役を担った。
- 【課題・教訓等】
 - 飲食業界に詳しくない業界団体による受託であったため、当初は申請から認証までに時間を要したため、業務委託している事務局の担当職員を増員し、希望する店舗への支援体制を強化した。
 - 対象事業者の営業形態が多岐にわたり、また施設数も多いことから周知に時間を要したため、周知方法について検討する必要がある。

3 感染防止対策

(12) その他

土木部 土木政策課

◆ 取組内容

○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた建設工事等の一時中止措置等について 【R2.2.28～R5.5.10】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、受注者から一時中止や工期（履行期間）の延長の申し出があった場合には、「受注者の責によらない事由によるもの」として取り扱うこととし、契約書に基づき、建設工事等（調査、設計及び測量等の業務を含む。）の一時中止や設計図書等の変更を行うとともに、必要に応じて工期（履行期間）の延長を行うなど、適切な措置を講じた。

【一時中止等実績】

| ■ 工事 | | | |
|--------|------|-------|-------|
| 対策実施年度 | 実施件数 | 全体件数 | 実施率 |
| 令和2年度 | 7 | 1,719 | 0.41% |
| 令和3年度 | 10 | 1,684 | 0.59% |
| 令和4年度 | 15 | 1,459 | 1.03% |
| 計 | 32 | 4,862 | 0.66% |

| ■ 設計等委託業務 | | | |
|-----------|------|-------|-------|
| 対策実施年度 | 実施件数 | 全体件数 | 実施率 |
| 令和2年度 | 36 | 1,256 | 2.87% |
| 令和3年度 | 8 | 1,308 | 0.61% |
| 令和4年度 | 11 | 1,158 | 0.95% |
| 計 | 55 | 3,722 | 1.48% |

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価】

- 工事及び設計等委託業務においては、国土交通省の取り組みに準じて対応を実施したため、新型コロナウイルス感染症による一時中止等の実績は少なくすることができた。
- 適切な措置を講じたことにより、感染拡大防止の効果は一定あったものと考えられ、その結果、土木関連事業を着実に執行することができ、コロナ禍での県経済の下支えに寄与することができた。

3 感染防止対策

(12) その他

教育委員会事務局 学校安全対策課

◆ 取組内容

- **高知県教育委員会発注建築工事等の受注者に向けた情報発信（HP）【R2.2.28～】**
 - ・ イベント等の中止を踏まえた建設工事等の一時中止措置や拡大防止措置等（2回）
 - ・ 工事等の従事者の子どもの発熱や子どもが通う学校の休校等に伴う建設工事等の一時中止措置等
 - ・ 一時中止措置を実施している受注者に対する一時中止期間の延長措置（2回）
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組状況、従業員の状況、地方公共団体からの活動自粛要請などの個別事情を確認し必要があると認められる場合の建設工事等の一時中止や設計図書等の変更を可能とする措置
 - ・ 3密を避ける行動の徹底など、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等の徹底
 - ・ 緊急事態解除宣言後の基本的な感染予防策の徹底の継続（2回）

◆ 評価（課題）・教訓等

- 【評価】**
- 工事及び設計等委託業務においては、知事部局の取り組みに準じて対応を実施したため、新型コロナウイルス感染症による一時中止等の事務処理を柔軟に行うことができた。
 - 適切な措置を講じたことにより、感染拡大防止の効果は一定あったものと考えられ、その結果、学校施設整備を着実に進めることができた。

4 経済対策

(1) 事業継続、雇用維持・確保への支援（障害者支援）

子ども・福祉政策部 障害保健支援課

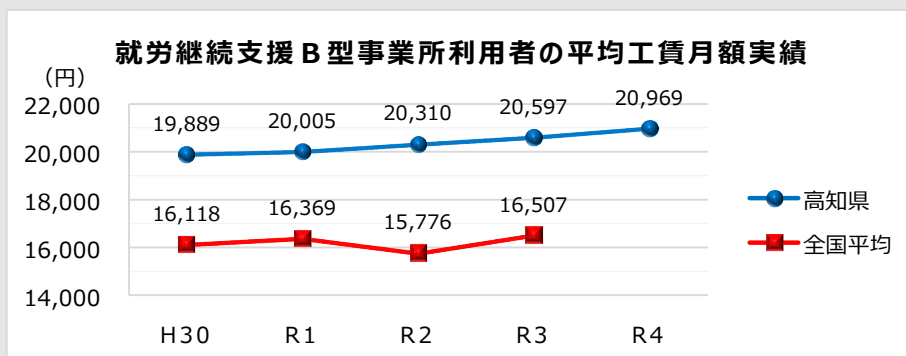
◆ 取組内容

- **在宅就業促進支援事業費補助金【R2.4.1～R3.3.31】**
就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所を利用する在宅障害者等が能力等に応じて活躍することができる支援体制を構築するため、テレワーク等の導入事業に要する費用について補助
(補助実績:3事業所、2,176千円)
- **障害者生産活動支援事業費補助金【R2.4.1～R3.1.31】**
就労継続支援事業所における生産活動を支援し、障害のある人が安心して働ける体制の整備を図る事業の実施に要する費用について補助
(補助実績:47事業所、18,745千円)
- **就労系障害福祉サービス等の機能強化事業【R2.9.1～R3.3.31】**
新型コロナウイルス感染症の影響により、活動自粛や休業等の影響により在宅生活が長くなった障害のある人に対する支援のため、障害者就業・生活支援センターに新たな人材を配置
(実績:2センター、4,671千円)
- **障害者生産活動支援事業費補助金【R3.10.14～R4.3.31】**
ウィズコロナ、アフターコロナ時代への対応として、就労継続支援事業所における工賃又は賃金の向上に資する取組を支援するため、就労継続支援事業所が工賃向上計画に記載し、実施する新たな事業展開等に要する費用について補助
(補助実績:26事業所、22,728千円)
- **障害者生産活動拡大支援事業費補助金【R3.4.1～R4.3.31】**
新型コロナウイルス感染症の影響により、生産活動が停滞している就労継続支援事業所に対し、新たな生産活動への転換等への支援を通じて、就労継続支援事業所を利用する障害者の賃金・工賃の確保を図るため、新たな生産活動への転換等に要する費用について補助
(補助実績:5事業所、528千円)
- **障害者生産活動支援事業費補助金【R4.6.28～R5.3.31】**
ウィズコロナ、アフターコロナ時代への対応として、就労継続支援事業所における工賃又は賃金の向上に資する取組を支援するため、就労継続支援事業所が工賃向上計画に記載し、実施する新たな事業展開、原油価格・物価高騰対策等に要する費用について補助
(補助実績:28事業所、29,345千円)

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価】

- 平均工賃月額額の全国平均は、令和2年度に減少する等コロナ禍の影響が見られるが、高知県は各年度の補助金等による支援によって工賃水準が維持されている。



4 経済対策

(1) 事業継続、雇用維持・確保への支援（集落活動センター）

中山間振興・交通部 中山間地域対策課

◆ 取組内容

○ 令和2年度 集落活動センターにおける感染防止対策への支援【R2.6月～R3.3月】

集落活動センターが行う感染防止対策にかかる備品購入等の費用を補助

- ・ 補助対象者 : 集落活動センター運営組織
- ・ 補助率・補助限度額 : 定額 100,000円
- ・ 補助件数 : 47件
- ・ 補助額合計 : 4,591,000円



○ 令和2年度 集落活動センターの活動再開のための感染症対策アドバイザー派遣【R2.6月～R3.3月】

集落活動センターでの安全安心な活動を実施するためアドバイザーを派遣し、感染拡大防止の対策への助言、指導を実施

- ・ 実施回数 : 59回
- ・ 事業費 : 3,315,935円



○ 令和3年度 集落活動センターへのリモート機器整備による活動継続の支援【R3.5月～R4.3月】

集落活動センターの活動継続のためリモート機器の整備の費用を補助

- ・ 補助対象者 : 集落活動センター運営組織
- ・ 補助率・補助限度額 : 定額・100,000円
- ・ 補助件数 : 53件
- ・ 補助額合計 : 5,076,856円



◆ 評価（課題）・教訓等

【評価】

- 令和2年度の支援では、集落活動センターにおいて、アドバイザーによる感染拡大防止対策の助言に加え、感染防止の備品なども整備することにより、センターの活動の継続につなげることができた。
- 令和3年度の支援では、リモート機器の整備により、コロナ禍ではできなかった総会や研修会をリモートで行うことができるようになり、コロナ禍においてもセンター間の横の連携や新たなセンターの活動につなげることができた。

4 経済対策

(1) 事業継続、雇用維持・確保への支援（中山間地域）

中山間振興・交通部 鳥獣対策課

◆ 取組内容

○ 中山間地域生活支援総合補助金【R3.3.26～R4.2.28】

移動販売を行う事業者が、コロナ禍においても事業を継続するために、関係市町村と協調して生活用品全般を取り扱う移動販売車両の整備の費用を補助

- ・ 補助実績：車両購入及び改造6台、40百万円

○ 中山間地域等物流支援事業補助金【R4.10.25～R5.3.8】

コロナ禍や物価高騰等により、極めて厳しい経営状態に陥っている物流事業者に対して、配送車両更新の費用を補助

- ・ 補助実績：配送車両購入6台、16百万円

<有識者等からの意見聴取>

- ・ 経営コンサルタント（中小企業団体中央会の専門家派遣事業を活用）による事業者の現状分析と経営改善のためのアクションプランを策定
- ・ アクションプランでは、事業者が営業努力を継続するとともに、老朽化した配送車両更新費用への支援を行うことで、車両修繕費や燃料費が縮減され、経営改善につながるとの結論
- ・ 補助事業を創設するにあたり県内の中山間地域における物流事業者の状況を把握するため、一般社団法人トラック協会から情報を収集

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価】

- 新型コロナウイルス感染防止対策を講じた移動販売車両の整備と運用により、コロナ禍における移動販売事業の継続につながり、中山間地域において、安心して生活用品を購入できる環境を提供できた。
- 老朽化した配送車両の更新により、車両修繕費や燃料費の削減が図られ中山間地域をはじめとする県内全域を網羅する36ルートのコモニティ物流網を維持することができた。
これにより、中山間地域の商店等の減少に歯止めをかけ、住民の生活用品確保の利便性を維持していくことができています。

4 経済対策

(1) 事業継続、雇用維持・確保への支援（公共交通）

中山間振興・交通部 交通運輸政策課

◆ 取組内容

- **第三セクター鉄道維持対策事業費補助金【R3～R4年度】**
新型コロナウイルス感染症の影響により旅客需要が減少している状況において、公共交通ネットワークの骨格となる鉄道の維持・確保を図るため、鉄道運行の安全確保に必要な修繕費を補助
(補助実績：1社 94百万円)
- **四万十市鉄道経営助成基金負担金【R4年度】**
新型コロナウイルス感染症の影響により地域の鉄道の利用者が減少したことから、県民の日常生活に必要な公共交通を維持するため、中村・宿毛線の経営安定のための支援を実施
(補助実績：1社 150百万円)
- **生活交通路線維持対策費補助金【R2年度】**
県民の日常生活に必要な公共交通を維持するため、路線バスの運行経費を補助
(補助実績：1社 24百万円)
- **バス運行対策費補助金【R3～R4年度】**
新型コロナウイルス感染症の影響によりバス事業者の運賃収入が減少したことから、路線バスの運行経費や車両更新費用を補助
(補助実績：9社 389百万円)
- **軌道事業運行対策費補助金（軌道事業維持特別対策給付金）【R2～R4年度】**
新型コロナウイルス感染症の影響により軌道事業の運賃収入が減少したことから、県民の日常生活に必要な公共交通を維持するため、軌道の売り上げ減少分に対し補助
(補助実績：1社 362百万円)
- **公共交通事業継続特別支援給付金【R4年度】**
新型コロナウイルス感染症の影響により交通事業者の運賃収入が減少したことから、保険料など車両維持に要する費用を補助
(補助実績：316社 150百万円)
- **安全安心の施設整備事業費補助金【R3～R4年度】**
新型コロナウイルス感染症の影響による運賃収入の減少により、設備投資が困難な状況である鉄軌道事業者に対し、県民の日常生活に必要な公共交通を維持するため安全性の向上にかかる施設整備に対し補助
(補助実績：1社 37百万円)
- **公共交通活性化支援事業費補助金【R4年度】**
新型コロナウイルス感染症の影響を受けた公共交通を維持確保するため、交通事業者が行う施設整備等の経費を補助
(補助実績：5社 23百万円 ※繰り越し事業のため事業実施中)

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価】

- 事業継続支援により、コロナ禍においても公共交通（路線バス・鉄道・軌道）の運行が維持された。

4 経済対策

(1) 事業継続、雇用維持・確保への支援（商工業等）

商工労働部 商工政策課、工業振興課

◆ 取組内容

- **高知県休業等要請協力金【R2.5.1～R2.6.15】**
新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、「高知県新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等」に基づき、休業や営業時間の短縮要請に協力いただいた事業者に対し、市町村と連携した県独自の協力金を支給
(実績：支給件数3,437件、支給金額1,031百万円)
- **新型コロナウイルス感染症対応商工業事業継続計画策定支援事業【R3.6.10～R4.3.25】【R4.6.13～R5.3.24】**
新型コロナウイルスの発生時にも県内商工業者が事業を継続していくことができるよう、事業継続計画(BCP)策定のための手引き・BCPひな形の作成及び策定講座を実施
(R3実績：BCP策定講座3回開催、98社147名参加)
(R4実績：BCP策定講座2回開催、44社65名参加)
- **中小企業新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金【R2.7.14～R2.8.26】**
新型コロナウイルス感染症によって経済的な影響を受けた中小企業者の再起を後押しするとともに、安定的な事業の継続と県民の安全・安心な生活の確保を図ることを目的として、中小企業者が行う新型コロナウイルス感染症等の拡大防止に向けた取組を補助
(補助実績：1,054件、1,403百万円)
- **新事業チャレンジ支援事業費補助金【R3.7.9～継続中】**
新型コロナウイルスの影響により、売上高が減少している事業者の新製品開発や新サービスの提供など、設備投資を伴う新たな取組に意欲的にチャレンジする中小企業者等の取組を支援
(補助実績：306件、3,203百万円)
- **事業戦略等推進事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策特別枠）【R2.9.24～R3.4.26】**
感染症拡大防止のための行動制限により、事業者の営業・外商活動や採用活動が停滞していることを踏まえ、WEBで行う商談や採用面談等に活用する動画作成や、ホームページのリニューアル等にかかる費用の一部を補助(補助実績：65件、55,987千円)
<R2.9.24付の要綱改正により、新型コロナウイルス感染症対策特別枠を創設し、募集を開始>

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価】

- 休業等要請期間において、感染者数が減少するなど感染拡大の抑制に一定寄与するとともに、中小企業等の事業継続に一定の効果があつた。
- 中小企業新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金は、予算編成時の想定を大幅に超えるニーズがあつたが、できるだけニーズに応えるべく予算確保に努めたが、コロナ対応に限らずそもそも更新ニーズの高い設備(エアコン)も対象としていたことから、対応に苦慮した面があつたことは否めない。
- 事業戦略策定企業の約3割(65社/207社)が活用し、アフターコロナを見据えた販売・採用活動の再検討や業務のデジタル化推進に一定の効果があつたと考えられる。

【教訓】

- 有事における対応であつたとしても、補助対象経費の設定には慎重な検討が必要
- 新事業チャレンジ支援事業費補助金は、設備投資の補助金でありながら財源の都合上、事業期間を長期間確保することができなかつた。

4 経済対策

(1) 事業継続、雇用維持・確保への支援（商工業等）

商工労働部 経営支援課

◆ 取組内容

○ 高知県地域商業再起支援事業費補助金【R2.6.17～R3.2.26】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者グループ及び商工団体等が取り組む「新しい生活様式」に対応した「感染症対策」及び「販促・新サービス展開等事業」に対する支援を実施
 （交付決定数：38件、43百万円）

地域商業再起支援事業

<経営支援課>
 R2補正予算額45,000千円
 (国) 30,000 (一) 15,000

ポイント
 ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた事業者等がグループで取り組む「新しい生活様式」に対応した「感染症対策」や「販促・新サービス展開等事業」に対して費用を補助し、県内事業者の事業継続や地域商業の活性化を図る。

現状・課題

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛により、売上げが激減
- ・各店舗によって感染症対策に差があるため面的に取り組むことが必要
- ・飲食店等の店舗内でのサービス提供が困難な事業者は、デリバリーやテイクアウト等の新たなサービス展開によって事業を継続する必要がある
- ・小規模な個人事業者や高齢事業者の多くは、個店単位での新たな事業展開が困難
- ・個店単位では、安全性の確保や、新事業展開後の広報・イベント開催の費用対効果が小さい

今後必要な取組

- ◆ 店舗や商店街エリア全体の感染症対策の徹底
- ◆ グループや商店街単位で実施する販促や新たなサービス展開

5月補正予算の概要 「地域商業再起支援事業費補助金」の創設

● 補助対象事業

※ ②は感染症対策の取組を前提に実施可

① 感染症対策事業

- ・レジに並ぶ際の前後スペースの確保、衛生管理の徹底や密集防止等に必要な整備
- ・店舗の改装や設備整備
※ 換気扇、風仕切り等
- ・消毒液の設置や戸外の共有スペースの整備等
- ・安全・安心をPRする横断幕やポスターの作成配布等

② 販促・新サービス展開等事業

- ・テイクアウトや出前、デリバリーの実施に必要な店舗の改装費用
※ テイクアウト用カウンターや受け渡し窓の設置等
- ・通販やオンラインでの商品・サービス販売等
- ・販促キャンペーンや新事業の展開
※ 飲食業グループによるテイクアウトやデリバリー事業の開始等
- ・アーケードで実施する青空商店街(屋外空間)

● 補助対象事業者（事業実施主体）

- ・事業者グループ(注1)
- ・商工団体等(注2)

(注1) 事業者を含む5者以上で構成された法人格を持たない団体であり、代表者等に関する規約等を有するもの
 (注2) 商店街振興組合、商工会、商工会議所、事業協同組合及びまちづくり会社等法人格を持つ団体

● 補助率：3/4以内

● 補助上限額 ※（下限額）

- ・事業者グループ(注1)：1,500千円（下限：250千円）
- ・商工団体等(注2)：3,000千円（下限：500千円）

● 補助対象経費

- ・感染症対策、販促・新事業展開、専門家による指導・助言、プロモーション、キャッシュレス化等に係る経費
(令和2年4月7日以降に行われた事業に要する経費についても、適正と認められる場合には、遡及申請が可能)

活用事例

- ① 店内での濃厚接触を防止するカウンターへの間仕切りの設置や席の間隔を広げる「店舗の改修」
- ② 地域の飲食店がグループを形成し、新たな取り組みとしてランチのテイクアウト事業を開始する際の「PRチラシ」やテイクアウトが可能な飲食店を掲載した「WEBページの作成」
- ③ 小売り店舗が連携して取り組む「通販・オンライン販売」や飲食店が連携して取り組む「スタンプラリー」等の新たな販促事業

効果

- 消費者が安全・安心に買物や交流ができる店舗・商店街づくり
- 販促・新サービス展開による事業の継続
- 共同での新サービス展開による個店の負担軽減
- 事業者の「事業継続意欲の向上」や「活性化への意欲の醸成」
- 商店街振興組合等の存続による地域の商業基盤の維持

◆ 事業者や同業種の事業者が共に協力して局面を打開し、「新しい生活様式」に対応した取組を実施することで、地域の商業機能の持続・発展につなげる。

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価】

- 店舗や商店街エリア全体の感染症対策を実施することで、消費者が安全・安心に買物や交流ができる店舗・商店街づくりにつながった。
- 販促・新サービス展開による事業の継続や、共同で新サービスを展開することで個店の負担軽減にもつながった。

【教訓】

- 個店への支援について多くの問い合わせがあったため、周知の際には関連する施策とあわせて周知するなど工夫が必要

4 経済対策

(1) 事業継続、雇用維持・確保への支援（制度融資等（1／2））

商工労働部 経営支援課

◆ 取組内容

○ コロナ対策資金として、次のとおり7つの県制度融資を創設

① 新型コロナウイルス感染症対策融資：県コロナ融資【R2.3.13～R2.4.22】

売上げ等の減少による資金繰り悪化に対応するため、県独自の新たな融資制度を創設し、事業者の保証料や金利負担を軽減

- ・貸付限度額：1億円、融資期間：12年以内（うち据置期間4年以内）
- ・保証料補給：貸付期間中、利子補給：据置期間中
- ・融資実績：2,386件 76,321百万円
- ・保証料補給額：1,474百万円、利子補給額：1,864百万円（いずれもR5.3.31時点）

② 新型コロナウイルス感染症対策短期融資【R2.4.23～R2.4.30】

売上げ等の減少により資金繰りが悪化した事業者に対し国コロナ融資制度開始までの運転資金を支援

- ・貸付限度額：3,000万円、融資期間：1か月
- ・保証料補給：貸付期間中、利子補給：貸付期間中
- ・融資実績：無し ※ 全国統一制度開始迄の短期融資

③ 新型コロナウイルス感染症対応資金：国コロナ融資【R2.5.1～R3.3.31】

売上げ等の減少による資金繰り悪化に対応するため、全国統一の融資制度を創設し、事業者の保証料や金利負担を軽減

- ・貸付限度額：6,000万円、融資期間：10年以内（うち据置期間5年以内）
- ・保証料補給：貸付期間中、利子補給：当初3年間
- ・融資実績：6,439件 105,430百万円
- ・利子補給額：2,935百万円（R5.3.31時点）

④ 新型コロナウイルス感染症対策雇用維持促進特別融資【R2.6.18～R3.3.31】

売上げ等の減少により資金繰りが悪化した事業者（100名以上雇用）を支援

- ・貸付限度額：2億5,000万円、融資期間：10年以内（うち据置期間3年以内）
- ・保証料補給：貸付期間中、利子補給：当初3年間（補給率：1%以内）
- ・融資実績：無し

⑤ 新事業チャレンジ支援資金等融資【R3.7.9～継続中】

県の新事業チャレンジ支援事業費補助金又は国の事業再構築補助金を活用して業態転換や新事業にチャレンジする事業者を支援

- ・貸付限度額：5,000万円、融資期間：10年以内（うち据置期間2年以内）
- ・保証料補給：貸付期間中（補給率：0.90%）、利子補給：貸付期間中（補給率：1%以内）
- ・融資実績：96件 1,359百万円（R5.4.28時点）
- ・保証料補給額：4,958千円、利子補給額：1,683千円（いずれもR5.3.31時点）

4 経済対策

(1) 事業継続、雇用維持・確保への支援（制度融資等（2 / 2））

◆ 取組内容

⑥ 伴走支援型特別保証融資【R3.12.24～R5.1.9】

売上高等の減少による資金繰りの悪化などに対応するため経営行動計画を策定して経営改善に取り組む事業者を支援

- ・貸付限度額：1億円、融資期間：10年以内（うち据置期間5年以内）
- ・保証料補給：貸付期間中（SN4号・5号補給率：0.20%）
- ・融資実績：607件 13,614百万円
- ・保証料補給額：165百万円（R5.3.31時点）

⑦ 経営改善支援融資【R5.1.10～継続中】

売上高等の減少による資金繰りの悪化などに対応するため経営行動計画を策定して経営改善に取り組む事業者を支援（国・県コロナ融資の借換え需要に対応）

- ・貸付限度額：1億円、融資期間：10年以内（うち据置期間5年以内）
- ・保証料補給：貸付期間中（SN4号補給率：0.20%）
- ・融資実績：181件 4,218百万円（R5.4.28時点）
- ・保証料補給額：696千円（R5.3.31時点）

○ 新型コロナウイルス感染症対策経営健全化特別支援金【R2.7.22～R3.5.31】

県コロナ融資を利用中の事業者が国コロナ融資への借換えを行った場合に支援金を給付し借換えを支援

- ・支援額：当該借換え額等の3%（上限120万円）
- ・実績：751件 462百万円

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価】

- 「新型コロナウイルス感染症対応資金」などの創設により、新型コロナウイルスの影響で資金繰りが悪化した多くの中小企業者の事業継続につながった。

【教訓】

- 「コロナ対策資金」の元金返済開始時期は令和5年7月から令和6年4月に集中しており、中小企業者の返済負担軽減のために、令和5年1月に創設した「経営改善支援融資」の周知及び活用促進が必要
- コロナの影響は緩和されており、ウィズコロナを意識した新事業展開に関する資金需要に対応した融資制度や利子補給制度を周知していくことが必要

4 経済対策

(1) 事業継続、雇用維持・確保への支援（時短要請等協力金）

商工労働部 経営支援課

◆ 取組内容

- 飲食店を対象に県の休業要請や営業時間短縮要請に応じた事業者への協力金を支給
 - ① 休業等要請協力金（再掲）【R2.5.1～R2.6.15】
・支給実績：3,437件、1,031百万円
 - ② 営業時間短縮要請協力金【R2.12.21～R3.2.12】
・支給実績：3,691件、3,830百万円
 - ③ 営業時間短縮要請協力金（第1期）【R3.5.31～R3.8.2】
・支給実績：2,232件、999百万円
 - ④ 営業時間短縮要請協力金（第2期）【R3.6.14～R3.8.2】
・支給実績：1,954件、750百万円
 - ⑤ 営業時間短縮要請協力金（第3期）【R3.8.27～R3.11.1】
・支給実績：2,198件、493百万円
 - ⑥ 営業時間短縮要請協力金（第1期まん延防止）【R3.9.1～R3.11.1】
・支給実績：2,387件、1,482百万円
 - ⑦ 営業時間短縮要請協力金（第4期）【R3.9.10～R3.11.1】
・支給実績：100件、33百万円
 - ⑧ 営業時間短縮要請協力金（第5期）【R3.9.17～R3.11.30】
・支給実績：2,008件、988百万円
 - ⑨ 営業時間短縮要請協力金（第2期まん延防止）【R4.2.21～R4.5.2】
・支給実績：3,441件、3,042百万円

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価】

- 新型コロナの感染拡大により、県が行った飲食店に対する営業時間の短縮要請等に応じ、事業活動に大きな影響を受けた事業者に対し協力金を支給することで、事業の継続や雇用の維持につながった。

【教訓】

- 支援が必要な事業者に幅広く迅速に協力金を供給するために、事業者への制度周知及び早期給付に向けて認定作業における外部委託業者との綿密な連携が必要

4 経済対策

(1) 事業継続、雇用維持・確保への支援（臨時給付金）

商工労働部 経営支援課

◆ 取組内容

- **営業時間短縮要請や県の「特別警戒」対応により、直接的又は間接的に事業活動に大きな影響を受けた事業者に対し臨時給付金を支給**
 - ① **営業時間短縮要請対応臨時給付金**
 - ・支給実績：6,347件、1,316百万円（12月・1月分）【R3.2.10～R3.6.30】
 - ・支給実績：10,100件、2,827百万円（5月・6月分）【R3.6.28～R3.9.30】
 - ・支給実績：10,367件、2,992百万円（8月・9月分）【R3.9.10～R3.11.30】
 - ② **新型コロナウイルス感染症対策臨時給付金【R4.2.25～R4.6.17】**
 - ・支給実績：4,173件、1,291百万円
- **コロナの影響により売上高が減少し事業活動に大きな影響を受けた事業者に対し雇用維持臨時支援給付金を支給**
 - ① **新型コロナウイルス感染症対策雇用維持特別支援給付金【R2.7.9～R3.2.25】**
 - ・支給実績：383件、443百万円
 - ② **新型コロナウイルス感染症対策雇用維持臨時支援給付金**
 - ・支給実績：237件、240百万円【R3.3.31～R3.6.30】
 - ・支給実績：92件、117百万円（5月・6月分）【R3.6.28～R3.9.30】
 - ・支給実績：74件、130百万円（8月・9月分）【R3.9.10～R3.11.30】
 - ・支給実績：59件、48百万円【R4.3.18～R4.6.17】

◆ 評価（課題）・教訓等

- 【評価】**
- 飲食店等に対する営業時間の短縮要請や外出、移動の自粛等により、事業活動に大きな影響を受けた事業者に対して給付金を支給し、協力金の対象外となる事業者に幅広い支援ができた。
 - 新型コロナの影響により売上高が減少し、事業活動に大きな影響を受けている事業者に対し、事業規模と影響度合いに応じて給付金を支給することで、比較的事業規模の大きい事業者に対しても必要な支援ができた。
- 【教訓】**
- 支援が必要な事業者に幅広く迅速に給付金を供給するために、事業者への制度周知及び早期給付に向けて認定作業における外部委託業者との綿密な連携が必要

4 経済対策

(1) 事業継続、雇用維持・確保への支援（外国人材確保）

商工労働部 雇用労働政策課

◆ 取組内容

- **外国人材入国時待機費用支援補助金【R3.11.15～R4.3.10】【R4.4.1～R5.3.10】**
事業者の外国人材の確保を支援するため、外国人材が入国する際の待機に係る経費の一部を補助
(補助実績：7件、473千円)

◆ 評価（課題）・教訓等

- 【評価】**
- 入国時の待機に係る経費の一部を補助することにより、県内事業者の人材確保を支援することができた。

4 経済対策

(1) 事業継続、雇用維持・確保への支援（農業）

農業振興部 農業担い手支援課

◆ 取組内容

○ 新規就農総合対策事業費【R2.10.30～R4.3.31】

webやオンラインを活用した新規就農者確保対策の実施

- ・ 新規就農相談センターポータルサイトの整備（R3年度アクセス数10万件）
- ・ 就農相談等のオンライン対応のための環境整備（通信機器、専用スペース等）
- ・ 新規就農者や産地紹介動画の制作・配信
- ・ 就農希望者の呼び込みの核となる新規就農相談センターの強化（人員増）



【オンライン対応した環境整備】



【新規就農相談センターポータルサイト（PR動画）】



【新規就農相談センターポータルサイト（トップページ）】

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価】

- コロナ禍で対面イベントが中止となり、相談フェア等がほぼオンライン開催となった中、取組を後退させず、社会の変化に対応でき、一定の効果があつた。

【教訓】

- オンラインはどこでもアクセスできるという利点がある反面、相手の表情が読み取りにくく相談の継続につながりにくい面もあるので、コロナ禍以降は対面、オンライン両方での開催を検討する必要がある。

4 経済対策

(1) 事業継続、雇用維持・確保への支援（農業）

◆ 取組内容

農業振興部 協同組合指導課

○ 農業者向け金融支援【R2.4.1～R5.3.31】

減収等による資金繰り悪化に対応するため、関係機関と連携のもと、国の新たな融資制度を活用し、農業者の経営の維持を支援

- ・ 資金繰り資金の融資：貸付当初5年間実質無利子、実質無担保無保証人（融資実績：延べ275件、2,348百万円）
- ・ 既往債務の償還猶予や借換え（償還猶予実績：延べ116件、借換え実績：延べ5件）

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価】

- 国の新たな融資制度の活用により、新型コロナ関連で資金繰りに困った農業者の経営の維持に寄与できた。

【教訓】

- 事業者毎に影響の長短があり、個別の対応に苦慮した。また、先行きが見通せない中で、コロナの影響が緩和し経営が改善に向かうことを前提とした融資審査をせざるを得なかった。このため、今後は、返済開始による償還負担が事業者に重くのしかかることが予想され、更なる融資や、据置期間の延長など、新たな検討が必要と考える。

◆ 取組内容

農業振興部 環境農業推進課

○ 農業労働力確保支援事業【R2.10.15～R4.3.31】

慢性的に人手不足となっている農業経営体等が、ハローワークやJA無料職業紹介所等を介して、コロナの影響により職を失った人を雇用した場合の掛かり増し経費を補助し、農業生産の維持拡大を図ると同時に、収入が激減した人の就労を支援

また、感染拡大の予防のため、県外アルバイト受け入れ前のPCR検査費用を支援（支援実績：486千円）

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価】

- コロナの影響により、県内外で職を失った人材を雇用することで、雇用が維持されるとともに、労働力不足の軽減が図られ、農業生産が維持できた。

【教訓】

- 慢性的な労働力不足は解決しておらず、県外アルバイトや外国人材の確保、農福連携の推進等により幅広く人材確保に取り組む必要がある。

4 経済対策

(1) 事業継続、雇用維持・確保への支援（農業）

◆ 取組内容

農業振興部 農業イノベーション推進課

○ IoT推進事業費【R3.3.1～R4.3.31】

接触機会を減らした新しい農業生産方法を確立するため、遠隔地からのハウスのモニタリングや制御を可能とするデバイスの開発を支援

● 施設園芸関連機器等高度化緊急支援事業費補助金

実績：遠隔地からのハウスのモニタリング等を可能とするデバイスの開発に要する経費を補助
補助件数：6件、24,634千円

施設園芸関連機器等高度化緊急支援事業の取組内容

宮地電機株式会社 - 高知県高知市

<SAWACHI専用情報通信BOX>

(取組内容)

- ・ SAWACHIに接続するための安価な情報通信BOXを開発し、SAWACHIに様々な情報が集約され、作物栽培に有益なノウハウが共有できる姿を実現する
- ・ 県内ニラ農家のフィールドにおいて実証

株式会社SUN電装 - 高知県高知市

<防犯機能付き環境測定装置>

(取組内容)

- ・ 必要な環境データと防犯機能・燃料残量お知らせ機能を兼ね備えた環境測定装置を開発
- ・ 通信環境の悪い地域や路地での利用も見据え、高知高専の超小型衛星によるLoRa通信の活用を検討

株式会社丸昇農材 - 高知県須崎市

<SAWACHI通信用ボード>

(取組内容)

- ・ 自社灌水コントローラー「アクアマイスター」用に、SAWACHIと通信を行う機能を担う増設ボードを開発
- ・ 灌水にまつわるデータをアップロードし、IoTクラウドで確認できるハウス内の環境データの拡充を図る

株式会社ニッポー - 埼玉県川口市

<SAWACHIとのクラウド連携>

(取組内容)

- ・ 自社の環境制御シリーズの一つ「換気NAVI」に通信機能を付加し、さらに自社クラウドシステム「EyeFarm Cloud」からSAWACHIへのデータ送信を実現

有限会社イチカワ - 高知県香南市

<クラウド対応型計測ユニット>

(取組内容)

- ・ すでに実績のある統合環境制御システム「アネシスQ2600」で使用する自由度と拡張性のある計測部を応用して、多彩な用途にマルチに対応でき、クラウド通信が可能な計測モジュールを開発

BISHINKEN株式会社 - 高知県南国市

<クラウド型防除支援システム>

(取組内容)

- ・ 病害虫の発生情報をスマホ写真等で半自動的にクラウドシステムに集約させるシステムと、発生分布や時系列による可視化システムの開発

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価】

- デバイスの開発により、接触機会を減らした新しい農業生産方法の確立に寄与するとともに、県内の関連産業の創出に一定の効果があった。

4 経済対策

(1) 事業継続、雇用維持・確保への支援（農業）

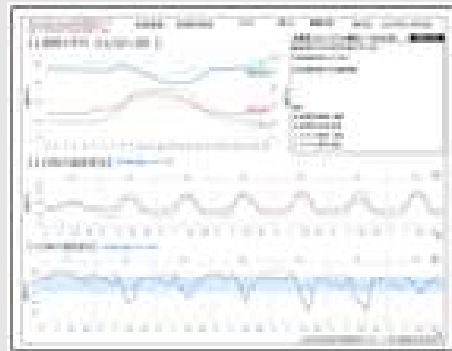
農業振興部 農業イノベーション推進課

◆ 取組内容

- **データ駆動型農業推進事業（データ駆動型農業推進事業委託料）【R3.6.30～R4.3.31】**
新型コロナウイルス感染症拡大防止のための接触機会の減少と、社会のデジタル化に対応するため、ハウス内環境データや出荷データ等の分析環境の構築に向けた実証やデータ分析・診断ができる人材を育成するためのツール操作研修等を委託
(実績：BIサーバー構築、BI画面開発、BIシステム運用、BIトレーニング、AWS構築等 14,075千円)
- **データ駆動型農業推進事業【R3.5.14～R3.10.15】**
新型コロナウイルス感染症拡大防止のための接触機会の減少と、社会のデジタル化に対応するため、営農指導の効率化・デジタル化に向けたビッグデータの分析が可能なPCと分析ツールを整備
(実績：データ分析用PC（10台）、BIツールライセンス（20台）整備 4,626千円)
- **園芸産地総合対策事業（データ駆動型農業推進緊急対策事業費補助金）【R5.1.10～R5.3.31】**
新型コロナウイルス感染症の影響に加え、燃油等の価格高騰により農業者の経営が悪化している中、産地全体でデータ駆動型農業に取り組むことで、個々の農業者の収量増と経費削減を図るため、農業者団体が産地に対して環境測定装置を無償貸与するための機器導入費等を支援
(実績：環境測定装置（本体、初期登録費、通信費）126台導入を支援 36,291千円)



環境測定装置、通信機器



SAWACHIデータ分析画面

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価】

- **データ駆動型農業推進事業（R3～R4）**
デジタル化に対応するためのデータ分析環境の構築や人材育成、機器整備等が出来たことで、生産者に対して遠隔からデータに基づいた診断や指導できる体制が整い、営農指導の効率化につながった。
- **園芸産地総合対策事業（データ駆動型農業推進緊急対策事業費補助金）（R4）**
環境測定装置の未導入農家への設置が図られたことで、データに基づいた営農指導を行うことができ、収量増や経費削減など個々の農業者の課題に対応することができた。
一方、補正予算での対応で募集期間が短かったことや、新型コロナ対策のため手段が限られていたことで周知が十分に行えず、装置の導入に遅れが見られた地区があった。
また、コロナ禍の影響で年度内に納品できる数や機種が限られたことで産地の意向に沿った導入が難しかった。

4 経済対策

(1) 事業継続、雇用維持・確保への支援（農業）

農業振興部 農業イノベーション推進課

◆ 取組内容

○ 園芸産地生産力強化緊急整備事業費補助金【R2.12.22～R4.3.31】

社会・経済構造の変化に対応し、本県園芸農業の生産強化を図るため、国庫補助金の対象外となる農業法人等に対して、新型コロナウイルス感染症対策に向けた従業員間の接触機会を減らす生産方式への転換に必要な自動化・省力化に資する設備・施設等の整備に要する経費を支援
(実績：環境制御装置や自動灌水システム、自動選果ライン等の整備に対して補助補助件数(事業者)：13件(95,050千円))

< 整備実績例 >



高所作業車



自動灌水システム



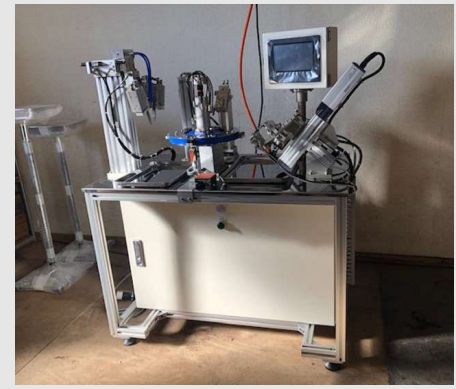
苗テラス



自動選果機



プレスサーバー



自動接ぎ木ロボット

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価】

- 設備や施設等の整備を行い、農業法人等が従業員間の接触機会を減らす生産方式への転換を実践し、感染症対策が図られたことで、本県園芸農業の生産強化に寄与した。

4 経済対策

(1) 事業継続、雇用維持・確保への支援（農業）

農業振興部 農産物マーケティング戦略課

◆ 取組内容

○ 高知県集出荷施設等緊急整備事業費補助金【R2.11.11～R4.2.28】

新型コロナウイルス感染症の影響下においても、新たな生活様式に対応し、農産物の流通及び販売体制を維持及び強化するため、集出荷施設等において人の接触低減等のため必要と認められる機械設備や施設改修等の整備に要する経費について補助

(集出荷施設・加工施設等の衛生管理・接触機会の低減に繋がる機器整備や施設改修等に要する経費)

- ・ 整備実績：36件 291,502千円
- ・ 整備内容：出荷場の空調換気等設備、選果選別ライン、自動包装機、予冷库、手洗自動水栓など

(導入例)



大葉小袋包装機



ピーマン専用自動計量・包装機

○ 高収益作物次期作支援事業費【R3.8.5～R4.3.31】

令和3年1月～3月の間に卸売市場での売上が平年の2割以上減少した月のある品目について、農業者の次期作に向け、生産・流通コストの削減、生産性または品質向上に要する資材等の導入や、土づくり・排水対策等の作柄安定対策等を支援

(実績：14地域再生協議会（土佐文旦・ブロッコリー等） 65,763千円)

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価】

○ 高知県集出荷施設等緊急整備事業費補助金

- ・ 速やかな機器整備や施設改修ができ、人の接触を減らしながらも安定的な農産物の供給につながった。
- ・ いら洗浄そぐり機、みょうが自動包装機、なす自動計量バラ詰め機械、オクラ、ピーマンなどの自動包装機が導入でき、効率化につながった。
- ・ 販売額の向上を目標に掲げた30の事業者については、事業実施前に比べ令和3年度の売上げが全体で178百万円向上した。

○ 高収益作物次期作支援事業費

- ・ 生産性や品質向上及び作業環境の改善に資する取組を補助し、次期作への前向きな取組につながった。

4 経済対策

(1) 事業継続、雇用維持・確保への支援（畜産）

農業振興部 畜産振興課

◆ 取組内容

- **土佐和牛経営安定対策推進事業費補助金【R2.7.3～R3.3.19】**
インバウンドや外食の需要減少に伴う枝肉価格の下落による土佐和牛生産基盤弱体化を防ぐため、土佐和牛を出荷する肥育経営体に対して、肥育もと牛を計画的に確保する取組を支援
(補助実績：15事業者、303頭、29,150千円)
- **土佐和牛肥育経営緊急支援事業委託料【R2.10.26～R4.2.17】**
感染症により影響を受けた肥育経営体の経営の安定等を図るため、土佐和牛を出荷する肥育経営体に対して、セーフティネットの新規個体登録頭数の維持拡大の取組を支援
(補助実績：19事業者、1,848頭、123,242千円)
- **土佐ジロー生産基盤強化緊急対策事業費補助金【R2.12.25～R3.3月.13】**
感染症対策に資する省力化・自動化を推進することで、土佐ジロー生産基盤の維持拡大を図るため、県内事業者に対して、経営持続化・発展のための取組にあわせて雛を積極的に更新する取組及び孵化場の整備を支援
(補助実績：27事業者、21,844羽、3,171千円)

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価】

- **土佐和牛経営安定対策推進事業費補助金**
枝肉価格が低迷して肥育経営体の収益性が悪化する中、本事業により土佐和牛の計画的な出荷・導入を推進できたことから、生産基盤の弱体化防止に一定の効果があつた。
- **土佐和牛肥育経営緊急支援事業委託料**
感染拡大の影響を受けた肥育経営体の経営の維持及び再生産に一定の効果があつた。
 - ・ 土佐和牛飼育頭数 5,121頭→5,360頭 (R2→R4)
- **土佐ジロー生産基盤強化緊急対策事業費補助金**
本事業を活用して積極的に感染症対策に資する省力化・自動化が行われたことで、生産基盤の維持拡大に一定の効果があつた。
 - ・ 土佐ジロー500羽以上飼育農家戸数：10戸→14戸 (R2→R4)

【教訓】

- **土佐和牛経営安定対策推進事業費補助金**
精肉店を営むなど、自主流通を行う肥育経営体に対しては別に商工系の支援があつたため、対象から除外した結果、支援を受けられない肥育経営体からは一定の不満が生じた。
なお、土佐和牛肥育経営緊急支援事業委託料においては、国のセーフティネットへ加入する肥育経営体を対象とし、対象者が限定的にならないように見直した。

4 経済対策

(1) 事業継続、雇用維持・確保への支援（畜産）

農業振興部 畜産振興課

◆ 取組内容

○ 畜産業デジタル化促進事業費補助金【R3.12.3～R4.3.10】

新型コロナ感染拡大による肉用牛の価格低迷や感染症対策経費の発生により、生産コストが増加している畜産農家が経営を維持できるように、経営体質強化に必要なデジタル化機器の導入について支援（補助実績：14事業者、10,000千円）

牛の首に装着された発情発見装置のセンサー



発情による牛の行動量の変化を検知して携帯へ通知

牛舎へ設置された行動監視カメラ



夜間など、牛舎不在時の発情兆候や分娩開始を確認することが可能

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価】

- 本事業を活用して積極的に肉用牛農家のデジタル化・省力化を推進したことで、生産基盤の維持拡大に一定の効果があつた。
 - ・ 発情発見装置の普及率 6%→53% (R3→R4)
 - ・ 分娩監視装置の普及率 25%→79% (")
 - ・ 行動監視装置の普及率 5%→60% (")

【教訓】

- 9月補正予算を活用して短期間で効果的に支援する必要があつたため、農家全員へ各種機器の特徴や効果を説明して回るにはスケジュールがタイトであつた。
- デジタル機器の導入による費用対効果は農家毎に異なるため、日頃から各農家の問題・課題を把握して各種デジタル機器の導入を検討する必要がある。

4 経済対策

(1) 事業継続、雇用維持・確保への支援（林業）

林業振興・環境部 森づくり推進課

◆ 取組内容

- **事業戦略策定等業務委託料【R2.7.16～R5.3.31】**
林業事業体の経営力の改善による労働環境等の向上を図るため、コロナ対策を加味した事業戦略（経営ビジョン）策定及び実践に対する支援並びに経営コンサルタント等のアドバイザーによる経営改善に向けた事業体への相談対応
（実績：17事業体）
- **林業労働力確保支援センター事業【R2.11.5～R3.3.31】**
新規就業者の確保のため、県内各地の林業事業体に就職している林業大学校卒業生等を主役に、就業や生活の場面に密着した動画を制作しWeb上でPRを図る。
（実績：10分動画6本、2,033千円）
- **森林研修センター研修館管理運営費【R2.12.1～R3.10.5】**
新型コロナウイルス感染症対策等のため、県立森林研修センター研修館の改修工事等を行う。
（実績：研修室増設、Wi-Fi環境整備等）
- **林業大学校運営費 広報等委託料【R2.11.2～R3.3.31】**
新型コロナウイルス感染症対策のため、県外等での研修生募集活動に有効なWeb配信用の動画ツールを作成し、研修生の獲得を目指す。
（実績：動画作成一式、755千円）

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価・教訓】

- **林業労働力確保支援センター事業**
 - ・ 新型コロナウイルス感染拡大により、対面開催で予定していたイベント等の中止やオンライン形式に変更するなどの影響があった。
 - 中止 R2：2回 R3：2回
 - オンラインへの変更 R2：6回 R3：5回
 - ・ オンラインに変更し開催したイベントは前年度並みの参加者を確保することができたが、参加者とのコミュニケーションが不足することがあった。

4 経済対策

(1) 事業継続、雇用維持・確保への支援（林業）

林業振興・環境部 森づくり推進課

◆ 取組内容

- **県営林整備事業負担金【R2.6.29～R3.3.31】**
雇用維持の観点から、搬出間伐（19.4ha）等R3年度事業の前倒しを実施
（補助実績：19.4ha、2,427千円）
- **県営林造林事業委託料【R2.9.11～R3.3.31】**
雇用維持の観点から、県から委託先を通じて林業事業体に事業発注し、作業道・歩道等の修理等を実施
（実績：栈道修理1箇所、作業道修理7箇所、3,709千円）
- **森林情報活用推進事業【R2.11.12～R3.3.15】**
新型コロナウイルスへの経済影響対策の観点から、「新しい生活様式」への対応を図るため、森林GIS等の導入により、森林管理のIT化及び集約化を推進
（実績：1事業体、11,087千円）

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価】

- **県営林整備事業負担金**
 - ・ 新型コロナウイルス発生以降、木材の価格が低下したことで、これまでどおりの搬出間伐や皆伐による木材増産を続けていく「事業地の確保」が困難になってきたため、プロポーザル事業で森林組合が搬出間伐実施中の団地において令和3年度事業を前倒し発注することで、雇用の継続につながった。
- **県営林造林事業委託料**
 - ・ 事業地の確保が困難となっていたため、木材生産を伴わない保育間伐や作業道、歩道の修理を委託し雇用の継続につながった。

4 経済対策

(1) 事業継続、雇用維持・確保への支援（林業）

林業振興・環境部 木材増産推進課

◆ 取組内容

【既存事業の拡充等による支援】

① 造林事業費補助金

木材需要の減退や価格低下による生産調整と雇用の維持のため、木材生産を伴わない保育間伐や作業道の支援内容を拡充

（実績：保育間伐65ha（5,553千円））

② 木材安定供給推進事業費補助金（拡充：除伐・保育間伐が対象）

木材需要の減退や価格低下による生産調整と雇用の維持のため、木材生産を伴わない保育間伐や作業道の支援内容を拡充

（実績：除伐・保育間伐215ha（37,861千円）、森林作業道：10,822m（33,491千円））

③ みどりの環境整備支援事業費補助金

木材需要の減退や価格低下による生産調整と雇用の維持のため、木材生産を伴わない保育間伐や作業道の支援内容を拡充

（実績：①への上乗せ、保育間伐10ha（197千円））

【新たな事業による支援】

④ 原木保管等緊急支援事業【R2.5.27～R3.3.31】

木材需要の減退により、増大している原木在庫の一時保管等への支援のうち、国の事業の対象とならない低質材に対応した、土地の整地・舗装等、原木運搬・積み込み・荷下ろし、土地借地料への支援

（実績：原木5,275m³の保管経費を支援（9,711千円））

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価・教訓】

- 令和2年度は上記事業において事業継続、雇用維持・確保の取組を進めたことで、木材需要が落ち込み原木価格が下落する中、供給過剰となった原木生産を緩和しつつ林業事業体における雇用の維持が図られた。
- 一方、令和3年2月頃から輸入材のひっ迫（いわゆるウッドショック）による国産材需要が高まってきたものの、保育間伐や作業道開設など木材生産を伴わない事業活動にシフトしていた事業体においては、生産体制を整えるのに一定の期間を要し、増産体制に遅れが生じた。

4 経済対策

(1) 事業継続、雇用維持・確保への支援（水産業）

水産振興部 水産政策課

◆ 取組内容

○ 漁業近代化資金利子補給金の増額【R2.10.15～R3.3.31】

新型コロナウイルス感染症の影響による需要の減少や水産物の単価の下落、出荷停滞により、漁業者の収入が減少し資金繰りが悪化したため、漁業近代化資金（特に養殖業関係）の借入申込みが急増
このため、R2年9月補正予算で融資額を当初見込の18.1億円から28.1億円に拡大し、利子補給金の予算を増額

（利子補給承認実績：95件 融資額26.2億円、
うち養殖に係る資金（5号資金）44件 融資額14.1億円）

○ 漁業災害対策資金利子補給補助金の増額【R2.10.15～R3.3.31】

新型コロナウイルス感染症の影響による需要の減少や水産物の単価の下落、出荷停滞により、漁業者の収入が減少し資金繰りが悪化したため、漁業災害対策資金の借入申込みが急増

このため、R2年9月補正予算で融資額を当初見込の3億円から9.4億円に拡大し、利子補給金に対する補助金の予算を増額

（利子補給補助実績：3市2町（室戸市,須崎市,宿毛市,東洋町,大月町）33件
融資額6.5億円）

○ 赤潮特約共済の掛金への補助の増額【R2.10.15～R3.3.31】

新型コロナウイルス感染症の影響による飲食店等における県産水産物の需要の減少に伴い、養殖魚の出荷が停滞し、従来2年魚で出荷をしていたものが3年魚に持ち越したことや、従来3年魚で契約していた漁業者は、持ち越し尾数が多くなったことにより、養殖共済の契約件数・数量が増加

このため、R2年9月補正予算で掛金への補助を当初見込の22百万円から30百万円に増額
（補助実績：155件 30百万円）

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価】

○ 漁業近代化資金及び漁業災害対策資金の低利資金の利用が増加し、それに対応する利子補給額を確保したことにより、新型コロナウイルスの影響で資金繰りが悪化した漁業経営者の経営の改善を図ることができた。

○ 赤潮特約共済の掛金補助の増額により、新型コロナウイルスの影響で多くの尾数を保有することとなった漁業者の経営の安定を図ることができた。

4 経済対策

(1) 事業継続、雇用維持・確保への支援（水産業）

水産振興部 水産業振興課

◆ 取組内容

- **漁業就業支援事業【R2.4.1～R3.3.31】**
新しい生活様式に対応した新規漁業就業者確保の取組や漁業技術習得のための取組（VR・PR動画の作成、web面接の開催に必要なパソコンやWi-Fi機器等の整備、研修の開催、新たな漁法習得等に要する経費等）を支援（実績：2,488千円）
- **高知県養殖業緊急支援事業費補助金【R2.4.1～R4.5.31】**
新型コロナウイルス感染症による価格低迷などの影響を受けた養殖業者の事業継続を支援するため、養殖業者が種苗の導入に要した経費について、漁業協同組合が補助を行う事業に対して補助金を交付（実績：7漁業協同組合（89業者）、83,517千円）
- **マリンイノベーション等推進事業費【R3.1.18～R4.3.31】**
情報ネットワークの構築や漁場予測などを実現することで漁業における生産性の向上に繋げるマリンイノベーションの取組やデジタル技術を活用した内水面資源管理等の推進（実績：31,098千円）
 - ・ データベース構築（水産業振興課）：マリンイノベーション（データベース構築）の推進
 - ・ リアルタイムブイ導入（水産試験場）：マリンイノベーション（急潮予測）の推進
 - ・ 潮流計導入（水産試験場）：マリンイノベーション（急潮予測）の推進
 - ・ CTD導入（水産試験場）：マリンイノベーション（二枚潮予測）の推進
 - ・ 全自動遺伝子抽出装置導入（水産試験場）：マリンイノベーション（赤潮予測）の推進
 - ・ ドローン導入（内水面漁業センター）：デジタル技術を活用した内水面資源管理の推進
 - ・ 多項目測定器導入（内水面漁業センター）：デジタル技術を活用した内水面資源管理の推進
- **高知県外国人漁業研修事業【R3.4.1～R5.3.31】**
高知県外国人漁業研修センターが実施する外国人漁業研修事業に要する経費のうち、コロナ対策のために必要なかかり増し経費等の2分の1を支援（実績：R3年度 0千円、R4年度 2,357千円）※R3は新型コロナの影響により実習生の受入なし

◆ 評価（課題）・教訓等

- 【評価】
- 漁業就業支援事業について、以下の効果があった。
 - ・ オンラインフェアやWEB面談システムの導入により、就業希望者や研修生の感染防止対策と、研修受け入れや研修中のフォローアップとの両立が可能となった。
 - ・ 就業希望者が事前にVR体験することにより、希望する漁業種を絞り込みやすくなり、効率的な短期研修の実施が可能となった。
 - ・ 新たな漁法を習得することにより、コロナ禍の影響を受けた新規就業者の収入安定に繋がった。
 - ・ 作成したPR動画の再生回数はR5.4末時点で15万回を超え、県内漁業に関心を持つきっかけとしてWeb動画の有効性を確認できた。
 - 高知県養殖業緊急支援事業費補助金により、新型コロナの影響によって事業収入が減少した県内養殖業者の事業継続、雇用維持が図られた。
 - デジタル技術の活用により、漁業における生産性向上や被害軽減の研究が進み、新型コロナの影響によって事業収入が減少した漁業者の事業継続、雇用維持に寄与した。
 - 高知県外国人漁業研修事業について、R3は水際対策により外国人研修生は入国することができなかったが、R4は本事業によりR3入国予定であった研修生も含めて滞りなく受け入れることができた。

4 経済対策

(1) 事業継続、雇用維持・確保への支援（その他）

会計管理局 総務事務センター

◆ 取組内容

① 競争入札参加資格申請時の受付要件の緩和【R2.4月～】

競争入札参加資格申請時に、税金（都道府県税、高知県税、消費税及び地方消費税）の滞納が無いことを資格申請の条件としていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が難しく徴収の猶予を受けている場合は、徴収猶予許可証（写）を提出していただくことで、申請を受付

② 郵便入札の実施【R2.5月～】

用品等調達特別会計により物品を購入する際に、一般競争入札及び指名競争入札を対面で実施していたが、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため、郵便により入札書を送付してもらい入札を実施する方式（郵便入札）に切り替えて実施

令和2年度：82件

令和3年度：114件

令和4年度：81件

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価】

- ① 徴収猶予許可証を提出した業者についても審査のうえ登録したが、登録後に納税を再開したか把握していない。
- ② 県側の入札会場の準備が不要となるとともに、応札業者にとっては、入札会場までの移動時間が軽減されるといったメリットがあった。
対面から郵便に切り替えたことによる落札率の減少は発生していない。
対面入札による落札率：77.1%
郵便入札による落札率：89.2%
（令和2年度～4年度の入札実施件数に対する割合）

【教訓】

- ① 関係機関と情報共有を行い、必要に応じて申請に係る要件を見直す。
- ② 上記メリットがあるため、今後も引き続き郵便入札を基本とする。

4 経済対策

(2) 需要喚起・回復策（飲食店利用促進）

産業振興推進部 地産地消・外商課

◆ 取組内容

○ 飲食店利用促進事業【R4.7.14～R5.3.24】

飲食店の利用促進キャンペーンを展開することにより、県民の消費喚起を促すとともに、コロナ等の影響を受けている飲食店及び食材を提供する生産者、関連事業者を幅広く支援

クーポン販売期間：R4.9.18～12.16 ※11.28完売

クーポン利用期間：R4.9.18～R5.1.31

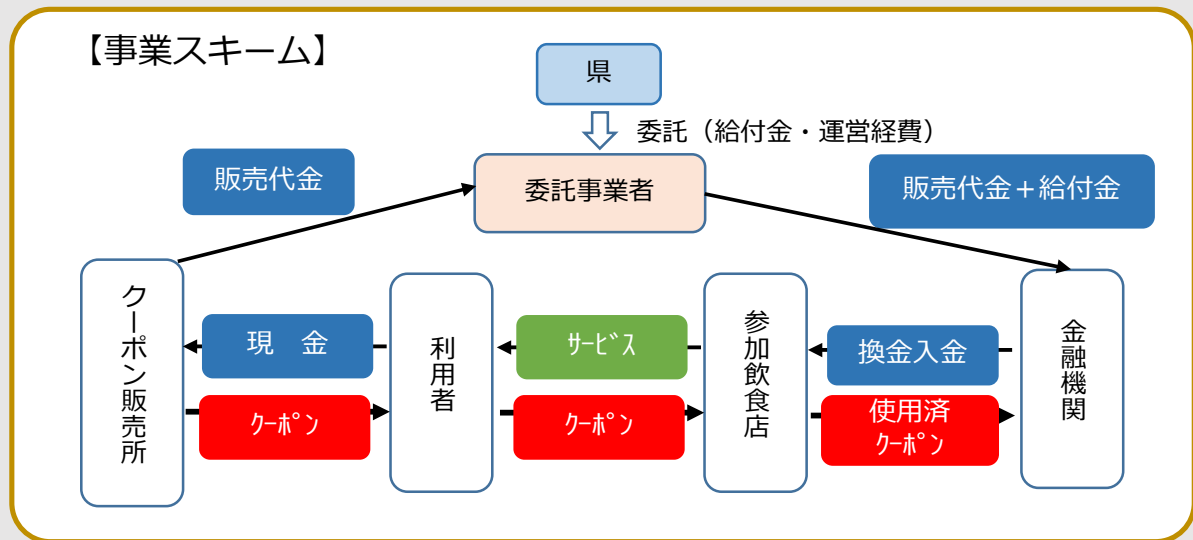
クーポン販売額：10,000円/セット

(5,000円×1枚+1,000円×5枚+500円×5枚=12,500円) ※プレミアム率：25%

額面発行額：30億円

換金率：99.44%

参加店舗数：1,811店舗（「高知家あんしん会食推進の店認証制度」の認証取得店）



◆ 評価（課題）・教訓等

【評価】

- 飲食店への30億円の直接的な効果のほか、関連事業者への波及効果があった。
- 参加した飲食店からは「来客数が増加した」「客単価が上がった」などの声が聞かれた。
- 「高知家あんしん会食推進の店」の増加
(キャンペーン告知前 (R4.7月末) : 3,379店舗 → R4.12.6時点 : 3,442店舗)
- 紙クーポンとしたため、金融機関における換金手数料が多額 (約7,500万円) となった。

【教訓】

- 換金手数料の削減や参加飲食店の労力軽減などの観点から、再度、同様の事業を実施する際にはクーポンのデジタル可を検討する。

4 経済対策

(2) 需要喚起・回復策（移住促進）（1/3）

中山間振興・交通部 移住促進課

◆ 取組内容

地方への新しいひとの流れの創出（移住促進策）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて「新しい生活様式」の実践が求められる中、「新しいひとの流れ」を本県に呼び込むための移住促進策を強化

戦略の柱1 裾野を広げる

○ 交流人口・関係人口へのアプローチの強化

■ 移住につながる「関係人口」の創出・拡大【R2.12.8～R3.3.12】

コロナ禍でなかなか高知に行けない、帰れないという現状を踏まえて、オンラインで全国の本県ファンや出身者とつながることのできるweb会員組織「高知家ゆる県民倶楽部」への入会誘導及び会員の継続率向上の取組を実施し、関係人口の拡大と、移住機運の醸成につなげた。

- ・ 令和2年度関係人口創出・拡大事業（プロモーション）委託業務（実績：3,691千円）

■ 市町村が行う「関係人口を移住につなげるために実施するイベント等の実施」への支援

【R3.4.1～R4.3.29】

コロナ禍において、市町村においても、「関係人口」へのアプローチを強化するため、「関係人口」の方々の移住意識を醸成させるイベント等の開催に要する経費を補助

- ・ 令和3年度 高知県移住促進事業費補助金メニューの拡充（実績：2件1,190千円）

■ WEBメディア等とタイアップした地域暮らし関心層向けオンラインセミナー等の実施

【R3.7.12～R4.3.30】

地方に関心がある、地方と関わりを持ちたい層を対象に、本県の地域課題などをテーマとしたオンラインセミナーを実施し、参加者等の本県への移住意識の醸成を図るとともに、訴求力のあるWebメディアとタイアップし、セミナーの様子や本県の暮らし等の発信を行い、本県関心層のさらなる掘り起こしにつなげた。

- ・ 令和3年度関係人口オンラインセミナー開催等委託業務（実績：1件10,274千円）



パーティション整備



オンデマンド動画



オンライン研修（全体・地域）



移住促進につなげる情報発信と編集者視点の発信の仕方



ポータルサイト追加機能（チャットボット）



オンラインセミナー

4 経済対策

(2) 需要喚起・回復策（移住促進）（2/3）

◆ 取組内容

○ ターゲットへの戦略的なアプローチ【R3.4.1～R4.3.31】

コロナ禍において新規相談者を着実に増やすためには、人々の価値観や働き方、暮らし方の変化を的確に把握したうえでターゲット設定をし、ターゲットごとに着実にリーチするメディアの選定やコンテンツの充実・磨き上げが必要であることから、U I ターン促進に係る情報発信プロデュース業務、市町村の伴走支援に要する経費を補助

- ・ 令和3年度 一般社団法人高知県移住促進・人材確保センター運営事業費補助金
(実績：1件9,995千円)

○ 都市部人材との接点の拡大

■ オンライン環境の整備【R2.11.1～R3.3.31】

コロナ禍において対面での相談やイベント等の開催が制限され、新しい生活様式の実践等を踏まえ、全国的にweb会議システムなどを活用したオンライン化の需要が高まる中、移住促進・人材確保センターがオンラインイベントやオンライン相談を実施できる体制整備のために、スタジオを借り上げた。

- ・ 実績：令和2年11月～令和3年3月（5ヶ月）計1,100千円

■ Web等を活用した情報発信の強化及び訴求力のあるオンラインイベントの実施

【R2.10.26～R3.10.31】

新規移住相談者獲得のためのオンラインイベント開催やオンライン相談体制の整備、情報発信の強化等に要する経費を補助

- ・ 令和2年度 一般社団法人高知県移住促進・人材確保センター運営事業費補助金
(実績：1件、25,138千円)

戦略の柱2 マッチングの強化を図る

○ オンラインとオフラインを組み合わせた相談体制の確立

オンライン相談者に対し、電話等での個別アプローチを行い、オフライン相談窓口への誘導を図った。

戦略の柱3 受入体制、受入環境を整備する

○ 「新しい生活様式」に対応した受入環境整備への支援【R2.11.9～R3.6.30】

市町村が行う「新しい生活様式」に対応したお試し滞在施設の整備や、既存のお試し滞在施設及び移住者支援住宅の環境整備（Wi-Fi等インターネット環境整備、OAデスク・チェア、空気清浄機等）に要する経費を補助

- ・ 令和2年度 高知県移住促進事業費補助金
(ハード補助件数：1件12,000千円、ソフト補助件数：5件409千円)



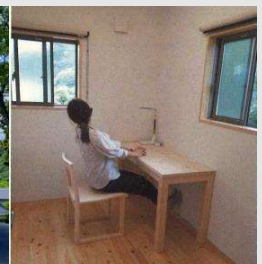
四万十町お試し滞在施設
(大正地区)



テレワーク等
執務スペース



四万十町お試し滞在施設
(小野地区)



テレワーク等
執務スペース

4 経済対策

(2) 需要喚起・回復策（移住促進）（3/3）

<有識者等からの意見聴取>

コロナ禍における移住促進策について計7名から意見聴取【R2.6.22~29】

- ・ テレワーク等の浸透により、都市部に住みながら地方に関わりたい方（関係人口）が増加傾向
- ・ 本県出身者や関係人口等、既に本県とつながりのある方へのアプローチが有効
- ・ 全国的に相談会等のオンライン化が加速すると思われるが、オフラインと比較し、オンライン相談会は開催のハードルが低いため、これまで以上に相談会が乱立し、地域間競争が激化する可能性大
- ・ オンライン上で本県を相談先に選んでもらうための情報発信（見せ方）の工夫が必要
- ・ オンライン相談者は移住確度が低い傾向

そのため、本県の強みであるオフライン相談への誘導による移住意識の醸成が必要

- ・ 「新しい生活様式」（テレワーク、リモートワークの浸透や「密」を避ける生活へのシフト等）の実践により、機能の一部を地方に移転する企業や都市部の企業に在籍したまま地方に移住する方が増加傾向
- ・ テレワーク、リモートワークの拠点へのニーズが高まる見込み

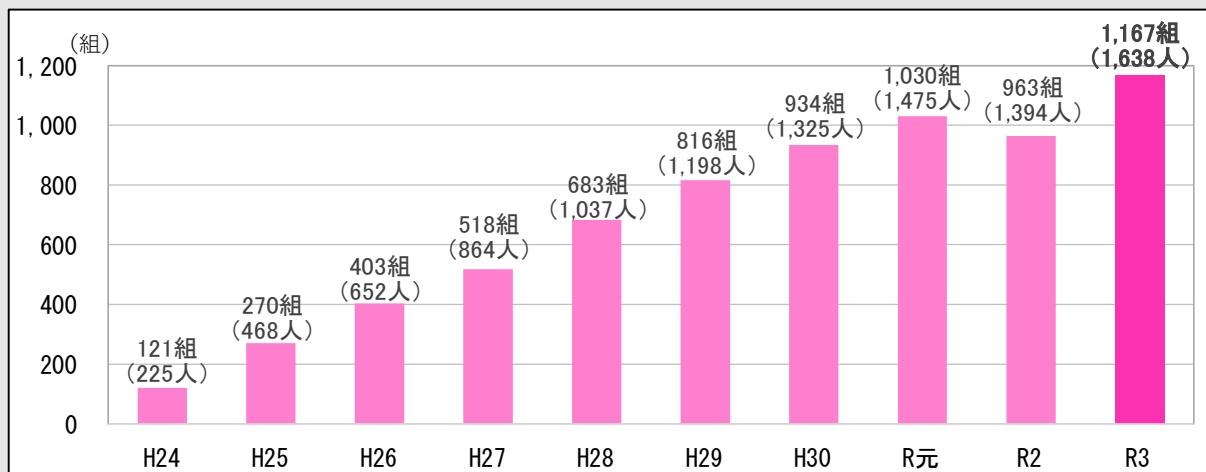
◆ 評価（課題）・教訓等

【評価】

- 令和2年度の「県外から高知県への移住者数」は、963組（1,394人）と、コロナ禍による行動制限の影響を受け、初めて前年度を下回ったが、対前年比93%と7ポイントの減に止まった。

また、令和3年度は1,167組（1,638人）となり、コロナ禍の影響を受けながらも、移住者の増加につながった。

この結果は、センターや市町村においても、感染状況に応じてイベントを対面式からオンライン式に切り替え、極力中止しない対応を行ったことや、これまで相談があった方に対する声かけなど、地域につなげる取組をきめ細かに行ったことが奏功したと考える。



【教訓】

- コロナ禍を契機とした社会の変化や移住希望者の新たなニーズに、機動的・戦略的に対応していくことが必要

- 地方で暮らすことを検討している方のニーズは、ますます多様化しており、地域おこし協力隊、地域貢献、子育て、暮らしの豊かさといった「高知県で実現できる働き方や暮らし」を切り口として、ポータルサイトや各種セミナーの開催などを通じて、積極的に発信していくことが必要

また、「場所を選ばない働き方が可能な方」や「スキルを活かして地域で副業したいと考えている方」などを本県に呼び込むため、デジタル人材、副業・兼業希望者、起業・継業希望者への情報発信を強化していくことが必要

4 経済対策

(2) 需要喚起・回復策（公共交通）

中山間振興・交通部 交通運輸政策課

◆ 取組内容

○ 貸切バス利用促進事業費補助金【R2年度～R3年度】

新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ貸切バスの需要回復と利用促進のため、利用者の借り上げ料金の一部を補助

・ 補助実績：1,035件 77百万円

○ 広報推進事業委託料（公共交通）【R2年度】

新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ観光需要の回復のため、鉄道・バス・タクシー等を利用し、「高知県リカバリーキャンペーン」の広報を実施

県内経済の回復のため、鉄道・バス・タクシー等を利用した「県産品地産地消キャンペーン」の広報を実施

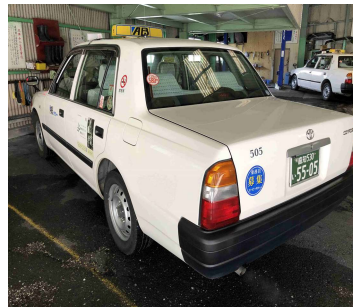
・ 補助実績：のべ514社 134百万円

○ 広報推進事業委託料【R4年度】

新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ観光需要の回復のため、鉄道・バス・タクシー等を利用したNHK朝の連続テレビ小説「らんまん」を生かした博覧会の広報を実施

・ 補助実績：のべ867社 112百万円

貼付車両（実績）



◆ 評価（課題）・教訓等

【評価・教訓】

○ 上記の支援により、公共交通の需要回復や利用促進が図られた。

○ 一方で、「貸切バス利用促進事業費補助金」については、事業開始当初は事業者から、利用促進及び感染対策の観点からも非常に有効な施策であるとの声もいただいたが、制度の周知が進むにつれ、学校行事での利用が増え、新たな需要喚起に繋がらないケースが増えた。

また、補助金の申請業務が負担との声も多く、事業者へのより直接的な支援を望む声があった。

4 経済対策

(2) 需要喚起・回復策（公共交通）

中山間振興・交通部 交通運輸政策課

◆ 取組内容

○ 公共交通利用促進啓発事業委託料【R4年度】

新型コロナウイルス感染症の影響で、人流が抑制され、公共交通機関の利用者が減少し、公共交通事業者は極めて厳しい経営状況となっていることから、公共交通の維持を目的に、県民に対する公共交通利用促進に向けた啓発を実施

また、特に回復が遅れている高速バスの利用促進のためのキャンペーンを実施

・ 実績：1社 11百万円

○ 公共交通活性化緊急支援事業費補助金【R4年度】

新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少している中、公共交通の利便性確保のため、ICカード「ですか」によるキャッシュレス決済に必要な車載器の維持・更新、バスロケーションシステムの導入に対し補助

・ 補助実績：6社 142百万円

○ 電気バス導入緊急支援事業費補助金【R4年度】

新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少している中、公共交通の維持・活性化のため、電気バス導入に要する経費を補助

・ 補助実績：3社 157百万円

○ 航空路線利用促進事業費補助金【R2年度～R4年度】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける航空事業者を支援するとともに、航空需要の早期回復を図るため、航空事業者が行う利用促進のための事業に対し補助

・ 補助実績：4社 140百万円

○ 航空路線利用促進事業委託料【R3年度】

新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少している航空路線の回復・利用促進のため、PR広告等による広報を実施

・ 実績：1社 10百万円

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価】

○ 航空路線利用促進事業費補助金

コロナウイルス感染症の影響で急激に落ち込んだ航空需要について、早期回復に向けた後押しをすることができた。

4 経済対策

(2) 需要喚起・回復策（観光）

観光振興部 観光政策課

◆ 取組内容

- **旅館・旅行業等緊急支援事業費補助金【R2.4月～R3.3月】**
宿泊事業者、旅行業者が取り組む「感染症対策」や「販促・新サービス展開」を支援
(実績：182件 62百万円)
- **高知県観光リカバリーキャンペーン協力金、安心安全な体験プログラム推進協力金**
【R2.6月～R3.3月】
本県独自の「高知県リカバリーキャンペーン」を展開するにあたり、県外からの誘客や県内での移送に協力する事業者や安心安全な観光コンテンツの提供に協力する体験型観光事業者へ協力金を支給
(実績：883件 88百万円)
- **高知観光リカバリーキャンペーン事業【R2.6月～R5.3月】**
国のGoToトラベルや高知観光トク割キャンペーンと連動した本県への誘客インセンティブ施策として、移動に要する交通費助成を実施
(実績：366,064件 1,799百万円)
- **観光施設等緊急整備事業【R2.12月～R4.3月】**
新しい生活様式や社会の構造変化を踏まえた本県への観光客受入環境を整えるため、宿泊施設や屋外観光施設の整備を支援
(実績：78件 1,471百万円)
- **高知観光トク割キャンペーン事業【R3.4月～R5.10月】**
宿泊・旅行代金割引とクーポン付与を行う「高知観光トク割キャンペーン」を実施
(実績：618,562人・702,058泊 5,587百万円) ※R4年度末時点
- **宿泊事業者感染防止対策支援事業【R3.7月～R5.3月】**
感染拡大の防止と社会経済活動の維持との両立を図り、県内外からの観光客が安心して宿泊施設を利用することができるよう、宿泊事業者が行う感染防止対策等を支援
(実績：158件 490百万円)

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価・教訓】

- 本県独自施策である高知観光リカバリーキャンペーンについては、Gotoトラベル等の観光需要喚起策と併せて実施することで、他県と比べて観光業の落ち込みを最小限に抑え、その後の素早い観光需要回復に繋げることができた。
- 他方、高知観光トク割キャンペーンのクーポン券配布において、紙クーポンと電子クーポンを併用したことにより現場の混乱を招いてしまったことから、今後の教訓とすべきと考えている。

4 経済対策

(2) 需要喚起・回復策（農業）

農業振興部 環境農業推進課

◆ 取組内容

○ 新型コロナウイルス感染症対策研究開発事業【R3.4.1~R5.3.31】

新型コロナウイルス感染症により販売量が減少している農産物について、需要の拡大につながる研究開発（実績：13,220千円）



超遠心粉碎機
果実等の分析試料を、成分を変性させずに短時間で破碎する。



真空凍結乾燥機
果実から抽出した各種成分を濃縮乾固し、分析までの間を変性させずに保存する。

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価】

- 業務需要が低迷するシシトウの家庭消費を拡大するため、辛みのないシシトウ2品種を育成し品種登録を出願するとともに、シシトウのPRに活用できる抗酸化能や栄養成分を明らかにできた。
- 業務需要が低迷するグロリオサの家庭需要を拡大するため、市場評価の高い新たな花色であるピンク色、白色の系統を選抜できた。

◆ 取組内容

農業振興部 農業イノベーション推進課

○ ゆず振興対策協議会負担金【R2.10.29~R4.3.31】

新型コロナウイルス感染症によりユズの販売が低迷しているため、高知県ゆず振興対策協議会が行う緊急的な販路開拓、販促活動及び新規商材開発等の取組を支援
（R2実績：商談会への出展2件、販促資材作成、サンプル提供、新商材ゆずパウダー300kg製造等 5,278千円）
（R3実績：サンプル制作・検査費等 985千円）

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価】

- **令和2年度**
 - ・青果の単価が向上し、コロナによる下落幅の大きかった4~7月の単価が10%向上した。
 - ・また、果汁の新規取引先2社を確保するなど、果汁販売が促進され、R元年産果汁在庫150tを解消することができた。
- **令和3年度**
 - ・ゆず果汁は既存取引先を含む20社に営業活動を行い、新規3社との取引に至った。
 - ・新商材のゆずパウダーはサンプルを食品メーカー等に送付して営業活動し、3社との取引に至った。
 - ・これらの活動により、ユズ果汁は適正な在庫量となった。

4 経済対策

(2) 需要喚起・回復策（農業）

農業振興部 農産物マーケティング戦略課

◆ 取組内容

○ 販売拡大総合支援事業委託料【R2.7.22～R3.3.22】

感染症の影響で滞った県産農畜水産物の商流の回復のため、県外の量販店（約1,000店舗）におけるキャンペーンを実施

県外の販促量販店で購入した県産農産物の包装資材に『高知の恵み』マークを貼付し、キャンペーンを実施

応募専用Webサイトや応募ハガキによる応募者の中から抽選でプレゼントを実施
（実績：23,331千円）



○ 園芸品販売拡大協議会負担金

ア イベントの中止や外食需要の減少に伴い需要が減退している県産園芸品の販売促進のため、学校給食に県産メロンを提供【R2.6.18～R3.3.31】

（実績：延べ544校 メロン5,340玉 5,000千円）

イ 新型コロナウイルス感染症の影響により、消費が低迷している県産農畜産物の販売促進・消費拡大を図るため、レシピ開発【R2.10.29～R3.3.31】

（実績：38レシピ 4,233千円）

ウ 業務用消費が主体の品目に係る産地紹介動画を作成。料理動画の作成を行うとともに、関西圏及び高知県内の量販店での高知フェアを実施【R2.4.7～R3.3.31】

（実績：産地紹介動画 10品目、料理動画 7品目

高知フェアの実施店舗数 関西圏12店舗 高知県内19店舗 18,665千円）

○ 学校給食提供推進事業費【R3.8.31～R4.3.31】

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外食需要の減少などの影響が生じている県産畜産物について、学校給食等を実施する県内の小中学校等へ納品する食材費を補助

（実績：和牛肉3,148kg、豚肉3,253kg、鶏肉3,525kg、はちきん地鶏肉3,383kg
45,889千円）



豚肉を使った給食



鶏肉を使った給食

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価】

○ 販売拡大総合支援事業委託料

感染拡大の影響により消費が低迷している中、ポスターやリーフレットによる告知やレシピ集作成・配布などキャンペーンによる県産農産物の消費を喚起するとともに、県産農産物のプレゼントによる認知度向上に寄与した。

○ 園芸品販売拡大協議会負担金、学校給食提供推進事業費

需要低迷や価格低下等の影響を受けた県産青果物及び花きの需要拡大につながり、産地の維持に寄与した。

4 経済対策

(2) 需要喚起・回復策（農業）

農業振興部 農産物マーケティング戦略課

◆ 取組内容

○ Go to 農林水産物直販所キャンペーン事業費【R2.6.29～R2.12.28】

県産農畜水産物の商流の回復のため、県内の農林水産物直販所においてキャンペーンを実施し、販売拡大より生産者支援につながった。

（実績：実施直販所 95箇所 応募総数 82,117名 31,143千円）



○ 地域産品地産地消推進事業費【R3.2.17～R3.7.9】

地産地消キャンペーンの一環として、販売額の減少が著しい県産花きの消費拡大に向けた直販所での花き購入者へのプレゼントキャンペーンを実施し、売上向上につながった。

（実績：応募総数 10,198名 7,481千円）



○ 県産農産物販売促進事業費【R3.7.21～R4.3.31】

業務需要の減少により販売量が減少している土佐茶について、ノベルティグッズを活用したイベントでの販売促進に取り組み、消費拡大につながった。

（実績：ノベルティグッズ クリアボトル6,000本 4,849千円）

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価】

- 直販所の販売拡大を通じて、出荷者の所得維持支援につながった。

4 経済対策

(2) 需要喚起・回復策（林業）

◆ 取組内容

林業振興・環境部 森づくり推進課

○ スマート林業推進事業【R2.12.17～R3.7.6】

新型コロナウイルス感染症対策として、経営継続に向けた従業員間や森林所有者等との接触機会を減らす生産方式への転換を図るため、省力化機器等の導入を行う場合に補助
(補助実績：15事業体、34,146千円)

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価・教訓】

- 上記事業により省力化等につながる機器の導入が進んだ。省力化を実現させるために、機器の操作に係る人材育成が必要

◆ 取組内容

林業振興・環境部 木材増産推進課

【既存事業の拡充による支援】

○ 高性能林業機械等整備事業費補助金（拡充：データ活用型機械の導入）【R3.7.8～R4.3.31】

コロナ禍の影響により悪化した林業事業体の経営力の回復や、不足する原木生産の拡大、アフターコロナに対応した生産の効率化（デジタルデータ活用）に必要な林業機械等の導入への支援
(実績：4事業体（53,500千円）)

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価・教訓】

- 上記事業により生産データを取得する機械を導入したことで、デジタル機器の導入が一定進んだものの、取得したデータの効果的な活用に向けて試行中である。

4 経済対策

(2) 需要喚起・回復策（水産業）

水産振興部 水産政策課

◆ 取組内容

○ 水産業緊急支援事業費補助金【R3.1.18～R4.3.17】

水産事業者や漁協が新型コロナウイルス感染症拡大を防止しながら、水産物の供給を継続するために取り組むデジタル技術の導入による自動化・省力化や衛生管理向上の設備、機器の整備を支援
(補助実績：7件、33百万円)

○ 養殖業デジタル化促進事業費補助金【R3.11.19～R4.8.31】

新型コロナウイルス感染症拡大による外食需要等の減少により、出荷量の減少や単価下落の影響を受けている養殖業者に対して、ウィズ・アフターコロナ時代に対応し、魚類養殖の現場における生産体制や品質管理の効率化により、安定生産を図るために取り組むデジタル技術を導入した設備、機器の導入を支援
(補助実績：14件、61百万円)

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価】

- 水産業緊急支援事業費補助金や養殖業デジタル化促進事業費補助金を活用したデジタル機器の導入により、漁業関係者の作業効率の改善や労務時間の短縮が図られた。

4 経済対策

(2) 需要喚起・回復策（水産業）（1 / 3）

水産振興部 水産業振興課 水産物外商室

◆ 取組内容

- **令和2年度水産物地産地消推進事業委託業務【R2.5.21～R3.3.31】**
(委託先：(株)ほっとこうち、委託料：3,993千円)
県内量販店と連携した水産売場の装飾、情報誌やWEBサイト等での県産水産物の情報発信、ハッシュタグキャンペーンの実施
〔キャンペーン実績（6.15～8.31）：ハッシュタグ投稿数1,325、当選者数100名
(5,000円相当の県産水産物をプレゼント)〕
- **令和2年度水産物地産地消推進事業委託業務【R2.6.19～R3.6.30】**
(委託先：南放セーラー広告(株)、委託料：12,444千円)
県内量販店及び鮮魚店と連携した「今日はさかなにしよう 買って応援キャンペーン」の実施（2回）
〔キャンペーン1回目実績（7.1～8.31）：応募数1,612件、当選者数300名
(10,000円相当、5,000円相当の県産水産物をそれぞれ30名、270名にプレゼント)
キャンペーン2回目実績（2.20～5.9）：応募数15,172件、当選者数1,200名
(5,000円相当の県産水産物をプレゼント)〕
- **「高知家の魚応援の店」とのネットワークを活用した県産水産物等の外商強化【R2.6月～R5.3月】**
〔・R2年度水産物都市圏外商ネットワーク強化事業委託業務
：14,691千円（当初）⇒51,410千円（6月補正・地産地消外商課配当替後）
・R3年度水産物外商活動支援事業委託業務：39,523千円（当初）⇒58,524千円（6月補正後）
・R4年度水産物外商活動支援事業委託業務：39,757千円（当初）⇒49,843千円（9月補正後）〕
落ち込んだ水産物の消費を回復させるため、「高知家の魚応援の店」への営業訪問活動等により外商活動を推進
〔実績：「応援の店」新規登録（R2:100店舗、R3:59店舗、R4:126店舗）
「応援の店」での高知フェアの開催（R2:340店舗、R3:336店舗、R4:250店舗）
県産水産物試食相談会等の実施（R3、R4ともに、関西1回、関東1回、オンライン1回）
⇒「応援の店」と県内参画事業者の取引額 R2:2.3億円、R3:1.7億円、R4:2.8億円〕
- **令和2年度地域産品地産地消推進事業委託業務【R2.7.30～R3.3.31】**
(委託先：(株)ほっとこうち、委託料：28,576千円)
県内飲食店と連携した、農畜水産物の消費喚起につなげる「高知家のおいしい食材食べて応援キャンペーン」の実施
〔キャンペーン実績（8.1～11.30）：ハッシュタグ投稿数1,905、応募ハガキ4,344件、
当選者数2,000名（農畜・水産物をプレゼント）〕

4 経済対策

(2) 需要喚起・回復策（水産業）（2 / 3）

◆ 取組内容

- **令和2年度学校給食提供推進事業費補助金【R2.8.6～R3.3.16】**
県内および関東地域の学校給食を実施している小中学校の給食へ、マダイやブリ類などの県産養殖魚を無償で提供することにより、養殖魚の在庫の滞留改善等を図る。
（補助実績：2件、183百万円（令和2年度国産農林水産物等販売促進緊急対策事業費補助金（水産物販売促進緊急対策事業））
⇒ 県内33市町村の学校給食実施校（308校）の児童・生徒、教員等合計52,352人に対して最大12回実施。県内では、ブリ11,165kg、カンパチ5,795kg、マダイ9,277kg、ウナギ8,593尾を提供した。関東地域では、ブリ94,720食、4,993kgを提供した。）
- **水産加工施設等整備事業費補助金【R3.3.31～R4.3.31】**
新型コロナウイルス感染症の影響で、今後フィレ加工等が施された量販店やインターネット販売の取引増加が見込まれることから、新しい加工ニーズに対応するための水産物加工施設等の整備を支援
（補助実績：1施設、112,623千円）
- **令和3年度関西地区水産物販売促進事業委託業務【R3.6～R4.3.31】**
（委託先：(株)うおいち、委託料：14,181千円（当初）⇒29,313千円（6月補正後）
委託先：(株)大水、委託料：14,181千円（当初）⇒28,987千円（6月補正後））
関西卸売業者と連携し、量販店や飲食店チェーンでの「高知フェア」の開催等の販売促進活動を実施し、県産水産物の販売を拡大
（実績：「高知フェア」の開催31回（1,401店舗）、県産水産物の販売額：6.9億円）
- **令和3年度学校給食提供推進事業費補助金【R3.7.21～R4.1.6】**
県内の学校給食を実施している小中学校等の給食へ、県産養殖魚のマダイやカンパチを無償で提供することにより、養殖魚の在庫の滞留改善等を図る。
（補助実績：1件、104百万円
⇒ 県内34市町村の学校給食実施校（315校）の児童・生徒、教員等合計52,835人に対して最大8回実施。カンパチ8,365kg、マダイ6,559kg、を提供した。）
- **令和4年度関東地区水産物販売促進事業委託業務【R4.6.7～R5.3.20】**
（委託先：マルハニチロ(株)、委託料：20,020千円）
関東の卸売市場関係者等と連携し、「高知フェア」の開催やバイヤーの産地招へいなどを実施することで、県産水産物の販売促進を実施
（実績：「高知フェア」の開催：1回（63店舗）、県産水産物の販売額2.7億円）

4 経済対策

(2) 需要喚起・回復策（水産業）（3 / 3）

◆ 評価（課題）・教訓等

<評価>

- 学校給食提供推進事業費補助金により、コロナ禍での水産物の需要低下に伴う県産養殖魚の在庫の滞留改善につながった。
- 地産地消推進事業により、コロナ禍で落ち込んだ水産物の消費回復につながるとともに、県産水産物を食べる機会の創出に寄与した。
- 水産物外商活動支援事業等の外商活動により、県産水産物の販売額増加につながるとともに、都市圏等への販路拡大に寄与した。

4 経済対策

(3) 事業者等に向けた相談等

商工労働部 経営支援課

◆ 取組内容

- **中小企業者の事業資金等に関する相談窓口【R2.2.27～】**
新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者を対象とした資金繰り等に関する相談窓口を設置
(R2.10.25までは土日祝日も設置)

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価】

- 中小企業者からの資金繰り等に関する相談に対して、国・県の給付金や協力金、融資制度の概要を説明の上、事務局や金融機関を案内することで、中小企業者の支援制度活用を促進し、事業継続に繋がった。

【教訓】

- 支援制度が多岐にわたるため、相談対応者（職員）が一律の水準で情報提供ができるように、対応マニュアルを整備するなど職員側の情報共有が必要

5 県民生活・社会活動

(1) 生活困窮者等への支援（生活困窮者支援）（1 / 2）

子ども・福祉政策部 地域福祉政策課

◆ 取組内容

- **生活福祉資金貸付事業（特例貸付）【R2.3.25～R4.9.30】**
収入の減少や失業等により生活が困窮している世帯に対し、生活福祉資金の貸付を実施
（実績：28,872件 11,497,135千円（累計）
[内訳] 101件 16,000千円(R元)、18,710件 7,108,580千円(R2)、
9,162件 4,027,145千円(R3)、899件 345,410千円(R4))
- **生活困窮者自立支援事業（体制強化）【R3.4.1～R6.3.31】**
新型コロナウイルス感染症の影響による相談者の増加に対応するため、生活に困窮する人に相談支援を行う自立相談支援機関の体制強化を実施
（実施方法：委託 実績：県及び7市町村（R3）、県及び6市町村(R4)）
- **生活困窮者自立支援事業(住居確給付金の特例措置)【R2.4.20～R5.3.31】**
収入の減少や失業等により生活が困窮している方に対し、支給条件を緩和し家賃相当額の支給を実施
（実績（延べ件数）：支給決定件数 35件 支給額 2,927,200円（R2）
" 12件 " 921,800円（R3）
" 10件 " 1,027,000円（R4）
- **生活困窮者自立支援事業(自立支援金)【R3.7.1～R4.12.31】**
緊急小口資金等の特例貸付が終了した世帯等に対し、就労による自立や生活保護につなぐことを目的に支援金の支給を実施
（実績（延べ件数）：支給決定件数 45件 支給額 9,020千円（R3）
" 36件 " 6,740千円（R4）
- **生活福祉資金特例貸付償還支援事業【R4.10.20～R5.1.31】**
生活福祉資金貸付について、国の償還免除要件に該当しないものの、所得が住民税非課税相当など一定の要件を満たす世帯に対して、1年分の償還を支援した。
（実績：72件 5,298,240円
[内訳]：緊急小口資金分 35件 3,423,240円 総合支援資金分 37件 1,875,000円）
- **生活困窮者就職活動支援金事業【R4.7.1～R5.1.31】**
生活困窮者自立支援金の受給中で、就労意欲のある人に対し、就職活動に係る負担を軽減するため、就職活動支援金を支給し、就労による自立促進を図った。
（実績：支給決定 113件 支給額 7,590千円）
- **生活困窮者就労支援事業【R4.7.1～R5.1.31】**
自立相談支援機関の支援を受けて就労に繋がった人に対して、就労準備支援金を支給した。
（実績：支給決定 25件 支給額 2,500千円）
- **生活困窮者自立支援体制強化事業【R5.4.1～】**
生活困窮者自立相談支援機関を支援する支援員を県内3ブロックに配置することにより、コロナ禍における生活困窮者への支援を強化する。
（実施方法：委託）

5 県民生活・社会活動

(1) 生活困窮者等への支援（生活困窮者支援）（2 / 2）

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価・教訓】

○ 生活福祉資金貸付事業（特例貸付）

- ・ 特例貸付が開始されたR2年度当初は、申請受付窓口となる市町村社協に貸付希望者が殺到したため、対応に困難を極めた。
- ・ コロナ禍で突然収入を絶たれた方への緊急的な経済的支援は行えたものの、大半の方が貸付を受けることが目的であり、社協や自立相談支援機関が継続的な支援の必要性を感じ支援を提案しても、その後の支援につながらない状況であった。
- ・ 社協職員からは、貸付のみで継続的な支援につながらない等、特例貸付の制度を疑問視する声も聞かれた。
- ・ R5.1月からは償還が開始され、住民税非課税等の要件に該当する世帯は償還免除が行われたが、R5.5月時点で約半数が償還免除となっており、困窮状態が継続している状況が見受けられる。
- ・ 一時的な貸付や支給ではなく、継続的な経済的支援が必要である。

○ 生活困窮者自立支援事業（体制強化）

- ・ 特例貸付を受けた世帯等からの相談に対応するための家計改善支援員の増員や、自立相談支援機関の相談支援員等の増員を行うことにより、体制強化を図ることができた。
- ・ 今後もコロナ禍で浮き彫りとなった困窮世帯に対する支援が必要となるため、引き続き必要な支援体制を確保できるよう国からの財政的支援が必要

○ 生活困窮者自立支援事業（住居確給付金の特例措置）

- ・ 従来までの離職又は廃業の要件に加え、コロナ感染症の感染拡大の影響による減収の方が対象となり、申請が大幅に増加した。
また、再支給や職業訓練受講給付金との併給などの特例措置が実施された。
- ・ 令和5年4月から、一部の要件については恒久化され、利用しやすい制度となった。

○ 生活困窮者自立支援事業（自立支援金）

- ・ 特例貸付を借り終わった世帯について、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合は円滑に生活保護の受給につなげることを目的に給付が開始された。
- ・ 世帯人数に応じて給付額が変動するが、3人以上世帯でも給付額が月10万円と少額であった。
- ・ 求職活動の要件を満たすか、生活保護の申請を行うことが条件となっていたが、実際に就職や生活保護に結びつくケースは少なく、自立相談支援機関等からは、一時的な給付では根本的な解決にはならないとの声も聞かれた。

○ 生活福祉資金特例貸付償還支援事業

- ・ 自立支援金の受給者のみを対象としたことから、想定よりも申請が少なかった。（自立支援金の支給に係る収入要件が、住民税非課税水準以下であったため、自立支援金の受給者はすでに償還免除となっているケースが多かった）

○ 生活困窮者就職活動支援金事業

- ・ 自立相談支援機関へのプラン兼事業利用申込が必要であったため、対象者の多い高知市では、自立相談支援機関の負担が増すため賛同を得ることができず、事業の実施ができなかった。

○ 生活困窮者就労支援事業

- ・ 自立相談支援機関において策定された就労支援を含む自立支援計画が必要であったため、対象者の多い高知市では賛同を得ることができず、事業の実施ができなかった。

5 県民生活・社会活動

(1) 生活困窮者等への支援（ひとり親世帯支援）

子ども・福祉政策部 子ども家庭課

◆ 取組内容

- **新型コロナウイルス感染症の影響を受け、子育てに対する負担の増加、収入の減少等により特に大きな困難が生じる低所得のひとり親家庭を支援するため、特別給付金を支給**

<令和2年度 ひとり親世帯臨時特別給付金>

- ・ 対象者：令和2年6月分児童扶養手当受給者 等
- ・ 給付額：1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円
(8月末、12月末の2回支給)
- ・ 実施主体：市、県（町村分）
- ・ 支給実績：166,600千円（町村分）

<令和3年度 ひとり親家庭生活支援特別給付金>

- ・ 対象者：令和3年4月分児童扶養手当受給者 等
- ・ 給付額：児童1人当たり一律5万円
- ・ 実施主体：市、県（町村分）
- ・ 支給実績：80,500千円（町村分）

<令和4年度 ひとり親世帯生活支援特別給付金>

- ・ 対象者：令和4年4月分児童扶養手当受給者 等
- ・ 給付額：児童1人当たり一律5万円
- ・ 実施主体：市、県（町村分）
- ・ 支給実績：76,650千円（町村分）

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価】

- 低所得のひとり親世帯への経済的支援が図られた。

【教訓】

- 国の通知に基づき、可能な限り早期に支給するため、迅速な事務手続が必要

5 県民生活・社会活動

(1) 生活困窮者への支援（女性への支援）

◆ 取組内容

子ども・福祉政策部 人権・男女共同参画課

○ 女性の活躍支援事業（生理の貧困支援事業）【R3.8.1～R5.3.31】

（女性用品の配布を通じた相談支援機関の周知及びつながり構築）

- ・ 生活等に不安を抱える女性が相談窓口等につながるよう、生理用品に相談支援窓口の情報を添付したものを県内で広く配布
- ・ 全市町村や市町村社会福祉協議会、県・市町村教育委員会等と連携し、県内全域で支援を実施

<実績>

- ・ 生理用品等配付窓口設置数：約120箇所
- ・ 相談支援窓口設置数：約140箇所
- ・ 当該事業での生理用品配布枚数：R3年度4,913パック分、R4年度3,649パック分

◆ 評価（課題）・教訓等

【教訓】

- 相談支援機関を周知し、相談につなげるために、よりアクセスしやすい場所での広報を工夫することが必要

◆ 取組内容

子ども・福祉政策部 人権・男女共同参画課

○ 高知県女性就労支援事業（高知家の女性しごと応援室）【R2.4.1～R4.3.31】

（働くことを希望するすべての女性の就労支援（相談等）の実施）

- ・ 応接室へのパーテーション、サーキュレーター、消毒液の設置
- ・ 事前予約制にし、相談者の混雑を抑制
- ・ 緊急事態宣言時は、ソレが休館となったことから、応援室も閉室とした。
- ・ まん延防止等重点措置期間は、対面相談を中止し、電話・メール・オンライン相談で対応した。また、企業訪問を停止し、電話のみでのアプローチとした。

<実績>

- ・ 相談延べ件数：1,694件（R3）
2,093件（R4）
- ・ 就職者数：114名（R3）
133名（R4）

◆ 評価（課題）・教訓等

【教訓】

- 非常事態においては、非正規雇用の方が収入減や失業などの影響を受けやすく、非正規雇用の大半を女性が占めることから、「高知家の女性しごと応援室」が就労支援を継続する意味は大きく、緊急事態宣言や、まん延防止等重点措置期間においても、電話やオンラインで柔軟に相談を継続することが重要

5 県民生活・社会活動

(2) 学校（専門学校・大学含む）・教育（県立学校等）（1 / 2）

教育委員会事務局 高等学校課、特別支援教育課、
保健体育課、人権教育・児童生徒課

◆ 取組内容

○ 学校での感染拡大防止対策【R2.4月～】

- ・ 感染者が発生した際の対応マニュアルの作成（R2年4月作成、以降国や県の対応に合わせて改訂（R2年12月、R4年2月））
- ・ 学校教育活動及び部活動における目安の作成（高知県のステージに対応した県立学校の学校教育活動の取扱いの目安並びに部活動の考え方）（R2年5月作成、以降国や県の対応に合わせて改訂）
- ・ 感染症に関する正しい知識を身に付けるための教材等の作成（R2年5月～）
- ・ 保健所業務ひっ迫に伴い濃厚接触者の特定が行われない状況を受け、自宅待機要請者（※）特定のための判断基準の作成（R4年4月）
（※濃厚接触者に準ずる者を自宅待機要請者として各学校で特定し、感染拡大防止を図った）
- ・ 交付金等を活用した感染対策等（消毒液、サーキュレータ及びパーテーション等の購入、特別支援学校におけるスクールバス増便対応等（※））
（※スクールバス通学時の感染対策について、小児医療の専門家から助言をいただき、乗車率を50%程度にした（R2年4月～））
- ・ 県の医療体制の変更等が行われた場合、知事部局と連携を図り学校を通じて保護者へ周知

○ 県内学校のスポーツ・文化に関わる大規模イベントでの感染拡大防止対策【R2.7月～】

- ・ 全国高校総合文化祭（2020こうち総文）では、全国的な感染者数の増加を受け、開催方法をWeb配信へ変更（R2年7月～8月）
- ・ R3年4月下旬～5月上旬頃、部活動（大会）を契機とするクラスターの発生を受け、高校県体の出場選手・役員等、出場者全員を対象とした研究用簡易キットによる検査の実施（R3年5月）
- ・ 高校県体の出場選手・役員等、出場チームで体調不良者が発生した場合に、県の無料検査制度の協力を得てチーム全員の抗原定性検査を実施。中学校県総体についても、同様の対応を実施（R4年5月）
- ・ 令和4年度全国高等学校総合体育大会（IH）では、各競技団体が定めた出場要件や感染者が発生した場合の対応等を事前の監督会議等で周知。感染者が発生した場合を想定し、待機施設を確保
- ・ 高知県特別支援学校技能検定を、可能な限り人と人との接触を減らすなど、運営方法を工夫したうえで実施（R2年～R4年）

○ 教育活動の継続に向けた対応【R2.3月～】

- ・ 児童生徒の学びを保障するため、タブレット端末を一人一台配置し、やむを得ず学校に登校できない場合でも、オンラインやオンデマンド動画教材での指導により、学びの機会を保障
- ・ 新型コロナウイルス感染症流行当初は、学校行事（修学旅行や体育祭、文化祭等）の延期や中止が繰り返される中、感染対策と学校行事を含めた教育活動を両立する方法を模索しながら、少しずつ活動を再開し、学びを保障
- ・ 入学者選抜における追検査・特別選考の実施や学力検査問題の出題範囲の配慮
- ・ 特別支援学校児童生徒の居住地校交流について、ICTを活用した間接交流の充実を図り、可能な限り継続して実施
- ・ 家庭学習支援動画ライブラリーを開設し授業動画の配信や、個々の児童生徒に対応するための教員向けのデジタルコンテンツ集の提供

○ 保護者の費用負担軽減に向けた取組【R2.4月～】

- ・ 高校生等奨学給付金の上乗せ支給や修学旅行キャンセル料の公費負担など、保護者の費用負担軽減に対応

5 県民生活・社会活動

(2) 学校（専門学校・大学含む）・教育（県立学校等）（2 / 2）

◆ 取組内容

○ 新型コロナウイルス感染症に関する人権教育の充実

- ・「新型コロナウイルスの感染に関わるメッセージ」の活用について依頼（R2.5.14）
- ・人権教育指導資料（学校教育編）「Let's feel じんけん」〔実践・指導事例集〕の発行（R3.3月）
- ・中学校長会にて人権教育の取組教材を配付、活用を依頼（保健体育課と合同）（R3.6月）
- ・「新型コロナウイルス感染症と人権問題」をテーマとした教職員研修の支援（R3、4年度）
（R3年度12回、R4年度7回）

【参考資料】

- 日本赤十字社「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」
（R2.3月）
- 文部科学省「新型コロナウイルス感染症の予防～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して」
（R2.4月）
- ・新型コロナウイルス感染症に関する人権課題とメンタルヘルスについて事務局職員研修を実施
（R3.7月）

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価・教訓】

○ 県立学校での感染状況について

児童生徒が陽性者及び濃厚接触者に特定された場合、保護者の協力のもと速やかに学校へ連絡を入れてもらうことで、マニュアル等に基づいた感染対策を講じることができ、校内での感染拡大防止につながった。（県内の全感染者に占める県立学校関係者の感染割合は約3%であった）

○ 学校名の公表による風評被害等について

今後、このような新興感染症が流行した際、学校名や学校所在地等、どこまで公表するのか、一定ルール化しておく必要がある。

臨時休校に伴い学校名を公表したことにより、報道機関や一般の方から学校へ多くの問い合わせ等があり、本来すべき生徒への対応ができない状況になるなど、学校が対応に苦慮した。

○ 感染症対策と教育活動の両立について

児童生徒の学びの場を保障するための感染症対策と、教育活動の充実との両立に苦慮した。
病院併設の特別支援学校においては、病院内の感染症対策のため教育活動に制限を受けることが多く、対応に苦慮した。

○ 寮生・寄宿舎生への対応について

県内の生徒は自宅療養ができたが、県外の生徒の療養場所の確保が困難であり、患者が発生するたびに対応に苦慮した。

○ 四国4県の対応の違いと調整について

全国で統一されていた行動制限から、各県へ対応を任されたことで、部活動の練習時間や県外への遠征、学校内での自宅待機要請者の特定の有無等について、各県で異なる対応がとられるようになったため、情報収集や県外との交流に関する対応の調整が必要となった。

5 県民生活・社会活動

(2) 学校（専門学校・大学含む）・教育（私立学校等）

文化生活スポーツ部 私学・大学支援課

◆ 取組内容

- **簡易検査等費用にかかる補助（私立学校運営費補助金等）【R2年度～R4年度】**
寮生が長期休暇で帰省したあと、帰寮前に使用する簡易検査キットの購入等について補助
（実績：R2年度 6校2,310千円、R3年度 10校2,759千円、R4年度 7校2,134千円）
- **私立学校修学旅行取消料支援事業費補助金【R2年度～R3年度】**
修学旅行を中止又は延期とした場合に発生するキャンセル料等の保護者の負担を軽減
（実績：R2年度 4校 765人 2,733千円、R3年度 6校 1,116人 7,761千円）
- **専修学校情報機器整備費補助金【R2年度】**
私立専修学校における、遠隔授業のための設備の整備に対して補助
※国の補助金の対象外となっていた学校法人・準学校法人以外の法人等について、県独自で補助
（実績：3校 1,151千円）
- **私立学校環境改善整備事業費補助金【R2年度】**
衛生環境の改善に要する経費に対して補助
※国の補助金の対象外となっていた新設校について、県独自で補助
（実績：1校 272千円）
- **私立学校情報機器整備費等補助金【R2年度～R3年度】**
コロナ禍におけるGIGAスクール構想の早期実現に向けたICT環境の整備への支援
（実績：令和2年度 2校 6,615千円、令和3年度 13校 96,367千円）
- **コロナ禍において物価高騰等に直面する生活者及び事業者への支援【R4年度】**
（実績：学校給食費 1校 1,383千円、授業料臨時特例支援 113人 33,245千円、
電気料高騰緊急支援 25法人 9,066千円）
- **その他**
 - ・ 国庫補助金の活用について支援
（情報機器整備費補助金、学校保健特別対策事業費補助金 等）
 - ・ 学校関係者へのワクチンの職域接種に対する支援（接種希望者のとりまとめ、接種券の配付等）
 - ・ 国や県からの新型コロナウイルス感染症にかかる通知等を情報提供
 - ・ 県立学校における方針等について情報提供

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価】

- 適時に補正予算を組むなど予算措置を行い、補助事業を新設することで、学校や保護者を支援することができた。

【教訓】

- 予算措置や補助事業を活用いただくため、学校に対して、短期間での意向調査や事務手続き等をお願いすることがあり、学校担当者の事務負担が増えた。

5 県民生活・社会活動

(2) 学校（専門学校・大学含む）・教育（公立大学）

◆ 取組内容

文化生活スポーツ部 私学・大学支援課

- **高知県公立大学法人運営費交付金【R2年度～R3年度】**
高知県立大学及び高知工科大学における遠隔授業等の設備や感染予防策の費用を補助
(実績：令和2年度 139,557千円、令和3年度 5,921千円)
- **高知県公立大学法人授業料等減免補助金**
【R3年度～R4年度（R2年度は高知県公立大学法人運営費補助金）】
新型コロナウイルス感染症による経済的理由により、学生が修学を断念することがないよう、高知県立大学及び高知工科大学が行う授業料減免を支援
(実績：令和2年度 109,678千円、令和3年度 234,579千円、令和4年度 242,296千円)

◆ 評価（課題）・教訓等

- 【評価】**
- 補助事業を行うことにより、コロナ禍における遠隔授業の対応や、感染対策設備の導入により、学生が安心して修学できる環境を整えることができた。
 - 経済的な影響を受けた学生に対しては授業料等減免補助金により、学生が修学を断念することがないよう直接的な支援を実施し、学生の学びの継続に寄与した。

5 県民生活・社会活動

(2) 学校（専門学校・大学含む）・教育（ICT環境の充実等）

教育委員会事務局 教育政策課

◆ 取組内容

○ 家庭学習支援動画作成事業【R2年度】

学校の臨時休業中の学びの場を確保するため、児童生徒の家庭学習支援に必要な動画作成に必要な機器（デジタルビデオカメラ、マイクロホン等）を購入（259千円）

○ 学習支援プラットフォーム構築等事業【R2年度】

デジタル技術を活用した新しい学習スタイルを実現するため、県独自の学習支援プラットフォーム「高知家まなびばこ」をクラウド上に構築し、デジタル教材の活用と学習履歴の分析により学習理解に応じた個別指導を実現（36,274千円）



○ 県立学校学習系ネットワーク円滑化事業【R2年度→R3年度繰越】

GIGAスクール構想において実現する1人1台端末環境の下で、円滑な通信環境が確保されるよう、各県立学校から回線を一旦集約してインターネット接続する方法から、学校から直接インターネットへ接続する方式に改修（14,745千円）

○ 県立学校ICT教育推進事業費【R3年度】

臨時休業中等において、学校のタブレットを持ち帰って家庭学習に使用した場合のウイルス感染等のリスクに備えて、既存の校内ネットワークから独立した外部接続用の検疫セグメント等を整備（5,720千円）

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価】

- 新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても学校教育を継続するためのICT環境の充実を進め、子どもたちの学びを絶やさないような環境を整備することができた。（「高知家まなびばこ」には、令和5年3月時点で、200本を超える家庭学習支援動画や6,000問以上のデジタル教材を掲載）

5 県民生活・社会活動

(2) 学校（専門学校・大学含む）・教育（教育センター等）

教育委員会事務局 教育センター、
教職員・福利課

◆ 取組内容

- **遠隔教育推進事業費【R2～R4年度】**
中山間地域等の小規模高校における遠隔授業を実施するほか、感染防止対策として教員向けの遠隔研修環境を整備（遠隔教育システムの構築や、遠隔授業等の配信に要する経費）
（R2年度:当初3,300千円+9月補正8,822千円、R3年度:7,540千円、R4年度:10,925千円）
- **教育センターICT環境等整備事業【R2年度】**
社会の構造変化を見据えた遠隔・オンライン教育の研修を実施するため、教員向けのICT研修のための環境を整備（プロジェクターやタブレット端末等のICT研修環境の整備に必要な備品・消耗品費の購入、ICT教育フォーラムの開催等に要する経費）（12,610千円）
- **教員研修等感染拡大防止事業【R2年度】**
教員研修や教員採用試験等における新型コロナウイルス感染症予防及び拡大防止対策に必要な消耗品や備品の購入等（959千円）
- **無線LAN再構築等事業【R2年度】**
遠隔授業対象校の増やGIGAスクール加速化、教員研修の分散化に対応するためのネットワーク環境を整備（遠隔教育システムの構築や、遠隔授業に必要な備品・消耗品の購入等に要する経費）
（13,903千円）
- **校務支援員活用事業費補助金【R2年度】**
感染症対策を行う校務支援員（スクール・サポート・スタッフ）を新たに配置した市町村に対して補助
（補助実績：11市町 のべ79校）
（15,822千円（国：5,271千円、臨時交付金：10,551千円））

◆ 評価（課題）・教訓等

- 【評価】**
- 教育センター内のICT環境が整い、指導主事のICT活用指導力が向上した。
 - 感染防止対策を徹底することで、採用試験や殆どの研修が実施できた。
 - 感染拡大の防止に努めながら、業務を継続するノウハウが蓄積された。
 - 校務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置を充実し、教室・廊下等の消毒・換気や健康観察のとりまとめ作業等を校務支援員が担うことで、教員の負担軽減を図ることができた。

5 県民生活・社会活動

(2) 学校（専門学校・大学含む）・教育（保育所・幼稚園等）

教育委員会事務局 幼保支援課

◆ 取組内容

- **県の方針**
 - ・ 国の基本的対処方針に基づき、原則として引き続き開所（緊急事態宣言時においても、適切な感染防止対策を継続の協力を要請しながら原則開所）
- **第1波時におけるマスク・消毒液の確保**
 - ・ 保育所等の従事者の感染予防対策のため、県が寄贈を受けたマスクを市町村に配布（3.5万枚）
 - ・ 厚労省に手指消毒エタノールの優先供給を依頼（228か所分）
- **感染拡大防止対策（マスク、消毒液、換気対策備品、設備等の整備）への支援【R2年度～】**
 - 高知県保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金
 - ・ 保育所等の感染拡大防止に要する保健衛生用品の購入等及びかかり増しに係る支援経費
 - ・ 補助先 R2：32市町村、R3：9法人6市町村、R4：3法人8市町村
 - 高知県幼稚園等緊急環境整備事業費補助金
 - ・ 幼稚園等の感染拡大防止に要する保健用品の購入等及びかかり増しに係る支援経費
 - ・ 補助先 R2：17法人8市町村、R3：15法人5市町村、R4：13法人5市町村
- **保育士・幼稚園教諭等へのワクチン接種支援【R3年度】**
 - ・ 大規模接種会場（高知市と合同設置）による保育士等の職域接種実施
 - ・ 市町村に対し、保育士等への早期接種への協力依頼
- **保育士等への待機期間短縮のための抗原検査キットの配布【R3年度】**
- **休園した保育所等の保護者への支援**
 - ・ 仕事を休めない保護者の子どもを受け入れるための代替施設の確保への支援【R4：1市町村で申請 ※実績なし】

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価】

- 各保育所等においては、長期に渡り感染拡大が継続する中、強い使命感を持って感染症対策を徹底されながら、保育を継続して提供していただいた。
- 社会経済活動を維持するため、保育所等では学校や高齢者・障害施設等のような対策を取ることができず、また、密接・密集の防ぎようがない乳幼児特有の事情もあり、対策及びそれに対する県の支援も限定的にならざるを得なかった。

【教訓】

- 保育所等は社会に欠かせないインフラであり、保育士等はエッセンシャルワーカーの一つであるとの認識のもと、未知の感染症等発生時には、その機能維持を念頭に、速やかに現場・市町村のニーズを把握し、支援策を検討するとともに、適宜国に働きかける姿勢の徹底が必要
また、通常保育に加え、感染症対策業務が加わり保育士等に過度な業務負担が生じることから、引き続きICTなどを活用した業務効率化など保育士等の業務負担軽減への支援に取り組むことが必要

5 県民生活・社会活動

(2) 学校（専門学校・大学含む）・教育（国補助金の活用）

教育委員会事務局 小中学校課

◆ 取組内容

○ 「学校保健特別対策事業費補助金」の活用

（文部科学省から市町村に対する補助金の取りまとめ 【国費】補助対象経費の1/2）

● 学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業【補助対象期間：R2.4.1～R3.3.31】

- ・ 学校における感染症対策（備品整備等）への支援
- ・ 子ども達の学習保障の取組への支援
（補助実績：33市町村・学校組合：146,505千円）

● 感染症対策等の学校教育活動継続支援事業

【補助対象期間：(R2)R2.12.15～R3.3.31(R2繰越)R2.12.15～R4.3.31】

【 " : (R3)R3.4.1～R4.3.31】

- ・ 学校における感染症対策（備品整備等）への支援
- ・ 教職員の資質向上のための研修等支援（研修機会を逸した教職員に対する支援）
- ・ 子ども達の学習保障の取組への支援
（補助実績：R2…2町村：1,636千円、R2繰越…16市町村87,732千円、
R3…17市町村17,541千円）

● 学校等における感染症対策等支援事業

【補助対象期間：(R3)R3.11.26～R4.3.31(R3繰越)R3.11.26～R5.3.31】

【 " : (R4)R4.4.1～R5.3.31】

- ・ 学校における感染症対策（備品整備等）への支援
- ・ 子ども達の学習保障の取組への支援
（補助実績：R3…2村：1,287千円、R3繰越…10市町村：68,163千円、
R4…9市町村：22,653千円）

● 感染流行下における学校教育活動体制整備事業

【補助対象期間：(R4)R4.12.2～R5.3.31 (R4繰越：R4.12.2～R6.3.31)】

【 " : (R5)R5.4.1～R6.3.31】

- ・ 学校における感染症対策への支援（消耗品等）・学習保障支援
※新型コロナウイルス感染者、濃厚接触者が発生した場合に限る
- ・ 学校における換気対策整備支援（備品整備等）
（補助実績：R4…該当なし、R4繰越申請…6市町：39,433千円、
R5申請…3市村：3,260千円）

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価・教訓】

- 同じ補助金でも、事業名によって補助対象となる内容や具体的な物品などが変更されていくので、国の要領やQ & Aを参考に市町村への質問に対応する必要があった。
- 繰越や追加募集等が随時発生するため、事業名と申請年度と申請市町村を平行して整理し、各市町村が学校ごとの補助上限額を超さないように留意する必要があった。

5 県民生活・社会活動

(2) 学校（専門学校・大学含む）・教育（家庭学習支援）

◆ 取組内容

教育委員会事務局 小中学校課

- **各市町村教育委員会へ「家庭学習のススメ」の送付【R2.4.8】**
臨時休業に備え、文部科学省の「子供の学び応援サイト」のほか、高知県教育委員会が作成した教材等を紹介した文書を送付し、各学校が工夫を凝らして対応されるよう依頼を行った。
- **家庭学習支援動画作成【R2.4月～R3.1月】**
新型コロナウイルス感染症の収束の目途が立たないまま、断続的な休校設定が年間に渡って実施された場合、半年後、一年度に、県内エリアや各学校、家庭によって学力の定着等に大きな格差が生じることがないように、子どもの学びを保障する「家庭学習支援動画」の作成を行った。（合計：152本）
＜小学校＞国語：20本 社会：5本 算数：27本 理科：7本 外国語：8本 計：67本
＜中学校＞国語：26本 社会：9本 数学：24本 理科：10本 外国語：16本 計：85本

◆ 評価（課題）・教訓等

- 【評価】**
- 家庭学習支援動画の視聴回数：46,960回（R3.1.12現在）
 - 各教科、小学校1年生から中学校3年生までの家庭学習支援動画を作成することができた。
 - 作成にあたっては、教師が一方的に提示する問いではなく、子どもにとって興味や必然性のある問いとなるような工夫を講じたことで、「予習や復習にも活用できる」といった感想もいただいた。

5 県民生活・社会活動

(2) 学校（専門学校・大学含む）・教育（小中学校）

教育委員会事務局 小中学校課

◆ 取組内容

- **教員研修等感染拡大防止事業【R2.4.1～R3.3.31】**
教員研修や教員採用試験等における新型コロナウイルス感染症予防及び拡大防止対策に必要な消耗品や備品の購入等（非接触型体温計の購入：30千円）
- **学習支援プラットフォーム構築等事業【R2.4.1～R3.3.31】**
デジタル技術を活用した新しい学習スタイルを実現するため、学習支援プラットフォームをクラウド上に構築し、デジタル教材の活用と学習履歴の分析により学習理解に応じた個別指導を実現（教育事務所のLAN環境の整備、タブレット端末、電子黒板等の購入：6,303千円）
- **学校教育推進教員養成事業【R2.4.1～R3.3.31】**
教員の集合研修の中止により、web配信で公開授業研修等が行える環境を整備（タブレット端末やWi-Fiルータ等の購入：755千円）
- **放課後等学習支援事業費補助金【R2.4.1～R3.3.31】**
臨時休業中の未指導分の補習等の実施など子供の学びの保障をサポートするため、各小・中学校の学習指導員の追加配置等に係る経費を補助（補助実績：8市町：確定額38,265千円 うち 臨時交付金：25,457千円）
- **学力向上推進対策費【R2.4.1～R3.3.31】**
感染症の流行以降は1人1台端末の整備が加速した。社会構造の変化に対応して教員によるICTを活用した教育活動の推進のため、指導者用のデジタル教科書を整備し、課題改善に向けた各学校への指導・助言を行うためのツールとして活用（デジタル教科書のライセンス料：4,682千円）

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価・教訓】

- 研修会資料の紙媒体の配付が難しいため、事前に電子メール等で配付したり、教職員が利用できる市町村グループウェアのキャビネットに保存等を行った。
- 研修会資料の電子データでの配付や研修会の動画を配信したことにより、校内での伝達講習での共有が容易になった。
- R2～R3年度にかけては、配信側・受信側ともに操作に慣れていないことや技術的な面でトラブルが見られたが、R4年度については、それまでのノウハウを生かしたり、オンライン上でグループ協議ができる「ブレイクアウトルーム」などの仕組みを生かすことにより、円滑にオンライン研修が開催できるようになった。
- ブレイクアウトルーム等の活用によりオンラインでもグループ協議が可能となったが、対面式の研修と比べて協議の深まりが見られなかったり、教員の横のつながりが持ちづらくなったりした。

5 県民生活・社会活動

(2) 学校（専門学校・大学含む）・教育（放課後児童クラブ等）

教育委員会事務局 生涯学習課

◆ 取組内容

○ 放課後子ども教室推進事業費補助金

(実施主体) 市町村

(補助対象事業) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために小学校が臨時休業等を行った場合に、開設時間を延長した場合に必要な経費を補助

(実績) 令和元年度：6市町17箇所 517千円
令和2年度：5市町10箇所 69千円

○ 放課後児童クラブ推進事業費補助金（特例措置分）

<令和2年度>

(実施主体) 市町村

(補助対象事業) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために小学校が臨時休業等を行った場合、午前中から放課後児童クラブを開所するために必要となる経費を補助

(実績) 11,745千円

| 事業 | 実績 |
|---------------------------------|------------------|
| 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所支援事業 | 9市町村39箇所 |
| 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所人材確保支援事業 | 10市町村32箇所 |
| 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別支援事業 | |
| 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別人材確保支援事業 | |
| 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時障害児受入推進事業 | 2市町3箇所 |
| 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時障害児受入強化推進事業 | 1市1箇所 |
| 新型コロナウイルス感染症対策医療的ケア児受入強化推進事業 | |
| 新型コロナウイルス感染症対策利用料減免事業 | 11市町村、対象者数5,159人 |

<令和4年度>

(実施主体) 市町村

(補助対象事業) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、放課後児童クラブを臨時休業させた場合等の利用料について、市町村が保護者へ返還した場合等の経費

(実績) 7市町64箇所 667千円

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価】

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による小学校の臨時休校の際に、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室が開所されたことで、子どもの安全安心な居場所が確保できた。

5 県民生活・社会活動

(2) 学校（専門学校・大学含む）・教育（放課後児童クラブ等）

教育委員会事務局 生涯学習課

◆ 取組内容

○ 放課後児童クラブ新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金

（実施主体）市町村

<令和2年度>

（補助対象事業）新型コロナウイルス感染拡大防止に要する衛生用品の購入等及びかかり増し経費
（実績）7市町村41箇所 14,740千円

<令和3年度>

- ①（補助対象事業）新型コロナウイルス感染拡大防止に要する衛生用品の購入等及びかかり増し経費
（実績）6市町村139箇所 14,970千円
- ②（補助対象事業）放課後児童クラブにおけるICT化の推進及びオンライン研修を行うために必要な経費
（実績）6市町村137箇所 17,617千円

<令和4年度>

- ①（補助対象事業）新型コロナウイルス感染拡大防止に要する衛生用品の購入等、かかり増し経費及び感染症対策のための改修等
（実績）10市町村146箇所 18,925千円
- ②（補助対象事業）放課後児童クラブにおけるICT化の推進及びオンライン研修を行うために必要な経費
（実績）6市町村29箇所 2,042千円

<令和5年度>

- ①（補助対象事業）新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら、事業を継続的に実施していくために必要な経費及び感染症対策のための改修
（実施予定）9市町村56箇所
- ②（補助対象事業）放課後児童クラブにおけるICT化の推進及びオンライン研修を行うために必要な経費
（実施予定）7市町村88箇所

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価】

- 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室において、衛生用品の購入やICT化が促進されたことで、新型コロナウイルス感染症の拡大防止につながるとともに、事業運営の継続が図られ、子どもの安全安心な居場所の確保につながった。

5 県民生活・社会活動

(3) 文化・スポーツ・イベント

◆ 取組内容

危機管理部 危機管理・防災課

○ 高知県総合防災訓練・地域防災フェスティバル

- ・ R2年 新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ中止
- ・ R3年 新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ中止
- ・ R4年 新型コロナウイルス感染防止対策を徹底して開催
 - ・ 入場時は、受付において検温及び手指の消毒の実施
 - ・ 検温確認者には、リストバンドを配布し、会場内で着用
 - ・ 会場内でのマスク着用、身体的距離（1～2m）の確保を呼びかけ

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価】

- それぞれの段階における県の方針に従って対策・運営を行うことで、令和4年には、大きな問題もなく、3年振りに訓練を実施することができた。

【教訓】

- 人事異動で職員が入れ替わる中、防災のノウハウが途切れないよう、感染防止対策を徹底しながら、継続して訓練を実施していくことが重要

◆ 取組内容

文化生活スポーツ部 文化国際課

○ 高知県芸術祭参加協賛行事助成【R2.7.22～R3.3.9】

新型コロナの影響により停滞していた県内文化芸術団体等の文化芸術活動の活性化を図るため、高知県芸術祭の協賛行事として参加する団体の事業に係る経費を助成

「KOCHI ART PROJECTS」助成金（新型コロナウイルス感染症対策）

①一次募集 令和2年7月22日（木）～8月26日（水）

②二次募集 令和2年9月16日（水）～3月9日（火）

| | 決定事業数 | 決定額 | 確定事業数 | 確定額 | (税抜) |
|------|-------|-----------|-------|-----------|------|
| 一次募集 | 19 | 1,771,000 | 15 | 1,125,000 | |
| 二次募集 | 23 | 1,992,000 | 23 | 1,785,000 | |
| 合計 | ※42 | 3,763,000 | 38 | 2,910,000 | |

※内3事業中止、1事業交付なし

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価】

- 助成支援を行うことで、文化芸術活動の後押しとなった。

5 県民生活・社会活動

(3) 文化・スポーツ・イベント

文化生活スポーツ部 文化国際課

◆ 取組内容

○ まんが甲子園

- ・ R2年 第29回大会の中止、代替オンラインイベント「まんが甲子園増刊号」開催
- ・ R3年 第30回大会をオンライン開催、海外3校を含む全40校をオンラインでつなぎ、2日間の競技を実施
応援企画等イベントもオンラインで配信
- ・ R4年 第31回大会をハイブリッド開催、海外2校がオンライン、他31校が高知で2日間の競技を実施
感染症対策として競技ブースを拡充し密を回避し、出場者には2週間の体調確認を依頼
看護師を1名→2名に増やし、体調不良者が発生した際の体制を強化

○ 全国漫画家大会議

- ・ R2年 第7回大会をオンライン開催、イベントを全てオンライン配信した。
- ・ R3年 第8回大会をオンライン開催、一部イベント（まんが教室、特別ライブ）のみ県内会場で開催。
まんが教室、特別ライブとも会場の収容能力の1/2以下の動員とし、検温、消毒、マスク着用を
徹底のうえで実施した。
- ・ R4年 第9回大会をハイブリッド開催、一部イベントはオンライン配信での実施とし、イベント会場も分散
化することで一会場当たりの観客動員を減らし、密を回避した。

○ 国際交流（新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となった国際交流事業）

- ・ R元年度 日韓交流おまつりin Seoulへの参加の中止（1,164千円）
- ・ R2年度 フィリピンベンゲット県州45周年記念訪問団派遣の中止（3,190千円）
アルゼンチン高知県人会創立50周年記念式典及びパラグアイ・ピラポ入植60周年記念式典
への訪問団派遣の中止（6,396千円）
- ・ R3年度 全羅南道姉妹交流締結5周年記念訪問団派遣の中止（1,592千円）
パラグアイ日本人移住85周年及びパラグアイ高知県人会創立45周年記念訪問団派遣の
中止（4,884千円）

○ 感染症対策と両立した活動を継続するための安全・安心な環境づくり

- ・ オンライン学習や少人数教室による日本語教育を行うための環境支援
- ・ ICTを活用した日本語教室の運営支援
- ・ 海外研修員受入時の隔離等に要する経費などの受入環境整備支援

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価】

- それぞれの段階における県の方針に従って対策・運営を行うことで、イベント運営においてもクラスターの発生等の問題なく実施できた。
- 第31回まんが甲子園では1校の生徒が事前の体調確認でコロナウイルス感染が発覚したが、事前に対応マニュアル（参加ルール）を作成していたため、学校側への説明等もスムーズに行うことができた。
(当該校は参加不可・失格)

5 県民生活・社会活動

(3) 文化・スポーツ・イベント

文化生活スポーツ部 スポーツ課

◆ 取組内容

- **スポーツ振興推進事業費補助金【R4.4.1～R5.3.31】**
国体開催に係るPCR検査の実施及び新型コロナウイルス感染症対策に係る消耗品の購入
(実績：1,049,400円)
- **高知龍馬マラソン開催費補助金【R4.4.22～R5.3.31】**
高知龍馬マラソンにおける新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために必要な感染症対策経費を支援
※R2, 3年度大会は新型コロナウイルスの影響で大会中止

◆ 評価（課題）・教訓等

- 【評価】**
- スポーツ振興推進事業費補助金によりPCR検査キットを購入することで、円滑に国体に参加できた。
 - 高知龍馬マラソン開催費補助金により感染症対策を講じた結果、感染報告件数は0件となった。
- 【教訓】**
- 消耗品や備品等の購入は、感染症の流行と収束の両方を見据えて計画的に選定する必要がある。

5 県民生活・社会活動

(3) 文化・スポーツ・イベント

林業振興・環境部 林業環境政策課

◆ 取組内容

○ 森林環境学習フェア等開催委託業務

- ・ R2 新型コロナの影響により、共催する高知県木材普及推進協会が不参加となったことや、ブースの出展者が集まらなかったことから、開催を中止とした。
- ・ R3 9/24時点で感染レベルが「警戒」だったため開催を決定（「非常事態」の場合中止又は延期）
来場者・・・検温、手指消毒、マスク着用のうえリストバンドを配布
関係者・・・開催2週間前より検温を実施、当日は検温、手指消毒、マスク着用
出展ブース・・・テント内の人数制限
飲食出展者はテントに側幕、飛沫防止カーテン設置、消毒液設置
マスク、ビニール手袋着用の徹底
可能な限りテイクアウト提供、電子マネー支払い対応
会場椅子等の消毒
ステージやブースの様子をYouTubeで配信
バスツアーについては感染拡大の影響で中止
- ・ R4 概ねR3年度と同様の対応を行い開催
バスツアーについても検温、手指消毒、マスク着用を徹底し開催

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価】

- 森林環境学習フェアの開催によりクラスター等の発生はなかったため、適切な対応がとられたものとする。
- 来場者数はR1（18,025人）より大きく減少した（R3：約5,000人、R4：6,398人）

5 県民生活・社会活動

(4) 県有施設の対応（県庁舎）

総務部 管財課

◆ 取組内容

○ 温度検知サーマルカメラシステムの設置【R3.1月～R5.3月】

来庁者の体温を測定し、37.5度以上の場合は感知できるよう、本庁舎（議会棟含む）及び西庁舎、北庁舎の出入り口にサーマルカメラを設置

◆ 評価（課題）・教訓等

<評価>

○ 不特定多数が来庁する中、発熱者を感知することにより、庁舎内での感染リスクを低減することができた。

5 県民生活・社会活動

(4) 県有施設の対応（休館対応）

文化生活スポーツ部 文化国際課、歴史文化財課
林業振興・環境部 林業環境政策課、自然共生課
土木部 公園下水道課

◆ 取組内容

【主な県有施設の休館対応】

○ R2.3.6～3.22（17日間）

美術館、文学館、歴史民俗資料館、坂本龍馬記念館、高知城歴史博物館、埋蔵文化財センター（R2.3.4～3.19（16日間））、高知城（天守・懐徳館）（R2.3.6～3.19（14日間））、甫喜ヶ峰森林公園（R2.3.5～3.22（18日間）一部供用中止）、森林研修センター情報交流館（R2.3.5～3.22（18日間））、牧野植物園（R2.3.5～3.22（18日間）一部閉鎖）、月見山こどもの森（R2.3.5～3.22（18日間）一部閉鎖）、青少年教育施設（青少年センター等）（R2.3.4～3.24（21日間））、オーテピア（R2.3.4～3.24（21日間））

○ R2.4.10～5.10（31日間）

美術館、文学館、歴史民俗資料館、坂本龍馬記念館、高知城歴史博物館、高知城（天守・懐徳館）、県民文化ホール、埋蔵文化財センター、県民体育館、武道館、弓道場休館、春野総合運動公園、のいち動物公園、ジャングルミュージアム（R2.4.10～5.25（46日間））、土佐西南大規模公園、室戸広域公園、室戸体育館、池公園（有料施設）、甫喜ヶ峰森林公園、森林研修センター情報交流館、牧野植物園、月見山こどもの森、高知まんがBASE（R2.4.9～5.10（32日間））、青少年教育施設（青少年センター等）、オーテピア

○ R3.8.21～9.26（37日間）

坂本龍馬記念館、高知城歴史博物館、高知城（天守・懐徳館）、牧野植物園（一部閉鎖）

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価】

- 休業等要請期間において、感染者数等が減少し、感染症対応の目安におけるステージが下がるなど感染拡大防止に寄与した。

5 県民生活・社会活動

(4) 県有施設の対応（文化施設等）

◆ 取組内容

文化生活スポーツ部 文化国際課、歴史文化財課

○ 県立文化施設等感染拡大防止事業

- ・ 新型コロナウイルス感染症予防及び拡大防止対策に必要な消耗品や備品の購入（R2実績：高知城歴史博物館1,313千円、美術館788千円、歴史民俗資料館618千円、坂本龍馬記念館465千円、文学館512千円、県民文化ホール772千円）
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための備品購入及びリモート会議等に必要な機器の購入（R2実績：9,083千円）
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための備品購入（R2～3実績：高知城歴史博物館317千円）
- ・ 県民体育館、武道館、弓道場、スポーツ科学センター、障害者スポーツセンターにおける新型コロナウイルス感染症予防及び拡大防止対策に必要な消耗品や備品の購入（実績：10,847,441円）
- ・ 地域スポーツハブを担う施設や県民体育館等の県内16施設で実施するデジタル技術を活用したスポーツ教室や講習会に要する備品や消耗品の購入（実績：19,639,992円）
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための文化施設のトイレ及び空調設備の更新（R2～R3実績：107,396千円）
- ・ キャッシュレス決済・チケットレス等への対応に必要なシステムの導入やリモート会議・講座開催のための環境整備、感染症対策の実施（R2実績：11,410千円）

○ 県立文化施設感染症対策事業

- ・ 県民文化ホールでの催し毎の消毒作業費用補填（実績 R2:3,699千円、R3:5,632千円、R4:9,023千円）

【高知城（懐徳館）における感染症対策】

○ 高知城感染拡大防止事業

- ・ 新型コロナウイルス感染症予防及び拡大防止対策に必要な消耗品や備品の購入（R2実績：1,625千円）

【新型コロナ感染拡大に伴う文化施設の減収補填】

- 県民文化ホール：98,697千円（R2:56,800千円 R3:35,998千円 R4:5,899千円）
- 歴史民俗資料館：766千円（R2）
- 坂本龍馬記念館：61,411千円（R2:28,550千円 R3:15,799千円、R4:17,062千円）
- 高知城歴史博物館：13,523千円（R2:3,950千円、R4：9,573千円）

【新型コロナ感染拡大に伴う県立高知公園の減収補填】

- ・ 145,153千円（R2:62,699千円 R3:57,737千円、R4:24,717千円）

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価・教訓】

- 各館ともコロナに対応した対策を行うことで、安心して利用いただくことができました。
- コロナ禍では、感染リスクを抑えるとともに、利用者の安心意識の高まりにも対応し、利用者の増加を図らなければならない点の対応が必要であった。

5 県民生活・社会活動

(4) 県有施設の対応（その他各施設の感染防止策等）

商工労働部 商工政策課

◆ 取組内容

○ 地場産業振興センター等設備整備事業費補助金【R2.10.29～R4.3.31】

地場産業振興センターの感染防止対策を実施するため、換気設備の増強・トイレ改修等に係る費用について、（公財）高知県産業振興センターへ補助
（補助実績：75,132千円）

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価】

- 県内最大のコンベンション施設である「高知ぢばさんセンター」の換気設備の増強等を行うことにより、感染拡大防止に一定の効果があつた。

商工労働部 工業技術センター、紙産業技術センター、海洋深層水研究所、高知高等技術学校、中村高等技術学校

◆ 取組内容

<工業技術センター、紙産業技術センター、海洋深層水研究所>

- 「県内の感染状況を踏まえた対応方針、県民・事業者の皆様へのお願い」を来所者向けに掲示
- 感染拡大地域から来所依頼があつた際、電話で来所自粛の呼びかけ（工業技術センター、紙産業技術センター）
- 自動手指消毒器の設置
- 体温検知システムの設置
- 技術相談室、職員室への飛散防止仕切フィルムの取付（工業技術センター、紙産業技術センター）
- 面談室への飛散防止パネル設置
- 職員執務室の分散
- 執務室へのオゾン脱臭除菌機設置（海洋深層水研究所）

<高知高等技術学校、中村高等技術学校>

- 「県内の感染状況を踏まえた対応方針、県民・事業者の皆様へのお願い」等の注意喚起ポスターを来校者向けに掲示
- 自動手指消毒器の設置
- 体温検知システムの設置（高知高等技術学校）
- 飛散防止パネルの設置（高知高等技術学校）

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価】

- 各施設においてクラスターは発生せず、感染防止対策に寄与できた。
- 感染状況に応じた県の対応方針を周知することができた。

5 県民生活・社会活動

(4) 県有施設の対応（その他各施設の感染防止策等）

◆ 取組内容

商工労働部 雇用労働政策課

○ 高等技術学校施設等整備事業費【R2年度～R3年度】

- ・ 感染防止対策として、高知、中村の各高等技術学校の施設改修や機器の整備等を実施
- ・ ウイズコロナ、アフターコロナ等の社会構造の変化に対応するため、企業で導入が進むデジタル化対応機器を整備

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価】

- 施設改修（寮の各部屋を個室化、非接触型センサーの設置等）やオンライン訓練が実施可能となる機器の整備等により、感染予防・拡大防止対策ができた。
- デジタル化対応機器を活用できる人材の育成を望む企業ニーズに対応した訓練の実施環境の整備ができた。

◆ 取組内容

林業振興・環境部 自然共生課

○ 牧野植物園施設等整備委託料【R2.12.1～R3.10.31】

- ・ 牧野植物園の新型コロナウイルス感染症対策として、来園者と施設職員の接触を避けるためのガイドシステムを導入するとともに、植物や展示品を解説するシステム（多言語）の開発及び無線LANを整備（実績：園内にエリア解説9箇所、展示解説16箇所、植物解説25種類のガイドを設置、ガイドシステム整備委託、公衆無線LAN整備委託 計23,912千円）

○ 牧野植物園感染拡大防止事業【R2.10.3～R3.1.12】

- ・ 牧野植物園における新型コロナウイルス感染症予防及び拡大防止対策に必要な消耗品や備品を購入した（実績：アルコール消毒ポンプ（20本）、飛散防止用パーテーション（24台）、サーモグラフィ（2台） 計1,149千円）

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価】

- 来園者が安心して園内を散策できる環境づくりに一定の効果があった。

5 県民生活・社会活動

(4) 県有施設の対応（その他各施設の感染防止策等）

教育委員会事務局 生涯学習課

◆ 取組内容

<青少年教育施設>

青少年センター、幡多青少年の家、香北青少年の家、高知青少年の家、青少年体育館、塩見記念青少年プラザ、芸西天文学習館

- 非接触体温計・手指消毒液の設置（R 2年度：1,428千円）
- 3密対策のための空調設備の更新、体育館用送風機の導入、網戸取付け（R 2年度：1,439千円 R 2→R 3年度繰越：43,112千円 R 3年度：9,145千円）
- リモート会議やタブレット端末を利用した学習のためのインターネット回線及びWi-Fi環境の整備（R 4年度：1,432千円）

<高知県立図書館（オーテピア）>

- アクリルパーテーション、非接触型体温計、消毒液の設置（R 2年度：1,550千円）
- 電子書籍貸出・閲覧サービスの利用
非来館によるインターネットでの書籍予約サービスに必要なパスワード発行等のSMS通知実施（R 2年度：2,022千円 R 3年度：131千円 R 4年度：6,702千円）
- 館内貸し施設の専用インターネット回線整備によるWeb会議サービス環境の改善（R 3年度：412千円 R 4年度：109千円）
- 図書館所蔵貴重資料のデジタル化（R 2年度：5,995千円 R 3年度：1,238千円 R 4年度：1,776千円）
- 音声読み上げ機能のある電子雑誌閲覧サービスの提供（R 4年度：99千円）
- 研修用・広報用動画の作成（R 4年度：237千円）
- マイナンバーカードと図書館利用カードの連携（R 4年度：3,201千円）

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価・教訓】

<青少年教育施設>

- 学校などでは常に同じ集団で行動してきているが、複数団体が利用する際には団体毎の接点ができるだけないように設定し、それでも体調不良者が出た場合、他団体にも伝え了解を得るようにしていた。
また、一時的な隔離部屋も事前に用意しておく必要がある。
（空き部屋があった場合は対応できるが、万が一に備え、予め用意しておく必要がある）
- コロナ罹患による急なキャンセルは利用者負担金の納入を求めることができず、対応に苦慮した。
（食材調達負担（委託先））

<高知県立図書館（オーテピア）>

- 感染症発生当初、マスク未着用の方には職員が玄関で着用を依頼し、持参されていない方には販売を実施、各階においてもマスク着用の見回りすることで感染対策に努めた。
- アクリルパーテーションは、感染対策の目的以外にも、各自の学習スペースの確保に有効であった。

5 県民生活・社会活動

(4) 県有施設の対応（その他各施設の感染防止策等）

土木部 公園下水道課

◆ 取組内容

- **県立都市公園における安全・安心な利用環境の創出等**
 - ・ サーマルカメラ・非接触体温計の導入（R2年度 6,014千円）
春野総合運動公園、のいち動物公園、土佐西南大規模公園、室戸広域公園、室戸体育館、池公園
- **県立都市公園における利用料収入の減、感染拡大防止のための消耗品や監視員等の増加に伴う管理代行料の補てん**
 - ・ R元:5,106千円 室戸広域公園、室戸体育館、春野総合運動公園、土佐西南大規模公園
 - ・ R2:44,900千円 春野総合運動公園、土佐西南大規模公園
 - ・ R4:37,210千円 のいち動物公園、春野総合運動公園、土佐西南大規模公園

◆ 評価（課題）・教訓等

- 【評価】**
- 利用者数が増加し「3密」を回避できるオープンスペースとして都市公園の価値が見直されており、今後も安全・安心で快適な利用環境の創出に取り組んでいく必要がある。
（例：のいち動物公園 R2：14万人→R3：19万人→R4：21万人）

◆ 取組内容

多数の関係部局を取りまとめ

- **県庁舎や各部局の所管する各種施設・公園のトイレ等の改修**
 - ＜改修内容＞
 - ・ 和式トイレの洋式化や便器の洗浄操作レバーや洗面台の非接触タイプへの改修
 - ・ 施設内の空調設備、エアコンの改修 など
 - ＜改修箇所＞
 - ・ 本庁舎・西庁舎のトイレ
 - ・ 県立学校並びに県立大学及び工科大学のトイレ・エアコン
 - ・ 公園のトイレ（道の駅、漁港、海岸、県立都市公園等）
 - ・ 文化施設のトイレ・空調設備（県民文化ホール、歴民館、龍馬館、美術館等）
 - ・ その他施設のトイレ・空調設備（森林研修センター情報交流館、交通安全子どもセンター等）

◆ 評価（課題）・教訓等

- 【評価】**
- 不特定多数が利用し、手を触れるトイレ内のレバー等を非接触とするなど、トイレ等の衛生環境を改善することにより、利用者の感染拡大防止に寄与した。

5 県民生活・社会活動

(5) 災害時の対応

危機管理部 南海トラフ地震対策課
教育委員会事務局 学校安全対策課

◆ 取組内容

- **避難所における新型コロナウイルス感染症対策【R2.4月～R5.5月】**
 - ・ 国（内閣府、消防庁等）から示された、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応等に基づき、市町村へ適宜、感染防止対策（十分なスペースの確保やホテルや旅館等の活用、避難所における衛生環境の確保、症状が出た際の対応等）を呼びかけ
 - ・ 市町村においては、避難所の新型コロナウイルス感染症対策のためのマニュアルやチェックリスト、備品（マスク、消毒液、体温計、パーティション等）を整備し、コロナ禍における避難（ためらうことなく避難、マスクやタオル等の持参等）について、広報誌等を活用して住民へ周知を実施
- **避難場所・避難所における新型コロナウイルス感染症対策を支援（地域防災対策総合補助金）**
【R2.4.1～R4.3.31】
 - ・ 補助対象経費
 - ① 備品購入及び設備整備に係る経費（マスク、消毒液、体温計、パーティション、段ボールベッド、テント、ゴミ箱、使い捨て手袋、防護服、シューズカバー、簡易トイレ、防災倉庫の設置等）
 - ② 施設の使用料（感染症対策としてホテル、旅館等の使用に係る宿泊費等）※災害救助法適用を受けた場合は対象外
（補助金交付実績）

| | | |
|-------|-----------|-------|
| 令和2年度 | 112,134千円 | 29市町村 |
| 令和3年度 | 21,777千円 | 9市町 |
- **県立学校の避難所における対策【R2.5.26】**
 - ・ 県立学校に対して、災害発生時の避難所における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難行動や避難所対応について、既存の「学校防災マニュアル」「避難所対応マニュアル」及び「学校再開計画」を見直す場合には、所在の市町村担当部局と情報共有しながら検討するよう通知

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価・教訓】

- 南海トラフ地震に限らず、豪雨災害や台風等の災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策を万全に期すことが重要となるため、豪雨災害の発生が多くなる時期までに感染症対策に必要な備品の整備やホテル及び旅館等の活用の検討ができるよう、迅速な対応が必要
- 屋外を含む避難場所においても感染症対策が必要であるとの市町村からの意見に基づき、R3年4月から補助対象に避難場所の追加を行った。
- 避難所の感染症対策については、健康政策部との協力体制が必要
- 毎年行っている各学校の危機管理マニュアル提出依頼文書を発出する際に、感染症対策のことを引き続き入れていく必要がある。
- 研修会等の機会を捉えて、災害時の避難行動や避難所運営における感染症対策について啓発していく。

5 県民生活・社会活動

(6) 人権、心のケアに関すること (1 / 2)

子ども・福祉政策部 障害保健支援課

◆ 取組内容

○ 新型コロナウイルス「心のケア 相談窓口」の設置【R2.3.10～R5.3.31】

新型コロナウイルスに感染された方やそのご家族、医療従事者の方をはじめ、県民の方からの心のケアに関する相談対応窓口を精神保健福祉センター内に設置し、精神保健福祉士や心理士等が心の相談に対応
(相談件数実績 R2 : 147件 R3 : 93件 R4 : 41件 計281件)

○ 自殺対策推進センター

精神保健福祉センター内に設置している自殺対策推進センターにおいて、自殺予防のための相談・支援を実施
(相談件数実績 R2 : 239件 R3 : 185件 R4 : 158件 計582件)

○ 自殺対策啓発事業【R2.4.1～R5.3.31】

新型コロナウイルス「心のケア 相談窓口」の周知や、自殺予防に関する啓発を、テレビCMや新聞広告、YouTube広告等の広報媒体を活用して広く周知
実績 (R2～R4)

TVCM : 1,306回

新聞広告 : 65回

youtube広告 : 54万回以上表示

インターネット広告 : 29万回以上表示

ウエットティッシュ広告 : 6万個を薬剤師会を通じて、県内薬局の400店舗で配布

リーフレット作成 : 6万枚を県内薬局400店舗等に配布

新聞折り込み15万世帯配布 (R5.1.15)

○ 高知いのちの電話活動強化支援事業【R2.4.1～R5.3.31】

高知いのちの電話協会が行う相談員の養成や資質向上等にかかる経費を助成し、コロナ禍における電話相談の活動を充実強化

(相談件数 R2:8,491件、R3:8,486件、R4:9,232件、計26,209件)

※相談件数はコロナ関係以外も含む

○ メンタルヘルスチェックシステム運用

パソコンや携帯電話等から、簡単な質問に答えてストレス度・落ち込み度をチェックできる「こころの体温計」をホームページに掲載し、県民の心のケアを行うとともに、相談窓口を周知

(アクセス件数実績 R2 : 68,150件 R3 : 77,585件 R4 : 60,209件 計205,944件)

○ かかりつけ医心の健康対応力向上研修

内科医等のかかりつけ医を対象にうつ病の基礎知識を学ぶ研修を実施し、精神科との連携を強化

(受講実績 R2 : 58人、R3 : 48人、R4 : 49人 計155人)

5 県民生活・社会活動

(6) 人権、心のケアに関すること (2 / 2)

◆ 評価 (課題) ・教訓等

【評価】

- 新型コロナウイルス感染症は、県民に大きな不安を与えたが、いち早く精神保健福祉センターに「心のケア相談窓口」を開設し、医療従事者等を含む県民の不安や悩みを聞き取り、心のケアに関して迅速に対応することができた。
- 「心のケア 相談窓口」を、TVCMやインターネット、YouTube、新聞広告など様々な媒体を活用して繰り返し周知することで、自殺予防を強化することができた。
- 「こころの体温計」をホームページに掲載することで、県民に幅広く活用してもらうことができた。

◆ 取組内容

子ども・福祉政策部 人権・男女共同参画課

○ 新型コロナウイルス感染症に関する差別、誹謗・中傷の防止への対応

- ・ 人権相談受付件数 50件 (R1~R4)
- ・ 市町村を通じて、人権啓発に実施と、人権への配慮を住民に周知依頼 (R1~R3)
- ・ (公財) 高知県人権啓発センターが実施する研修において周知 1,161回 (R2~R4)
- ・ 広報の実施 (R3~R4)
 - 啓発チラシの配布 (官公庁、企業、学校、保育園等)
 - 啓発ポスターの配布 (1000枚 官公庁、学校、J A、土佐くろしお鉄道やJR四国の主要駅 他)
 - 新聞広告：高知新聞1回、ペンシル広告4回
 - テレビCM：18回
 - 県広報テレビ・ラジオでの読み上げ、県公式Twitter投稿

◆ 評価 (課題) ・教訓等

【評価】

- 新型コロナウイルス感染症に関する差別、誹謗中傷の防止にかかる広報啓発について、工夫して実施することができた。

【教訓】

- 感染症に関する差別、誹謗中傷の防止にかかる広報啓発は、機を失することなく実施することが重要

5 県民生活・社会活動

(7) 相談体制（問合せ窓口）

危機管理部 危機管理・防災課

◆ 取組内容

○ 新型コロナウイルス問合せ窓口の設置【R2.3.3～R5.5.7】

- ・ 必要に応じ県庁内の関係課へ取り次ぐなど、新型コロナウイルス感染症に関する県民の困りごとに対応するため、高知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議として設置
- ・ 県庁内の全部局が連携し、県職員が輪番制で電話対応にあたった。

<受付時間>

- ・ R2.3.3～R2.9.15：平日の午前8時30分から午後9時まで
- ・ R2.9.16～R5.5.7：平日の午前8時30分から午後5時15分まで

<受付実績>

のべ10,354件

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価】

- 専用窓口を設けた健康相談などを除くあらゆる問い合わせに一元的に対応することで、県民の皆さまのご不安解消につながるとともに、関係部局の負担軽減を図ることができた。

【教訓】

- 県職員一人一人が適切な電話対応を行うためには、しっかりした対応マニュアルの整備が必要

6 広報・情報発信

(1) 県民に向けた情報発信 (1 / 2)

総務部 広報広聴課

◆ 取組内容

○ ホームページやSNS等の広報媒体により、日々の感染情報や県の支援施策など、新型コロナウイルス感染症に関する情報を県民に発信

■ 記者会見等

- ・ 知事や健康政策部による記者会見により、感染者数等の情報を提供
- ・ 感染者数等の情報について、県政記者に情報提供（投げ込み）

知事記者会見：141件（R元～R4年度実績）
健康政策部記者会見：646件（R元～R4年度実績）
県政記者への情報提供：R2.3月から原則毎日投げ込み（R5.5.8まで）

■ SNS（X（旧Twitter）、Facebook、LINE、TikTok）

- ・ X（旧Twitter）、Facebookなどで感染患者数の速報値やワクチンの接種率等の情報を発信
- ・ R4年5月には、TikTokでワクチン接種の呼びかけ動画を投稿

R2.2.27～R5.5.7 X（旧Twitter）、Facebookによる情報発信を開始（R2.4.9～毎日アップ）
R2.7.27～R5.5.7 LINEによる情報発信を開始（X（旧Twitter）、Facebookと同内容を発信）
R4.5.18 TikTokで動画を投稿
R5.5.8～ 一週間ごとに感染情報を発信（X（旧Twitter）、Facebook、LINE）

■ インターネット（ホームページ、知事記者会見動画、ライブ中継）

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する特設ページを開設し、感染者の発生状況や相談窓口等の関連情報を集約して発信
- ・ 高知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議における知事メッセージやぶら下がり会見の動画の発信、ライブ中継を実施

知事記者会見動画【R2.3.13～】：122件（R元～R4年度実績）
ライブ中継【R2.4.30～】：55件（R2～R4年度実績）

■ 紙媒体による広報物（ポスター、チラシ、さんSUN高知、新聞広告）

- ・ ポスター、チラシにより新型コロナウイルス感染症対策の情報を市町村や関係団体等に配布
- ・ 県広報紙（さんSUN高知）や新聞広告で、感染症対策に係る県予算や経済支援策の情報、また、休業要請などについてお知らせ

ポスター、チラシ【R2.5】：市町村、県立施設、関係団体等に配布
さんSUN高知【R2.5月号～】：「特集」「ピックアップ」や「情報ひろば」欄に掲載
新聞広告【R2.3.14～】：26回掲載（R元年度～R4年度実績）

■ テレビ等を活用した広報（TV番組、TV読み上げ、知事等ラジオ出演、ラジオ読み上げ）

- ・ テレビ番組で、知事記者会見の映像や手洗いの仕方、融資制度等について発信
- ・ 知事等のラジオ出演やラジオ読み上げにより、感染状況や相談窓口等の情報を発信

TVおはよう高知：143回（R2～R4年度実績）
TV読み上げ（KUTV「県民ニュース」、KSS「知っとく高知県」）：512回（R元～R4年度実績）

■ デジタルサイネージ放映（R2～R3年度（市内7箇所））

- ・ 高知市内において、三密回避や非常事態への引き上げなどの情報を随時デジタルサイネージで放映

6 広報・情報発信

(1) 県民に向けた情報発信 (2 / 2)

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価】

- 新型コロナウイルス感染症に関する日々の情報やメッセージについては、紙媒体や電波による広報媒体に加え、県公式SNSやHPを積極的に活用するとともに、特に知事から県民へのメッセージ等については、YouTubeを通じたライブ中継をするなど、タイムリーな広報に努めた。
- また、緊急で県民にお知らせしなければならない案件も多数発生したため、早急にマスコミと連携をはかり、記事の差し替えを行うなど、柔軟かつ迅速な対応に努めた。

【教訓】

- 広報広聴課としては、今後の感染症対策等を見据え、日頃からマスコミや関係機関との連携を深めておくとともに、補助金等の事業を所管する担当課とも情報の共有に努め、事業内容を把握しておくなど、引き続き、正確かつタイムリーな情報を県民に伝えることを意識した広報に努めることが重要

◆ 取組内容

商工労働部 雇用労働政策課

○ ホームページ等の広報媒体により、事業主・労働者向けの支援制度に関する情報を県民に周知

■ ホームページ【R2.3月～】

- ・ 雇用労働政策課のホームページに「事業主・労働者の皆さまへ（新型コロナウイルスに関する助成金など）」のページを開設し、新型コロナウイルス感染症に関係する融資・給付等の制度などの関連情報を周知

■ テレビ・ラジオでの読み上げ【R4.3月・8月】

- ・ 広報広聴課が行うテレビ・ラジオでの読み上げにより、「小学校休業等対応助成金」について、制度及び窓口、申請期限等の周知

◆ 評価（課題）・教訓等

【評価】

- 事業主・労働者にとって必要となる支援制度に関する情報を一覧表にまとめて提供することができた。

①高知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 開催概要（1/5）

| 日付等 | | 概要 |
|---------------|------|--|
| 令和2年 2月13日 | 第1回 | ・高知県危機管理本部設置要綱に基づき、高知県新型コロナウイルス感染症対策本部を設置 |
| 2月28日 | 第2回 | ・基本的な感染症予防の取組の徹底、献杯、返杯の自粛を呼びかけ |
| 2月29日 | 第3回 | ・県内初の感染者が確認されたことを踏まえ、基本的な感染症予防の取組の徹底を呼びかけ |
| 3月6日 | 第4回 | ・感染予防・感染拡大防止策、情報発信・相談体制の整備、経済影響対策を3本柱とした取り組みを取りまとめ |
| 3月26日 | － | (新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部に移行) |
| 3月31日 | 第5回 | ・3月28日に決定した国の対処方針を踏まえ、県の対策を取りまとめ |
| 4月8日 | 第6回 | ・緊急事態宣言の発出（7都府県）等を踏まえ、4/26までの昼夜を問わない不要不急の外出自粛（特に夜間の3密の場）などを要請 |
| 4月17日 | 第7回 | ・緊急事態宣言の対象区域が全都道府県に拡大されたことを踏まえ、昼夜を問わない不要不急の外出自粛要請などを5/6まで延長 |
| 5月5日 | 第8回 | ・緊急事態宣言は延長されたものの、国の対処方針の変更や県内の感染状況等を踏まえ、昼夜を問わない不要不急の外出自粛要請等を終了 |
| 5月15日 | 第9回 | ・39県の緊急事態宣言の解除したものの、8都道府県で緊急事態宣言が継続していることを踏まえ、他県への不要不急の移動の自粛を要請 ・また、県内事業者へ各業界団体が整備した「感染防止のためのガイドライン」等を参考にした感染拡大防止対策の実施を要請 |
| 5月26日 | 第10回 | ・緊急事態宣言の全面解除や感染状況等を踏まえ、感染拡大の防止対策の継続を前提に、経済活動を本格的に再開させることを確認 ・「感染症対応の目安」を決定（「ゼロ（緑）」） |
| 7月22日 | 第11回 | ・「感染症対応の目安」のステージ変更（「ゼロ（緑）」→「注意（黄）」） |
| 8月12日 | 第12回 | ・「感染症対応の目安」の内容変更（ステージ「非常事態（紫）」の追加等） |
| 10月23日 | 第13回 | ・「感染症対応の目安」の内容変更（ステージ「ゼロ（緑）」の名称を「感染観察（緑）」に変更、判断指標のうち、直近7日間の新規感染者数を変更） |
| 12月2日 | 第14回 | ・「感染症対応の目安」のステージ変更（「注意（黄）」→「警戒（オレンジ）」） ・今後2週間、会食について、可能な範囲で規模縮小・時間短縮等を要請 |
| 12月9日 | 第15回 | ・「感染症対応の目安」のステージ変更（「警戒（オレンジ）」→「特別警戒（赤）」） ・12/16まで、重症化リスクが高い方への「酒類を提供する飲食店」への外出自粛、会食について「4人以下のグループ」「2時間以内」等を要請 |

<参考資料>

①高知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 開催概要（2/5）

| 日付等 | | 概要 |
|----------------|------|---|
| 令和2年 12月14日 | 第16回 | <ul style="list-style-type: none"> ・12/16までの取組を12/30まで延長 ・営業時間短縮の協力要請（飲食店、旅館・ホテル、カラオケボックス・ライブハウス） |
| 令和3年 1月8日 | 第17回 | <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言が4都府県で発出されたこと等を踏まえ、2/7までの他県との往来等について要請（緊急事態宣言の対象地域等の感染拡大地域への移動を必要最小限とすることなど） |
| 1月22日 | 第18回 | <ul style="list-style-type: none"> ・「感染症対応の目安」のステージ変更（「特別警戒（赤）」→「警戒（オレンジ）」） |
| 2月5日 | 第19回 | <ul style="list-style-type: none"> ・他県との往来についての要請を、3/7まで延長 ・会食等について要請（可能な範囲で「規模縮小」「時間短縮」、会話が主となる時間帯には、できる限りマスク着用を励行等） |
| 3月19日 | 第20回 | <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言の全面解除を踏まえ、他県との往来等についてを要請（旅行の際は、感染状況が落ち着いている地域を選び、混雑しない時期に、普段から接している仲間と楽しむことなど）（3/22～4/30） |
| 4月21日 | 第21回 | <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言の4都県での発出やまん延防止等重点措置地域の追加（愛媛県）を踏まえ、該当地域との往来を必要最小限とすること等を要請 |
| 5月19日 | 第22回 | <ul style="list-style-type: none"> ・会食を契機とした感染増加を踏まえ、会食について「4人以下のグループ」、「2時間以内」とすることなどを要請。（5/20～31） |
| 5月24日 | 第23回 | <ul style="list-style-type: none"> ・「感染症対応の目安」のステージ変更（「警戒（オレンジ）」→「特別警戒（赤）」） ・営業時間短縮の協力要請（高知市・四万十市の飲食店、旅館・ホテル、カラオケボックス・ライブハウス） |
| 6月4日 | 第24回 | <ul style="list-style-type: none"> ・高知市の事業者への営業時間短縮の協力要請の延長（四万十市は、6/8で終了） |
| 6月17日 | 第25回 | <ul style="list-style-type: none"> ・高知市の事業者への営業時間短縮の協力要請の終了（6/20まで） |
| 6月28日 | 第26回 | <ul style="list-style-type: none"> ・高知市周辺で感染が広がっていることを踏まえ、感染防止対策の継続を要請（会食について、「4人以下のグループ」、「2時間以内」とするなど） |
| 7月9日 | 第27回 | <ul style="list-style-type: none"> ・感染状況を踏まえ、感染防止対策の継続を要請（会食について、「4人以下のグループ」、「2時間以内」とするなど） ・コロナワクチンの県営接種会場の設置について（7/17～） |
| 7月21日 | 第28回 | <ul style="list-style-type: none"> ・「感染症対応の目安」のステージ変更（「特別警戒（赤）」→「警戒（オレンジ）」） |
| 8月6日 | 第29回 | <ul style="list-style-type: none"> ・「デルタ株」による感染拡大を踏まえ、夏休みやお盆期間中の感染防止対策の徹底を呼びかけ |
| 8月16日 | 第30回 | <ul style="list-style-type: none"> ・「感染症対応の目安」のステージ変更（「警戒（オレンジ）」→「特別警戒（赤）」） ・2回のワクチン接種を終えられていない方は、同居の家族や普段から接している仲間以外の方と接触することを極力控えていただくことなどを要請 |

<参考資料>

①高知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 開催概要（3/5）

| 日付等 | | 概要 |
|---------------|------|---|
| 令和3年 8月19日 | 第31回 | <ul style="list-style-type: none"> ・「感染症対応の目安」のステージ変更（「特別警戒（赤）」→「非常事態（紫）」） ・高知市、南国市、香南市への追加の協力要請（昼夜を問わない不要不急の外出自粛、同居家族以外との会食を控える） ・営業時間短縮の協力要請（高知市、南国市、香南市の飲食店、旅館・ホテル、カラオケボックス・ライブハウス）（8/21～9/3） ・県主催イベントの原則、中止・延期・開催方法の見直しなど |
| 8月26日 | 第32回 | <ul style="list-style-type: none"> ・高知市を措置区域とした「まん延防止等重点措置」に伴う追加の協力要請（8/27～9/12） ・酒類の提供自粛も含めた営業時間短縮の協力要請など（高知市の飲食店、旅館・ホテル、カラオケボックス・ライブハウス） |
| 9月1日 | 第33回 | <ul style="list-style-type: none"> ・営業時間短縮の協力要請の延長など（南国市の飲食店、旅館・ホテル、カラオケボックス・ライブハウス）（～9/12） |
| 9月9日 | 第34回 | <ul style="list-style-type: none"> ・高知市を措置区域とした「まん延防止等重点措置」の解除 ・ステージ「非常事態（紫）」を踏まえた、営業時間短縮の協力要請の延長（高知市の飲食店、旅館・ホテル、カラオケボックス・ライブハウス）（～9/26） |
| 9月22日 | 第35回 | <ul style="list-style-type: none"> ・「感染症対応の目安」のステージ変更（「特別警戒（赤）」→「警戒（オレンジ）」） |
| 9月28日 | 第36回 | <ul style="list-style-type: none"> ・県内の感染状況や全国における「緊急事態宣言」等の解除の状況も踏まえ、会食時の基準を緩和するとともに、観光需要喚起策を再開することを発信（10/1～） |
| 11月25日 | 第37回 | <ul style="list-style-type: none"> ・「感染症対応の目安」の変更（国分科会の「新たなレベル分類の考え方」を踏まえた対応） |
| 令和4年 1月7日 | 第38回 | <ul style="list-style-type: none"> ・「感染症対応の目安」のステージ変更（「感染観察（緑）」→「注意（黄）」） ・まん延防止等重点措置地域など、感染拡大地域との往来は極力控えることを要請 |
| 1月20日 | 第39回 | <ul style="list-style-type: none"> ・「感染症対応の目安」のステージ変更（「警戒（オレンジ）」→「特別警戒（赤）」） ・感染防止対策の徹底を要請（会食について、「4人以下のグループ」、「2時間以内」とするなど） |
| 2月7日 | 第40回 | <ul style="list-style-type: none"> ・「まん延防止等重点措置」の適用に向け、国と協議を開始する旨を公表 |
| 2月10日 | 第41回 | <ul style="list-style-type: none"> ・県全域を対象とした「まん延防止等重点措置」に伴う追加の協力要請（2/12～3/6） ・酒類の提供自粛も含めた営業時間短縮の協力要請（飲食店、旅館・ホテル、カラオケボックス・ライブハウス）など |
| 2月18日 | 第42回 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、感染防止対策の徹底を要請（特に重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方、ワクチン未接種の方） |

<参考資料>

①高知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 開催概要（4/5）

| 日付等 | | 概要 |
|---------------|------|--|
| 令和4年 2月25日 | 第43回 | ・各部局にまん延防止重点措置解除後を見据えた対応（出口戦略）の検討を指示（対応の目安となる指標の見直し、経済回復に向けた需要喚起策） |
| 3月4日 | 第44回 | ・「感染症対応の目安」の変更 （オミクロン株の特徴を踏まえ、新規感染者数の基準等を変更） ・まん延防止重点措置解除後（3/7～）の対応 （経済回復に向けた「対象者全員検査活用プロジェクト」など） |
| 3月18日 | 第45回 | ・オミクロン株の特徴を踏まえた、感染予防対策等呼びかけ ・経済回復に向けた「対象者全員検査活用プロジェクト」の延長など |
| 3月24日 | 第46回 | ・「感染症対応の目安」のステージ変更 （「特別警戒（赤）」→「警戒（オレンジ）」） |
| 7月13日 | 第47回 | ・全国的な感染の急拡大や、本県でも過去最多の感染者が確認されたことを踏まえ、今一度、基本的な感染防止対策の徹底等呼びかけ |
| 7月26日 | 第48回 | ・「感染症対応の目安」の当面の運用変更 （感染力は強いが重症化率の低い第7波の感染状況を踏まえ、最大確保病床の占有率、直近7日間の70歳以上の新規感染者数を重視する運用に変更） |
| 7月29日 | 第49回 | ・「感染症対応の目安」のステージ変更 （「警戒（オレンジ）」→「特別警戒（赤）」） ・医療機関の負担軽減・高齢者施設等への支援体制強化の取組を指示 ・重症化リスクの高い高齢者等を守るための感染防止対策の徹底を要請 |
| 8月16日 | 第50回 | ・「感染症対応の目安」のステージ変更 （「特別警戒（赤）」→「特別対策（紫）」） ・「BA.5 対策強化宣言」の発出（8/16～8/31）とそれに伴う追加の協力要請 （高齢者等の不要不急の外出自粛、医療機関のひっ迫回避に向けたお願いなど） |
| 8月29日 | 第51回 | ・「BA.5 対策強化宣言」の延長（～9/16）とそれに伴う協力要請の継続 |
| 9月16日 | 第52回 | ・「BA.5 対策強化宣言」の終了 ・「感染症対応の目安」のステージ変更 （「特別対策（紫）」→「特別警戒（赤）」） |
| 10月6日 | 第53回 | ・「感染症対応の目安」のステージ変更 （「警戒（オレンジ）」→「注意（黄）」） |
| 11月17日 | 第54回 | ・「県の対応の目安」の変更 （国分科会のとりまとめを踏まえ、判断指標（名称、数値）、各ステージにおける対応方針を変更） |
| 12月9日 | 第55回 | ・「感染症対応の目安」のステージ変更 （「警戒（オレンジ）」→「特別警戒（赤）」） ・会食は可能な範囲で「規模縮小、時間短縮」を検討や、重症化リスクの高い方は感染リスクの高い場所への外出は控えること等を要請 |

<参考資料>

①高知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 開催概要（5/5）

| 日付等 | | 概要 |
|----------------|------|--|
| 令和4年 12月21日 | 第56回 | <ul style="list-style-type: none"> ・「感染症対応の目安」のステージ変更（「特別警戒（赤）」→「特別対策（紫）」） ・医療のひっ迫状況を踏まえ、重症化リスクが低く症状の軽い方は、受診に代えた検査キットの無料配布事業による自己検査の実施などを要請 |
| 令和5年 1月11日 | 第57回 | <ul style="list-style-type: none"> ・「感染症対応の目安」のステージ据え置き（対策強化（紫）） ・引き続き、12/21の要請事項を呼びかけ |
| 1月27日 | 第58回 | <ul style="list-style-type: none"> ・「感染症対応の目安」のステージ変更（「対策強化（紫）」→「警戒強化（赤）」） ・発熱などの症状がある方は、検査協力医療機関で受診いただくか、自己検査後に「陽性者フォローアップセンター」への登録を呼びかけ（1/31をもって検査キットの無料配布事業は終了） |
| 3月29日 | 第59回 | <ul style="list-style-type: none"> ・「感染症対応の目安」のステージ変更（「注意（黄）」→「感染観察（緑）」） ・会食、移動の際のワクチン又は検査による陰性確認の推奨を終了するとともに、マスクの着用については、個人の判断に委ねることを基本する旨を示す。 ・5類感染症に移行する5月8日以降の新たな体制の取り扱いについて、4月後半に、改めてお知らせする旨を示す。 |
| 4月21日 | 第60回 | <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の5類移行後の県の対応方針を決定（医療提供体制の「移行計画」など） ・5類感染症への移行に伴い、5/8以降、コロナ対策本部は廃止 ・5/8以降、これまで要請してきた感染防止対策は、県から一律に求めることはなくなり、個人や事業者の判断に委ねる旨を示す。 |

②「感染症対応の目安」のステージの推移（1/3）

| 日付 | ステージの推移等 |
|-----------|---|
| 令和2年5月26日 | ○「感染症対応の目安」の決定 (ステージは「ゼロ（緑）」) |
| 7月22日 | ○「注意（黄）」に変更 |
| 8月12日 | ○「感染症対応の目安」の内容変更 ・ステージの項目に「非常事態（紫）」を追加 ○ステージは「注意（黄）」で維持 |
| 9月23日 | ○「ゼロ（緑）」に変更 |
| 10月23日 | ○「感染症対応の目安」の内容変更 ・ステージ「ゼロ（緑）」の名称を「感染観察（緑）」に変更 ○「感染観察（緑）」で維持 |
| 12月1日 | ○「注意（黄）」に変更 |
| 12月2日 | ○「警戒（オレンジ）」に変更 |
| 12月9日 | ○「特別警戒（赤）」に変更 |
| 令和3年1月22日 | ○「警戒（オレンジ）」に変更 |
| 2月22日 | ○「注意（黄）」に変更 |
| 3月1日 | ○「感染観察（緑）」に変更 |
| 3月4日 | ○「注意（黄）」に変更 |
| 4月5日 | ○「警戒（オレンジ）」に変更 |
| 5月24日 | ○「特別警戒（赤）」に変更 |
| 7月21日 | ○「警戒（オレンジ）」に変更 |

<参考資料>

②「感染症対応の目安」のステージの推移（2/3）

| 日付 | ステージの推移等 |
|-----------|--|
| 令和3年8月16日 | ○「特別警戒（赤）」に変更 |
| 8月19日 | ○「非常事態（紫）」に変更 |
| 9月16日 | ○「特別警戒（赤）」に変更 |
| 9月22日 | ○「警戒（オレンジ）」に変更 |
| 10月11日 | ○「注意（黄）」に変更 |
| 10月18日 | ○「警戒（オレンジ）」に変更 |
| 10月26日 | ○「注意（黄）」に変更 |
| 11月8日 | ○「感染観察（緑）」に変更 |
| 令和4年1月7日 | ○「注意（黄）」に変更 |
| 1月14日 | ○「警戒（オレンジ）」に変更 |
| 1月20日 | ○「特別警戒（赤）」に変更 |
| 3月24日 | ○「警戒（オレンジ）」に変更 |
| 7月29日 | ○「感染症対応の目安」の内容変更 ・ステージ「非常事態（紫）」の名称を「特別対策（紫）」に変更 ○ステージを「特別警戒（赤）」に変更 |
| 8月16日 | ○「特別対策（紫）」に変更 |
| 9月16日 | ○「特別警戒（赤）」に変更 |
| 9月26日 | ○「警戒（オレンジ）」に変更 |

<参考資料>

②「感染症対応の目安」のステージの推移（3/3）

| 日付 | ステージの推移等 |
|-----------|---|
| 令和4年10月6日 | ○「注意（黄）」に変更 |
| 11月28日 | ○「警戒（オレンジ）」に変更 |
| 12月9日 | ○「警戒強化（赤）」に変更 |
| 12月21日 | ○「対策強化（紫）」に変更 |
| 令和5年1月27日 | ○「警戒強化（赤）」に変更 |
| 2月15日 | ○「警戒（オレンジ）」に変更 |
| 2月24日 | ○「注意（黄）」に変更 |
| 3月29日 | ○「感染観察（緑）」に変更 |
| 5月8日 | ○「感染症対応の目安」の廃止 （新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴うもの） |

③県職員の働き方に関する対応

○ 職場の感染対策

職場における感染拡大防止のため、マスク着用や換気、手洗い、三密の回避など、職場における対応等について取組の徹底等を周知

○ 柔軟な働き方に関する取り組み

①「新しい生活様式」「働き方の新しいスタイル」に対する取り組み

令和2年5月15日 国の「基本的対処方針」を受け、「新しい生活様式」「働き方の新しいスタイル」への取り組みとして、テレワークや時差出勤等の活用、業務の見直し、出張の取扱いについて通知

②早出遅出勤務の活用

令和2年6月17日 新型コロナウイルス感染症対策の特例として、要件なく利用可能とする取扱いを周知。特に、夏期の積極的な利用促進を呼びかけ

③テレワークの導入・実施

令和2年7月10日 テレワーク制度の本格導入、システム面の整備を実施

④休憩時間（昼休み）の分散

令和3年5月24日 感染拡大期において、飲食店、売店、エレベーター等の混雑を避けるため、休憩時間の分散を実施

○ 休暇等制度の整備

①新型コロナウイルス感染時等の取扱い

令和2年3月4日 新型コロナウイルスに感染した場合等の休暇制度を整備

②ワクチン接種時の取扱い

令和3年3月15日 職員が医療従事者等としてワクチンを接種する場合は「職務」とするよう通知

令和3年6月3日 職員がワクチンを接種する場合は「職務専念義務の免除」とするよう通知

○ 出勤者数削減の取り組み

①令和2年4月17日 緊急事態宣言を受け、最低7割、極力8割削減するよう呼びかけ（期間：R2.4.17～5.8）。また、緊急事態宣言が延長（5.15に解除）されたことを受け、5割を目途に削減するよう呼びかけ（期間：R2.5.8～5.15）

②令和3年8月26日 「まん延防止等重点措置」の適用を受け、7割を目途に削減するよう呼びかけ（期間：R3.8.27～9.12）

③令和4年2月8日 「まん延防止等重点措置」の適用に関する国との協議開始を受け、出勤者数の削減を呼びかけ（数値目標なし、期間：R4.2.8～3.6）

※上記に加え、感染状況等に応じて、改正通知等を適宜発出

④全国知事会での動き（1 / 4）

| 日付 | 概要 |
|-----------|---|
| 令和2年2月25日 | 第1回新型コロナウイルス緊急対策本部 ・全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部の設置について ・「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑制に向けた緊急声明」について |
| 3月5日 | 第2回新型コロナウイルス緊急対策本部 ・政府との意見交換 ・政府要請に係る全国知事会の対応状況等について ・神奈川県に対する医療用マスクの対応状況について |
| 3月26日 | 第3回新型コロナウイルス緊急対策本部 ・厚生労働省と全国知事会の意見交換会に関する報告について |
| 4月2日 | 第4回新型コロナウイルス緊急対策本部 ・全国知事会宣言について ・新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令等の一部改正について ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた今後の経済対策の策定等に向けた緊急要請について |
| 4月8日 | 第5回新型コロナウイルス緊急対策本部 ・打倒コロナ！危機突破宣言について ・「緊急事態宣言」を受けての緊急提言について |
| 4月17日 | 第6回新型コロナウイルス緊急対策本部 ・全国を対象とした「緊急事態宣言」の発令を受けての緊急提言について |
| 4月29日 | 第7回新型コロナウイルス緊急対策本部 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言について |
| 5月12日 | 第8回新型コロナウイルス緊急対策本部 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言(5月13日)について ・厚生労働省との意見交換における提案事項について ・雇用調整助成金等に係る緊急提言について |
| 5月20日 | 第9回新型コロナウイルス緊急対策本部 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言について ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の飛躍的増額に向けた緊急提言について |
| 7月19日 | 第10回新型コロナウイルス緊急対策本部 ・新型コロナウイルス感染症に関する緊急提言について |
| 8月8日 | 第11回新型コロナウイルス緊急対策本部 ・新型コロナウイルス感染症に関する緊急提言について ・お盆期間に向けたメッセージについて ・新型コロナウイルス対策検証・戦略WTの検討状況について |
| 9月26日 | 第12回新型コロナウイルス緊急対策本部 ・新型コロナウイルス感染症に関する緊急提言について |
| 11月23日 | 第13回新型コロナウイルス緊急対策本部 ・新型コロナウイルス感染症対策分科会提言(11/20)について ・新型コロナウイルスの感染拡大を受けた緊急提言について ・新型コロナ「第3波」警戒宣言！について |

<参考資料>

④全国知事会での動き（2 / 4）

| 日付 | 概要 |
|------------|---|
| 令和2年12月20日 | 第14回新型コロナウイルス緊急対策本部 ・「ご自身」と「大切な人」と「ふるさと」を守るために ～年末年始の過ごし方～について ・新型コロナウイルスの感染拡大を受けた緊急提言について ・地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の運用拡大について |
| 令和3年1月9日 | 第15回新型コロナウイルス緊急対策本部 ・新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受けた緊急提言について ・「新型コロナ感染爆発」絶対阻止宣言！ ～感染しやすい今、予防のレベルアップを～について |
| 2月6日 | 第16回新型コロナウイルス緊急対策本部 ・新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長を受けた緊急提言について ・新型コロナ感染収束に向けて頑張ろう宣言について |
| 2月27日 | 第17回新型コロナウイルス緊急対策本部 ・今後の新型コロナウイルス感染症対策についての緊急提言について ・新型コロナウイルスワクチン接種に関する各都道府県の取組状況・先進事例・課題等に関する調査結果について ・ワクチン接種を管理するシステムの都道府県調査について |
| 3月20日 | 第18回新型コロナウイルス緊急対策本部 ・緊急事態宣言解除を受けた今後の対策に係る緊急提言について ・みんなで新型コロナを抑えよう宣言について ・ワクチン接種特別対策チームによる取組成果の報告について ・全国知事会緊急提言への国の対応状況と今後の課題について |
| 4月4日 | 第19回新型コロナウイルス緊急対策本部 ・第4波の到来を受けた今後の新型コロナウイルス感染症対策についての緊急提言について ・新型コロナ「第4波危機」をみんなで抑えよう宣言について |
| 4月12日 | 第20回新型コロナウイルス緊急対策本部 ・第4波の到来を受けた今後の新型コロナウイルス感染症対策についての緊急提言について ・新型コロナ感染急拡大危機克服宣言について ・第3回新型コロナウイルスワクチン接種に関する都道府県調査結果～新型コロナワクチンの接種実績の公表等に関する調査～について |
| 4月19日 | 新型コロナウイルス緊急対策本部本部長・副本部長会議 ・第4波の到来を受けた今後の新型コロナウイルス感染症対策についての緊急提言について ・国民のみなさまへ ～ゴールデンウィークは移動を控えて、みんなで大切な「いのち」と「ふるさと」を守ろう～について |
| 4月24日 | 第21回新型コロナウイルス緊急対策本部 ・新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受けた緊急提言について ・移動を控え、大切な「いのち」と「ふるさと」を守ろう～ 緊急事態宣言に伴う緊急メッセージ ～について |
| 5月10日 | 第22回新型コロナウイルス緊急対策本部 ・新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更・期間延長等を受けた緊急提言について ・新型コロナ「変異株」に最大の警戒を！！について ・第4回新型コロナウイルスワクチン接種に関する都道府県調査結果（暫定版）＜高齢者接種の完了時期及び新たなワクチンが承認された場合の接種体制に関する調査＞について |
| 5月29日 | 第23回新型コロナウイルス緊急対策本部 ・緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の延長を受けた緊急提言について ・総力を挙げて「新型コロナ(変異株)」を抑えよう！！～緊急事態宣言延長に伴う緊急メッセージ～について |

<参考資料>

④全国知事会での動き（3 / 4）

| 日付 | 概要 |
|-----------|---|
| 令和3年6月19日 | 第24回新型コロナウイルス緊急対策本部 ・9都道府県の緊急事態宣言の解除等を受けた緊急提言について ・みんなで第5波を回避しよう！！について ・第6回新型コロナワクチンに関する調査結果（職域接種）について |
| 7月11日 | 第25回新型コロナウイルス緊急対策本部 ・緊急事態宣言の再発出等を受けた緊急提言について ・「ご自身」と「家族」、「ふるさと」を守る夏に！！について |
| 8月1日 | 第26回新型コロナウイルス緊急対策本部 ・全国的な感染再拡大を受けた緊急提言について ・感染防止を徹底しみんなで過去最大の危機を乗り越えよう！について |
| 8月20日 | 第27回新型コロナウイルス緊急対策本部 ・全国的な爆発的感染拡大を突破するための緊急提言について ・「爆発的感染拡大」を抑えて、みんなで危機を乗り越えよう！について |
| 9月3日 | 濱田知事がワクチンチームリーダーに就任 |
| 9月11日 | 第28回新型コロナウイルス緊急対策本部 ・緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の延長を受けた緊急提言について ・第5波収束に向け、感染防止を徹底して、みんなでコロナを克服していきましょう！について |
| 10月2日 | 第29回新型コロナウイルス緊急対策本部 ・緊急事態宣言等の解除を受けた緊急提言について ・再度の感染拡大を防ぐため、引き続き、感染対策を徹底しましょう！について |
| 11月21日 | 第30回新型コロナウイルス緊急対策本部 ・第6波への備えと日常生活の回復に向けた緊急提言について ・第6波への備えと日常生活の回復に向けてについて ・新型コロナウイルス感染症「第5波」検証等結果報告書について |
| 12月27日 | 新型コロナウイルス緊急対策本部役員会議 ・オミクロン株の感染拡大防止に向けてについて ・オミクロン株の感染拡大防止に向けた緊急提言について |
| 令和4年1月6日 | 新型コロナウイルス緊急対策本部役員会議 ・全国的な感染再拡大の防止について |
| 1月12日 | 第31回新型コロナウイルス緊急対策本部 ・全国的な感染急拡大を受けてについて ・全国的な感染急拡大を受けた緊急提言について |
| 1月21日 | 新型コロナウイルス緊急対策本部役員会議 ・オミクロン株の特性を踏まえた感染対策の確立について |
| 1月28日 | 第32回新型コロナウイルス緊急対策本部 ・みんなができる対策で「暮らしと健康」を守りましょう！について ・爆発的感染拡大を抑え「暮らし」・「健康」を守るための緊急提言について |
| 2月15日 | 第33回新型コロナウイルス緊急対策本部 ・家庭・職場・学校等での感染対策を強化しましょう！について ・全国的な感染拡大の早期抑制に向けた緊急提言について |

<参考資料>

④全国知事会での動き（4 / 4）

| 日付 | 概要 |
|-----------|--|
| 令和4年3月4日 | 第34回新型コロナウイルス緊急対策本部 ・年度末に向けて、改めて基本的な感染対策を！について ・全国的な感染拡大の長期化を受けた緊急提言について |
| 3月23日 | 第35回新型コロナウイルス緊急対策本部 ・感染再拡大防止に向けて 基本的な感染対策の徹底をお願いします！について ・まん延防止等重点措置の解除を受けた緊急提言について |
| 4月26日 | 第36回新型コロナウイルス緊急対策本部 ・感染再拡大の抑制と社会経済活動の両立に向けた緊急提言 ・感染再拡大防止に向けて基本的な感染対策の徹底をお願いします！ |
| 6月21日 | 新型コロナウイルス緊急対策本部役員会議 ・次の感染症危機への備えについて |
| 7月12日 | 第37回新型コロナウイルス緊急対策本部 ・新たな変異株の感染拡大防止に向けた緊急提言 ・更なる感染再拡大の防止に向けて |
| 8月23日 | 新型コロナウイルス緊急対策本部役員会議 ・現下の爆発的感染拡大に対応するための緊急声明 |
| 9月1日 | 第38回新型コロナウイルス緊急対策本部 ・B A. 5による感染拡大の早期抑制に向けて基本的な感染対策の徹底をお願いします！ ・B A. 5系統等による感染拡大の早期抑制に向けた緊急提言 |
| 10月26日 | 第39回新型コロナウイルス緊急対策本部 ・第8波の感染拡大を招かないために基本的な感染対策の徹底をお願いします！ ・第8波の感染拡大に備え的確に対応するための緊急提言 |
| 11月17日 | 第40回新型コロナウイルス緊急対策本部 ・暮らしと健康を守るため感染防止にご協力ください！ ・現在拡大しつつある感染の抑制に向けた緊急提言 |
| 12月23日 | 第41回新型コロナウイルス緊急対策本部 ・新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けについて ・第8波の感染拡大を早期に抑制するための緊急提言 ・年末年始の医療ひっ迫を防ぐため、落ち着いて基本的な感染対策の徹底をお願いします！ |
| 令和5年1月24日 | 新型コロナウイルス緊急対策本部役員会議 ・新型コロナウイルス感染症の位置付け見直しに向けた国と地方の協議について ・全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部「感染症法上の位置付けの見直しに関するワーキングチーム」の設置について |
| 4月26日 | 新型コロナウイルス緊急対策本部役員会議 ・新型コロナウイルス感染症の位置付け変更に係る対応に向けて |
| 7月7日 | 第42回新型コロナウイルス緊急対策本部 ・新型コロナウイルスの5類感染症移行後の課題等に関する提言 ・新型コロナウイルス緊急対策本部の今後の取組について |
| 8月30日 | 新型コロナウイルス緊急対策本部役員会議 ・10月以降の入院患者受入体制及び患者等に対する公費支援の取扱いについて |

⑤新型コロナウイルス感染症対策に関する予算

○ 県民の健康と生活を守ることを第一に考え、感染防止対策、事業の継続と雇用の維持対策を実施しつつ、デジタル化の推進など社会の構造変化に対応するため、必要な対策を講じてきた。

対策規模：約1,953億円 ※一般会計のみ、補正予算における減額分を除く

○：感染予防・感染拡大防止対策 ■：経済影響対策

| 年度 | 予算区分 | 予算額 | 主要対策の概要 |
|------------|-------|----------------|---|
| R元 | 2月補正 | 1.7億円 | ○介護、障害者福祉施設等へ配布するマスク、消毒液を購入 |
| R2 | 2月補正 | 5.5億円 | ■県単独融資制度（保証料・利子補給）を創設 |
| | 4月専決 | 54.8億円 | ○休業等要請に協力いただいた飲食店等に対する協力を創設（4/24～5/6） |
| | 5月補正 | 16.4億円 | ○医療従事者のコロナ感染症に係る特殊勤務手当を支援 ■高知観光リカバリーキャンペーンを展開（交通費助成等） |
| | 6月補正 | 200.3億円 | ○医療従事者、介護職員等に対して慰労金を支給 ■経営状況が厳しい事業者に対して、雇用維持に係る支援制度を創設 |
| | 9月補正 | 193.4億円 | ■リモートワーク等の拠点となるシェアオフィス等の整備を推進 ■新しい生活様式に対応するため事業者の設備投資を支援 |
| | 12月補正 | 27.9億円 | ○患者の入院病床を確保し医療提供体制を充実 ○営業時間短縮要請に協力いただいた飲食店等に協力を創設（12/16～12/30） |
| | 12月専決 | 24.0億円 | ○営業時間短縮要請の延長に伴い、協力を増額（～1/11） |
| | 1月専決 | 26.4億円 | ■営業時間の短縮要請等により影響を受けた事業者に対する給付金を創設 ■地産地消キャンペーン「コロナに負けるな！高知家応援プロジェクト」を展開 |
| | 2月補正 | 92.9億円 | ■経営状況が厳しい事業者に対して、従業員規模に応じた給付金を創設 ■県立高等学校等に1人1台タブレット端末を整備 |
| | 3月専決 | 33.4億円 | ■生活福祉資金貸付を積み増し ■県単独融資の後年度負担に備えた基金への積立 |
| R2計 | | 675.0億円 | |

○：感染予防・感染拡大防止対策 ■：経済影響対策

| 年度 | 予算区分 | 予算額 | 主要対策の概要 |
|------------|--------|----------------------|---|
| R3 | 当初 | 139.7億円 | ○感染者が療養するために必要となる病床を確保 ■各産業分野におけるデジタル化を加速 |
| | 5月専決 | 14.3億円 | ○営業時間短縮要請に協力いただいた飲食店等に協力金を支給（5/26～6/8 高知市、四万十市） |
| | 6月専決 | 10.2億円 | ○営業時間短縮要請に協力いただいた飲食店等に協力金を支給（6/9～6/20 高知市） |
| | 6月補正 | 99.8億円 | ○飲食店の感染防止対策促進のための認証・支援制度を創設 ■設備投資を伴う新たな取組に挑戦する事業者を支援 |
| | 8月専決① | 28.5億円 | ○営業時間短縮要請に協力いただいた飲食店等に協力金を支給（8/21～9/3 高知市、南国市、香南市） ■営業時間の短縮要請等により影響を受けた事業者に対する給付金（8・9月分）を支給 |
| | 8月専決② | 11.9億円 | ○まん延防止等重点措置適用による営業時間短縮要請の延長等に伴い、協力金を増額（8/27～9/12 高知市） ■事業活動に影響を受けた事業者に対する給付金（8・9月分）を増額 |
| | 9月専決① | 0.3億円 | ○営業時間短縮要請の延長に伴い、協力金を増額（9/4～9/12 南国市） |
| | 9月専決② | 8.9億円 | ○営業時間短縮要請の延長に伴い、協力金を増額（9/13～9/26 高知市） |
| | 9月補正 | 128.5億円 | ○入院病床・宿泊療養施設等の確保 ■雇用の維持に係る給付金による支援を拡充 |
| | 11月専決 | 16.3億円 | ■事業活動に影響を受けた事業者に対する給付金（8・9月分）の不足額を積み増し |
| | 12月補正 | 31.5億円 | ○「ワクチン・検査パッケージ」等の利用に必要な検査及び感染拡大傾向時の検査を無料化 ■観光トク割キャンペーンの対象範囲を拡大及び観光リカバリーキャンペーン（交通費助成）とあわせて期間を延長 |
| | 2月専決 | 37.1億円 | ○営業時間短縮要請に協力いただいた飲食店等に協力金を支給（2/12～3/6 県内全域） |
| 2月補正 | 16.2億円 | ■生活困窮者に対する相談・支援体制の強化 | |
| R3計 | | 543.2億円 | |

○：感染予防・感染拡大防止対策 ■：経済影響対策

| 年度 | 予算区分 | 予算額 | 主要対策の概要 |
|------------|-------|----------------|---|
| R4 | 当初 | 280.7億円 | ○入院病床や宿泊療養施設など医療提供体制を充実 ■県内の観光需要の回復に向けて、高知観光トク割キャンペーンを展開 |
| | 6月補正 | 9.4億円 | ○新型コロナウイルスワクチンの個別接種を促進 ■連続テレビ小説『らんまん』を生かした博覧会の開催に向けた環境整備 |
| | 9月補正 | 151.1億円 | ○入院病床・宿泊療養施設を確保する等医療提供体制を充実 ○国から全国一律の感染者の全数把握の見直しの方針が示されたことを受け、重症化リスクが低く症状が軽い方について、相談・支援を行う体制を整備 |
| | 12月補正 | 1.7億円 | ○介護サービスや障害福祉サービスの継続に必要なかかり増し費用を支援 |
| | 2月補正 | 78.0億円 | ○入院患者を受け入れるための病床の確保 ○保育所・幼稚園、放課後児童クラブ等における感染防止対策の実施 |
| R4計 | | 520.9億円 | |
| R5 | 当初 | 211.9億円 | ○入院患者を受け入れるための病床の確保 ○市町村と連携した円滑なワクチン接種の推進 |

⑥国への政策提言

(概要)

国と地方が連携しながら感染予防や感染拡大防止に向けた対策を徹底して実施していくこと、あわせて、日々の生活や健康などに対する県民の不安を払拭し、経済に与える影響を最小限にとどめ、地域経済を立て直していくため、国に対して積極的に緊急提言を行った。

| 提言日 | 提言内容 |
|-----------|---|
| 令和2年3月26日 | 新型コロナウイルス感染症対策のための緊急提言 (感染予防・感染拡大防止対策、経済への影響対策、事態収束を見据えた地域経済対策) |
| 5月22日 | 新型コロナウイルス感染症対策のための緊急提言(第2弾) (第2波・第3波に備えた感染防止策、経済への影響対策、経済活動の回復と社会構造変化への対応) |
| 5月22日 | 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」及び国による「実施無利子・無担保融資」に関する提言 |
| 6月11日 | 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」に関する提言 |
| 9月14日 | 新型コロナウイルス感染症対策等のための緊急提言(第3弾) (感染予防、感染拡大防止への対策、経済への影響対策、経済活動の回復と社会構造変化への対応、令和3年度以降の総合的な対策の継続) |
| 12月28日 | 新型コロナウイルス感染症対策等のための緊急提言(第4弾) (感染拡大防止、医療提供体制の確保、経済への影響対策) |
| 令和3年1月19日 | コロナ禍における中小事業者の経営支援に関する緊急提言(13道県連名) |
| 7月24日 | 新型コロナウイルス感染症対策に関する提言 (ワクチン接種の円滑な実施、デルタ株などの変異株への対応、緊急包括支援交付金の拡充 など) |
| 11月4日 | 新型コロナウイルス感染症対策に関する提言 (地方創生臨時交付金の増額、新たな持続化給付金の創設、観光事業支援 など) |

⑦高知県議会の活動状況（1 / 2）

- 新型コロナウイルス感染症対策及びそれに関連する事項について部局横断的な調査、検討をおこなうため、「新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会」を設置（設置期間：R2.3.23～R5.4.29）
- 議員提案による「高知県新型コロナウイルス感染症に関する条例」を全会一致で可決(R3.7.8)、制定(R3.7.16)

○新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会

| 回数等 | 開催日 | 調査・検討事項等 |
|---------------|----------|---|
| 第1回 | 令和2年4月6日 | ○正副委員長の互選 |
| 第2回 | 4月8日 | ○新型コロナウイルス感染症の影響について ・参考人招致による各種団体からの意見聴取 高知県信用保証協会、高知市商店街振興組合連合会、 高知県旅館ホテル生活衛生同業組合、(一社)高知県医師会、 (一社)高知県バス協会 |
| 第3回 | 4月10日 | ○新型コロナウイルス感染症の影響について ・参考人招致による各種団体からの意見聴取 高知県農業協同組合中央会、(公社)高知県宅地建物取引業協会、 (福)高知県社会福祉協議会、高知県社会福祉法人経営者協議会、 飲食業関係、高知県社会保険労務士会 |
| 第4回 | 4月16日 | ○新型コロナウイルス感染症対策について ・各種団体からの要望に対する県の方向性、現状と課題、取組状況 について説明 危機管理部、健康政策部、地域福祉部、文化生活スポーツ部、 公営企業局、産業振興推進部、中山間振興・交通部、観光振興部 |
| 第5回 | 4月17日 | ○新型コロナウイルス感染症対策について ・各種団体からの要望に対する県の方向性、現状と課題、取組状況 について説明 教育委員会、県警本部、商工労働部、農業振興部、 林業振興・環境部、水産振興部 |
| 第6回 | 4月24日 | ○要請書について協議 |
| 要請活動 | 4月24日 | ○高知県新型コロナウイルス感染症対策本部長(知事)に対して要請活動 |
| 第7回 | 5月14日 | ○報告書について協議 |
| 第8回 | 5月20日 | ○委員長報告について協議 |
| 令和2年 5月臨時会 | 5月22日 | ○委員長報告（中間報告） |

<参考資料>

⑦高知県議会の活動状況（2 / 2）

| 回数等 | 開催日 | 調査・検討事項等 |
|---------------|-----------|--|
| 第9回 | 令和2年6月16日 | ○国の第2次補正予算における新型コロナウイルス感染症対策について ○感染防止対策・経済影響対策の検討状況について |
| 第10回 | 9月9日 | ○県内の感染状況等について ○当委員会からの要請に係る対応の状況について |
| 第11回 | 令和3年1月19日 | ○医療提供体制の確保について ・参考人招致による意見聴取 高知医療センター ○県内の感染状況と対応、地方創生臨時交付金の活用状況と今後の見込み、国の第3次補正予算の概要について ○新型コロナウイルス感染症対策に係る県条例制定の必要性について |
| 第12回 | 1月27日 | ○新型コロナウイルス感染症対策関連条例の制定に係る執行部の見解について ○条例制定に向けた検討について |
| 第13回 | 2月1日 | ○新型コロナウイルス感染症対策関連条例の制定に向けた当委員会での検討について |
| 第14回 | 2月16日 | ○令和3年度当初予算案等における新型コロナウイルス感染症対策の概要について |
| 第15回 | 8月24日 | ○県内の感染状況について ○県の対応方針について |
| 第16回 | 令和4年1月28日 | ○県内の感染状況について ○県の対応方針について |
| 第17回 | 4月6日 | ○副委員長辞任及び互選について |
| 第18回 | 9月16日 | ○県内の感染状況と対応方針について ○影響を受けている県内事業者の状況について |
| 第19回 | 令和5年2月21日 | ○活動報告書について協議 |
| 第20回 | 3月17日 | ○活動報告書について協議 ○委員長報告について協議 |
| 令和5年 2月定例会 | 3月22日 | ○委員長報告（中間報告） |

新型コロナウイルス感染症対策に関する記録

令和5年9月発行

編集・発行 高知県 危機管理部 危機管理・防災課